

# 日本における盲啞学校の展開に関する研究

—愛知県内盲啞学校 3 校を中心にして—

吉田 直美

# 題目：日本における盲啞学校の展開に関する研究

## -愛知県内盲啞学校3校を中心にして-

序章 研究の課題と方法	1
第1節 研究の目的	1
第2節 先行研究の検討	4
(1) 通史としての特殊教育史・障害教育史研究-盲教育・聾教育の学校教育 形態としての先駆的位置付けの検討-	4
(2) 盲啞学校に関する史的研究-盲啞学校の成立と展開-	8
(3) 盲啞学校における職業教育に関する研究	9
(4) 盲啞学校における教育方法に関する研究	10
(5) 盲啞学校に関する新たな研究動向	11
第3節 研究の課題と方法	12
(1) 時期区分	12
(2) 研究の課題及び方法	14
第4節 研究の対象校と史料の概要	16
(1) 対象校	16
① 豊橋校	16
② 名古屋校	17
③ 岡崎校	18
(2) 主な史料の概要	18
① 豊橋校に関する史料の概要	18
② 名古屋校に関する史料の概要	18
③ 岡崎校に関する史料の概要	19
第1章 初期盲啞学校の設立とその特質	26
第1節 近代学校制度と廃人学校	26
第2節 京都盲啞院と楽善会訓盲院の設立	31
第3節 京都盲啞院(京都府立盲啞院・京都市立盲啞院)と楽善会訓盲院 (東京盲啞学校)の特質と愛知県内盲啞学校3校に与えた影響	34
第4節 愛知県における盲啞学校の基盤の形成	39
(1) 愛知県内盲啞学校3校の概要と就学者の推移	40

(2) 盲啞学校 3 校の学校基盤の形成	42
(i) 授業料	42
(ii) 補助金	43
(iii) 寄付金	47
(3) 名古屋校の公立移管	51
(4) 3 校における学校基盤形成の取り組み	52
まとめ	53

## 第 2 章 盲啞学校の就学の実態と保護的機能 65

第 1 節 全国的な盲啞学校数と就学者の推移	65
第 2 節 愛知県内盲啞学校 3 校の就学に関する実態	71
(1) 「名古屋校啞(聾啞)部データベース」の概要	71
(2) 就学形態	80
(3) 就学者数	84
(4) 中途退学	88
第 3 節 就学期間と盲啞学校の保護的機能	91
(1) 3 校における就学者の就学期間	91
(2) 名古屋校における就学期間の実態	92
まとめ	95

## 第 3 章 盲啞学校における技芸科の履修の実態 105

第 1 節 技芸科における職業教育の全国的な動向	105
第 2 節 名古屋校における技芸科の履修の実態	114
(1) 「名古屋校啞(聾啞)部技芸科履修者一覧」の概要	114
(2) 技芸科履修者数の推移	119
(3) 技芸科の履修期間	122
(4) 兼修率からみる兼修の実態	124
第 3 節 盲啞学校卒業生の進路	127
(1) 名古屋校	127
(2) 豊橋校	128
(3) 岡崎校	130
まとめ	131

第4章 盲啞学校における口話式聾教育の形成-名古屋校における実践を中心に-	138
第1節 口話式聾教育の開始	139
第2節 創設期の名古屋校と橋村徳一の教育的関心	143
第3節 研究期の名古屋校における口話による教授法の研究とその特徴	145
第4節 実践期における口話による教授法から口話式聾教育への転換	153
まとめ	162
終章 展開期における盲啞学校の学校基盤の形成と盲・聾啞者教育の定着	174
第1節 盲啞学校における学校基盤の形成と盲・聾啞者教育の定着	174
第2節 本研究において残された課題	181
参考文献	184
資料	193
橋村徳一著書・論文リスト	
愛知県立名古屋盲学校所蔵史料リスト	
愛知県立名古屋聾学校所蔵史料リスト	
愛知県立千種聾学校所蔵史料リスト	
愛知県立岡崎盲学校所蔵史料リスト	
愛知県立岡崎聾学校所蔵史料リスト	
愛知県立豊橋聾学校所蔵史料リスト	
『名古屋市立盲啞学校啞部・聾啞部出席表』(写真)	
名古屋市立盲啞学校『写音レコード』(写真)	
名古屋市立盲啞学校『大正六年起 学則変更ニ関スル申請及認可書』(写真)	
長岡重孝「書簡」(写真)	
名古屋市立盲啞学校『聾国語読本 卷一』(写真)	
名古屋市立盲啞学校『聾国語教本 卷一』(写真)	

## 序章 研究の課題と方法

### 第1節 研究の目的

障害者教育の歴史では、視覚・聴覚障害者教育は障害者教育の端緒として捉えられている。その理由としては、17世紀頃より視覚障害者の徒弟教育が見られること、京都盲啞院(1878 [明治11]年)から始まる盲啞学校の設立が日本の視覚・聴覚障害者に対する学校教育の開始であったことが挙げられる。

それに対して他の障害者教育は、1891(明治24)年に滝乃川学園(知的障害児教育)、1921(大正10)年に柏学園(肢体不自由児教育)などが設立されているが、それらは福祉施設としての位置付けで、戦前に唯一存在した学校は大阪市立思斉学校(知的障害児教育)であり、その設立は1940(昭和15)年であった。知的あるいは肢体不自由者教育の学校制度への組み入れは視覚・聴覚障害者教育と比較すると極めて後進的であった。つまり、視覚・聴覚障害者教育は、日本の障害者教育の黎明といえるのである。したがって、障害者教育の成立と展開を近代学校制度との関連で捉えるためには、視覚・聴覚障害者教育、つまり盲啞学校に焦点をあてる必要がある。

盲啞学校に関する歴史的な研究としては、中野善達や加藤康昭<sup>1)</sup>を始めとする研究によって、楽善会訓盲院(東京府)、京都盲啞院(京都府)、高田訓矇学校(新潟)、福島訓盲学校(福島県)、東海訓盲院(静岡県)、八戸盲啞院(青森県)、青森盲啞院(青森県)、長崎盲啞院(長崎県)、和歌山盲啞院(和歌山県)、福岡盲啞院(福岡県)の成立過程が明らかにされている。また、中村満紀男、岡典子、佐々木順二らに代表される研究では、「盲学校及聾啞学校令」の意義や本質の究明に焦点化し、盲啞学校における就学形態<sup>2)</sup>や職業教育の実態<sup>3)</sup>等を検討している。ところが、これらの研究は断片的であり、盲啞学校の全体像を明らかにしているとは言い難い。

川本宇之介は、視覚・聴覚障害者教育の発足について次のように述べている。

さらに注目されることは、…教育に関する国家の義務観念の希薄と相俟って、盲ろう児の教育は慈善事業視されていたことである。…盲ろう学校は、小学校令に明らかに規定されているにもかかわらず、大正時代になっても、内務省ではこれをいわゆる感化救済事業の一種と認めて、その所管事項としていた<sup>4)</sup>。

このように、盲啞学校は障害者救済という慈善的目的から設立された。佐々木順二・中村

満紀男によれば、大正期から昭和期にかけて、盲啞学校の枠組みは「慈善」から「教育」へと転換する<sup>5)</sup>。この転換期である大正期には障害者問題、視覚・聴覚障害者に関していえば、就労困難、非行等が問題として挙げられていた<sup>6)</sup>が、この転換過程の盲啞学校の様相に関する実証的な研究は十分になされていない。さらに、盲啞学校における職業教育や教育方法は、盲啞学校を特徴付ける諸相であり、盲啞学校の根幹であったにもかかわらず、それらを視点とした盲啞学校の歴史的意義の検討に重点が置かれることがなかった。

本研究では、このような盲啞学校史研究の現状を踏まえて、明治後期から大正期にかけて設置された盲啞学校に着目し、盲啞学校における視覚・聴覚障害者教育の定着と定着過程を解明することを目的としている。特に盲啞学校の学校基盤の形成に注目し、学校が存続し、展開していく中で行われた職業教育や教育方法の形成過程と定着の様相を明らかにする。それによって、日本の盲啞学校が公教育において障害者を対象とした教育を展開したという歴史的意義を浮かび上がらせる。このために、本研究では、愛知県内に設置された3校の盲啞学校、すなわち私立豊橋盲啞学校・名古屋市立盲啞学校・私立岡崎盲啞学校を中心とし、これら3校の実践や就学者に着目して、その実態を検証する。

本研究において重視するのは、盲啞学校の実践や就学者の様相を実証的に解明することである。具体的には、盲啞学校における就学者の保護や援助といった社会的側面と盲啞学校の維持・運営といった経済的側面から検証を行う。例えば、近代以前の視覚障害者は、当道座<sup>7)</sup>に代表される徒弟制度の中で教育された<sup>8)</sup>。しかし、近代以降、このような徒弟制度は、視覚障害者の芸能組織・職業集団であった当道座が解体され、按摩や鍼業等の視覚障害者の職業が免許制になったように、徐々に変化する。その後、視覚障害者の生活に直結した技能を授ける場となったのが盲啞学校技芸科であった。技芸科が現在の聾学校や盲学校にも継承されていることに鑑みれば、技芸科の盲啞学校への定着は盲啞学校の存在意義に直結する極めて重要な障害者教育史上の変化であるといえる。しかし、技芸科の就学形態の全容は解明されていない。したがって、技芸科がどのように視覚・聴覚障害者に関与したかという点を事実即して分析する必要があると考える。

また、盲啞学校の教育方法に関して、大正期の名古屋市立盲啞学校は、口話式聾教育(読唇と発語を促す聾啞児のための教育法)の先進実践校として全国的に知られていた。2代目校長橋村徳一をはじめとする教員達は、口話式聾教育の研究、実践のみでなく、聾啞児用教科書の編纂、技芸科の整備等、盲啞学校の基幹の構築者として、広く業績を認められていた。しかし、橋村については口話式聾教育との関連を検討する論文がわずかに残されているのみで、橋村の校長としての業績や教育観を視点とした研究はこれまでされてこなかった。口話式聾教育に関しては、大正期から戦後にかけての聾教育における中心的教育方法であったことから、その形成過程と口話式聾教育の特質について検証する必要がある。

盲啞学校の経済的側面については、例えば、私立名古屋盲学校が、私立名古屋盲啞学校に拡張するときの様子は、以下のように記されている。

盲啞学校ハ私立名古屋盲学校私立豊橋盲啞学校ノ二校アルノミ名古屋盲啞学校ハ本年四月ノ創立ニシテ普通技芸ノ両科ヲ有スルモ現今ニアリテハ普通盲生男生十名ヲ有スルノミ之レヲ一学級トナス修業年限六ヶ年ニシテ教員ハ男二名女一名ナリ…二校トニ経費ハ授業料ニヨルノ外有志者ノ寄附金ト郡及ビ町ヨリ交付スル補助金トニヨリ基礎未ダ固ナラズ従テ校舍校地図書器機等ノ設備ニ至リテハ不完全ヲ免レス<sup>9)</sup>

このように、学校開設後の維持・運営のための経費は、授業料の他、篤志家の寄付金と郡及び町から交付される補助金に依っていた。しかし、名古屋市立盲啞学校のように、校舍をはじめとする校地、図書や教育機器といった設備に至ってはどの学校も不完全を免れない状態であった。佐々木順二・中村満紀男は、「大正期の福岡盲啞学校における株式会社聾啞工芸品製作所設立の経緯と理念」(2001)において、福岡盲啞学校を事例として、歳入予算の推移を検証し、福岡盲啞学校の財政の逼迫状況を明らかにしている<sup>10)</sup>。また、佐々木順二は、「和歌山県立盲啞学校の創設期(大正4~大正11年)の教育的課題と和歌山聾啞興業会設立の経緯」(2005)において、県費補助額と学校が抱えていた課題への経費との関連から和歌山県立盲啞学校の財政基盤の脆弱さを指摘している<sup>11)</sup>。このように、財政的貧窮によって、盲啞学校は学校の維持・運営に困難を抱えていたことが明らかにされている。しかし、盲啞学校が、財政的貧窮に直面しながらどのように学校の維持・運営を図ったかという点の実証的な研究は十分ではなく、一つでも多くの事例を実証的に検証する必要がある。

本研究は、このような視点に基づき、愛知県内盲啞学校3校を中心として、学校の維持・運営、盲啞学校の就学の実態、盲啞学校において行われた職業教育や教育方法を解明することを基本的な課題とする。課題については、本章第3節で詳述する。

対象として愛知県内盲学校3校を選んだ理由は、まず、3校が初期盲啞学校期といわれる<sup>12)</sup>1900年代にほぼ同時期に設立されたことである。3校の事例研究によって、日本における盲啞学校の展開期の特徴の一端を提示することができると思われる。2点目に、当時の記録文書が比較的多く残されていることである。盲啞学校は、京都盲啞院(1878[明治11]年)設立を端緒として、「盲学校及聾啞学校令」によって法令上盲学校と聾啞学校に分離されるまで近代学校制度上に存在した学校である。50年に満たない間の設立期間と設立数の少なさ<sup>13)</sup>から、史料の焼失・紛失等によりそれらの入手が非常に困難な現状がある。盲啞学校が歴史研究として成立し難く、今日においてもその全容が解明されていないのは、この点に起因すると思われる。しかし、愛知県内に設立された3盲啞学校は、火災や学校移転によって史料

の焼失・紛失が見受けられるものの、盲啞学校の地域における成立と展開過程を明らかにする研究を行うにあたっての十分な史料を入手することが可能であった。3校の主な史料については、本章第4節において詳述する。

以下、名古屋市立盲啞学校は名古屋校、私立豊橋盲啞学校は豊橋校、私立岡崎盲啞学校は岡崎校と表記する。

## 第2節 先行研究の検討

本研究を進めるために、盲啞学校が成立し展開していく明治期・大正期の視覚・聴覚障害者教育に関する先行研究を検討する。

### (1) 通史としての特殊教育史・障害教育史研究-視覚・聴覚障害者教育の学校教育形態としての先駆的位置付けの検討-

荒川勇によると、「特殊教育」という用語は 1881(明治 14)年の「文部省事務取扱規則」に初めて登場し、その概念は、「専門学校ならびに実業学校及び『盲啞院』を含む各種学校の教育を総称する」<sup>14)</sup>のものであった。平田勝政はこの「特殊教育」の概念形成に着目し、「特殊教育」は特別な教育施設における教育の総称、すなわち「場所の特殊性」に着目した概念であった<sup>15)</sup>が、1920年代に「社会教育」の一環として文部省が行った積極的な振興策<sup>16)</sup>により、さまざまな障害を包括する用語として普及・定着した<sup>17)</sup>ことを明らかにしている。

これらの先行研究によれば、日本の特殊教育史は、19世紀末、1880年代から始まっているといえるが、特殊教育に関する研究は1930年代から見られる。代表的な研究としては、樋口長市による『特殊教育学』、川本宇之介による『総説特殊教育』があげられる。

樋口は、『特殊教育学』において、古代から1930年代までを時期区分し、各障害者教育の発達史を記述している。特徴的であるのは、それぞれの時期において、まず西欧の各障害者教育の発達史に多くのページを割いて記述し、その後に日本における現象を記述している点である。特殊教育の全体を歴史的に把握する上でその後の研究にも大きな影響を与えているが、西欧の特殊教育発達史の記述に比べると、量的な点で日本のそれはかなり希薄である。川本は「元来、本邦の特殊教育の歴史は短く、かつ、その資料が不備であるので、自然と、よくわかっている西洋のことを詳細にあげ、日本のは簡単になりやすい」<sup>18)</sup>と方法論的視点から樋口を批判している。川本が「明治以後における発達に関する資料をあまりあげていない」<sup>19)</sup>と指摘するように、樋口による日本に関する特殊教育発達史では、古代から18世紀にかけては視覚障害者の歴史が詳述されているが、明治以降勃興した盲啞学校に関する記述

は非常に概観的な叙述で終始している。樋口は、日本における聴覚障害者教育の開始は古河太四郎による京都侍賢小学校における聴覚障害生への教授であり、視覚障害者教育の開始は東京の訓盲院と侍賢小学校における視覚障害生への教授であるとしている<sup>20)</sup>。

川本は、教育論の構築に関して、「まずこれを歴史的発達的面より考察し、ついで対象を科学的に分析して、教育原理にてらして、その理念、目標および方法施設等を考察」<sup>21)</sup>するというプロセスを重んじた。このような独自の研究方法により執筆された『総説特殊教育』は、第一編「特殊教育発達史」、第二編「特殊教育本論」、第三編「特殊教育と福祉施設との管理制度」という構成になっている。143 ページにも及ぶ第一編「特殊教育発達史」においては、「時代と部門とを追って、その起源と発達を書く方式」<sup>22)</sup>によって多くの文献を基に、欧米・アジア・日本における特殊教育の起源と発達の歴史を叙述している。西欧に関しては、特殊教育と慈善・人道主義との関連を述べた上で、視覚障害者教育、聴覚障害者教育の発達を記述している。また、日本の叙述に関しては、統計や資料を多用した分析・比較によって実証的な内容となっている。例えば日本において明治期に設立された訓盲院や盲啞院がなぜ「院」と称したのかという点を、それを西欧が起源の保護的収容施設であったアサイラム(Asylum)やインスティテューション(Institution)の訳であったことを明らかにし、その背景として思想面における教育事業と社会事業の未分化があったことを考察している<sup>23)</sup>。

川本による「特殊教育発達史」では、特殊教育の発足は京都盲啞院と楽善会訓盲院(東京)である。「学制」に明記された「廃人学校」については、「廃人は何を意味するか不明であるが、多分盲人・聾・啞者・肢体不自由者・精神薄弱者・白痴等を含んでいる」<sup>24)</sup>とし、「この種の学校は全然設立されなかったのは、当然であるといって差支ない」<sup>25)</sup>と特殊教育の実態としてはなかったととらえている。

川本は、「特殊教育本論」において、各障害に分類した記述を避けている。この理由について川本は次の3点を挙げている。

特殊教育の対象は、少なくとも五、六広く考えると十種目以上にもなる。…いかに詳述しようとしても、五百ページの単行本でも、対象別にはせいぜい、十また二十ないし、二、三特別のものに対して、三、四十ページ程しか与えられないであろう。…各種別に教育方法等にまで記述することはできない。したがってその各論は、各部門的に漠然たる概念が羅列的に並べられるに過ぎなくなってしまう。…第二の理由は、少なくとも教育対象が十種以上にもなる部門別の教育を一人で記述することは、到底不可能である。専門分野でない場合には、記述が統一されず断片的な事項の羅列で終わってしまう。…第三は、著者の専門ではない部門については、その専門家によって書かれたものを加える時にはつぎはぎしたものとなり、魂のこもったものでなくなり、

どこかに空疎な感のするとなることが起こりやすい<sup>26)</sup>。

このように、川本は、各障害を類別しないという独自の研究方法により、縦断的あるいは横断的に特殊教育全般を明らかにしているといえよう。その点では、樋口による研究とは、研究方法という点で異なっているが、総じて、視覚・聴覚障害者への教授あるいは盲啞学校を特殊教育前史として位置付けている点は共通している。

戦後間もなく成立した「身体障害者福祉法」は、障害種を明確に規定している。この法は、「身体障害者」という用語を初めて公的に使用したものであり、法の制定以降、「障害」が人を形容する用語として法曹界や教育現場で頻繁に使用されるようになった。したがって、樋口や川本らの通史としての特殊教育史には、その名称を「障害児教育史」あるいは「障害者教育史」と転換させて叙述される傾向が見られるようになった。

前述したように、川本は樋口の『特殊教育学』に見られる、通史における並列的な障害種別叙述を批判しているが、樋口の研究方法の流れはその後長く継承された。例えば、『障害児教育史』では、障害者処遇の変遷を歴史的に記述することで障害者の教育権の獲得の過程を明らかにしているが、その記述は、「盲教育史」、「聾教育史」、「肢体不自由教育史」、「精神薄弱教育史」と類別されている。

「盲教育史」においては、「わが国において盲教育の歴史を世界史的展望のもとに書いたものは川本宇之介の先駆的業績を除いてほとんど見あたらない」<sup>27)</sup>としつつ、近代視覚障害者教育の先進国であったイギリスと日本を対比させて公教育に関する政策、運動に焦点化するという独自の視点で史的考察を行っている。1890年代前後に成立した小規模の鍼灸講座会や盲人教育会を日本型盲学校の原型であるとしているところに、1900年代以降の盲啞学校の成立の背景の一端を見出すことができる。つまり、加藤康昭によれば、「盲人が生活を守るため自己教育の組織として設立し」、「親方層に代わる徒弟教育の機能を果たすようになる。」<sup>28)</sup>という盲啞学校の社会的位置付けである。

「聾教育史」では、聴覚障害者教育の成立と方法に関する重点的事項をイギリス・アメリカ・ドイツ・フランス・日本と並列に記述している。盲啞学校の先駆を京都盲啞院、樂善会訓盲院とし、盲啞学校設立の契機を山尾庸三の建白書に見ている<sup>29)</sup>。日本における聴覚障害者教育の拡張を専ら盲啞学校におけるものとして記述している。この点は、近代以前に「徒弟教育」の歴史があった「盲教育史」との大きな差異であると捉えられ、その差異が障害種ごとの歴史記述を自然な流れとしたと考えられる。

荒川勇・大井清吉・中野善達『日本障害児教育史』は、『障害児教育史』を踏襲している。障害児教育の発足・整備・拡大を戦前・戦後と時代を区切って考察している。本書の特徴は、障害児の社会的立場や処遇、障害者観を軸に歴史的描写を試みている点にある。本書では、

障害児教育史の起源は京都盲啞院、楽善会訓盲院とする一方で、それ以前に視覚障害・聴覚障害児を主体とした寺子屋教育や海外からの知識の移入等、近代障害児教育の準備期間があったと述べている。

文部省編『特殊教育百年史』も記述方法としては、『障害児教育史』を継承するものである。また、『日本障害児教育史』と同様に、時期を戦前と戦後に分けている。第一編「戦前の特殊教育」では、視覚障害者・聴覚障害者教育と他の障害が、明確に分離されて記述されている。総説において、「我が国の特殊教育は、まず明治十一年の盲啞院の創立、そしてこれと相前後して準備が始められ同十三年に授業を開始した楽善会訓盲院によって、学校教育という形態で始められた」<sup>30)</sup>と述べられているように、京都盲啞院と楽善会訓盲院は近代学校制度上の学校として位置付けられている。盲啞学校については、1900年代から1910年代にかけての盲啞学校の増加を「盲・聾教育の拡充」<sup>31)</sup>と表現している。

このように、通史としての特殊教育史・障害児教育史研究では、視覚障害者教育と聴覚障害者教育は障害種別に研究される傾向があった。一連の研究から、視覚障害者教育・聴覚障害者教育は障害者教育としては先駆的に開始されたことが明らかにされている。その中でも、視覚障害者・聴覚障害者を対象にした盲啞学校の成立と展開に関する歴史は盲教育史・聾教育史の双方に包含され、盲啞学校は近代学校制度上の学校として位置付けられている。

高橋智は、「障害児教育史研究の課題と展望-1980年代以降の研究動向-」(1993)において障害児教育史研究のレビューを行っている。戦後から1992年までに発表された、戦前期を対象とした567件の障害児教育史研究を、①研究史・方法論②通史研究③特別学級研究④大正新教育、大正デモクラシーと障害児教育史⑤戦争・軍隊と障害児教育史研究⑥地域障害児教育史研究⑦制度史・政策史⑧理論史・学説史⑨思想史・人物史⑩方法史・実践史⑪運動史に分類して検討し、今後の課題を提示している<sup>32)</sup>。本研究に関連する通史研究としては、西田美昭(1985)による「京都盲啞院」と障害児教育の関連、芦田千恵美(1982)による視覚障害者問題と救済事業における視覚障害児教育の形成主体の問題を取り上げている。さらに高橋智は、「日本障害児教育史・障害者問題史研究の課題と展望-1990年代以降の研究動向-」(2003)において1990年代以降に刊行された335件の障害児教育史研究のレビューを行っている。335件の研究を分類して全体動向を概括した後で、①国民国家と近代の障害者問題②健康・衛生と病者・障害者問題③戦争と障害者問題、優生思想・優生学④総力戦・戦時動員体制と障害児教育・福祉問題⑤「特別な教育的配慮」の歴史的系譜と「教育福祉」問題史に分類し、レビューを行なっている<sup>33)</sup>。「特別な教育的配慮」の歴史的系譜においては、戸崎敬子による戦前特別学級史研究、土方苑子による東京市を事例とした多様な初等教育機関と小学校との関連、小川克正による「特別教育」や「特殊教育」という用語・概念の変容に関する研究等を取り上げている。また、小川利夫をはじめとする「教育福祉」問題研究につい

て取り上げ、1970年代後半から開始されている名古屋大学社会教育研究室を中心とする研究成果を紹介している。中でも、辻浩(1995)の研究に関しては、「社会事業的社会教育史」が対象とする問題領域が「子どもの保護・育成と感化教育・校外教育」、「子どもの就学奨励と特別学級・貧民学級」、「窮民の自立援助とセツルメント・方面委員制度」等に拡張していること、窮民の「教育的救済」が「社会事業的社会教育」における領域概念であることを確認している<sup>34)</sup>。

## (2) 盲啞学校に関する史的研究-盲啞学校の成立と展開-

盲啞学校に関する史的研究は、中野善達・加藤康昭による研究が先鞭をつけている。中野・加藤は、『わが国特殊教育の成立』において、幕末期における欧米の障害児教育の日本への移入過程やその内容と明治初期の日本における視覚障害者・聴覚障害者教育の成立を豊富な資料で楽善会訓盲院と京都盲啞院の成立を実証的に検証している。特に京都盲啞院の成立の過程では、保護者の教育需要や京都府の取り組み等、院成立の背景にも着目し詳細に分析し、成立過程に影響を及ぼした条件、すなわち、先駆的思想と府の対応、就学の経済的保障を明らかにした。また、楽善会訓盲院の低調な就学状況を、学校理念と保護者の教育要求との食い違いにあることを京都盲啞院と比較して述べている<sup>35)</sup>。このように、中野・加藤による研究は、盲啞学校の萌芽的存在である楽善会訓盲院と京都盲啞院の成立過程を断片的な史料の紹介のみでなく、実証的に追究している点で、その後の盲啞学校研究に影響を与える成果を残した。

1980年代以降、各地域の盲啞学校の成立を中心に考察した研究が発表されるようになった。北野与一は「石川県の障害児教育成立に関する一考察-障害児学校及び障害児学級の成立事情について-」(1981)で障害種別の成立の経緯と相互の関連事情を検討している<sup>36)</sup>。安藤房治は、「青森県障害児教育史：盲・聾教育の創始と八戸盲啞学校の設立」(1984)<sup>37)</sup>「青森県障害児教育史-青森盲啞学校の設立と戦前における展開-」(1993)<sup>38)</sup>において、青森県内に設立された八戸盲啞学校と青森盲啞学校の設立と展開過程を、主に青森県統計書や各学校記念誌から考察している。特に八戸盲啞学校の設立過程の解明では、設立に至る原動力を篤志家の財政的援助、郡や町からの公的補助、文部省や県からの行政対応においている。これらの研究により、全国に点在した盲啞学校の実態が少しずつ明らかにされ始めたが、史料の発掘と紹介にとどまる傾向があった。平田勝政・菅達也の長崎県障害児教育史に関する一連の研究<sup>39)</sup>は、このような傾向を打破し、明治期から大正期にかけての長崎県盲啞学校の設立と展開過程を一次史料から実証的に解明しようとした労作である。平田・菅によれば、長崎県盲啞学校の県立移管の実現には、大正デモクラシーを背景とした思想と運動が関与していた。

### (3) 盲啞学校における職業教育に関する研究

2000年代に入ってから、平田・菅の研究方法を踏襲する、すなわち、盲啞学校の実態を一次史料から実証的に検証する研究がみられるようになった。従来の研究が学校の成立と展開過程の解明にあったことに対して、これらの研究は、多様な視点からの実態分析を行なっている。その一つが職業教育に関する研究である。代表的なものとして、中村満紀男・岡典子・佐々木順二らの一連の研究が挙げられる。

佐々木順二・中村満紀男は、「大正期の福岡盲啞学校における株式会社聾啞工芸品製作所設立の経緯と理念」(2001)において、大正期の福岡盲啞学校を事例として、盲啞学校が抱えていた問題、すなわち、盲啞学校における学校の維持・経営のための財政的基盤の脆弱さと卒業生の就労の困難を解明している<sup>40)</sup>。技芸科の肯定的側面として、盲啞教育の実利性を地域社会に知らしめる成果について評価をしているが、その一方で、学校の財政基盤の脆弱さや卒業生の就労困難といった問題が技芸科の限界であったと負の側面についての考察を行っている。財政的制約及び財政困難があったために、学校は授産施設を設立し<sup>41)</sup>、また、裁縫科のみの維持など、技芸科の縮小があったとしている<sup>42)</sup>。

佐々木順二は、「和歌山県立盲啞学校の創設期(大正4年~大正11年)の教育的課題と和歌山聾啞興業会設立の経緯」(2005)において、大正期の和歌山県立盲啞学校を取り上げ、同校が障害に応じた職業教育を提供しつつも学校の財政基盤の脆弱さに起因する教育力不足、教員への過重負担、校舎の不在等の教育的課題に直面し、卒業生の就労困難への対処を目指す「和歌山聾啞興業会」を設立するに至った経緯を解明している<sup>43)</sup>。その中で、大正期の県立和歌山盲啞学校においては、職業教育が「教育主義」の一つとして学校理念に掲げられ、重要視されたことを論証している<sup>44)</sup>。さらに聾啞興業会の設立は、卒業生の就労困難への対処の必要性が発端になっていること、また、興業会が、就労機会の提供と教育の補完機能をもっていたことを明らかにしている<sup>45)</sup>。本研究は、盲啞学校における職業教育が技芸科だけでなく、就労施設でも行われていたことを明らかにしており、職業教育がどのような必然性をもって盲啞学校に定着したかという問題に直接的に迫っていると評価できる。盲啞学校の史料を用いて、学校にみられた変化を詳細に分析することは、盲啞学校が障害児者にとってどのような意味をもったのかという視点での検討である。

平田勝政・橋本亜沙美は、「戦前日本の聴覚障害児教育における職業教育と進路保障に関する歴史的考察」(2007)において、戦前日本の聴覚障害児教育における職業教育関係論議を整理し、盲啞学校における技芸教育が職業教育に転換した時期や技芸科における職種拡大の確立の時期を検証した上で、それらが大正期としている<sup>46)</sup>。また、職業教育の展開過程を3期に分けて検討し、それぞれを特徴付けている。平田・橋本による聾啞教育に関する議論の歴史的考察は、盲啞学校における職業教育が、各学校の情報交換からアメリカの職業指導

運動の影響を受けて、日本独自のスタイルを確立したことを述べた貴重な研究であると評価できる。

技芸科の就学形態に関する研究としては、岡典子・佐々木順二・中村満紀男が、「盲学校及聾啞学校令」の前後における教育の質の変化を把握するために、教育の質の改善に関する要素として教員数や教員の専門性、教育課程、教育方法、生徒数や就学年齢、貧窮・中途退学に関する動向などを取り上げ、事例分析を通して「盲学校及聾啞学校令」公布前の制度上の未整備や学校経営方針の変化を考察している<sup>47)</sup>。岡・佐々木・中村の研究は明治期に成立した盲啞学校の展開に迫ろうとするものであるが、技芸科というよりは、盲啞学校そのものに視点をあてて分析をしているため、就学形態に関しては部分的な考察で終始している。

これらの研究によって、盲啞学校の技芸科の実態が明らかにされつつあるが、研究の集積としては十分であると言いがたく、技芸科の全体像の解明には至っていないといえる。技芸科の全体像の解明には、さらに多くの事例を実証的に解明する必要があると考える。

#### (4) 盲啞学校における教育方法に関する研究

盲啞学校の実態に関する研究の他の視点として、口話式聾教育をはじめとする教育方法が挙げられる。口話式聾教育の形成過程を検討した研究としては、梶本勝史と藤川華子による研究が挙げられる。梶本は、「わが国聾教育における口話法の開拓-橋村徳一を通して-」(1978)において、聞き取り調査を含めた豊富な資料から聾教育に向かうまでの橋村の半生を詳細に記録し、名古屋校における口話式聾教育の源流が伊澤修二の視話法にあること、また口話式聾教育の形成過程に関しては、その特徴を集団研究体制の成果にあることを指摘している<sup>48)</sup>。後者は、なぜ口話式聾教育が名古屋校で成立したかを検討する上で重要な指摘であると考えられる。しかし、梶本による研究は、口話式聾教育の形成過程の実証的な検証がなされておらず、上述の指摘が形成過程上重要な指標となるにもかかわらず、その解明に至っていない。藤川は、「名古屋市立盲啞学校における口話教育実践の開始とその歴史的意義」(2011)において、口話法と口話式聾教育との用語に関する厳密な差異を名古屋校の取り組みから明らかにし、その差異が聾教育における言語観の転換であったことを指摘している。さらに口話式聾教育の要である読唇の開始について、開始の契機が2通りあることを分析し、考察している。しかし、開始の時期については、ふれはばがあるとして、明確に言及していない<sup>49)</sup>。これらの研究は、名古屋校の取り組みに焦点をあてたもので示唆に富むものではあるが、資料の多くが1924(大正13)年以降すなわち、口話式聾教育がすでに定着してからのものである。つまり、どちらの研究も大正初期に開始された口話による教授法に関する考察が十分になされておらず、実証性に欠けている。

口話法成立の要因に関する先行研究としては、佐々木順二・中村満紀男が「聾啞学校にお

ける専門的教員の増加および口話法の導入と保護機能の分離-大正期から昭和戦前期の福岡盲啞学校を事例として-」(2004)において、大正期から昭和戦前期にかけての盲啞学校が慈善的枠組みから教育的枠組みへと変貌する過程について福岡盲啞学校を事例として考察している。盲啞学校が慈善的枠組みから教育的枠組みへと移行する過程に、教師教育を受けた教員が口話法による指導体制を支えたことが関わっていたことを明らかにしている<sup>50)</sup>。

#### (5) 盲啞学校に関する新たな研究動向

中村満紀男・岡典子は、「日本の初期盲啞学校の類型化に関する基礎的研究-明治初期から1923(大正12)年盲学校及聾啞学校令まで-」(2011)において、明治初期から「盲学校及聾啞学校令」公布(1923 [大正12]年)までを時期区分し、それぞれの時期で盲啞学校の類型化を試みた上で再検討課題を提示している<sup>51)</sup>。この作業によって、「盲啞学校を中心に始まった日本の障害児教育の成果と教育的・社会的意義をより正確に評価し、日本の近代障害児教育の特質を明確にするための基礎的資料を得ることができる」<sup>52)</sup>としている。中村・岡による研究では、課題の提示を目的としているために、それらの課題の検討は、2011(平成23)年以降継続されている。また、中村・岡は、「新潟県内盲啞学校5校の経営困難問題と社会的基盤との関連-大正12年勅令までの高田校と長岡校を中心に-」(2012)において、大正末までに設置された新潟県内盲啞学校の経営困難問題を高田盲学校と長岡盲学校を中心として、社会的基盤や教育成果との関連で検討している。経営困難の差とは、寄付者の数や範囲のみでなく、「学校経営上の理念と成果のアピール性の薄さ」も起因するのではないかという提起をしている<sup>53)</sup>。

中村満紀男・岡典子・吉井涼の研究「日本の初期盲学校の創設理念とその達成状況に関する検討-高田・福島・東海3校の比較-」(2012)は、創設後の盲啞学校の展開に関する研究であり、高田訓盲学校・福島訓盲学校・東海訓盲院の3校の創設時の理念が達成されなかった理由について検討している。この研究によって、盲学校を維持するためには学校経営能力や学校経費に対応出来る寄付源が必要不可欠であったことが明らかにされている<sup>54)</sup>。これらの研究は、1校の歴史が時系列的に検討され、他校との比較なしに記述されがちだった先行研究の不十分さを克服し、盲啞学校の経営面に焦点化し、3校を横断的に分析するという手法を用いた点に新たな研究の方向性を見いだすものである。

岡典子・佐々木順二・中村満紀男は、「大正12年盲学校及聾啞学校令の教育の質の改善に対する効果-公布前・後の実態比較に関する研究構想-」(2013)において、「盲学校及聾啞学校令」の前後における教育の質の変化を把握するために、生徒数の分析、貧窮・中途退学といった盲啞学校の就学形態を項目として取り上げ、事例分析を通して「盲学校及聾啞学校令」公布前の制度上の未整備や学校経営方針の変化があったと評価している<sup>55)</sup>。岡・佐々

木・中村の研究は明治期に成立した盲啞学校の展開に迫ろうとするものである。

### 第3節 研究の課題と方法

#### (1) 時期区分

障害児教育史の時期区分については、先行研究によって示されているが、時期区分の視点によって区分に差異がある。

小川克正は、「特殊教育」という用語の意味に着目し、障害児教育史を、①寄宿教育としての特殊教育(1880年代~1890年代)、②特殊児童の教育としての特殊教育(1900年代以降の戦前)、③特殊学校(級)教育としての特殊教育(戦後~)に時期区分し、「特殊教育」が「特別な場所」における教育から「特別な児童」への教育へと用語の意味を転換させたことを解明している<sup>56)</sup>。

平田勝政は、「特殊教育」の概念に着目し、1880年代から1990年代までを4期に時期区分して、特殊教育の概念を考察している。平田によれば、第1期は、「特殊教育」関係用語の登場・成立(1881~1907前後)、第2期は、「特殊教育」への転換(1907前後~1918)、第3期は、「特殊教育」の普及・定着(1919~1929)、第4期は、教育界の用語・概念としての「特殊教育」の確立(1930~)である<sup>57)</sup>。

さらに平田は、障害児の教育機会均等と義務教育保障の獲得・拡充という視点から、日本における障害児教育史を次のように時期区分している。

- ①前史 (前近代の時期、主に江戸時代)
- ②第1期 (幕末~明治前期：1866~1889)
- ③第2期 (明治後期~大正前期：1890~1918)
- ④第3期 (大正後期~昭和初期：1919~1930)
- ⑤第4期 (十五年戦争期：1931~1945)
- ⑥第5期 (戦後改革期：1945~1951)
- ⑦第6期 (サンフランシスコ講和体制の成立-高度経済成長下の「特殊教育」振興期：1952~1967)
- ⑧第7期 (障害児の教育権保障運動と養護学校義務制実施：1967~1979)
- ⑨第8期 (「完全参加と平等」の実現と障害児教育の拡大・転換：1980~)<sup>58)</sup>

平田によると、日本障害児教育史における前史は、視覚障害者による徒弟教育、寺子屋における障害児教育、藩校での特別な教育が先駆的に取り組まれた時期である。第1期は、大日本帝国憲法発布(1889 [明治 22] 年)以前の「近代」国家形成期であり、障害児教育の

振興に関して積極的な流れと消極的な流れがせめぎ合い、結果的に後者が支配的になっていく時期としている。平田は、第 2 期をさらに日露戦争前後で分けることができるとしているが、結果的には、障害児教育に対する政府の放任政策が支配した点に時期区分の特徴が認められるとしている。第 3 期は、政府の放任政策が転換し、「特殊児童」の保護・教育策が推進され、教育権保障要求運動が活発化し、障害児教育が大きく前進する時期であるとしている。第 4 期は、日中戦争(1937 [昭和 12] 年)を境に前半期と後半期に分けられるとして、前半期では、「大正デモクラシー的要素を残存させた『特殊教育』振興策」が存続して障害児教育は前進するが、後半期には「ファシズム化・総力戦体制化の国策」と戦争の激化のために障害児教育はほぼ壊滅し、その発展は停滞したとしている。第 5 期は、終戦後の新憲法下における「特殊教育」の法制度化と盲・聾教育の義務制実施を実現させた時期である。第 6 期は、戦前期から続く『『特殊教育』不振の克服期』であるとしている。第 7 期は、「教育を受ける権利」を保障する障害児教育義務制が実現した時期である。第 8 期は、障害児教育は世界的な流れと連動して、特別な教育的ニーズに対応した教育へと転換していく時期としている。平田によるこの時期区分は、障害児の義務教育保障は、戦争や憲法、サンフランシスコ条約との関連が無視できないことを示唆している。

中村満紀男・岡典子は、学校制度に関わる法令に着目し、日本の初期盲聾学校に関する先行研究を再検討することで、「盲学校及聾学校令」公布までに創設された盲聾学校の類型化を試みている。時期としては、明治初期から 1923(大正 12)年までに限定して、①明治初期から第一次小学校令(1886[明治 19]年)まで、②第一次小学校令から第三次小学校令(1900[明治 33]年)まで、③第三次小学校令から「盲学校及聾学校令」(1923[大正 12]年)までと区切って検討事項を明示している<sup>59)</sup>。中村・岡が時期を明治初期から 1923(大正 12)年までに限定しているのは、まず、盲聾学校が明治初期に京都と東京に設立されたことが挙げられる。次に、1920 年代前半が、盲聾学校にとって画期となる時期であったことである。この点に関して、中村・岡は、以下の 5 点を挙げている。1 点目に、「盲学校及聾学校令」(1923[大正 12]年)が、「学校的性格と社会事業的性格を混在させてきた日本の盲聾学校制度を、盲学校・聾学校として学校教育へと近代化する始点となる制度」であったこと、2 点目に、1920 年代に大都市に限定されてはいたが、特別学級が開設されたこと、3 点目に、1920 年代に「盲学校・聾学校と特別学校・小学校特別学級から構成される障害児教育体制の体系が成立した」こと、4 点目に、1920 年代に聾教育における口話法運動によって、「聾学校への影響が顕著に生じはじめた」こと、5 点目に、小学校における新教育運動が障害児教育に影響を与えているとされていること、である<sup>60)</sup>。

本論文では、障害者教育史の中でも、盲聾学校に焦点化していることから、盲聾学校の創設と学校制度上の法令に着目し、「学制」によって「廃人学校」が規定された 1872(明治 5)

年から「盲学校及聾啞学校令」が制定され、盲啞学校が法令上「盲学校」と「聾啞学校」に分離される 1923(大正 12)年までを研究対象とする。対象時期を、①盲啞学校の成立期(1872[明治 5]~1905[明治 38]年)②盲啞学校の展開期(1906[明治 39]~1923[大正 12]年)に区分して、各期における盲啞学校の実態を検証する。ここで、第 1 期と第 2 期を 1905(明治 38)年で分けた理由は、1906(明治 39)年に開催された全国聾啞教育大会から始まる議論によって盲啞学校の方向性が決定されたと捉えられるためである。第 1 期における盲啞学校の成立期では、初期盲啞学校の成立と「廃人学校」との関連、初期盲啞学校の学校経営を検証する(第 1 章)。第 2 期における盲啞学校の展開期では、①盲啞学校の維持・運営と就学の実態(第 2 章)、②職業教育(第 3 章)、③教育方法(第 4 章)について検証する。

本論文において、「技芸教育」と「職業教育」は同義語として使用する。この点については、第 2 章第 2 節で論じている。

## (2) 研究の課題及び方法

以上の先行研究と時期区分に基づき、本研究においては、展開期の盲啞学校における視覚・聴覚障害者教育の形成過程と定着の解明を目的とする。目的に迫るための視点と課題を次のように提示する。

第一に、学校の維持・運営という視点である。盲啞学校が、就学者に対して社会自立の援助や支援といった役割を果たすためには、学校が安定的に存続すること、つまり学校の基盤形成が不可欠である。学校の基盤形成には補助金や寄付金等に関わる経済的側面と学校移管や学校支援団体との関連といった社会的側面が考えられる。本論文では、これらの両側面にアプローチして実証的に盲啞学校の学校維持・運営の特徴を提示する。

第二に、盲啞学校における「保護機能」という視点である。佐々木順二は、「和歌山県立盲啞学校の創設期(大正 4~大正 11 年)の教育的課題と和歌山聾啞興業会設立の経緯」(2005)において、就労困難と社会的孤立への対処として和歌山県立盲啞学校に設立された和歌山聾啞興業会の設立の経緯を明らかにした上で、盲啞学校の「保護機能」は「主として卒業生への職業援助」であるとした<sup>61)</sup>。さらに佐々木は、「和歌山県立盲啞学校における教育組織・方法の確立と保護機能の分離-大正 4 年~昭和 15 年-」(2006)において、「和歌山聾啞興業会が有する保護機能」が「学校の役割から分離する」過程を考察した<sup>62)</sup>。佐々木順二・中村満紀男は、「聾啞学校における専門的教員の増加および口話法の導入と保護機能の分離-大正期から昭和戦前期の福岡盲啞学校を事例として-」(2004)において、盲啞学校における「保護機能」を「卒業後の就労と生活に対する援助」であるとして、私立福岡盲啞学校の訓導兼校長であった吉村誠が従事した「卒業生の就労・結婚の世話」について述べている<sup>63)</sup>。このように、盲啞学校における「保護機能」とは、就学者の就労と生活に関わる支援や援助

を意味する。

本論文においては、盲啞学校の就学者に対する「保護機能」という視点から、就学の実態を実証的に検証する。盲啞学校の「保護機能」は、大別して就学者の長期に渡る在籍を可能にする機能と授産施設設立などに代表されるような卒業者の就労困難回避に対する機能があるが、本論文では前者に焦点化し、検証を行う。佐々木・中村による「保護機能」は、専ら盲啞学校が付設した施設における機能を指している。本論文においては、盲啞学校における教育に付随した機能と捉えるため、「保護的機能」と表記する。以下は「」を外して表記する。就学の実態とは、具体的には就学形態・就学者数・就学期間・中途退学である。

第三に、盲啞学校における「就学者の社会的自立の援助」という視点である。盲啞学校において、職業技能やコミュニケーションスキルを獲得することは、就学者が卒業した後に、社会で自立していく上で必要不可欠であった。したがって、本論では、盲啞学校において職業技能を施していた技芸科の実態解明とコミュニケーションスキル獲得のために行われた口話式聾教育の形成過程の分析を行う。

盲啞学校の職業教育に関しては、技芸科における実質的な定着が研究の集積によって大正期であることが定まりつつあるが、その実態については非常に限られた事例による考察のみで、今日においてもその全体像は明らかにされていない。技芸科が現在の聾学校や盲学校にも継承されていることに鑑みれば、技芸科の盲啞学校への定着は盲啞学校の存在意義に直結する極めて重要な障害児教育史上の変化である。しかし、技芸科の形成過程、あるいは技芸科が実際にどのような形態をとっていたか等、技芸科の存在意義に関する解明は相対的に遅れている。また、盲啞学校の教育方法としては、聴覚障害者に対する教育方法である口話式聾教育が挙げられる。口話式聾教育は、1920年代から戦後長期にかけて聾教育の主流であった教育法であるが、口話式聾教育の成立過程の実証的な研究は不十分である。

技芸科における履修の実態については、これまでに実証的に検証された研究が管見の限り見当たらず、本論文を通じて新たに明らかにすることができる。また、盲啞学校における教育方法としては、口話式聾教育を取り上げ、橋村を中心とした名古屋校教員の実践の検討から、大正期の障害児教育に台頭した口話式聾教育の成立と成立過程を解明する。

以上の研究課題を遂行するための研究方法としては、愛知県内盲啞学校 3 校の史料を使用し、史料から独自にデータベースを作成し、さらにデータベースから図や表を作成して分析する。

名古屋校に関する史料としては、明治期の私立時代の『明治三十七年起 卒業生学籍名簿』と『私立名古屋盲学校学則』のみである。したがって、明治期における名古屋校の財政を始めとする学校状況の検討には『愛知県学事年報』『名古屋市統計書』を使用する。技芸科の

実態に関しては、『大正六年起 学則変更ニ関スル申請及認可書』『創立満拾週年誌』を主な史料として用い、検証する。また、就学者の就学形態と実態を解明するために、『名古屋市立盲啞学校啞(聾啞)部出席表』を使用する。『名古屋市立盲啞学校啞(聾啞)部出席表』から就学者データベースを作成し、それを基にして、就学者数・就学期間・普通科と技芸科との兼修率などを割り出し、就学形態の特徴を考察する。従来の研究では、就学者の兼修の実態を、名古屋校全就学者に対する兼修者の割合という形で検討したことはなかった。本研究では、この割合を兼修率という言葉で表し、考察する。兼修率は、各年度内の兼修者数を名古屋校就学者総数で割って算出した。また、当時の就学者の発話が録音された愛知県立千種聾学校所蔵『写音レコード』<sup>64)</sup>を使用し、就学者がどのように名古屋校にかかわったかを探る。『写音レコード』に記録されている個人名は、アルファベットで記すこととする。

豊橋校・岡崎校に関しては、学校創設 10 周年誌にあたる『私立豊橋盲啞学校概況一覽』、『創立満十年建築落成祝賀会記念』が残されている。これらは、学校の沿革、規則、職員及び生徒、歳入歳出納財産に関する事項などが記録されている。また、豊橋校に関しては、創設期から新聞記事の掲載が多く見られるため、新聞記事も史料として使用する。各校の史料の詳細は後述する。

なお本研究において、視覚障害は「盲」、聴覚障害は「啞」、「聾」あるいは「聾啞」という表現を使用する。盲啞学校の就学者の年齢層に幅がある<sup>65)</sup>ため、就学者に就学児を含めて記述することとする。また、明治初期から大正期にかけて存在した盲院あるいは盲学校、訓盲院、聾啞学校も盲啞学校として考察する。用語に関しては、現在は使用されない用語も史料引用の際には記述する。文献引用の際は、旧字体は新字体に改めるが、人名に関しては旧字体で表記する場合もある。本論文第 3 章、第 4 章については、啞(聾啞)部の実態を中心に考察をする。本論文が、盲啞学校研究にもかかわらず、啞(聾啞)部の実態を中心にし、盲部の教育法を取り上げていない理由は、①愛知県内 3 盲啞学校の盲部に関する一次史料が、実態を検証するためには不十分であること、②展開期の盲啞学校の特徴は、啞(聾啞)部の教育法に関して顕著な諸相が認められると思われることによる。

#### 第 4 節 研究の対象校と史料の概要

##### (1) 対象校

本研究において対象とする愛知県内 3 校の概要は次の通りである。

##### ① 豊橋校

豊橋校は、1900(明治 33)年に啞者のために設立された拾石訓啞義塾と、盲者教育を目指

して設立された豊橋訓盲院が併合された学校である<sup>66)</sup>。

拾石訓唾義塾は、拾石屈指の資産家であった木俣峯吉が中心となって発起人となり、成瀬文吾を塾長として1898(明治31)年に愛知県宝飯郡塩津村大字拾石(現在の蒲郡市拾石町)に設立された<sup>67)</sup>。塾長の成瀬文吾が翌年1899(明治32)年に急逝した後は養嗣子である成瀬涓が主事となった。1900(明治33)年に経営困難のために豊橋町へ移転し<sup>68)</sup>、豊橋訓盲院を併合する運びとなった。豊橋町移転へ尽力したのは豊橋有数の資産家であった小山與作であり、移転後の拾石訓唾義塾の経営を担っていた<sup>69)</sup>。

豊橋訓盲院設立の中心人物は、点字普及会を組織していた佐竹政次郎であったが、経営主体は豊橋町の医師鈴木講一郎を主とした医師会の有志であった。拾石訓唾義塾と豊橋訓盲院の併合は、小山與作と鈴木講一郎の会見によって話が進み、両校に尽力してきた医師鈴木講一郎、医師粟屋道章、塩津商会社長木俣春三郎、木俣峰吉、医師辻村八尾四郎、医師菅沼忠人、成瀬涓らが新校設立へ努力したとされている<sup>70)</sup>。豊橋校は私立として長く存在し、1948(昭和23)年に県立へ移管して、愛知県立豊橋盲学校と愛知県立豊橋聾学校に分離した。愛知県立豊橋盲学校は、児童・生徒数の減少により、1981(昭和56)年に閉校し<sup>71)</sup>、現在は愛知県立豊橋聾学校のみが存続している。

## ② 名古屋校

名古屋校は、1901(明治34)年4月に長岡重孝によって私立名古屋盲学校として設立された。長岡は、熱田神宮社家の家柄で、4歳の春に麻疹に罹り、その年の夏に失明した。盲人福音会<sup>72)</sup>に入学後(1893[明治26]年)、東京盲唾学校<sup>73)</sup>に転学(1896[明治29]年)、同校を卒業(1899[明治32]年)した<sup>74)</sup>。その後熱田へ戻った長岡は熱田神宮神官であった父と共に奔走し、愛知県知事の認可を得て、名古屋市中区南伏見町の民家を借り受けた。その民家の階上を教室に充てて、長岡夫妻二人が教員となり、盲児への授業を開始した<sup>75)</sup>。私立盲学校設立費は長岡の自費であったが、長岡は、「将来の維持発展を計る為に篤志家の寄附を仰」ごうとし、「生徒の教養に努め」、「先覚者の門を叩いて同情を求め」、「盲児の家を訪ねて就学を勧め」めた<sup>76)</sup>。長岡は学校経営のために授業の他に鍼按業に従事し、地理書の著述や盲人用速記機の考案、点字新聞(これらの現存は確認されていない。)の発行を行った<sup>77)</sup>。これらの事業と長岡の人格が「世人の認むるところとなって、篤志家は金品を寄付し、県は補助金を交付されるようになり、生徒も増加」したので、1901(明治34)年11月に名古屋市中区東橋町の民家に移転し、聾唾部を併置して、私立名古屋盲唾学校と「改称」した<sup>78)</sup>。同時に盲部に音楽科を設けた。名古屋校は、1912(大正元)年に市立に移管されて名古屋市立盲唾学校として長期間存続し、1932(昭和7)年に県立へ移管した。1933(昭和8)年に愛知県盲学校と愛知県聾学校に分離し、1948(昭和23)年に愛知県立名古屋盲学校・愛知県立名古屋聾学校と改称した。愛知県立名古屋聾学校は、生徒数増による教室不足のため、1956(昭

和 31)年に名古屋聾学校千種分校を設置した。千種分校は、1964(昭和 39)年に愛知県立千種聾学校となった。

### ③ 岡崎校

岡崎校は、豊橋校盲部教員であった佐竹政次郎によって 1903(明治 36)年額田郡岡崎町(現在の岡崎市)に盲部・聾啞部共に設立された。佐竹は、幼少時より弱視で岐阜訓盲院<sup>79)</sup>にて院長森巻耳の元で学び、1898(明治 31)年に同院を卒業した。その後、東京盲啞学校で学び、1900(明治 33)年に医師鈴木講一郎と共に教育慈善会を組織して豊橋訓盲院を設立し、自ら教員として授業を開始した。1918(大正 7)年以降徐々に視力が衰え、全盲状態になった<sup>80)</sup>。岡崎校は、1906(明治 39)年に真宗三河教構内に移転し、1912(明治 45)年には大谷派本願寺より無償にて敷地を提供され、新校舎を建築している<sup>81)</sup>。岡崎校の県立移管は 1947(昭和 22)年である。1948(昭和 23)年に愛知県立岡崎盲学校と愛知県立岡崎聾学校に分離した。

## (2) 主な史料の概要

### ① 豊橋校に関する史料の概要

『私立豊橋盲啞学校概況一覧』の内容は、「第一 沿革」「第二 規則」「第三 発企者」「第四 職員」「第五 生徒」「第六 卒業生」「第七 半途退学者」「第八 財産」となっている。総頁数は 42 頁である。

『愛知県立豊橋聾学校八十年史』は、記念誌としては 417 頁にも及ぶ大作である。豊橋校の前身である私立拾石訓啞義塾の創設から豊橋校の県立移管後までの経緯を豊富な史料で緻密に記述している。それまでに私立拾石訓啞義塾について書かれた文献はなかったことから、豊橋校の成立を理解する上では貴重な研究である。私立拾石訓啞義塾の創設時の様相や豊橋校時代の 40 年間にも及ぶ財政状況等を『私立豊橋盲啞学校沿革誌』から引用しているが、『私立豊橋盲啞学校沿革誌』は現在その所在が確認できていない。愛知県立豊橋聾学校が所蔵している『仮称豊橋盲啞学校創立誌』は、記録されている年月日から『私立豊橋盲啞学校沿革誌』の一部をコピーしてまとめたものと思われる。本研究においては、『仮称豊橋盲啞学校創立誌』を『私立豊橋盲啞学校沿革誌』による記述として使用する。明治期の新聞『参陽新報』のコピーが多数残されている。

### ② 名古屋校に関する史料の概要

『大正六年起 学則変更ニ関スル申請及認可書』は、1917(大正 6)年から 1922(大正 11)年までの学則変更に伴う申請書と認可書が綴られたものである。申請書には、学則項目変更の理由が添えられているため、学校がどのような方向性をもって学校経営を考えていたかを探ることができる。本史料の検討からは、大正期の学則変更が意味するものを明らかにできることが期待される。所蔵は、愛知県立名古屋盲学校である。

『創立満拾週年誌』は、名古屋校の周年誌としては最古のものである。これまでの研究では、専ら『愛知県聾学校二十五年史』が使用されてきた。内容は「1 現在の状況」「2 本校の拾年史」と大きく2つに分かれていて、「1 現在の状況」として、学則、職務及び分掌規程、学友会、同窓会、就学者の就学状況、保護者に関することが記録されている<sup>82)</sup>。「2 本校の拾年史」としては、学校沿革史概要、教育作用について、学則変更について、校舎の新築についてなどが詳細に述べられている<sup>83)</sup>。所蔵は愛知県立名古屋聾学校である。

『名古屋市立盲聾学校 聾(聾聾)部 出席表』は、1915(大正4)年度から1925(大正14)年度までの11冊が残されている<sup>84)</sup>。1915(大正4)年度から1921(大正10)年度までは、『聾部出席表』、1922(大正11)年度から1925(大正14)年度までは、『聾聾部出席表』と表記されているが、これは、1922(大正11)年の学則変更により「聾部」を「聾聾部」と名称変更したためである。1912(大正元)年度から1914(大正3)年度までと1926(大正15)年度以降の出席表は発見されていない。各出席簿表紙には「永年保存」の印が認められる。出席簿は聾部の中でも普通科と技芸科に分けられ、学年・クラス・男女別に作成されている。形式は、就学者の氏名、各々の出欠日数、転入者数、在籍数、出席率で、ほぼ落ちなく記されている。各頁には、担当者と校長の押印が認められる。11冊分の総頁数は2,946枚、在籍総数は289名(男156名・女133名)である。所蔵は、愛知県立名古屋聾学校である。

『写音レコード』は、1929(昭和4)年、1930(昭和5)年、1931(昭和6)年に口話式聾教育の初期の成果を記録するために作成された。名古屋校校長であった橋村徳一、訓導猶村鋭彦、就学者らが所感や感謝の辞などを録音している。『写音レコード』は、計22枚あり、愛知県千種聾学校が所蔵している。

### ③ 岡崎校に関する史料の概要

『創立満十年建築落成祝賀会記念』は、岡崎校の周年誌としては、最古のものである。内容は、「第一章 祝辞」「第二章 沿革」「第三章 学則」「第四章 施設一覧」「第五章 職員生徒及卒業生」「第六章 維持方法及経常費」「第七章 基本金及財産」「第八章 建築費及頼母子講其他」となっている。総頁数101頁である。所蔵は愛知県立岡崎盲学校である。

【注】

- 1) 中野善達・加藤康昭『わが国特殊教育の成立』東峰書房、1967.
- 2) 中村満紀男・岡典子「大正12年盲学校及聾啞学校令の教育の質の改善に対する効果-公布前・後の盲啞学校の実態比較-」『障害科学研究』第37号、2013、pp.129~143.
- 3) 佐々木順二・中村満紀男「大正期の福岡盲啞学校における株式会社聾啞工芸品製作所設立の経緯と理念」『心身障害学研究』第25号、2001、pp.111~126.  
佐々木順二「和歌山県立盲啞学校の創設期(大正4~大正11年)の教育的課題と和歌山聾啞興業会設立の経緯」『心身障害学研究』第29号、2005、pp.1~16.
- 4) 川本宇之介『総説特殊教育』青鳥会、1954、p.59.
- 5) 佐々木順二・中村満紀男「聾啞学校における専門的教員の増加および口話法の導入と保護機能の分離-大正期から昭和戦前期の福岡盲啞学校を事例として-」『心身障害学研究』第28号、2004、pp.81~97.
- 6) 川本宇之介『総説特殊教育』青鳥会、(前出)、pp.30~33.
- 7) 当道座は、中世の盲僧の芸能集団である。檢校・勾当・座頭というように、琵琶法師としての芸能技量と地位が示され、師弟関係が構築されていた。伴奏楽器の琵琶が衰退し、三味線に移行しても、師弟関係による技能伝授法は変化しなかったとされる。当道座の創設者とされる明石覚一は、それまで琵琶法師各々が語り継いでいた平曲を集大成したといわれる。(植木行宜「当道座の形成と平曲」日本史研究会編『歴史における芸能と社会』みすず書房、1960、pp.164~177)
- 8) 同上、pp.164~177.
- 9) 愛知県内務部編『愛知県学事年報 第十四年報』1901、p.5.
- 10) 佐々木順二・中村満紀男「大正期の福岡盲啞学校における株式会社聾啞工芸品製作所設立の経緯と理念」『心身障害学研究』第25号、(前出)、pp.111~126.
- 11) 佐々木順二「和歌山県立盲啞学校の創設期(大正4~大正11年)の教育的課題と和歌山聾啞興業会設立の経緯」『心身障害学研究』第29号、2005、pp.1~16.
- 12) 岡典子・中村満紀男・吉井涼(2012)「日本の初期盲学校の創設理念とその達成状況に関する検討-高田・福島・東海3校の比較-」『障害科学研究』第36巻、2012、pp.1~17.
- 13) 1912(大正12)年の時点で、盲啞学校数は、80校であった。「官立二校、公立十五校、私立六十三校、計八十校」(文部省『日本帝国文部省第五十一年報 自大正十二年四月至大正十三年三月 上巻』1924、p.97)
- 14) 荒川勇「戦前の文部省官制に見る特殊教育」『精神薄弱問題史研究紀要』第13号、1973.
- 15) 平田勝政「近代日本における『特殊教育』概念の形成-学校教育法の『特殊教育』概

- 念に関する歴史的検討」『障害者問題研究』第 24 号第 4 巻、1997、p.5.
- 16) 1919(大正8)年から「盲啞教育及特殊教育」を管掌した文部省普通学務科第四課(社会教育課)は、「特殊児童」教育振興策として、「盲学校及聾啞学校令」の制定(1923)、「特別学級」の設置・普及(1920年代)を行った。(平田勝政「近代日本における『特殊教育』概念の形成-学校教育法の『特殊教育』概念に関する歴史的検討」『障害者問題研究』第 24 号第 4 巻、(前出)、p.7)
  - 17) 平田勝政「近代日本における『特殊教育』概念の形成-学校教育法の『特殊教育』概念に関する歴史的検討」『障害者問題研究』第 24 号第 4 巻、(前出)、pp. 7~8.
  - 18) 川本宇之介『総説特殊教育』青鳥会、(前出)、p.12.
  - 19) 同上、p.1.
  - 20) 樋口長市『特殊教育学』建文館、1939、p.115.
  - 21) 川本宇之介『総説特殊教育』青鳥会、(前出)、p.151.
  - 22) 同上、p. 8 .
  - 23) 同上、p.49.
  - 24) 同上、p.55.
  - 25) 同上、p.56.
  - 26) 同上、pp.151~153.
  - 27) 世界教育史研究会編『世界教育史大系 33 障害児教育史』講談社、1974、p.26.
  - 28) 同上、p.55.
  - 29) 同上、p.111.
  - 30) 文部省『特殊教育百年史』東洋館出版社、1978、p.3.
  - 31) 同上、p.35.
  - 32) 高橋智「障害児教育史研究の課題と展望-1980 年代以降の研究動向-」『日本教育史研究』第 12 号、1993、pp.82~100.
  - 33) 高橋智・河合隆平「日本障害児教育史・障害者問題史研究の課題と展望-1990 年代以降の研究動向-」『日本教育史研究』第 22 号、2003、pp.105~130.
  - 34) 前掲論文、p.121.
  - 35) 中野善達・加藤康昭『わが国特殊教育の成立』(前出)、pp.317~333.
  - 36) 北野与一「石川県の障害児教育成立に関する一考察-障害児学校及び障害児学級の成立事情について-」『特殊教育学研究』第 18 巻第 4 号、1981、pp.49~58.
  - 37) 安藤房治「青森県障害児教育史：盲・聾教育の創始と八戸盲啞学校の設立」『弘前大学教育学部紀要』第 51 号、1984、pp.1~10.
  - 38) 安藤房治「青森県障害児教育史-青森盲啞学校の設立と戦前における展開-」『弘前大学

- 教育学部紀要』第 69 号、1993、pp.137~144.
- 39) 平田勝政・管達也「長崎県障害児教育史研究(第Ⅰ報)-1898年設立の私立長崎盲啞院を中心に-」『長崎大学教育学部教育科学研究報告』第 55 号、1998、pp.25~34.  
平田勝政・管達也「長崎県障害児教育史研究(第Ⅱ報)-明治 30~40 年代の長崎県盲・聾教育を中心に-」『長崎大学教育学部紀要』第 56 号、1999、pp.11~21.  
平田勝政・管達也「長崎県障害児教育史研究(第Ⅲ報)-大正期の長崎県盲・聾教育を中心に-」『長崎大学教育学部紀要-教育科学-』第 57 号、1999、pp.33~48.
- 40) 佐々木順二・中村満紀男「大正期の福岡盲啞学校における株式会社聾啞工芸品製作所設立の経緯と理念」『心身障害学研究』第 25 号、2001、pp.111~126.
- 41) 前掲論文、pp.115~116.
- 42) 前掲論文、p.114.
- 43) 佐々木順二「和歌山県立盲啞学校の創設期(大正 4~大正 11 年)の教育的課題と和歌山聾啞興業会設立の経緯」『心身障害学研究』第 29 号、(前出)、pp.1~16.
- 44) 前掲論文、p.4.
- 45) 前掲論文、pp.8~12.
- 46) 平田勝政・橋本亜沙美「戦前日本の聴覚障害児教育における職業教育と進路保障に関する歴史的考察」『長崎大学教育学部紀要-教育科学-』第 71 号、2007、pp.1~11.
- 47) 岡典子・佐々木順二・中村満紀男「大正 12 年盲学校及聾啞学校令の教育の質の改善に対する効果-公布前・後の実態比較に関する研究構想-」『障害科学研究』第 37 号、2013、pp.129~143.
- 48) 梶本勝史「わが国聾教育における口話法の開拓-橋村徳一を通して-」『ろう教育科学』第 20 号第 3 巻、1978、pp.93~121.
- 49) 藤川華子「名古屋市立盲啞学校における口話教育実践の開始とその歴史的意義」『ろう教育科学』第 53 号第 3 巻、2011、pp.129~144.
- 50) 佐々木順二・中村満紀男「聾啞学校における専門的教員の増加および口話法の導入と保護機能の分離-大正期から昭和戦前期の福岡盲啞学校を事例として-」『心身障害学研究』(前出)、pp.81~97.
- 51) 中村満紀男・岡典子「日本の初期盲啞学校の類型化に関する基礎的研究-明治初期から 1923(大正 12)年盲学校聾啞学校令まで-」『東日本国際大学福祉環境学部研究紀要』第 7 巻第 1 号、2011、pp.1~33.
- 52) 前掲論文、p.1.
- 53) 中村満紀男・岡典子「新潟県内盲啞学校 5 校の経営困難問題と社会的基盤との関連-大正 12 年勅令までの高田校と長岡校を中心に-」『障害科学研究』第 36 号、2012、

pp.33~51.

- 54) 岡典子・中村満紀男・吉井涼「日本の初期盲学校の創設理念とその達成状況に関する検討-高田・福島・東海3校の比較-」『障害科学研究』第36号、(前出)、pp.1~17.
- 55) 岡典子・佐々木順二・中村満紀男「大正12年盲学校及聾唖学校令の教育の質の改善に対する効果-公布前・後の実態比較に関する研究構想-」『障害科学研究』第37号、(前出)、pp.129~143.
- 56) 小川克正「特殊教育の最初の用語例とその意味-明治10年代文部省事務分掌規程にみる-」『特殊教育学研究』第32巻第4号、1995、pp.59~66
- 57) 平田勝政「近代日本における『特殊教育』概念の形成」『障害者問題研究』第24巻第4号、1997、pp.4~17.
- 58) 平田勝政「日本障害児教育史の時期区分・試論」『障害児教育の歴史』明石書店、2003、pp.181~186.
- 59) 中村満紀男・岡典子「日本の初期盲唖学校の類型化に関する基礎的研究-明治初期から1923(大正12)年盲学校及聾唖学校令まで-」『東日本国際大学福祉環境学部研究紀要』(前出)、pp.1~33.
- 60) 前掲論文、p.2.
- 61) 佐々木順二「和歌山県立盲唖学校の創設期(大正4~大正11年)の教育的課題と和歌山聾唖興業会設立の経緯」『心身障害学研究』第29号、2005、pp.1~16.
- 62) 佐々木順二「和歌山県立盲唖学校における教育組織・方法の確立と保護機能の分離-大正4年~昭和15年-」『聴覚言語障害』第34巻第3号、2006、pp.103~111.
- 63) 佐々木順二・中村満紀男「聾唖学校における専門的教員の増加および口話法の導入と保護機能の分離-大正期から昭和戦前期の福岡盲唖学校を事例として-」『心身障害学研究』第28号、(前出)、p.88.
- 64) 愛知県立千種聾学校所蔵の『写音レコード』は計22枚である。制作したのは、ツル印レコードで、レコードは、名古屋市立盲唖学校校長であった橋村徳一による口話聾教育の初期の成果として、1929(昭和4)年、1930(昭和5)年、1931(昭和6)年に、日本では初期の電気式吹き込みで録音された。橋村や当時の訓導猶村鋭彦、生徒らが所感や感謝の辞などを自らの声で語っている。
- 65) 就学生の年齢は、学則第17条によって、「普通科並技芸科ニ入学シ得べき者ハ盲部唖部共ニ年齢凡十年以上十六年以下」(名古屋市立盲唖学校、1912)と規定されていたが、実際には盲生で9歳(男)から29歳(男)まで、聾唖生で7歳(男)から30歳(男)までが在籍していた。これは、学則第17条に付記されている「但特別ノ事情アル者ハ此限ニアラズ」に準じていると思われる。

- 66) 私立豊橋盲啞学校編『私立豊橋盲啞学校概況一覽』1910、pp.1~3.
- 67) 同上、p.1.
- 68) 愛知県立豊橋聾学校編『愛知県立豊橋聾学校八十年史』1978、pp.50~55.
- 69) 同上、p.50.
- 70) 同上、p.54.
- 71) 愛知県立豊橋盲学校編『世々に残さむ 豊橋盲学校 80 年の”生涯”』1981、pp.44~47.
- 72) 盲人福音会は 1889(明治 22)年にアメリカ人 C.P. ドレーパーにより設立された盲者のための教育機関であり、長岡は、ここで普通学、医学、英語を学んだ(愛知県立名古屋聾学校編『愛知県聾学校二十五年史』1940、p.15)。
- 73) 長岡は東京盲啞学校において「普通科と鍼按科を修め傍ら漢学和歌音楽等を学び明治三十二年十一月(十九歳)優等の成績を以て卒業」した(愛知県立名古屋聾学校編『愛知県聾学校二十五年史』1940、p.15)。
- 74) 愛知県立名古屋聾学校編『愛知県聾学校二十五年史』1940、p.15.
- 75) 同上、pp.15~16.
- 76) 同上、p.15.
- 77) 同上、p.16.
- 78) 同上、p.16.
- 79) 岐阜訓盲院は、盲人教育のために 1894(明治 27)年に英国人 A.F. チャペルによって岐阜市に設立された(文部省普通学務局編『盲啞学校ニ関スル調査』1919、p.104)。
- 80) 愛知県立岡崎盲学校編『創立七十周年記念誌』1973、p.28.
- 81) 私立岡崎盲啞学校編『創立満十年建築落成祝賀会記念』1913、pp.14~19.
- 82) 名古屋市立盲啞学校編『創立満拾週年誌』1922、pp.1~39.
- 83) 同上、pp.40~75.
- 84) 名古屋市立盲啞学校『大正四年 啞部生徒出席表』1915、30 cm×21.5 cm、273 丁。  
 名古屋市立盲啞学校『大正五年 啞部出席表』1916、30 cm×21.5 cm、254 丁。  
 名古屋市立盲啞学校『大正六年 啞部出席表』1917、30 cm×21.5 cm、220 丁。  
 名古屋市立盲啞学校『大正七年 啞部出席表』1918、30 cm×21.5 cm、233 丁。  
 名古屋市立盲啞学校『大正八年 啞部出席表』1919、30 cm×21.5 cm、232 丁。  
 名古屋市立盲啞学校『大正九年 啞部出席表』1920、30 cm×21.5 cm、261 丁。  
 名古屋市立盲啞学校『大正十年 啞部出席表』1921、30 cm×21.5 cm、221 丁。  
 名古屋市立盲啞学校『大正十一年 聾啞部出席表』1922、30 cm×21.5 cm、260 丁。  
 名古屋市立盲啞学校『大正十二年 聾啞部出席表』1923、30 cm×21.5 cm、297 丁。  
 名古屋市立盲啞学校『大正十三年 聾啞部出席表』1924、30 cm×21.5 cm、316 丁。

名古屋市立盲哑学校『大正十四年 聾哑部出席表』1925、30 cm×21.5 cm、379 丁.

## 第1章 初期盲啞学校の設立とその特質

### 第1節 近代学校制度と廃人学校

我が国の近代教育は、欧米資本主義列強国の脅威に対抗する人材育成という国家の要求の下に整備された。人材の育成に関しては、「不教ノ民ハ使ヒ難ク、無能ノ民ハ用ヲナサス」と『特命全権大使 米欧回覧実記 初編 米利堅合衆国ノ部』に明記されている<sup>1)</sup>ように、教育による有能な人材の育成が目指された。

富国のための人間形成の場として制度化されたのが学校であるが、近代教育としての場としてのその理念は、国民皆学であり、それは「学制」布告書中にある「必ス邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン」<sup>2)</sup>という表現に端的に現れている。このような近代学校制度上に盲啞学校がどのように位置付けられたかについて、「学制」以降の歴史過程を概観したい。

国民皆学の理念を達成するために、「学制」では小学、中学の他に様々な学校を規定した。「廃人学校」もその一つであった。

「廃人学校」の規定を裏付ける明確な史料は見つかっていないが、従来の研究では、この規定は「廃人」という名称から、障害児教育のための学校として設置されたものの、「廃人学校」自体は実態のないものであったとされている。例えば、留岡清男は『生活教育論』の中で、「…明治五年に頒布された『学制』には廃人学校の名称が挙げられたが、併し、それについての詳細は何ら示されず、明治十三年の『教育令』にはその名称さへもが削除されたのである」<sup>3)</sup>と形骸的だった「廃人学校」について言及した。また、高橋智は「学制」中の「廃人学校」の規定について、「障害児教育については、『其外廃人学校アルヘシ』という消極的・放任的で実態のない規定」と評価している<sup>4)</sup>。『愛知県教育史 第三巻』(第六節 特殊教育の項)においても「心身障害児教育について明治五年の『学制』は、『廃人学校』の名をあげたのみで何ら詳細な説明を与えなかった」<sup>5)</sup>と「廃人学校」が実態に欠けていたという記述がみられる。

「廃人学校」は、以下のように「学制」で規定された。

#### ○ 中学

第二十九章 中学ハ小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教ル所ナリ分テ上下二等トス二等ノ外工業学校商業学校通弁学校農業学校諸民学校アリ此外廃人学校アルヘシ<sup>6)</sup>

「廃人学校アルヘシ」という規定が、中学の項に含まれているということ自体が、一大学区に中学が32校という規定からすると数の少ない学校だったのであり、前提として、小学を経て入学となると実際に入学できる者は稀だったのではないかと思われる。その後、「廃人学校」は、「学制」第二十一章「小学」の章に移行している<sup>7)</sup>。

## ○ 小学

第二十一章 小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス之ヲ区分スレハ左ノ数種ニ別ツヘシ然トモ均ク之ヲ小学ト称ス即チ尋常小学女児小学村落小学貧人小学小学私塾幼稚小学ナリ其外廃人学校アルヘシ

中野善達・加藤康昭は、「学制」原案に「廃人学校」が第29章(中学の章)に付加されていることを確認した上で、「学制」作成の審議内容は不明であるとし、「わが国には『廃人学校』に対応するものが存在しないところから、まず外国教育制度から採り入れられたもの」と推定している<sup>8)</sup>。さらに中野・加藤は、フランスやオランダの学制規定を詳細に検討しているが、「廃人学校」とそれらの「学制」との関連性を見出しながらも、『『廃人学校』という語はどこにも見当たらず、また、『学制』の『廃人学校』への影響も確認は出来ない。』<sup>9)</sup>としている。中野・加藤によれば、「学制取調掛の主流をなす洋学者たち」の間において「廃人学校」は欧米の盲学校・聾啞学校・痴児院等を意味するとの共通認識があった<sup>10)</sup>。

「廃人」という言葉が当時、どのような意味で使用されていたかについて、川本は「多分盲人・聾・啞者・肢体不自由者・精神薄弱者・白痴等を含んでいるのであろう」<sup>11)</sup>と推察している。中野・加藤は「廃人学校」の名称は、「外国語からの翻訳ではなく、盲・聾などいくつかの個別的な学校を規定することに対する関係者多数の消極的な態度を示すもの」ではないかとし、障害児者に対する「伝統的な『廃人観』」から「包括的な表現」として「廃人学校」という名称が与えられたのではないかと推察している<sup>12)</sup>。

『『学制』は従来の封建的な身分別の教育制度を打破し、近代的な国民教育制度を創設した点できわめて進歩的な意義』<sup>13)</sup>をもつが、「その進歩性も『富国強兵』の枠を超えるものではな』<sup>14)</sup>く、『『廃人学校』はこの枠からはみ出し』<sup>15)</sup>、『『学制』の開明的な側面につなぎとめられているに過ぎない』<sup>16)</sup>という中野・加藤の「廃人学校」への消極的評価は従来の研究を踏襲するものである。

中村満紀男・岡典子は、「盲啞学校を社会事業や相互の救恤に任せるのではなく、学校制度全体の一部に含めた廃人学校構想の革新性を積極的に認識すべき」<sup>17)</sup>であると従来の研究とは異なる視点で「廃人学校」を再評価している。この指摘は従来の「廃人学校」概念を打破する貴重な示唆であると捉えられる。たとえ実態は希薄であっても、近代学校制度に盲・

聾啞を含めた障害児教育の原型が形成されたと捉えられるからである。

実際にその存在が認められている「廃人学校」は、平田勝政によると東京麹町の「私立廃人学校」で、これは、「盲人学校」と記されていたことが確認されている<sup>18)</sup>。また、中野・加藤は、1884(明治 17)年まで「廃人学校」という名称を、東京府が楽善会訓盲啞院に用いていること、大阪府、鹿児島県が盲啞学校を指すものとして使用していることを明らかにしている<sup>19)</sup>。

このように、「廃人学校」は近代学校制度上の障害児教育の端緒となっているが、盲啞者のみを対象にした学校ではなかった。

では、盲聾啞教育の思想は、どのように登場したのだろうか。

前述したように、日本の近代学校は、富国のための人間形成の場として制度化されたが、政府は学校以外の教育施設にも目を向け、欧米の教育現場を視察した人々による学校以外の教育施設の紹介に注目した<sup>20)</sup>。例えば、「学制」以前には、福沢諭吉が『西洋事情』でフランスの「啞院」「盲院」「痴児院」<sup>21)</sup>、田中不二麻呂は『理事功程』で、「啞院」<sup>22)</sup>を紹介している。また、特命全権大使岩倉使節団に大使随員として欧米を視察した久米邦武は、『特命全権大使 米欧回覧実記』で、欧米型の盲啞院の実態について、以下のように記している。

…其語言スル口喉ノ動キヲ視テ、能其言ヒシ何事ナルヲ解悟ス…上級ノ男生ハ之ヲ執テ幾何術ノ難題ヲ算開セルモノアリ…啞生ニハ工芸ヲ教フ、其造作シタル器什モ美ナリ、盲生ニ授クル工芸少シ多クハ楽工トナス…<sup>23)</sup>

…一室ニ写本ヲナス所アリ、一盲人左手ニテ書ヲ按シ、右手ニテ紙ヲ突き、字ヲ写ス甚タ神速ナリ、左右手一時ニ、両ノ神経ヲ分運ス、亦驚クヘシ…生ナカラニシテ盲セルモノハ是ニ教ヘルノ初メハ、甚タケレトモ後ノ成業ハ優劣アルコトナシ…食堂ヲ一見ス、匙ヲ以テ吸ヒ、又ヲ以テ食ヒ、刀ヲ以テ切り、食ヲナスコト他ト異ナルナシ、只初メ其法ヲ教ヘルノミ…<sup>24)</sup>

工学頭であった山尾庸三<sup>25)</sup>は、1871(明治 4)年に「盲啞学校ヲ創立セラレンコトヲ乞フノ書」(以下建白書)を太政官に提出した<sup>26)</sup>。「建白書」の中で、山尾は英国における盲学校や聾学校、英国における造船所での啞者の仕事やコミュニケーションの見聞を次のように述べている。

…盲聾瘖啞ト雖モ救恤ノ方法洽ク及ブノミナラズ又之ヲ学校ニ入レ文学算術工芸技術各適宜ノ教導ヲ施シ勉強従事…臣曾テ英国ニ在テ造船所ニ入り修業中親シク見ル

トコロ同所ノ図引大工鍛冶等ノ内啞ナル者モ亦不少、人ト談話応接皆指頭ヲ発転シ文  
形ヲ模索シテ之ヲ弁ズ其敏捷可驚毫モ苦渋ノ態ヲ見ズ而シテ其技芸ノ精妙容易ニ人ノ  
及ブ能ハザル所ナリ…<sup>27)</sup>

このように、日本の盲聾啞教育の思想は、まず欧米における盲聾啞教育の紹介と実態の見  
聞から、始まっているといえる。これらの紹介や見聞を通して、政府は盲者や聾啞者が教育  
次第で健者と変わらない技術や知識を得ることができるという盲聾啞教育の可能性を見出  
し、「学制」に「廢人学校」を規定したと考えられる。

山尾は、日本の盲学校・聾啞学校の設立について次のように述べている。

…是無他教育ノ善ク及ブトコロ以テ彼国文教隆盛ノ景況推知スベシ依是見我国ノ盲聾  
啞ト雖モ教育宜ヲ得バ亦何ゾ然ラザラン自ヲ存スル能ハズ饑寒ニ陥ラシム豈皇国ノ  
欠典ト謂ハザル可ケンヤ故ニ今西洋諸国ノ式ニ倣ヒ先ズ盲学啞学ノ二校ヲ創建シ一校  
毎ニ男女二局ヲ分チ教師ヲ外国ニ招キ以テ天下ノ盲啞ヲ教導シ適宜ノ工芸ヲ授興シ其  
成立ニ随ヒ…<sup>28)</sup>

このように、山尾は、「建白書」において、日本の盲聾啞者も教育を受けることで欧米の  
ように、他者とコミュニケーションをとることができ、高度な技芸の技術を得ることができ  
ると述べ、日本における盲聾啞教育を西欧型盲啞院に追従することで可能にしようとした。  
また、盲・聾啞教育の分離構想をもっていたことがわかる。山尾は、盲学校・聾啞学校を設  
立することが「無用ヲ転ジテ有用トナシ」<sup>29)</sup>であるとする。従来の研究は、この「無用ヲ転  
ジテ有用トナシ」という箇所注目し、山尾による「建白書」は、障害者の社会における有  
用論と無用論を提起するものとして評価される傾向にあった。しかし、山尾による「建白書」  
で注目すべきは有用・無用かというよりはむしろ、「盲聾啞ト雖モ教育宜ヲ得バ亦何ゾ然  
ラザラン」に現れているように、教育を施すことで他者とのコミュニケーションを図り、高  
度な技芸技術を獲得できるという信念にある。このような教育によって社会自立を促すとい  
う考えは、「教育による救済」思想に通じるものであると捉えられる。

「教育による救済」とは、社会教育の概念であり、乗杉嘉壽によれば、「教育的救済とい  
ふのは、社会に於ける弱者を救済するに、物質的に之を行ふに対し、精神的に行ふ意味であ  
る。」<sup>30)</sup> 乗杉は、社会教育振興の必要性を述べる中で、「社会や家庭の欠陥から生じてきた  
不幸なものに対して、特に教育的救済或いは矯正の手段を講ずること」を「社会教育の主要  
な任務」の一つとして掲げている<sup>31)</sup>。乗杉によれば「特殊児童」とは、「精神的又は身体的  
に欠陥ある児童及其の児童の境遇に関して保護を加える必要のある特別なる児童をいふの

である。即ち盲聾の如き身体の不具なる児童、精神薄弱又性格異常にして不良少年となるべき素質を有する児童の如き精神的に欠陥ある児童、又は児童の境遇上欠陥ある子供、貧困の家庭に生まれたる児童又は頼るべきものを有せざる孤児、捨児或いはの扶養者の不心得なるものに虐待さるゝ児童等」<sup>32)</sup>である。したがって、乗杉による「教育的救済論」は、盲聾哑児のみではなく、窮民救済や特殊教育全般の振興を目的とした概念であった。盲聾哑児への「保護教育」として、乗杉は次のように述べている。

盲聾哑児の保護教育 大正七年度に於ける全国盲聾者の学齢児童数は盲者三千二百二十四人、聾者六千六人、合計九千三百三十人で全学齢児童数一万人に付盲三・一一聾六・一七計九・三八人の割合である。而して…現に在籍する者の数は盲二百四十八人、聾七百四十人、計九百八十八人であって、その割合は百人に付十人半に過ぎず其の余は全く教育されずに放置されるといふ有様であるが、益々この教育機関を増設拡張してこの不幸なる同胞を救済する必要があると思ふ。而も盲聾哑と雖も教育を受くる能力を欠くにあらず方法によりては十分之をなし得る…日本の此種の学校は官公私立を合せて、約八十余校生徒が四千六百余人といふ有様であるが、更に更に拡張の必要がある<sup>33)</sup>。

このように、乗杉は、社会教育の役割という観点から障害者教育の振興を提唱した。山尾による盲学校・聾哑学校設立構想は、1871(明治4)年であり、乗杉による盲聾哑児の保護教育は、大正期に提唱されたもので時代が異なるが、盲・聾哑者教育を提唱し、「教育による救済」を掲げた点において共通していると捉えられる。

以上のように、「廃人学校」規定前には、盲聾哑教育に関する知識が欧米から取り入れられており、山尾によって盲学校・聾哑学校の設立が構想されていたが、「学制」では、様々な障害のある子どもを対象とした「廃人学校」が規定された。

「廃人学校」は、教育令(1879 [明治 12] 年)において規定がなくなり、田中不二麻呂が中心になって起草した教育令案には第 26 章として「盲学校」「聾哑学校」、第 27 章として「改善学校」規定が盛り込まれた<sup>34)</sup>。しかし、公布された教育令では、「第二条 学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校其他各種ノ学校トス」<sup>35)</sup>と「盲学校」「聾哑学校」「改善学校」名称は削除され、それらは各種学校の中へ包含された形となった。盲聾哑学校が明記されたのは、第 2 次小学校令(1890[明治 23]年)である。盲聾哑学校は「第四十条 市町村ハ幼稚園図書館盲聾哑学校其他小学校ニ類スル各種学校等ヲ設置スルコトヲ得此場合ニ於テハ第三十六条第三十七条及第三十九条ノ規程ヲ適用ス」<sup>36)</sup>と規定された。山尾による「建白書」や教育令草案に見られる盲学校・聾哑学校の分離構想がなぜ「廃人学校」や「各種学校」へ

の収束という形となったのかという点については、従来の研究において明らかにされていない。本研究においても史料に欠けるため、理由の特定ができなかったが、今後の課題として解明する必要がある。

## 第2節 京都盲啞院と楽善会訓盲院の設立

1878(明治11)年から1880(明治13)年までに設立された盲啞学校については、京都盲啞院、楽善会訓盲院に関する研究の蓄積<sup>37)</sup>がある。

本節では、初期盲啞学校の中でも先進的位置付けにあった京都盲啞院と楽善会訓盲院の成立過程を先行研究に依って概観し、両校の教育課程を中心に考察することで、教育課程の特質を明らかにする。そうすることで、京都盲啞院と楽善会訓盲院が地方の盲啞学校へ及ぼした影響を探る。

【表 1-1】は、1870年代から1880年代にかけて創設された盲啞学校の一覧である。

【表 1-1】 盲啞学校一覧(1870~1880)

設立年	学校名(所在地)	創設者	1890年時点での存続の有無
1878(明治11)	京都盲啞院(京都市)	古河太四郎	京都府立盲啞院(1879)→京都市立盲啞院(1889)
1879(明治12)	大阪府模範盲啞学校(大阪府)	日柳政翹	廃校(1880)
1880(明治13)	楽善会訓盲院(東京府)	大内青巒	楽善会訓盲啞院(1884) →文部省へ移管(1885) →官立東京盲啞学校(1888)
1880(明治13)	私立金沢盲啞院(金沢市)	松村精一郎	廃院(1883)

『盲啞学校ニ関スル調査』(1919)から筆者が作成

【表 1-1】から、盲啞学校は、1878(明治11)年に設立された京都盲啞院を先駆としていくことがわかる。また、同時期に設立された盲啞学校の中でも存続した盲啞学校は京都盲啞院(現府立京都聾学校・盲学校)と楽善会訓盲院(現筑波大学附属聴覚特別支援学校・視覚特別支援学校)であった。中村満紀男・岡典子は京都盲啞院と楽善会訓盲院の共通点として「日

本最古の盲啞学校であり、新設盲啞学校教員の供給を始め、教育の基準において後発盲啞学校をリードしたこと」と「財政難に苦しんだこと」を挙げている<sup>38)</sup>。

京都盲啞院の創設者は、古河太四郎である。1875(明治8)年に、京都市上京学区長であった熊谷伝兵衛は京都府吏半井真澄と共に盲児1名と啞児3名の教育を古河太四郎に依頼した<sup>39)</sup>。同区内第19番小学校(後の侍賢小学校)教員であった古河は、校内に瘡啞教場を開設し、盲啞児の教育を開始した。1878(明治11)年に、半官半民の京都盲啞院となり、翌年1879(明治12)年に京都府立盲啞院となった。『文部省第八年報』によると教員7名、生徒数82名(盲生28名、啞生54名)であった<sup>40)</sup>。川本によれば、その設立は「当時の京都知事榎村正直の進歩的思想と、盲・ろう児に対する人道的主義より決定されたもの」<sup>41)</sup>であり、坂井美恵子は、京都盲啞院の成功を予算の定期的な計上による経営の安定と古河太四郎の指導方法であったと指摘している<sup>42)</sup>。古河太四郎は、聾啞児への言語教授方法について「京都府下大黒町待賢校瘡啞生教授手順概略」(1878[明治11]年)を執筆し、その中で手勢法、示喩手勢法、発音発語、書取、談話応接法、綴語作文法、作文設題等を提示している<sup>43)</sup>。1889(明治22)年に市立に移管し、京都市立盲啞院となっている。

楽善会訓盲院は、1875(明治8)年にプロテスタントの外科医、フォールズによって始められた楽善会が母体となっている。当初の主目的は、布教であった。従って、わが国の盲人の実際の生活や彼らの要求への考慮はなく、凸版の聖書を輸入し翻訳して使用するなど、徹底的に宗教教育をとりあげた<sup>44)</sup>。日本側の参加者は、中村正直、津田仙、古川正雄、岸田吟香らである。中村、津田、古川はキリスト教徒であり、また、明六社に所属した啓蒙思想家であった。彼らは1875(明治8)年に「訓盲所取立度建言書」<sup>45)</sup>を東京府知事に提出したが、許可されず再び「誓願書」<sup>46)</sup>を提出した。1876(明治9)年に楽善会と会名を定め、寄付金を募るようになり、会友としては前島密、小松彰、杉浦譲、山尾庸三、高津柏樹らが名を連ねた。1880(明治13)年に校名を楽善会訓盲院とし、授業を開始している<sup>47)</sup>。初代院長は、大内青巒である。同年12月の生徒数は15名(盲者10名、聾者5名)であった<sup>48)</sup>。1884(明治17)年には校名を「訓盲院」から「訓盲啞院」と改め、翌年1885(明治18)年に文部省へ移管され官立となった。1887(明治20)年に校名を東京盲啞学校と改めた。

『盲聾教育八十年史』(1958)によると、1880(明治13)年の時点での京都盲啞院の教育課程は普通科が5年で、盲生には音曲・鍼按術・こより細工の3科、啞生には錫彫・刺繍・指物細工の3科を兼修させた。また、専門予科、工学科の2科を30歳までの年長者のために設けた。これら2科は技芸科の前身である。専門予科の学科目は法学・歴史・美学・文章学であった。工学科では聾啞生に銅器彫刻・銅板・和木細工、盲生にはこより細工・刺繍・鍼按術・琴を教授した。1881(明治14)年には盲生に三弦・生理・病理解剖を聾啞生には唐木細工・織機を加えている。普通科では、読書、書取、綴字、地理、算術、習字に加えて、

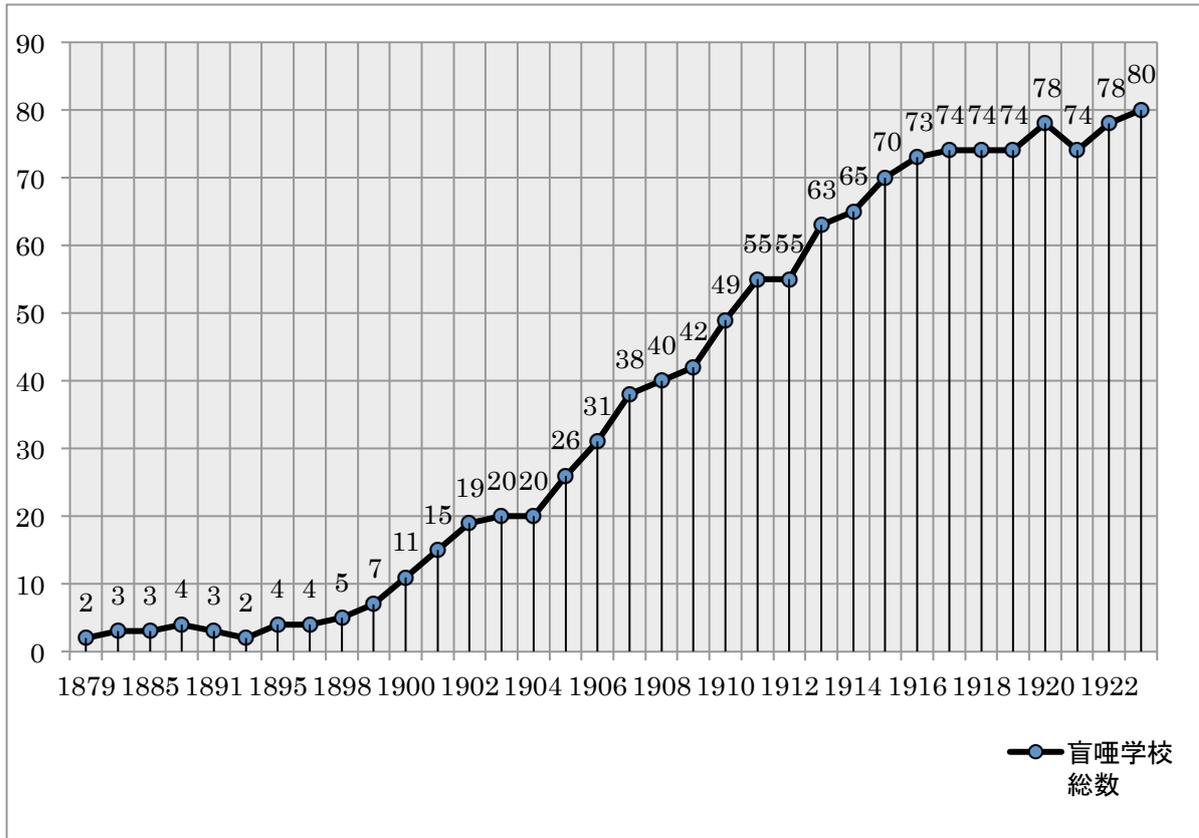
盲生には触感・聴覚<sup>49)</sup>、聾啞生には発音法・画掌問答法・画学、女子には裁縫を課していた<sup>50)</sup>。『日本障害児教育史』(1976)によれば、京都盲啞院の当初の教育目的は普通学教授であった。しかし、就学者の保護者の教育要求と合致しなかったために、工学科が設立され、銅版彫刻・木細工・刺繍・藤細工・按摩・琴・三絃などが指導された。工学科の就学者数は年々増加し、「工学科の比重が大きくなり、盲啞院の性格は当初とかなり異なるもの」となると、京都盲啞院は「職業教育中心の学校」として存続した<sup>51)</sup>。

「訓盲啞院規則」(1886年改正)によると、教育課程は尋常科と技芸科であり、尋常科・技芸科の修業年限は5年、按摩専修生は2年とされた。盲生尋常科では、国語・算術・講談・体操の4科、啞生には読方・習字・作文・算術・筆談・体操の6科が課された。盲生技芸科では、音楽・按摩の2科、啞生では図画・彫刻・指物・裁縫の4科が課された<sup>52)</sup>。『盲聾教育八十年史』(1958)によれば、官立となった訓盲啞院では、初代院長であった大内青巒や楽善会会員高津柏樹が京都盲啞院に出張して盲者に対する教授方法などの調査研究を行っていた<sup>53)</sup>。しかし、楽善会訓盲啞院は、大内の古河とは対照的な教育観<sup>54)</sup>を基軸に、師範科を併設する官立盲啞学校として、教科中心主義をとって展開することになる。

京都盲啞院及び楽善会訓盲院を端緒として、1880(明治13)年までに大阪府模範盲啞学校(1879)と私立金沢盲啞院(1880)、1880年代後半から1890年代には盲人福音会(横浜:1889)、高田訓盲学校(新潟:1889)、岐阜聖公会訓盲院(岐阜:1894)、函館訓盲院・札幌訓盲院(北海道:1895)が設立された。【図1-1】は、盲啞学校数の推移である。【図1-1】によると、1879(明治12)年に2校だった盲啞学校は、1900年代に急増し、「盲学校及聾啞学校令」によって法令上盲学校と聾啞学校に分離される1923(大正12)年の時点で80校であった。

京都盲啞院及び楽善会訓盲院と時期を同じくして設立された大阪府模範盲啞学校と私立金沢盲啞院は、府による教育費の削減<sup>55)</sup>や経済困窮と就学者不足<sup>56)</sup>のためにいずれも短期間で廃校・廃院となっている。したがって、京都盲啞院と楽善会訓盲院は結果として「日本最古の盲啞学校」<sup>57)</sup>となり、日本の盲啞学校の先駆として、位置付くこととなった。中村満紀男・岡典子によれば京都盲啞院と楽善会訓盲院は「新設盲啞学校教員の供給を始め」<sup>58)</sup>、「教育の基準において後発盲啞学校をリードした」<sup>59)</sup>としているが、その具体的な様相を次節で考察したい。

【図 1-1】 盲啞学校数の推移



『文部省第七年報』(1879)~『日本帝国文部省第五十一年報』(1923)より筆者が作成

### 第3節 京都盲啞院(京都府立盲啞院・京都市立盲啞院)・楽善会訓盲院(東京盲啞学校)の特質と愛知県内盲啞学校3校に与えた影響

1900年代初期に、愛知県では3校(豊橋校・名古屋校・岡崎校)の盲啞学校が設立された。名古屋校では、設立者長岡重孝が京都盲啞院長鳥居嘉三宛に「…弊校啞生教員実地見習ノ為御校へ御厄介ノ儀願上候…岩手県士族三浦かよナル者聘傭致ス事ニ相定メ戴テハ是ヲ更ニ経験ナキ無シ者ニ付…先般願置候様宜敷御指導被置度…」と京都盲啞院に派遣した教員実地見習い者に対し、指導を願う書簡を送っている<sup>60)</sup>。また、楽善会訓盲院では、小西信八が吉川金造への発音指導に従事し、成果をあげている。吉川金造は、その後教員として1900(明治33)年に豊橋校に赴任し、啞生の教育に従事した<sup>61)</sup>。このように、愛知県内の盲啞学校と京都盲啞院、楽善会訓盲院との関わりは密接であった。

北野与一によれば、和田訓盲院は、1901(明治34)年の設立された職業教育中心の盲院であり、設立者の和田文右衛門は京都盲啞院の卒業生であった<sup>62)</sup>。また、成瀬哲は、東京盲

啞学校の卒業生であり「1906(明治 39)年頃金沢市高岡町にて 7~8 名の盲青年を対象に点字、国語、算術、地歴、鍼按を教授していた。」<sup>63)</sup>また、北野は、上森捨次郎によって設立された私立金沢盲啞学校(1908)の教育方法に関して、『『啞生部』の指導者は以前京都校や大阪校で研修した梅田九栄、『盲部』は東京校卒の成瀬哲であったことから、教育方法も両校のそれが適用されたもの』<sup>64)</sup>と考察している。

このように、京都盲啞院や楽善会訓盲院では研修者を受け入れたり、両校の卒業生が新設の盲啞学校の指導者として従事したりしていた。盲啞学校における指導者養成としての機能は、官立学校となった東京盲啞学校においてその性格を強めた。

東京盲啞学校では、1903(明治 36)年に教員練習科を設置<sup>65)</sup>し、その後、1910(明治 43)年に官立東京盲学校と官立東京聾啞学校に分離した際に、各校に師範科を設置している<sup>66)</sup>。

【表 1-2】は、官立東京盲学校と官立東京聾啞学校師範科の学科および入学資格、修業年限の一覧である。師範科入学にあたっては、教員練習科と同様に、盲者や啞者による入学が可能なように入学資格を「技芸科を兼修した卒業生」としている。『盲聾教育八十年史』(1958)では「日露戦争後教育尊重のふうが起り、盲・聾学校ことに盲学校は全国各地に急激な増設を見、教員の需要が増加した」<sup>67)</sup>と教員養成の重要性を述べている。

【表 1-2】 東京盲学校・東京聾啞学校師範科の学科・入学資格・修業年限

	官立東京盲学校		官立東京聾啞学校
学科	普通科 技芸科（音楽科・鍼按科）		普通科 技芸科（図画科・木工科・裁縫科）
学力	普通科	普通尋常小学校本科正教員の免許状を有する者。これと同等の学力のある者。	普通尋常小学校本科正教員の免許状を有する者。これと同等の学力のある者。
	技芸科	音楽科・鍼按科を兼修した普通科卒業生または同等以上の学力のある者。	技芸科を兼修した高等科卒業生または同等以上の学力のある者。
入学年齢	男子…20 年以上 女子…18 年以上		男子…20 年以上 女子…18 年以上
修業年限	普通科 5 ヶ月~1 年 技芸科音楽科 3 年 鍼按科 2 年		普通科 5 ヶ月~1 年 技芸科図画科 2 年・木工科 2 年 裁縫科 2 年

『文部省第三九年報上巻』(1911)・『盲聾教育八十年史』(1958)より筆者が作成

教員練習科もしくは師範科で学び、卒業した者の多くは、各地の盲啞学校へと派遣され盲啞教育に従事した。例えば、名古屋校に関連した人物では、橋村徳一(名古屋校校長:1909[明治 42]年卒)、吉田角太郎(名古屋校訓導・奈良盲啞学校校長:1919[大正 8]年卒)、伊藤蕪一(名古屋校訓導、大阪府立聾口話学校校長:1920[大正 9]年卒)、安藤太三郎(名古屋校訓導、台北盲啞学校:1921[大正 10]年卒)、安藤こう(名古屋校、愛知聾学校:1923[大正 12]年卒)、竹内源一郎(愛知聾学校、東京府立聾啞学校校長:1924[大正 13]年卒)が挙げられる<sup>68)</sup>。岡山県では、1907(明治 40)年度からの盲聾啞教育の充実を目指して県が積極的に東京盲啞学校への教員の派遣を行った<sup>69)</sup>。当時の政策に関連した「岡山県盲啞教育講師」であった山本厚平(岡山盲啞院長:1905[明治 38]年卒)、平岩繁治(二本松聾啞学校校長:1905[明治 38]年卒)は教員練習科を卒業している<sup>70)</sup>。その他にも、高取易太郎(私立長岡盲啞学校校長:1905[明治 38]年卒)、多田真佐雄(私立福岡盲啞学校・広島聾啞学校・長岡聾啞学校:1906[明治 39]年卒)、松永栄重(県立静岡盲啞学校校長:1919[大正 8]年卒)が挙げられる<sup>71)</sup>。

佐々木順二・中村満紀男は、東京盲啞学校の教員練習科、その後の師範科における教員養成で期待されたこととして教員の資質向上を挙げている<sup>72)</sup>。名古屋校における教員練習科及び師範科卒業者は、盲啞学校の聾啞者への教育方法として口話式聾教育を名古屋校に導入し、講習会を通して口話式聾教育を広めたという実績がある。また、卒業者の多くは校長となって学校運営を司った<sup>73)</sup>。

このように教員練習科及び師範科では、盲啞学校の専門家を育成することで、新設盲啞学校の教員確保だけでなく、盲聾啞教育の拡充に貢献した。

次に、京都盲啞院及び楽善会訓盲院の役割として、両校がどのような点において「教育の基準」であったかを考察したい。

北野与一によると、私立金沢盲啞学校の教科目やその内容は、「主として訓盲啞院と京都市立盲啞院両校の規則を準用していた。」<sup>74)</sup> 坂井美恵子は、大阪府模範盲啞学校設立者である日柳が「京都盲啞院を視察し、盲啞院の成果を積極的に取り入れ」<sup>75)</sup>て設立にあたったことを確認している。両者の研究では、新設盲啞学校の教科目や教科内容が、京都盲啞院や楽善会訓盲院のそれと関連があることを認めながらも、具体的にどのような点に関連性が認められるかという実証的な記述に欠けている。

平田勝政・菅達也は、私立長崎盲啞院の設立(1898[明治 31]年)を検証する過程で、私立長崎盲啞院が京都盲啞院と密接な関連があったことを明示している。長崎盲啞院と京都盲啞院との密接な関連の一つ目としては、長崎盲啞院設置が設置母体の長崎慈善会によって議決(1896)されてから、学校が設立されるまでの2年間に、京都盲啞院の調査(1896)・視察(1898)、京都盲啞院卒業生野村惣四郎の聘用(1898)・盲啞教育法取調のための京都盲啞院への職員派

遣(1898)を行っている点が挙げられる<sup>76)</sup>。二つ目としては、長崎盲啞院設立に貢献した野村惣四郎が京都盲啞院按鍼術科の卒業生であり<sup>77)</sup>、長崎盲啞院の開院式では京都盲啞院長鳥居嘉三郎が「式詞」<sup>78)</sup>を行う等人脈関係が挙げられる。このように、私立長崎盲啞院は、京都盲啞院の組織を「標準に設立準備した」<sup>79)</sup>。組織の標準とは、京都盲啞院に倣って、盲教育と聾啞教育の両部門を設置したという意味であり、私立長崎盲啞院は、官立東京盲啞学校、京都市立盲啞院に次いで3番目の盲・聾啞教育設置校であった。

平田・菅は、長崎盲啞院への京都盲啞院の影響と支援を確認する一方で、京都盲啞院に派遣された長石安治郎が、東京盲啞学校へ赴き、石川倉次や奥村三策といった東京盲啞学校の教師達からも学んでいた<sup>80)</sup>事実に着目し、私立長崎盲啞院の開院にあたっては、京都盲啞院と東京盲啞学校の「両方から当時の最高・最良の知識と技術を学びとり、両校の期待と声援を受けて開院したという事実が浮かび上がる」<sup>81)</sup>としている。このような両校からの影響は、教育目的・教育内容及び方法の考察からも明らかにされた<sup>82)</sup>。

それでは、私立長崎盲啞院より2~3年後に設立された豊橋校や名古屋校でも同様の影響は見られるのだろうか。【表1-3】は、各校の学則の比較である。名古屋校の学則が「私立名古屋盲学校」のものであるため、考察は盲部のみを対象とした。「-」は京都盲啞院との共通部分、「=」は東京盲啞学校との共通部分、「~」は4校に共通する部分である。表中の史料「京都府盲啞院規則」「訓盲啞院規則」は、「京都盲啞院規則」「東京盲啞学校学則」と表記して述べる。

教育の目標を見ると、豊橋校では規則第一条に「自立ノ道ヲ得セシムル」こと、名古屋校では、学則第一条に「独立の道を得せしめる」ことを目標としている。両規則による「自立」「独立」はほぼ同義であると捉えられ、これらが京都盲啞院規則・東京盲啞学校規則を踏襲していることがわかる。京都盲啞院規則・東京盲啞学校規則では、「自立」・「独立」のための教育を、「盲啞子弟ノ独立自活ニ須要ナル教育」、「盲啞ノ子弟ヲ教育」と明確に規定していないが、名古屋校では、「普通の智識」、豊橋校規則では、「普通教育ヲ施シ兼テ適切ナル技芸ヲ教へ」とある。私立長崎盲啞院規則(1898年規定)第一条は「本院は長崎慈善会に附属し盲啞子弟の独立自活に必須なる教育を施す処とす」<sup>83)</sup>と京都盲啞院とほぼ同様であるところから、新設の盲啞学校においては、1900年頃から京都盲啞院規則・東京盲啞学校規則を踏襲しつつ、盲聾啞児に対する教育の方向性を明示するようになったのではないかと考えられる。

「教科」名から見られる特徴としては、豊橋校・名古屋校ともに、職業に関わる技能教育に対して、東京盲啞学校規則中に見られる「技芸」という名称を使用している。京都盲啞院規則では、「専修科」という名称を用いている。また、豊橋校規則・名古屋校学則ともに「普通科」という名称を使用している。平田・菅は、私立長崎盲啞院規則第二条に「教科を分て

普通科、技芸科とす」<sup>84)</sup>と表記されている点から「普通科は、東京・京都校とも異なる長崎校独自の名称」<sup>85)</sup>としている。「普通科」という名称は、私立長崎盲啞院からの流れであると捉えられる。

「教科目」名から見られる特徴としては、「算術」と「体操」が4校ともに規定されている点、豊橋校・名古屋校では、東京盲啞学校と同様に「国語」という名称を使用している点、豊橋校・名古屋校の技芸科に関する教科では、京都盲啞院に倣って「鍼按科」を設置した点、豊橋校技芸科では、京都盲啞院に習って「音曲」・名古屋校技芸科では、東京盲啞学校と同様に「音楽」という名称を使用している点、京都盲啞院規則・東京盲啞学校規則では、使用されていた「講談」が豊橋校・名古屋校では使用されていない点が挙げられる。平田・菅によれば、「講談」は、「東京校の影響を受けた京都校のそれが長崎校にも導入されたもので、『修身及作法』、『方角及道路溝渠』、『地理歴史』、『理科』等の話、『言語ノ練習』からなる複合教科であった。」<sup>86)</sup>豊橋校・名古屋校においては、複合教科としての「講談」を「修身」「地理」「歴史」「理科」に置き換えて教科を規定したと捉えられる。このような実態は、盲啞学校が、制度上は規定されてはいたものの、各学校の主体的な工夫が可能であったことを示している。

以上、京都盲啞院及び樂善会訓盲院の役割を、学則によって規定された教育目標や教育内容を中心にして考察した。新設盲啞学校は、両校の規定を踏襲しながらも、学校独自に変更を行いそれぞれの規則を制定した。京都盲啞院及び樂善会訓盲院は、学則や教則の基準、つまり学校基盤形成の基準をもちあわせていたといえる。

【表 1-3】 学則比較

京都府盲啞院規則 (1880 規定、1889 年改正)	訓盲啞院規則 (1880 年規定、1886 年改正)	私立豊橋盲啞学校規則 (1900 年規定、1907 年改正)	名古屋盲学校則 (1901 年規定)
第一条 本院ハ盲啞子弟ノ <u>独立</u> 自活ニ須要ナル教育ヲ施ス所トス	第一条 本院ハ盲啞ノ子弟ヲ教育シ <u>自立</u> ノ道ヲ得シムルコトヲ目的トス	第一条 本校ハ盲啞者ニ普通教育ヲ施シ兼テ適切ナル技芸ヲ教ヘ <u>自立</u> ノ道ヲ得セシムルヲ目的トス	第一条 本校は盲者に普通の智識を授け <u>独立</u> の道を得せしめるを以て目的とす
第二条 <u>教科ヲ分チテ</u> 尋常科、専修科ノ二トス	第二条 教材ハ尋常科 <u>技芸科</u> ノ二トシ各生徒ヲシテ尋常科	第二条 教科ヲ普通科 <u>技芸科</u> ノ二トス	第二条 <u>教科を分ちて</u> 普通科及 <u>技芸科</u> とし普通科

	<p>ト技芸科中ノ一科若クハ二科ヲ兼修セシムヘシト雖モ父兄ニ於テ特ニ尋常科ノ専修若シクハ技芸科中某科ノ専修ヲ望ム者ハ之ヲ許ス</p>	<p>第三条 普通科ヲ分チテ盲普通科、聾啞普通科トス</p> <p>第四条 技芸科ヲ分チテ盲技芸科、聾啞技芸科トシ、盲技芸科ハ音曲科、鍼按科トシ聾啞技芸科ハ図画科、指物科、裁縫科、織工科トス</p> <p>但シ音曲科、指物科、織工科ハ当分ノヲ欠ク</p>	<p>は更に尋常、高等の二科に分ち技芸科は又鍼按科と音楽科とに分つ</p>
<p>第三条 盲生尋常科ハ講談、読方、作文、算術、音曲、体操ノ六科トス</p> <p>第四条 盲生専修科ハ音曲科、<u>鍼術科</u>ノ二科トス</p>	<p>第三条 盲生ノ尋常科ハ<u>国語</u>、算術、講談及<u>体操</u>トシ技芸科ハ<u>音楽</u>及按摩トス</p>	<p>第五条 各科ノ教科目ハ別紙課程表ニヨル</p> <p>〔盲普通科課程表より抜粋〕</p> <p>修身、<u>国語</u>、算術、歴史、地理、理科、唱歌、<u>体操</u></p> <p>〔盲技芸科(音曲科、<u>鍼按科</u>)課程表より抜粋〕</p> <p>修身、音曲、鍼按、和歌、国語、算術、体操</p>	<p>第三条 普通科の学科目は修身、<u>国語</u>、算術、地理、歴史、理科、英語、唱歌、<u>体操</u>とし技芸科の内<u>鍼按科</u>の教科目は解剖、生理、病理、鍼治学、按摩学、鍼術、按摩術、<u>音楽科</u>の教科目は琴、三味線、胡弓、音楽史及音楽理論とす</p>

『京都府盲聾教育百年史』 (1978) p.328      『東京盲学校六十年史』 (1935) pp.159~166      『私立豊橋盲啞学校概況一覧』 (1910) pp.6~17      『扶桑新聞』 第4162号 (1901年4月13日)

#### 第4節 愛知県における盲啞学校の基盤の形成

本節では、1900年代に設立された愛知県内盲啞学校3校について概観した上で、1912(大

正元)年までの各校の学校維持・運営を支える学校の経済的基盤形成を中心に検討する。時期を 1912(大正元)年までに限定した理由は、名古屋校が市立移管するまでの経済的基盤を明らかにするためである。名古屋校の市立移管以降は、名古屋校への補助金や支援の様相が大きく変化すると考えられるため、また、同時期に私立であった豊橋校と岡崎校の学校基盤形成の差異を考察するため、1912(大正元)年を区切りとした。

(1) 愛知県内盲啞学校 3 校の概要と就学者の推移

【表 1-4】は、愛知県内の盲啞学校 3 校の概要をまとめたものである。創設年は、豊橋校が 1900(明治 33)年、名古屋校が 1901(明治 34)年、岡崎校が 1903(明治 36)年である。創設者は、豊橋校前身の拾石訓啞義塾は木俣峯吉・成瀬文吾、豊橋訓盲院は佐竹政次郎、豊橋校は成瀬涓である。名古屋校の創設者は長岡重孝である。岡崎の創設者は、佐竹政次郎である。豊橋校は聾啞教育のために設置された拾石訓啞義塾と盲教育のために設置された豊橋訓盲院が併合して豊橋校となった。名古屋校の前身は、盲教育を目指して長岡が設立した私立名古屋盲学校であった。3 校の設立の特徴としては、設立者の中、長岡と佐竹は盲者であったこと、豊橋校及び名古屋校では盲啞学校となる前に、啞者あるいは盲者に特化した教育の場を設立していたことが挙げられる。また、豊橋校と岡崎校は私立としての期間が長かったが、名古屋校は比較的早く公立に移管している。さらに【表 4】から、3 校の盲啞学校が設立された時期の学齢児童の就学率を見ると、豊橋校、岡崎校が設置された宝飯郡、額田郡では 80%を超え、名古屋市ではおよそ 74%である。就学率は、学齢就学児童を対象にした割合であるので、本論文が就学児を含めた就学者を対象としていることから、厳密な比較はできないが、3 校の設置されている郡・市は、1899(明治 32)年の全国の就学率 72.75%<sup>87)</sup>を超えていることから、3 校とも就学率が高い地域に設立されたといえる。

【表 1-4】愛知県内盲啞学校 3 校の概要

	豊橋校	名古屋校	岡崎校
創設年	1900(明治 33)年	1901(明治 34)年	1903(明治 36)年
創設者	<b>【拾石訓啞義塾】</b> 木俣峯吉・成瀬文吾 <b>【豊橋訓盲院】</b> 佐竹政次郎 <b>【豊橋校】</b> 成瀬涓	長岡重孝(盲者)	佐竹政次郎(盲者)

創設までの経緯	拾石訓哑義塾(1898) →豊橋訓盲院を併合 →私立豊橋盲哑学校 (1900)	私立名古屋盲学校 (1901)→私立名古屋 盲哑学校(1902)	佐竹が豊橋校を辞任 して岡崎校を創設。
設置市町と人口	宝飯郡塩津村→豊橋 町(1900) 37,635 人※ <sup>1</sup>	名古屋市 267,483 人※ <sup>2</sup>	額田郡岡崎町 19,500 人※ <sup>3</sup>
就学率※ <sup>4</sup> (1899 年)	80.86%(宝飯郡)	73.99%(名古屋市)	84.49%(額田郡)
県立移管	1948(昭和 23)年	市立移管 1912(大正 元)年 県立移管 1932(昭和 7)年	1947(昭和 22)年

※1 『平成 27 年度版 豊橋市統計書』(2015)

※2 『名古屋市統計年報』(1901)

※3 『岡崎市統計』(1903)

※4 『愛知県学事第十三年報』(1899)

就学者数の推移から設立後の盲哑学校を概観してみよう。

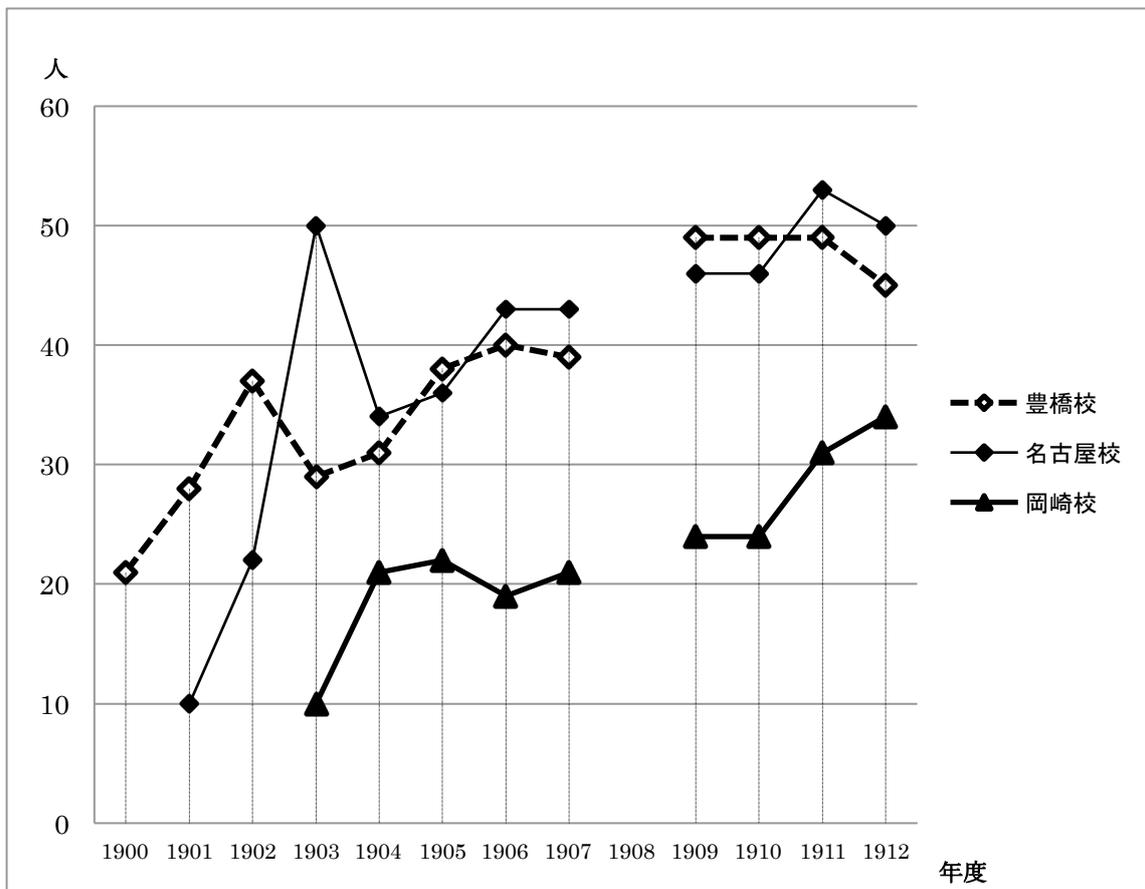
愛知県では 1896(明治 29)年から学齢児盲哑者数調査(愛知県内務部、1897~1911)をしている。愛知県の学齢盲哑児童数調査では、盲哑児数は地域ごとに計上されている(例えば、名古屋市では盲児 16、哑児 14)が、ほとんどの地域で「学校ニ於イテ就学スル者」は 0 人となっている<sup>88)</sup>。つまり、愛知県においては、盲哑学校が設立されるまで、盲哑者の学校への就学はほとんど見られなかった。

【図 1-2】は 3 校における就学者数の推移である。1908(明治 41)年の統計は、3 校の就学者数がまとめられて計上されているため、各校の就学者数が特定できず、図には数値が反映されていない。

【図 1-2】によると、3 校とも設立以後は豊橋校と名古屋校は概ね 40 人、岡崎校は 20 人前後の就学者数で推移していたと見ることができる。豊橋校と名古屋校は全体的に就学者数に大きな差がなく、また就学者数の推移も似た傾向にあったといえるが、1903(明治 36)年に名古屋校では就学者数が急激に増加し、豊橋校では減少している。豊橋校の就学者減については、同年に岡崎校が設立されたために、地理的な理由から豊橋校の就学者の一部が岡崎校へ流出したためと考えられる。また、1912(大正元)年を境に名古屋校では大きく就学者数を増加させているが、これは名古屋校が市立に移管されたことが背景としてあげられるので

はないかと思われる。

【図 1-2】 3 校の就学者数の推移



『愛知県学事第十四年報~第二十年報』(1900~1907)

『愛知県統計書』(1909~1912) 『第十八回 名古屋市統計書』(1916)

『統計で見る豊橋の100年』(1912~1915) 『私立豊橋盲啞学校概況一覧』(1913)

## (2) 盲啞学校 3 校の学校基盤の形成

### (i) 授業料

【表 1-5】は、3 校の授業料収入と授業料に関する規定と内容である。豊橋校・岡崎校の授業料の内訳については、『私立豊橋盲啞学校概況一覧』(1910)と『創立満十年建築落成祝賀会記念』(1913)に記録されているが、名古屋校については『名古屋市統計書』からの引用で内訳については記載されていないため、表には記載していない。

授業料は、名古屋校の学則第十七条に次のように記載されている。「授業料は普通科一ヶ月金五十銭技芸科一ヶ月金一円とす但貧困にして本文の授業料を納むること能はざる者は減額することあるべし」<sup>89)</sup>また、豊橋校の学則第二十三条には次のように記されている。「授業料は一ヶ月金五十銭とす 但貧困にして本文の授業料を納むること能はざる者は詮議の

上其半額を減じ又は全く免除することあるべし」<sup>90)</sup>。豊橋校の学則中には、技芸科の授業料は記されていない。このように、授業料は普通科で 50 銭、技芸科は、名古屋校で 1 円であった。1900 年代の尋常小学校の授業料の平均が 10~13 銭、高等小学校が 50 銭であった<sup>91)</sup> ことと比較すると普通科で高等小学校と同額であるので、かなり高額であるといえる。

【表 1-5】をみると、3 校の歳入に対する授業料の割合は 8~20%程度である。貧困による授業料の減額および免除規定があったことから、すべての就学者が 50 銭及び 1 円の授業料を払っていたわけではないと思われるが、名古屋校に関しては、歳入の 20%を授業料が占めており、授業料が学校運営のための貴重な財源であったことがわかる。また、岡崎校では、歳入に対する授業料の割合は 8%と 3 校の中でも少ないが、就学者における授業料の支払いの割合をみてみると、就学者総数 35 名の内、21 名が 50 銭、6 名が 25 銭の授業料を払っており、全体ではおよそ 8 割に近い就学者が授業料を払っていたことがわかる。岡崎校の就学者による授業料の支払額に差異があるのは、貧困による減額規定が適用されていたと推察される。

【表 1-5】 豊橋校・名古屋校・岡崎校の授業料収入と規定

	豊橋校(1910)	名古屋校(1910)	岡崎校(1913)
授業料	231 円 (11%)	188 円 (20%)	132 円 (8%)
【内訳】	本科 60 名 1 名平均 35 銭 11 ヶ月	就学者総数 46 名 内訳については不明	就学者総数 35 名 50 銭 21 名 25 銭 6 名
歳入費合計	1,658 円	954 円	1,563 円
授業料規定	学則第 23 条 1 ヶ月 50 銭 貧困による減額・全額免除規定あり。	学則第 17 条 普通科 50 銭 技芸科 1 円 貧困による減額規定あり。	学則第 18 条 具体的な金額は未表記 貧困による減額・全額免除規定あり。

『私立豊橋盲啞学校概況一覧』(1910) 『第十二回 名古屋市統計』(1910)

『創立満十年建築落成祝賀会記念』(1913) より筆者が作成

(ii) 補助金

『私立豊橋盲啞学校概況一覧』によると、豊橋校への補助金は、1901(明治 34)年より渥美郡から出ている。愛知県からの補助金は、1902(明治 35)年からとなっている。

愛知県の 1902(明治 35)年度の当初予算及び関係議案を審議する通常県会(1901[明治 34]年 11 月 27 日開会、12 月 26 日に閉会)では歳出臨時部の中で教育補助費が修正可決されている。予算説明は以下の通りである。

第六款 教育補助費(一、三九三円二九四 議決額一、八九三円二九四)

前年度予算に比し金七百六十一円四銭(議決額千二百六十一円四銭)を増す、その理由は工業教員養成所生徒学資補助に於て減少るも、私立愛知教育会の補助を増加すると私立盲啞学校<sup>※</sup>へ補助を要すると清国留学生学資補助を要するによる<sup>92)</sup>。 ※私立盲啞学校は、豊橋校と名古屋校を指す。

この予算説明を『愛知県議会会議録』で見ると私立盲啞学校の教育補助費について以下のような記述が認められる。

(第一号議案歳出臨時部ノ内)

第六款教育補助費 金千三百九十三円二十九銭四厘

内 市部負担 金二百五円十一銭三厘

郡部負担 金千百八十八円十八銭一厘

第一項 工業教員養成所

生徒学資補助 金二百十三円二十九銭四厘

第二項 私立愛知教育会補助 金五百円

第三項 私立盲啞学校補助 金二百円

第四項 清国留学生学資補助 金四百八十円<sup>93)</sup>

私立盲啞学校の教育補助費として、200 円が計上されている。この額は、全教育補助費の約 14%を占めていた。

予算を組み込むにあたっては、中島郡議員日比野昇義及び視学官小濱宗介との私立盲啞学校の現状をめぐる次のような質疑応答がなされた。

- 第四十一番(日比野昇義君)第三項ノ盲啞学校ト云フノハ何レニ設定ガ出来マシタカ
- 県委員(視学官小濱宗介君)豊橋町ニ従来盲啞学校ノ私立ノモノガアル、ソレカラ名古屋市ニ本年三月設置シタ盲ノ私立学校ガゴザイマス
- 第四十一番(日比野昇義君)ドンナ設備デスカ
- 県委員(視学官小濱宗介君)豊橋ノ方ハ東京盲啞学校ヲ卒業シタ啞生ガ教諭ニ聘セラ

レテ、ヤッテ居リマス、ソレカラ名古屋市デスルノハ之レモ東京盲啞学校ヲ卒業シ  
タ盲ノ人デアアル只今デハ盲ノ学校ニナリマスガ追々拡張シテ盲啞学校ニスル見込  
ミニナツテ居リマス

- 第四十一番(日比野昇義君)豊橋ハ何程ノ生徒ガアリ名古屋市ノ方ハ何程マデニ運ン  
デ居ルガ尚ホ伺ヒタイ
- 県委員(視学官小濱宗介君)豊橋ノ方ハ啞生十五人盲生十二人、名古屋市ノ方ハ盲生  
七人デゴザイマス 94)

この質疑応答後、すぐに清国留学生および愛知県教育会についての質疑応答が展開され、  
私立盲啞学校への歳出予算については特に言及されず問題なく可決され、私立豊橋盲啞学校  
と名古屋盲学校両校への教育補助金として 200 円の予算が承認された。

山尾庸三の「建白書」から引き継がれる政府の方針<sup>95)</sup>、つまり、障害児教育に関しては、  
国としての歳出を抑え、寄付に依るという対応が長く続いたため、私立盲啞学校のほとんど  
は設立されても財政難から学校の維持は困難を強いられた。では、なぜ開校間もない私立の  
豊橋校と名古屋校に教育予算が割り当てられたのだろうか。

1900 年前後の愛知県は、学校教育の整備に奔走していた。例えば、議会では、師範学校  
の移転<sup>96)</sup>、県立第一中学校、県立第二中学校の整備(教員の増員等)<sup>97)</sup>、商業学校の拡張等<sup>98)</sup>  
の審議にかなりの時間を割いている。議会では、「(太田善四郎)・・・教育奨励ハ独り市立学校  
ノミナラズ郡立町村立学校モ亦補助ヲ受クルノ必要ヲ感ズル・・・」<sup>99)</sup>と教育補助の充実を訴  
える見解もみられた。

1897(明治 30)年 11 月 12 日の議会審議では、「(磯貝浩)・・・普通教育ハ普及スベキモノデ  
アルト云ウコトニ重キヲ置ヒテ申セシニシテ今日県下一般普及ヲ計ルベキモノハ小学校デ  
アル高等小学校デアアル其上ハ中学校トナル故ニ中学教育ニ全力ヲ注グヨリモ寧ロ高等小  
学校ニ対シテカヲ分チ其ノ不完全ナルモノヲ完全ナラシムガ懸念ノ問題デアアル・・・」<sup>100)</sup>という  
ように、段階的な教育の普及の必要性を訴える見解がみられる。これらは予算審議に通じる  
ものである。このように、1900 年前後の愛知県では、学校を整備し、拡張していく議論が  
盛んであった。公的補助が開設後間もない盲啞学校へ下りた背景には愛知県の学校の整備・  
拡張に対する積極的な取り組みがあったと考えられる。

また、愛知県予算歳出には貧民救助、あるいは精神病者看護費等を含む救育費という社会  
慈善事業領域に対する予算項目がみられるが、私立盲啞学校の歳出予算が、初めから社会慈  
善事業領域ではなく、教育領域として組み込まれた点は、愛知県の盲啞学校に対する捉え方  
が当初から教育に特化したものであったことを示しているといえる。

それでは、具体的に補助金がどのように配分されたかをみてみよう。【表 1-6】は 3 校の

補助金額の推移である。

名古屋校が名古屋市から補助金交付を受けるのは 1908(明治 41)年からである<sup>101)</sup>。1908(明治 41)年から 1911(明治 44)年までの名古屋市の補助金額はわかっていないが、収入総額を見ると 1910(明治 43)年は、954 円<sup>102)</sup>、1911(明治 44)年は、956 円<sup>103)</sup>であった。1912(大正元)年からの名古屋市からの交付金の額を見ると、1912(大正元)年で 3,917 円 97 銭となっている。これは、1911(明治 44)年の収入総額を遥かに超える金額であり、他 2 校と比較しても桁違いに増加していることが明らかである。

【表 1-6】 補助金額の推移 (単位は円 / \_は補助金なし / (臨)は臨時費)

学校	費目	1902(M35)	1907(M40)	1912(T1)
豊橋校	県	100	250	250
	市	60 (町)	100(200)	250(臨)
	郡	100	100	20
名古屋校	県	100	200 <sup>*1</sup>	—
	市	—	— (M41 から)	3,917 円 97 200(臨)
岡崎校	県	—	150 <sup>*2</sup>	150
	郡	—	不明	200
	町	—	不明	150

『私立豊橋盲啞学校概況一覽』(1910) 『大正五年 第十八回 名古屋市統計』(1916)

『創立満十年建築落成祝賀会記念』(1913)

『愛知県学事第十四年報～第二十年報』(1900~1907)より筆者が作成

※1※2 愛知県学事年報(1907)によると臨時費として「私立盲啞学校補助 六百円」と記されているが、3校の内訳は示されていない。豊橋校は『私立豊橋盲啞学校概況一覽』(1910)の記録より県からの補助金が 250 円だったことが分かっているため、名古屋校と岡崎校の規模と創設年の差から筆者が推測した数字である。

【表 1-6】 から岡崎校の 1912(大正元)年の補助金総額は愛知県・額田郡・岡崎町を合わせて 500 円であるが、岡崎校ではこれらの補助金の他に、「大日本仏教慈善会財団」<sup>104)</sup>から補助金を得ていた。岡崎校 10 周年誌には、「維持方法及び経常費」として次のように記されている。

本校創業の際は篤志寄附金慈善演芸会の収入を以て経費を補<sup>マ</sup>展し県郡町並に大日本佛教慈善会財団の補助金あるに至り益々世の同情加はり基金の利子頼母子講等の収入に依り維持の基礎追々确实となるや内務省より薦賞助成の下賜金を下附せられ世の信用弥々堅く将来発展の気運を蔵するに至る・・・<sup>105)</sup>。

また、補助金については、「(四十一年)五月六日日本仏教慈善会財団より補助金を下附せられ同四十三年度より年々継続」されており<sup>106)</sup>、1912(大正元)年、1913(大正2)年には50円の補助金が計上されている<sup>107)</sup>。つまり、岡崎校は、愛知県・渥美郡・岡崎町と日本仏教慈善会財団から収入全体の約36%を占める補助金を得ていた。この割合は、前述の授業料の割合8%と比較すると4倍以上ということになる。

### (iii) 寄付金

【表1-7】は3校の寄付金の割合である。

寄付金の割合は、豊橋校が9%、名古屋校が23%、岡崎校が33%である。岡崎校では、他の2校より寄付金の割合が大きいことがわかる。岡崎校ではどのようにして全体の3割を超える寄付金を得ていたのだろうか。

【表1-7】

	豊橋校	名古屋校	岡崎校
寄付金	150 円 (9%)	484 円 58(23%)	514 円 2678 (33%)
歳入	1,658 円	2,148 円 160	1563 円 2
主な支援者・団体	鈴木講一郎(医師)栗屋道章(医師)小山興作(問屋商)星智善(軍医)辻村八尾四郎(医師)	長谷川百太郎(名古屋新聞局長)松井茂(愛知県知事)阪本鈺之助(名古屋市長)	近藤嶺誠(西岸寺住職)伊藤小文司(不明)鳥居吉造(不明)

『私立豊橋盲啞学校概況 一覽』(1914) 『名古屋市統計年報』(1901) 『創立満十年建築落成祝賀会記念』(1913)

岡崎校の寄付金は、前述の「維持方法及経常費」にも記されているように、「篤志寄付金」と「慈善演芸会の収入」が中心であった。

「篤志寄付金」とは篤志家による寄付金で、豊橋校、名古屋校とも寄付金の多くは篤志家

によるものであった。豊橋校では寄付者の詳細がわかっていないが、名古屋校では 510 名<sup>108)</sup>の寄付者が認められた。岡崎校ではその数が圧倒的に多く、愛知県内 2 市 54 郡町村、総数 940 名(団体含む)に及んでいた。また、東京府、京都府、三重県、静岡県、横浜市からの寄付者・寄付団体も認められた<sup>109)</sup>。特徴として、全体の約 3 割が寺社関係団体による寄付であったことがあげられる。これほどの数の寄付者を募るために佐竹は「雨の日も雪の日も草鞋がけで日夜東奔西走して基金の募集に努め、或いは西三河五郡の各所の寺へ盲啞生を引率して盲啞教育の實際を多くの人に知らしめる」<sup>110)</sup>ために奔走した。また、「慈善演芸会」を催し、寄付金を得ていた。岡崎校による「慈善演芸会」とは、次のように記されている。

…本校創業多難の際にて岡崎町を始め西参各地に於て慈善演芸会を開催し各地有志者は多大の同情を以て尽力せられ維持資金を寄贈さるる者多し…<sup>111)</sup>

さらに、岡崎校では頼母子講を設立していた。頼母子講とは、金銭の融通を目的とした相互扶助組織である。以下は、頼母子講設立に至る経緯である。第 1 回の頼母子講立会記録には、その目的が記されている。

(明治四十三年)七月一日本校建築事業委員会を開き寄附金を募集すること頼母子講を立会することを議定す左の諸氏参会せらる

和田蓐、松井銀巖、安藤光葆、岡田芳太郎、木津鈺敷、牧野廣吉、杉田仙蔵、岩瀬鎧尊、杉浦要太郎、斎藤由吉、筒井秀雄、佐竹政次郎

十月九日第一回建築頼母子講を立会す

…頼母子講は本校建築費並に維持資金の有力なる財源にして世の同情を博しつつあり

(明治四十四年)十二月十四日大頼母子講を立会す…<sup>112)</sup>

頼母子講が、校舎建築費・学校維持費の財源という目的のために設立されたこと、また、年に 1~2 回程度の会員による立ち会いを行っていたことがわかる。

校舎建築費を頼母子講に頼ることについて、以下のようにその趣旨が述べられ、建築費収支決算表が記されている。

本校生徒の増加は従来の校舎にては甚だ狭隘を感じ不便尠からずより同情者の尽力を

以て寄附金並に頼母子講の収入に依り建築を落成するに至る尚不備の点は慈善家の援助を待て追々増築せんと欲す本校の如き特種事業は特種的設備の必要なるは論を俟たず従て比較的経費の多額を要するは又止むを得ざる次第なり其一例を揚れば校舎に寄宿舎の附属を要し盲男盲女啞男啞女は各別室に収容せざるべからず盲生のために廊下を二間巾とする如き例証多々あり

本校は精神教育及体育上完全なる設備を希望す尚将来同情諸君の援助を俟たんとす

### 建築費収支決算表

#### 収入の部

科目	金額	附記
寄附金	二六五二.九二五	特別寄附金
頼母子講	一二〇〇.〇〇〇	頼母子講寄附金
利子	一〇.六四〇	預金利子収入
書画会	一五一.四七〇	慈善書画会寄附金
計	四〇一五.〇三五	

113)

頼母子講による収入額は、総収入の約 3 割を占めている。このように、頼母子講は、校舎建築の際に重要な資金源となっていた。

頼母子講は月掛けで 1 口百円であり、岡崎校の職員が集金していた。収益は、校舎建築費以外に、經常費、実習地購入、などに充当していた<sup>114)</sup>。1912(大正元)年の歳入では、頼母子講より生ずる寄付金として 144 円が計上されている<sup>115)</sup>。このように岡崎校における寄付金は、寄付者・寄付団体数の多さと寄付金制度に特徴があった。また、1915(大正 4)年に法人化し<sup>116)</sup>学校経営を存続させている。

岡崎校の法人化に関して具体的に記載されている史料は現在認められていないが、財団法人化は、寄付金等財産の管理・運営や社会的な信用を得ることに有効であったと思われる。菅によれば、「盲学校及聾啞学校令」以前に設立された「盲啞学校の 63%にあたる 58 校が慈善会を形成」しており、慈善会組織は、学校設立前に組織を立ち上げて学校維持を図る「慈善会先行型」と設立された盲啞学校の維持を目的にして設立後に組織される「経営支援後発型」に分けられる<sup>117)</sup>。菅は、「経営支援後発型」組織の約 40%は「財団法人」に移行していることを明らかにした上で、盲啞学校の財団法人化は、「創立者の盲啞学校に関わる全ての財産を財団法人となる盲啞学校に寄付することで、個人による恣意的な経営を防ぎ、税制

上の優遇」を得ることを目的とし、「経営の透明性が担保されたことで、組織の基盤と経営の基盤をより強固なものにすることができた」<sup>118)</sup>と述べている。

岡崎校の慈善会の組織化については以下のように記されている。

明治三十六年七月十七日付私立岡崎盲啞学校設立の件認可す

明治三十六年八月十五日 愛知県知事 深野一三

…本校事業の進歩を補翼せん為め有志者相計りて盲啞教育慈善会を組織し左の役員を設く…<sup>119)</sup>

岡崎校の慈善会は、学校設立時に組織されたと捉えられる。慈善会の組織後、財団法人化するまでに12年を要しているが、慈善会は、学校に関わる過程で、財団法人化したと考えられる。

豊橋校は、設立当初から新聞記事による報道が多い。例えば、学校の開講式の様子を扶桑新聞と新愛知新聞は以下のように掲載している。

豊橋盲啞学校 三河豊橋町中八町に設立せる盲啞義塾は開塾以来日尚ほ浅きにも拘はらず事業着々発達の域に進むを以て今度其名称を豊橋盲啞学校と改め来八日渥美郡役所楼上に於て開校式を挙る筈なり<sup>120)</sup>。

同校は予記の如く、昨八日午前十時開校式を挙る。来賓は、原田少佐、松井郡長、岩泉警察署長を始め、名誉員、学校教員その他無慮百余名にて、勅語奉読、来賓の祝辞、校主沿革辞、盲人の唱歌等ありて、式を終り一同饗宴ありたり<sup>121)</sup>。

また、1902(明治35)年の学校移転の際には、参陽新報<sup>122)</sup>が記事を掲載している。その中の1902(明治35)年1月14日付けの記事では、豊橋校移転式の詳細が掲載されていて、記事の最後には寄付者の名と寄付金額が認められる。

…同校維持費として出費せしは金二百三十円宛鈴木講一郎、栗屋道章、木俣春三郎、木俣峯吉、小山與作、金百五十円宛辻村八尾四郎、小島徳、金七十五円宛菅沼忠人、成瀬涓の諸氏なりと云ふ尚同日同校へ寄附ありたる金品は明日の紙上に記載すべし

<sup>123)</sup>

このように、寄付者は寄付金額とともに氏名が新聞に掲載された。また、豊橋校も岡崎校と同様に1900(明治33)年から1908(明治41)年までに8回の慈善演芸会を催して寄付金を

募っていた。慈善演芸会の詳細は新聞によって報道された。例えば第一回の慈善演芸会の様子は以下のように記されている。

…慈善家諸氏相謀りて豊橋に盲啞学校を設立するに至れり、素より資本未だ十分ならず教育も又完全ならず是に於て聊かそれが補助をなし又一には盲啞教育の必要を世人に知らしめ、尚慈善心をも発達せしめんと欲し今回慈善大演芸会を開催するに至れり、其方法時日等は本日の広告にある如くにて所在豊橋の演芸家を集めて演芸を為すと云へば定めて広き東雲座も溢るる斗りの盛會に至るべし…<sup>124)</sup>

参陽新報<sup>125)</sup>では連日のように慈善演芸会について報道した。慈善大演芸会の結果としては以下のように報道している。

…慈善大演芸会は一昨日までに収入したる金額五百三十余円にて尚配布せし入場券に対し少しの寄付をもなさざるもの之れある由なるが何れ追々寄贈する模様なれば前記金額より以上に登るべし而して費用の清算は未だ明かならざれども三百円位は豊橋盲啞学校の補助に充つることを得るに至るぬべし…<sup>126)</sup>

このように、豊橋校では、寄付金の獲得に新聞報道を多用して広告するという手法をとっていたと捉えられる。参陽新報や新朝報は地方紙であり、読者も現在のように各世帯が購読したわけではなかった<sup>127)</sup>かもしれないが、不特定多数の人々が目にするというメディアの特性を考えると、寄付という慈善行為の拡大効果は計り知れなかったであろうと考えられる。

### (3) 名古屋校の公立移管

名古屋校は、図 2 で示しているように、設立後の 2 年間に就学者数が急増した。しかし、1904(明治 37)年の長岡の死去により「債務の為学校用の柱時計まで持去られたという有様、全く廃校の危機に瀕した」<sup>128)</sup>。

この廃校の危機に支援を差し伸べたのが篤志家の一人であった名古屋通信社社長長谷川百太郎であった。また、1905(明治 38)年に校主兼校長として就任した中村雅吉は、篤志家の寄付、補助金の増額の獲得に奔走する傍ら、名古屋校の市立移管に尽力した<sup>129)</sup>。では、なぜ中村は市立移管の方向性をとったのだろうか。

考えられることの一つとして、先例があったということである。古河太四郎(1845~1907)によって 1878(明治 11)年に設立された京都盲啞院は、府による直接管理を良策として 1879(明治 12)年に京都府立盲啞院となっている<sup>130)</sup>。また、1880(明治 13)年に設立された

楽善会訓盲院は、文部省へ移管されたことで官立東京盲啞学校<sup>131)</sup>となっている。また、二つ目に考えられることとして、大都市として経済的な面での受け入れが可能であると中村が判断したという点である。大都市に取り込まれ、経済的な援助を受けて存続する学校構想は中村の次の言葉に表れている。

世人は盲啞教育を慈善事業と心得ているがさうではない。…小学校令では盲啞者に対して義務を免除するといふ<sup>132)</sup>が盲啞者自身やその父兄は免除を望んでいない。何とかして教育を受けたい。受けさせたいと希っている。…殊に本市の如き大都市には公立盲啞学校の一つ位は必要だ<sup>133)</sup>。

このような都市意識は当時の名古屋市長阪本鈺之介の議会での答弁にも看取される。

…之レ位ノ都市ニシテ其ノ如キ機関ガ無イト云フコトハ第一ニ失望ヲ感ジマス…不完全ナル彼ノ盲啞学校ヲ引取ツテ、生徒モ五十人バカリ居リマスカラ之ヲ引取ツテ遣ルガ適当ト考エマシテ差向キ之ヲ提出シタノデアリマス…<sup>134)</sup>

※「其ノ如キ」とは盲啞学校を指している。

中村は、愛知県、名古屋市の学務課で勤務した後、1900(明治 33)年より愛知県教育会の主事や書記を歴任している。そのような経歴もあって、当時の名古屋市長加藤重三郎、後任の阪本に度重なる懇請が可能であった。

阪本は、中村の懇請後、盲啞学校を視察し、その脆弱な設備に「同情した」。そのことが市立移管の大きな動機になったとされている<sup>135)</sup>。

名古屋校の市立移管の背景には、寄付に頼る学校の維持・運営の限界と市立移管後の安定的な維持・運営の期待があったことが窺える。そして、市立移管を推進していくためには、市政、県政への働きかけ、社会的に発言力のある支援者の存在が必要であった。

議会に働きかけることのできた有力者としては、阪本鈺之助(7代目名古屋市長)、佐藤孝三郎(8代目名古屋市長)、香坂昌康(愛知県知事)、仙波太郎(陸軍中将)らがあげられる<sup>136)</sup>。

名古屋校の場合、大都市における市立移管を行ったことで、財政的に安定し、盲啞学校としての教育方法や内容の構築に逸早く移行することができた。このことが盲啞学校の維持・運営に関する特徴的な一つの形であったと言えるだろう。

#### (4) 3校における学校基盤形成の取り組み

本節では、愛知県内盲啞学校 3校が、設立後どのように学校を維持・運営したかを検証

した。3校は、県内でも名古屋市、豊橋町、岡崎町といった人口規模が大きく、就学率が比較的高い地域に設立された。設立後における盲啞学校3校の維持・運営の特徴として、財源としての授業料、とりわけ寄付金と補助金をどのように確保するかという点において、各校独自の方策を講じていたことが明らかになった。

補助金は愛知県、各郡、市から下りていたが、豊橋校は設立後2年目、名古屋校は設立後1年目で愛知県から補助金を受けている。この背景には、愛知県の教育の整備・拡張に対する積極的な取り組みがあり、愛知県の盲啞学校に対する捉え方は、盲啞学校設立当初から教育に特化したものであったと捉えられる。豊橋校で特徴的であるのは、寄付金の確保のために、マスメディアを多用し広く宣伝を行ったことである。

岡崎校では、同校就学者の8割近い授業料収入に加えて、広範囲に及ぶ多数の寄付者と寺社団体による寄付金が学校の維持・運営上大きな位置を占めていた。なぜ、寺社団体による支援が広範囲に及んだのか、また、岡崎校の法人化の経緯と詳細は今後調査が必要であるが、寄付金を獲得するために奔走した設立者の尽力があったことは疑いようもない。岡崎校の学校の維持・運営に関しては、「寄付を喚起する経営者」<sup>137)</sup>の存在と多額の寄付金の獲得が特徴的であるといえる。

名古屋校では、市立に移管することで歳入金額が急増し、学校の維持・運営が安定した。そのことが、教育成果に直接結びつき、就学者の保護や支援につながったと捉えられる。

## まとめ

近代学校制度上の障害者教育の端緒は「学制」に規定された「廃人学校」に認められる。「廃人学校」の規定以前には、欧米から盲聾啞教育の実情や知識が流入し、山尾庸三の「盲啞学校ヲ設立セラレシメテ之ヲフノ書」によって、盲学校・聾啞学校の分離構想が提言されていた。しかし、盲聾啞教育は、「廃人学校」、教育令によって「廃人学校」の規定がなくなった後は、「各種学校」の中に包含された。盲啞学校が規定されたのは、第2次小学校令(1890[明治23]年)であった。

京都盲啞院(1878)と楽善会訓盲院(1880)は、創成期の盲啞学校として後に設立された盲啞学校の基準となった。京都盲啞院は、古河太四郎によって開始され、楽善会訓盲院はキリスト教団体の楽善会が母体となって設立された。このように両校の設立の過程は異なるが、京都盲啞院は、1889(明治22)年に市立へ移管され、楽善会訓盲院は、1885(明治18)年に官立へ移管(1887[明治20]年に校名を東京盲啞学校と改めた)されるなど、公立移管をして学校を存続させた点では共通している。両校の機能としては、①卒業生や他校からの研修者を指導

者として新設盲啞学校へ送り出すという指導者養成と盲聾啞教育の拡充、②学則等学校の基盤形成の基準が挙げられる。

愛知県では 1900 年代初期に 3 校の盲啞学校が設立された。名古屋校や豊橋校の学則は、京都盲啞院規則や東京盲啞学校規則を踏襲しつつ、独自に変更を加えられ、作成されていた。初期盲啞学校が設立された時期は、盲啞学校が、制度上は規定されてはいたものの、各学校の主体的な工夫が可能であった。この点は、各学校の維持・運営にも反映されている。

例えば、岡崎校の学校の維持・運営に関しては、「寄付を喚起する経営者」の存在と多額の寄付金の獲得が特徴的である。また、就学者による授業料収入に加えて、広範囲に及ぶ多数の寄付者と寺社団体による寄付金が学校の維持・運営上大きな位置を占めていた。豊橋校では、寄付金の確保のためにマスメディアを多用し広く宣伝を行った。名古屋校では、市立に移管することで、歳入金額が増し、学校の維持・運営が安定した。1900 年前後の愛知県では、教育の整備・拡張に対する積極的な取り組みがあり、愛知県の盲啞学校に対する捉え方は、盲啞学校設立当初から教育に特化したものであった。

このように、初期盲啞学校は、指導者養成・盲聾啞教育の拡充・学校形成基盤の基準としての機能をもった京都盲啞院・楽善会訓盲院(東京盲啞学校)を始めとして、地方に設立された。地方に設立された盲啞学校は、京都盲啞院・楽善会訓盲院(東京盲啞学校)を基準として、独自に工夫をして学校の基盤を形成した。この時期に、学校の基盤形成を万全に行うことが廃校を免れ、学校を存続させるための盲啞学校の重要な課題であった。

【注】

- 1) 久米邦武『特命全権大使 米欧回覧実記 初編 米利堅合衆国ノ部』博聞社、1878、p.146.
- 2) 学制門『法規分類大全』第 58 卷、内閣記録局編、p.19.
- 3) 留岡清男『生活教育論』西村書店、1939、p.46.
- 4) 高橋智「占領期教育改革と障害児教育対象概念の展開」『障害者問題研究』第 24 巻第 4 号、1997.
- 5) 愛知県教育委員会編『愛知県教育史』第 3 巻、1973、p.825.
- 6) 学制門『法規分類大全 第 58 巻』(前出)、pp.24~25.
- 7) 中野善達・加藤康昭『わが国特殊教育の成立』東峰書房刊、1967、pp.161~162.  
この移行について中野・加藤は「『学制』頒布後まもなく誤謬の訂正」があったために「小学の条に移され」たとしている(p.161)。
- 8) 中野善達・加藤康昭『わが国特殊教育の成立』(前出)、p.162.
- 9) 同上、p.166.
- 10) 同上、p.166.
- 11) 川本宇之介『総説特殊教育』湘南出版社、1954、p.55.
- 12) 中野善達・加藤康昭『わが国特殊教育の成立』(前出)、p.167.
- 13) 同上、p.167.
- 14) 同上、p.167.
- 15) 同上、p.167.
- 16) 同上、p.167.
- 17) 中村満紀男・岡典子「日本の初期盲啞学校の類型化に関する基礎的検討-明治初期から 1923(大正 12)年盲学校及聾啞学校令まで-」『東日本国際大学福祉環境学部研究紀要』第 7 巻第 1 号、2011、p.7.
- 18) 平田勝政「日本の障害児教育の黎明」中村満紀男・荒川智編『障害児教育の歴史』明石書店、2003、p.111.
- 19) 中野善達・加藤康昭『わが国特殊教育の成立』(前出)、p.183.
- 20) 文部省編『学制百年史』(記述編)、株式会社ぎょうせい、1972、pp.404~405.
- 21) 福沢諭吉『西洋事情初編』岩波書店、1866、pp.308~310.
- 22) 文部省編『理事功程 合衆国 1』唐澤富太郎『明治初期教育稀観書集成 第Ⅲ期全 20 帙』雄松堂書店、1979、pp.35~36.
- 23) 久米邦武『特命全権大使 米欧回覧実記 初編 米利堅合衆国ノ部』博聞社、(前出)、pp.60~71.

24) 久米邦武『特命全権大使 米欧回覧実記 第三編 欧羅巴大洲ノ部上』博聞社、(前出)、pp.159~162.

25) 山尾庸三は、長州藩の出身で、1863(文久 3)年に英国に留学し 1868(明治元)年に帰国している。1871(明治 4)年に高等教育機関である「工部学校」の工部省内設立を建白し、同年に工学頭として、太政官に「盲啞学校ヲ設立セラレンコトヲ乞フノ書」(建白書)を提出した。(久田信行「盲啞学校の成立と山尾庸三-吉田松陰の思想と時代背景-」『群馬大学教育実践研究』第 26 号、2009、pp.89~100)

26) 建白書の全文は以下の通り。

今般工学寮ヲ開カセラレ臣庸三其頭ニ任ゼラレ誠以

天恩降涯不知奉報所然ルニ臣固ヨリ才疎ニ識浅ク大任ニ当リ難ク深ク憂慮悚汗ノ至リニ堪ヘズ然リト雖モ

聖旨ノ忝キ敢テ辞シ奉リ候モ恐入候間粉骨碎身浅陋ヲ不顧勉勵奉職可仕ト奉存候因之広ク西洋各国ノ方式ニ取捨シ前途盛大ノ目的ヲ立テ校中ノ規則事務ノ章程等追々可奉伺ト即今取調中ニ有之候而シテ臣又熟考仕候ニ盲啞廢疾ノ究民天下ノ広キヲ以テ之ヲ推算スルニ其幾許ナルヲ知ルベカラズ是等ノ究民自ラ存スル能ハズ他人ノ救恤ヲ仰ギ僅ニ口ヲ糊スルト雖モ凶年飢歳往々凍餓ノ死ヲ免ルル能ハズ真ニ悠然ニ堪ヘザル次第彼ノ西洋各国ノ如キハ不然盲聾瘖啞ト雖モ救恤ノ方法洽ク及ブノミナラズ又之ヲ学校ニ入レ文学算術工芸技術各適宜ノ教導ヲ施シ勉強従事其熟練ニ及ムデハ大家先生ノ名称ヲ全世界ニ得ル者往々有之臣曾テ英国ニ在テ造船所ニ入り修業中親シク見ルトコロ同所ノ図引大工鍛冶等ノ内啞ナル者モ亦不少、人ト談話応接皆指頭ヲ発転シ文形ヲ模作シテ之ヲ弁ズ其敏捷可驚毫モ苦渋ノ態ヲ見ズ而シテ其技芸ノ精妙容易ニ人ノ及ブ能ハザル所ナリは無他教育ノ善ク及ブトコロ以テ彼国文教隆盛ノ景況推知スベシ依是見之我国ノ盲啞ト雖モ教導宜ヲ得バ亦何ゾ然ラザラン然ルニ是ヲシテ自ラ存スル能ハズ寒ニ陥ラシム豈皇国ノ欠典ト謂ハザル可ケンヤ故ニ今西洋各国ノ式ニ倣ヒ先ズ盲学啞学ノ二校ヲ創建シ一校毎ニ男女二局ヲ分チ教師ヲ外国ニ招キ以テ天下ノ盲啞ヲ教導シ適宜ノ工芸ヲ授与シ其成立ニ随ヒ盲男盲女啞男啞女各適意婚嫁スルヲ許シ天然ノ倫理ヲ全ウセシメ又漸ヲ以テ其他各種廢疾ノ究民ニ及ボサバ多年ナラズシテ西洋各国ニ譲ラザル可キカ是レ無用ヲ転ジテ有用トナシ国家經濟ノ道ニ於テ万一ノ裨補無クンバアラズ而シテ彼等又各其力ニ食シ世上ノ良民ト共ニ自主ノ權ヲ得以

皇朝至仁ノ沢ニ沾ハントス是臣ガ伏シテ渴望懇願スル所ナリ仰ギ願ハクバ臣ノ鄙衷ヲ御洞察被為在前文盲啞ノ二校創建即今御許容ノ程奉希望候但シ其費用ニ至リテハ官財ヲ不消費一種良法ヲ立テ天下好善ノ人ニ募リ弁済スルノ在慮ニ有之候右御許可ノ上ハ其方略施設ノ顛末詳悉取調べ言上可仕候 誠惶誠恐頓首謹言

(東京盲学校編『東京盲学校六十年史』1935、pp.6~7)

- 27) 東京盲学校編『東京盲学校六十年史』1935、p.7.
- 28) 同上、p.7.
- 29) 東京盲学校編『東京盲学校六十年史』1935、p.7.
- 30) 乗杉嘉壽「社会教育」『社会教育の研究』同文館、1923、p.11.
- 31) 同上、p.11.
- 32) 同上、p.138.
- 33) 同上、p.140.
- 34) 川本宇之介『総説特殊教育』(前出)、p.56.
- 35) 明治13年太政官布告第59号、1879.
- 36) 明治23年勅令第215号、1890.
- 37) 川本宇之介『総説特殊教育』(前出)、中野善達・加藤康昭『わが国特殊教育の成立』(前出)、中村満紀男・岡典子「日本の初期盲啞学校の類型化に関する基礎的検討-明治初期から1923(大正12)年盲学校及聾啞学校令まで-」『東日本国際大学福祉環境学部研究紀要』(前出)、加藤康昭『盲教育史研究序説』東峰書房、1972、文部省『特殊教育百年史』東洋館出版社、1978.
- 38) 中村満紀男・岡典子「日本の初期盲啞学校の類型化に関する基礎的検討-明治初期から1923(大正12)年盲学校及聾啞学校令まで-」『東日本国際大学福祉環境学部研究紀要』(前出)、p.5.
- 39) 中野善達・加藤康昭『わが国特殊教育の成立』(前出)、pp.317~320.
- 40) 文部省編『文部省第八年報』1880、p.26.
- 41) 川本宇之介『総説特殊教育』(前出)、p.56.
- 42) 坂井美恵子「3府の盲啞学校則-京都・大阪・東京の盲啞学校教育の共通性と相違点-」『ろう教育科学』(前出)、p.43.
- 43) 古河太四郎「京都府下大黒町待賢校瘡啞生教授手順概略」『教育雑誌』第64号附録、1878.
- 44) 荒川勇・大井清吉・中野善達『日本障害児教育史』福村出版、1976、pp.40~41.
- 45) 全文は以下の通り。

東京在留蘇格蘭教会ノ教師フォールツ氏獨逸亜墨利加ルセラン教会ノ教師ボルシャルト氏及ビ開成学校御雇教師米国人パーソン氏此程私共教輩ト集会致シ盲人教育ノ儀申合セ候其主義ハ日本ノ地ニ在住シ医療等ニテ経歴致シ候ニ眼病人多ク盲目ノ人余国ニ比スレバ甚ダ多ク有之依之西国ノ良法ニ倣ヒ盲人ヲ教導致シコノ憐哀スベキ人民ヲ救ヒ終身憂愁無卿ニシテ且無用ニ光陰ヲ稍セズ平人ニ及バストモト通り差支ナキ

様ニ字ヲ識リ書ヲ読ミ中心慰樂シテ有用ナル日月ヲ送ル生涯ヲ得シメ度トノ儀ニ御座候私共以上ノ教師輩ト交リ候ニ付右之儀相興ニ一入尽力致呉候様被相頼候私共モ我兄弟タル難儀ナル人民ヲ救ヒ度ト外国人スラ発起致シ候仁善ノ学ヲ固ヨリ力ノ及カギリハ協助シテ成功ニ至ラシメ申度ト存ジ候儀ニ御座候西国ニテ訓盲ノ書ト申スハ厚紙ニ凸字ヲ打出シソノ凸所ヲサグリテ書ヲ読候事ニ御座候教師輩並ニ私共此ヨリ前二三度会合イタシ議決シテ垂墨利加ヨリ和文ノ凸字ノ書試ノ為ニ二百五十部凸字ヲ打出ス白紙同ジ数ホド取寄度儀ヲ彼地ノ教会ヘアツラヘ遣ハシ申候其費用ハ一切彼教会ニテ任シ候筈ニ御座候扱教師輩ノ願ニハ東京中四方ヨリ都合宜シキ場所家屋附一ヶ所ヲ日本政府ヨリ訓盲所トシテ御渡シ被下候様致シ度私共日本人ヨリ相願其事成就候様仕度ト申居候私共考ヘ候ニ彼国教会ニテ端緒ヲ開キ種子ヲ下シ呉候以上ハコレヲ培養シソレヲシテ枝葉繁茂セシメ高大ノ樹木ニ致スハ我国政府ノ下ニアリテ吾輩有志ノ者ノ当ニ尽スベキ職分ト被存候就而ハ行末盲人ヘ衣食ヲ授ケ教訓ヲ致シ候等ノ費用ハ固ヨリ我邦ニテ任ジ可申事ト被存候但シ教師輩コノ事ニ精神ヲ費ヤシ光陰ヲ消其他種々ノ費用ノ外国人ニ属シ候儀ハ彼国教会ニテ費用相弁ジ可申ト存候固ヨリ御雇ノ外国人ノ如クニ俸金等ノ沙汰ニハ及ビ不申ベシ、又私等モ此事ニ周旋致シ候テ精神光陰金錢等ノ耗費モ不少候ヘドモ固ヨリ仁善ノ事兄弟ノ窮厄ヲ救ヒ度志願ニ御座候故政府ヨリ俸金等ハ固ヨリ相望ミ候儀ニハ無之特ニ盲人教養ノ費用御弁ジ被下候儀ヲ日本政府ニ願ヒ度奉存候私共考ヘ候ニ此事ハ政府ノ一分タル東京府ニテ御取扱被下此等ノ御定断被下候儀ト奉存候因テ家屋附ノ地所一区ヲ（若家屋無之ハ建造ノ儀願度候）此目的ノ為ニ御渡シ被下度奉存候右願上候儀御許容ニ相成リ候上ハ御尋ノ儀御座候節ハ私共逐一御返答可申候右条々ノ素志ヲ御察シ被下御評決ノ儀可然偏ニ奉冀望候也

第四大区小一区

神田錦町三丁目四番地 平民

古川 正雄

第二大区小十二区

麻布新堀町二番地 東京府士族

津田 仙

第一大区小八区

銀座二丁目三番地 平民

岸田 吟香

第四大区小三区

小石川江戸川町十七番地 静岡県士族

中村 正直

東京府知事 大久保一翁殿

(東京盲学校編『東京盲学校六十年史』[前出]、pp.23~25)

46) 全文は以下の通り。

訓盲所取立度儀に付再応奉願上候書付

私共当時の情勢を察するに学校教育の儀を始として百般の制度西国に倣ひ日に良善の域に進み候儀に御座候私共考へ候に欧亜諸国開明の国に瞽者聾者啞者を教へ候学校有之仁政美俗無比上儀に御座候国には眼病多人多く盲目人余国に比すれば甚だ多く有之候因て彼の良法に倣ひ盲目人を教導致し此の哀憐すべき人民を救ひ終身憂愁無卿にして且つ無用の光陰を消せず字を知り書を読み中心慰樂して有用なる日月を送らしめ度儀に御座候幸はひ外国人量三名訓盲学校の事を弁知候者東京に在住有之候に付此輩を相雇ひ此事に着手致し私共己に申し合ひ訓盲試験の為として亜墨利加より訓盲の為に備へ候凸字の若干部を彼地へ誂へ遣し申候扱東京中四方より都合宜敷場所家屋附の一所を御渡し被下候様致し度且つ盲人多教訓を施こす等場所諸の費用は何程与御下奉願候尤も有志の者追々相集め足金精々尽力可仕候何卒此目的の為に家屋附の地所を御下渡し被下度奉存候右私共区々の素志を御察し被下御許容の儀去る七月中奉願候処未だ御座なく候間何卒早々御下知被下置候様再応奉懇願候也

第四大区小一区

神田錦町三丁目四番地 平民

古川 正雄

第二大区小十二区

麻布新堀町二番地 東京府士族

津田 仙

第一大区小八区

銀座二丁目三番地 平民

岸田 吟香

第四大区小三区

小石川江戸川町十七番地 静岡県士族

中村 正直

東京府知事 大久保一翁殿

(東京盲学校編『東京盲学校六十年史』[前出]、pp.27~28)

47) 荒川勇・大井清吉・中野善達『日本障害児教育史』(前出)、p.41.

48) 同上、p.42.

49) 触感については、「普通の文字をそのまま触覚にひきうつす方法すなわち凸字」(中野善

達・加藤康昭『わが国特殊教育の成立』[前出]、p.324.)の習得であり、具体的には「針先で紙上に突起した文字および木刻文字の触読をさす。」(同上、p.324)また、聴覚については、「聴覚の発達」を目的とした。(文部省『盲聾教育八十年史』1958、p.20)

50) 文部省編『盲聾教育八十年史』1958、pp.13~15.

51) 荒川勇・大井清吉・中野善達『日本障害児教育史』(前出)、pp.39~40.

52) 東京盲学校編『東京盲学校六十年史』(前出)、pp.159~166.

53) 文部省編『盲聾教育八十年史』(前出)、p.25.

54) 大内の回顧談には以下のように記されている。

「…古川君の盲人教育には賛成が出来ない所がある、大層骨を折って居られる、熱心なことである、けれども其の根本に於て私は不賛成であった、と云ふのは、古川太四郎君の考では、盲人と云ふ者を人間で無い、まさかさう見た訳でもあるまいが、盲人と云ふ一種の動物がある、其の動物の教育をするやうな考で居た、それは私の言葉に弊がありませうけれども、私はさう思ふて見たのである、私が思ふたのはさうではない、盲人と云ふ一種の動物があるのではない、我々と少しも違はぬ、唯目が見えないだけである…古川太四郎君のやって居る学校の…便所に行つて見ると、どんな勘の悪い盲人が、どのやうな粗忽なことをしても決して落ちないやうに、どう転んでも落ちないやうに工夫したものである、…一度位は落ちて見た方が宜かろう、さうすれば再び落ちないやうになるだらう、気が付くであらう、どんなにしても落ちないやうな、そんな所で教育するのは間違いである、…それから数学、算術である、古川君は一種特別の算術を發明した、両手で以て胸を叩いたり、頭を突いたりするやうなことをして加減乗除をやる、非常に工夫を尽くした發明であった、けれども是が他人には些共出来無い、又一種特別の算盤が出来てある、いかにも珍しい器械が發明されたけれども此れも各自の家には無い、やはり普通の算盤で教へられさうなものだ…」

(大内青巒「本邦盲人教育に関する講話」『内外盲人教育』第1巻冬号、1913、pp.10~11)

55) 坂井美恵子「3 府の盲聾学校則-京都・大阪・東京の盲聾学校教育の共通性と相違点-」『ろう教育科学』(前出)、p.37.

56) 北野与一「石川県の障害児教育成立に関する一考察-障害児学校及び障害児学級の成立事情について-」『特殊教育学研究』第18巻第4号、1981、p.4.

57) 中村満紀男・岡典子「日本の初期盲聾学校の類型化に関する基礎的検討-明治初期から1923(大正12)年盲学校及聾聾学校令まで-」『東日本国際大学福祉環境学部研究紀要』(前出)、p.1.

58) 同上、p.1.

59) 同上、p.1.

- 60) 京都府立盲学校資料室所蔵。2016年に同資料室で、同校講師の岸博実によって発見された。書簡は、封筒に入っており、封筒の差出人「名古屋市東橋町 名古屋盲啞学校 長岡重孝」、宛先が「京都市 京都盲啞院長 鳥居嘉三郎殿」と記されている。書簡は、墨字(和筆)で記されている。長岡が全盲で点字使用者であったとすると、和筆による筆記は困難であるため、代筆である可能性が高いが、現在は長岡の直筆か代筆であるかは特定ができていない。
- 61) 愛知県立豊橋聾学校編『愛知県立豊橋聾学校八十年史』1978、p.36.
- 62) 北野与一「石川県の障害児教育成立に関する一考察-障害児学校及び障害児学級の成立事情について-」『特殊教育学研究』第18巻第4号、(前出)、p.50.
- 63) 同上、p.50.
- 64) 同上、p.51.
- 65) 東京聾啞学校編『東京聾啞学校一覧』1936、p.14.
- 66) 文部省編『特殊教育百年史』1978、p.65.
- 67) 文部省編『盲聾教育八十年史』1958、p.59.
- 68) 東京教育大学附属聾学校編『東京教育大学附属聾学校の教育-その百年の歴史-』1975、pp.303~304.
- 69) 加藤康昭「日本の障害児教育における統合への志向-岡山県下小学校の盲・聾教育について-」『特殊教育学研究』第11巻第4号、1974、p.19.
- 70) 東京教育大学附属聾学校編『東京教育大学附属聾学校の教育-その百年の歴史-』(前出)、p.303.
- 71) 同上、pp.303~304.
- 72) 佐々木順二・中村満紀男「聾啞学校における専門的教員の増加および口話法の導入と保護機能の分離-大正期から昭和戦前期の福岡盲啞学校を事例として-」『心身障害学研究』第28巻、2004、p.83.
- 73) 東京教育大学附属聾学校編『東京教育大学附属聾学校の教育-その百年の歴史-』(前出)、pp.303~304.
- 74) 北野与一「石川県の障害児教育成立に関する一考察-障害児学校及び障害児学級の成立事情について-」『特殊教育学研究』第18巻第4号、(前出)、p.51.
- 75) 坂井美恵子「3府の盲啞学校則-京都・大阪・東京の盲啞学校教育の共通性と相違点-」『ろう教育科学』(前出)、p.37.
- 76) 平田勝政・菅達也「長崎県障害児教育史研究(第I報)-1898年設立の私立長崎盲啞院を中心に-」『長崎大学教育学部教育科学研究報告』第55号、1998、p.29.
- 77) 同上、p.27.

- 78) 同上、p.31.
- 79) 同上、p.30.
- 80) 同上、p.30.
- 81) 同上、p.31.
- 82) 同上、pp.31~34.
- 83) 同上、p.32.
- 84) 同上、p.32.
- 85) 同上、p.33.
- 86) 同上、p.33.
- 87) 文部省編『日本帝国文部省第二十九年報』1901、p.50.
- 88) 愛知県内務部編『愛知県学事年報第十一』～『愛知県学事年報第二十』1897~1911.
- 89) 『扶桑新聞』明治三十四年四月十三日、1901、4月13日.
- 90) 私立豊橋盲啞学校編『私立豊橋盲啞学校概況一覽』1910、p.8.
- 91) 1902(明治35)年の名古屋市尋常小学校の授業料は平均約14銭、高等小学校で50銭であった(愛知県内務部『愛知県学事年報第十五』p.5)。また、愛知県郡部の授業料は、尋常小学校が1ヶ月で平均約6銭、高等小学校は平均20銭から30銭であった。名古屋盲学校の授業料は、名古屋市内高等小学校並みであったことがわかる。
- 92) 愛知県議会事務局編『愛知県議会史』第3巻、1959、p.427.
- 93) 愛知県議会事務局編『愛知県通常県会会議録』1901、p.30.
- 94) 同上、pp.30~31.
- 95) 「…盲啞ノ二校創建 今御許容ノ程奉希望候其費用ニ至ツテハ官財ヲ不消費一種良法ヲ立テ天下好善ノ人ニ募リ辨濟スルノ存慮ニ有之候…明治四年辛未九月 工学頭 山尾庸三」(東京盲学校『東京盲学校六十年史』1935、p.7.)
- 96) 愛知県議会事務局編『愛知県通常県会会議録』1897、6月、pp.16~44.
- 97) 愛知県議会事務局編『愛知県通常県会会議録』1897、10月、pp.34~42.
- 98) 同上、pp.86~94.
- 99) 愛知県議会事務局編『愛知県通常県会会議録』1897、11月、p.88.
- 100) 同上、p.185.
- 101) 愛知県立名古屋聾学校編『愛知県聾学校二十五年史』(1940)に「明治四十一年度 以降本市より補助金の交付を受く」とある(p.74)。
- 102) 名古屋市役所編『大正五年 第十八回 名古屋市統計書』1916.
- 103) 同上.
- 104) 大日本仏教慈善会財団は、西本願寺の第21世明如宗主によって1901(明治34)年9月

- に内務、司法、文部大臣の名をもって設立認可された。社会福祉の増進を目的とし、孤  
 児・貧児の養育、感化、感化、学校補助等の事業を行った(名和月之介「明治中期にお  
 ける仏教慈善事業の形成について」『四天王寺国際仏教大学紀要』第 4 号、2005、  
 pp.29~44)。
- 105)私立岡崎盲啞学校編『創立満十年建築落成祝賀会記念』1913、pp.44~45。  
 106)同上、pp.16~17。  
 107)同上、pp.45~49。  
 108)愛知県立名古屋聾学校編『愛知県聾学校二十五年史』1940、pp.507~512。  
 109)私立岡崎盲啞学校編『創立満十年建築落成祝賀会記念』1913、pp.55~77。  
 110)同上、p.76。  
 111)同上、p.15。  
 112)同上、pp.18~19。  
 113)同上、pp.77~78。  
 114)愛知県立岡崎聾学校編『愛知県立岡崎聾学校創立 100 周年記念誌 別冊』2003、p.25。  
 115)愛知県立岡崎盲啞学校編『創立七十周年記念誌』1973、p.1。  
 116)財団法人岡崎盲啞学校編『創立二十周年復興記念誌』1923、p.7。  
 117)菅達也「明治・大正期における盲啞学校の支援組織に関する歴史的研究」長崎純心大  
 学大学院博士学位論文、2017、3 月、p.154。  
 118)前掲論文、p.156。  
 119)私立岡崎盲啞学校編『創立満十年建築落成祝賀会記念』1913、pp.12~13。  
 120)『扶桑新聞』明治三十三年七月五日、1900、7 月 5 日。  
 121)『新愛知新聞』明治三十三年七月十日、1900、7 月 10 日。  
 122)豊橋では、1899(明治 32)年に初の日刊新聞である『参陽新報』、1900(明治 33)年に『新  
 朝報』が創刊された(小川明子「明治期・豊橋から見た中央集権的メディア・システム  
 の形成」『愛知淑徳大学現代社会学部論集』第 12 号、2007、p.31)。  
 123)『参陽新報』明治三十五年一月十四日、1902、1 月 14 日。  
 124)『参陽新報』明治三十三年十一月六日、1900、11 月 6 日。  
 125)愛知県立豊橋聾学校が所蔵している『参陽新報』(1897~1923)の複写を使用した。  
 126)『参陽新報』(1900)明治三十三年十一月十六日、1900、11 月 16 日。  
 127)小川明子「明治期・豊橋から見た中央集権的メディア・システムの形成」『愛知淑徳大  
 学現代社会学部論集』第 12 号、(前出)、p.32。  
 128)愛知県立名古屋聾学校編『愛知県聾学校二十五年史』(前出)、p.16。  
 129)同上、pp.16~17。

- 130)文部省編『盲聾教育八十年史』(前出)、p.25.
- 131)東京盲啞学校編『東京盲啞学校沿革略』1901、pp.18~26.
- 132)1900年の小学校令で、障害児の就学猶予免除が規定されたことを指していると思われる。
- 133)愛知県立名古屋聾学校編『愛知県聾学校二十五年史』(前出)、p.17.
- 134)名古屋市編『名古屋市会会議録 明治四十四年度』第二十五号、1911、p.18.
- 135)愛知県立名古屋聾学校編『愛知県聾学校二十五年史』(前出)、p.17.
- 136)同上、p.489.
- 137)中村満紀男・岡典子「新潟県内盲啞学校 5 校の経営困難問題と社会的基盤との関連-大正 12 年勅令までの高田校と長岡校を中心に-」『障害科学研究』第 36 号、2012、p.33.

## 第2章 盲啞学校の就学の実態と保護的機能

佐々木順二・中村満紀男によれば盲啞学校における就学者の保護が重要な課題となったのは、「明治30年代末から大正期」<sup>1)</sup>にかけてであり、就学者の保護とは、「卒業後の就労と生活に対する援助」<sup>2)</sup>である。佐々木・中村は、1900年代後半、京都盲啞院卒業生の卒業後の保護問題に対処するために、京都盲啞保護院が設立されたことを確認した上で、卒業生の就労困難に対処するために福岡盲啞学校において株式会社聾啞工芸品製作所が設立した経緯を解明している<sup>3)</sup>。また、佐々木順二は、和歌山県立盲啞学校において、聾啞生の卒業問題として「社会的孤立と就労困難」があり、この問題に対処するために和歌山聾啞興業会が設立した経緯を明らかにした<sup>4)</sup>。和歌山県立盲啞学校の事例では、和歌山聾啞興業会が、卒業生に就労の機会と職業教育を提供しただけでなく、聾啞生の「社会関係から切り離される」孤立を解消することを目指していたことが指摘されている<sup>5)</sup>。このように、盲啞学校の「保護機能」の具体的な様相として、盲啞学校が就学者の職業問題に対峙する施設として授産所施設等を併置するケースが挙げられる。

しかし、就学者の保護としては、卒業後だけでなく、「入学前、在学中」<sup>6)</sup>も対象となる。本章では、盲啞学校の就学の実態を実証的に検証し、盲啞学校がどのように就学者を保護する役割を果たしたかという点を明らかにしたい。

### 第1節 全国的な盲啞学校数と就学者の推移

全国的な盲啞学校数の推移と、それに伴った就学者の様相について1900年代を中心に考察してみよう。【図2-1】は、官公私立別盲啞学校数の推移である。1900年代に盲啞学校数が増加している。具体的な数字を挙げると、1896(明治29)年には4校<sup>7)</sup>であった盲啞学校は、1912(大正元)年には55校<sup>8)</sup>、1919(大正8)年には74校<sup>9)</sup>になっている。また、1912(大正元)年に設置されていた55校の盲啞学校のうち、官立学校は、東京盲学校・東京聾啞学校であり、公立4校は、京都市立盲啞院・大阪市立盲啞学校・名古屋市立盲啞学校・秋田県立盲啞学校である<sup>10)</sup>。また、官公私立を問わず盲啞学校が設置されていない県は、群馬県・山梨県・福井県・三重県・奈良県・和歌山県・広島県・高知県・宮崎県<sup>11)</sup>であった。1919(大正8)年の盲啞学校調査ではこれらの県にも盲啞学校が設置されている。つまり、1920年頃には各道府県に1校以上の盲啞学校が設立されていたといえる。

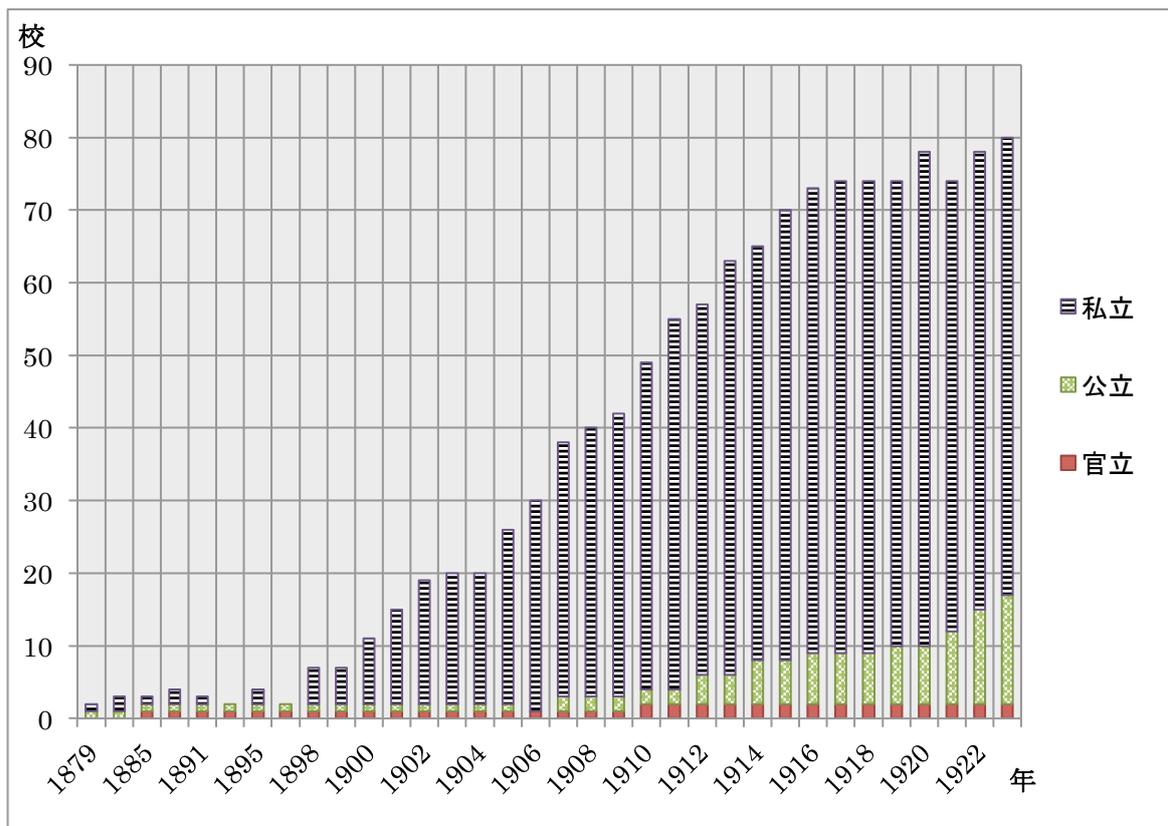
川本宇之介は、日本の盲啞学校数について以下のように述べている。

…本邦の教育法令で盲学校とろうあ学校に関する規定をあげたのは、明治二十三年の小学校令である。その第四条に市町村および私人が盲啞学校を設置し得ることをあげた。その手続きも規定されたが、…その発達はすこぶる緩慢であった。…明治三十六年頃より私立学校は急激に増したが、公立学校は頗る少なかった<sup>12)</sup>。

川本が指摘しているように、【図 2-1】を見ると、盲啞学校の増加は、私立学校の増加によるものであること、官公立学校は大正期に至っても増加傾向はかなり緩慢であることがわかる。つまり、日本の盲啞学校は、少数の官公立と多数の私立学校によって構成されていたといえる。

このように私立校が圧倒的に多かった盲啞学校において、就学者はどのような様相にあったのだろうか。

【図 2-1】 盲啞学校数の推移(官公立別)



『文部省第七年報』(1879)~『日本帝国文部省第五十一年報』(1923)より筆者が作成

川本は、盲児・聾啞児の就学歩合について、就学義務年限が4年から6年に延長された

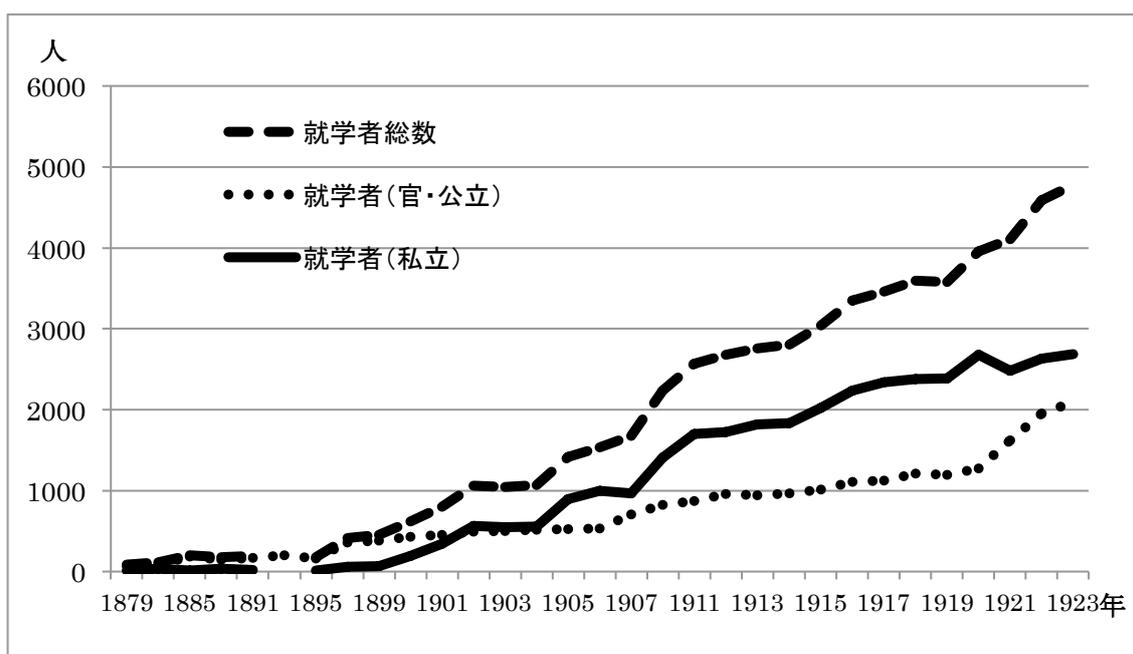
1908(明治 41)年と翌年の 1909(明治 42)年に着目し、以下のように述べている。

小学校の義務教育年限が延長された明治四十一年において、盲学校生徒数は九八二人、ろう学校生徒は六五〇人に過ぎなかった。しかもその学令児童は更に僅かであって、就学歩合はようやく六%、翌四二年は七%という殆ど想像もつかぬ低率であった<sup>13)</sup>。

全国の就学率が 97%を超えていた<sup>14)</sup>状況からすると、たしかに川本によって提示された盲児・聾啞児の就学率は、低かったといえる。

【図 2-2】は、官公立校と私立校別の就学者数の推移である。【図 2-2】によると、1899(明治 32)年までは官公立における就学者数が、就学者総数の大半を占めていたことがわかる。特に 1895(明治 28)年までは、私立盲啞学校における就学者は全就学者数の約 10%に過ぎない状態であった。官公立における就学者数は、比較的緩やかな増加傾向にあるが、1900(明治 33)年から私立校における就学者数が急増し、1902(明治 35)年には、官公立と私立における就学者数が逆転し、私立就学者数は、その後も増加傾向を示している。この私立就学者の増加傾向は、【図 2-1】と照らし合わせて見ると、私立学校数の増加傾向と合致しているため、全国的な私立盲啞学校の増加に伴って、就学者も増加したとみることができる。

【図 2-2】 官公立・私立別就学者数



『文部省第七年報』(1879)~『日本帝国文部省第五十一年報』(1913)より筆者が作成

【図 2-3】は、『文部省年報』による盲生と聾啞生の総数の推移である。1907(明治 40)年で逆転している(盲生 873 名、聾啞生 804 名)。盲生の 1907(明治 40)年前後からの増加については、【図 2-2】で見られた私立学校増加に伴った就学者の増加と時期的に合致している。私立学校における就学者増は、盲生数の増加であると捉えられる。この点について考察するために、【図 2-4】で官公私立別の盲生数・聾啞生数の推移を示した。すると、官公立では、聾啞生の就学が盲生より多く、私立では盲生の就学が聾啞生より多い傾向があることが明らかとなった。

盲啞学校における盲生の全国的な増加については、当時社会問題化していた日露戦争後の傷痍軍人の処遇の影響が背景の一つとしてあげられるのではないと思われる。官立東京盲啞学校では、1906(明治 39)年 10 月 1 日に軍人後援会主催で失明軍人講習会を開催している<sup>15)</sup>。講習会は、「下士・兵卒と将校との二つのコースに分けられ、前者の修業年限は二か年」であり、「後者は一か年」であった<sup>16)</sup>。受講者は 14 名(下士・兵卒)で、「同会の交渉により其費用を以て該講習員を収容すべき寄宿舎を本校構内に建築」する計画であった<sup>17)</sup>。この時の卒業生であった陸軍歩兵大尉柴内魁三(岩手県)、陸軍獣医中尉森清克(大分県)はそれぞれの出身県で盲啞学校を設立し、大正期から昭和期にかけて盲・聾教育の推進に貢献したとされる<sup>18)</sup>。

私立学校における盲生の急増は、盲者の代表的な職業である按摩術・鍼術・灸術開業の免許を取得するために、盲啞学校を選択する盲者が増加したことが背景として考えられる。

盲者の職業は中世より当道座に代表される徒弟制度という教育形態があった。按摩術・鍼術・灸術については、徒弟制度に拘らず技術の伝達が行われていた。ところが、「十九世紀末世界資本主義に日本が急速に組み入れられていく過程で」徐々に「家族扶養と伝統的職業の基盤」は崩れていった<sup>19)</sup>。1885(明治 18)年の内務省令第十一号「鍼術、灸術取締規則」以降、小規模の鍼按講習所や盲人教育会が設立された<sup>20)</sup>。加藤によれば、これらは「日本型盲学校の原型といえ」1900 年代に入ってから、「親方層に代わる徒弟教育の機能も果たすようにな」った<sup>21)</sup>。しかし、これらの鍼按講習所や盲人教育会の「多くは文部省統計には学校として数えられていな」かった<sup>22)</sup>。

按摩術・鍼術・灸術業は、内務省令第十号「按摩術営業取締規則」<sup>23)</sup>及び同第十一号「鍼術、灸術取締規則」<sup>24)</sup>によって、1911(明治 44)年から免許制となった。

「按摩術営業取締規則」は、第一条から第十一条まで及び附則で構成されている。第一条には、按摩術営業をするための条件として、地方長官が行う試験に合格するか、または、地方長官の指定する学校、もしくは講習所を卒業して、地方長官の免許鑑札を受けることが記された。また、違反者には、50 円以下の罰金が科せられた(第十条)。第三条において、地方長官の行う按摩術試験は、甲種試験と乙種試験が設けられていること、第四条において、

甲種試験については、4年以下の按摩術修業が受験資格であり、乙種試験については、受験資格を盲人に限り、2年以上の按摩修業を受験資格とすることが記された。附則では、地方の状況によって必要と認めるときは、地方長官は、盲人に限って当分のうち、その履歴を審査して、無試験で免許鑑札を交付できるという経過措置が記された。

「鍼術、灸術取締規則」は、第一条から第十三条まで及び附則で構成されている。鍼術または、灸術営業を行うための条件、罰金に關しては、按摩術と同様であるが、受験資格については、4年以上の鍼術または灸術修業が必要とされ、按摩術とは異なり、甲種・乙種の試験の別がなかった。また、按摩術で附則に示されたような、盲人に関する特例的な経過措置はとられなかった。

加藤によれば、これらの規則は、乙種按摩術営業を「盲人にのみ限る」としているように、「盲人保護政策」であった<sup>25)</sup>。この結果、徒弟制度も認められてはいたが、「免許にはすべて医学試験を課したので親方層は事実上徒弟教育の能力を失い、受験のための盲学校あるいは鍼按講習所の設立が促され」、「指定校卒業者は無試験免許としたので各盲学校は指定基準に見合う設備・教育内容・教員資格等の整備を迫られた」<sup>26)</sup>。

以下は名古屋校が鍼按科において指定校認可を得たときの様子である。

本校の鍼按科を明治四十四年内務省令第十号按摩術営業取締規則第一条及び同第十一号鍼術灸術取締規則第一条に依り、指令第二五二七号を以て指定せらる、是より先、阪本市長は案を具して本校鍼按科に対し内務省指定認可を申請する所あり<sup>27)</sup>、松井本県知事親しく本校を視察し設備の状況授業の実際等委く調査する所ありて、茲に至れるなり。当時全国盲啞学校の数七十有余、中に就きて、指定認可を得たるもの明治四十四年同令發布後僅に二十有八なるに本校が創立以来満三年に足らざるに之が認可を得たるは当事者当局者が努力の結果なりと言はざる可からず<sup>27)</sup>。

当時、70校程の盲啞学校の内(統計によると65校)、指定校認可を得ることができていた盲啞学校は28校と3分の1程度だったことがわかる。指定校認可を得ることは容易ではなかったことが窺える。名古屋校では1912(大正元)年の学校創設時に鍼按科を設置していたが、鍼按科の指定校指定は、1915(大正4)年であった。

ところが、4年間という修業年限が生徒には困難であることから修業年限2年という乙種按摩科の加設を校長であった橋村が申請するに至っている。「乙種按摩科設置理由」(1918)には設置の理由が以下のように述べられている。

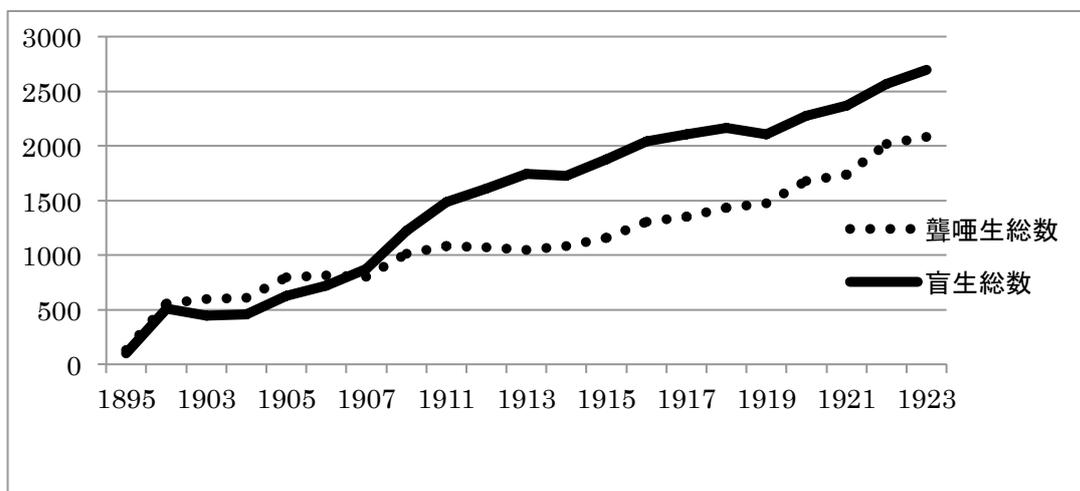
我ガ国盲人多数ハ古来ノ習慣トシテ按摩業ヲ以テ生活ヲ営ミツツアルハ世人ノ認ムル

所ナリ…現在ノ盲学校若ハ盲啞学校盲部加設ノ鍼按科(四ヶ年程度)ニ堪エサル多数ノ盲者ヲ救済スルノ途ヲ講セサルヘカラス本校過去五ヶ年間ノ経験ニ徴スルニ心身ニ虚弱ニシテ鍼按科四ヶ年ノ課程ニ堪エサルモノ或ハ不幸貧困ナル家庭ニ生レ到底四ヶ年間ノ学費ヲ支弁スルノ道ヲ得サルモノ或ハ中年失明者ニシテ既ニ妻子ヲ蓄ヘ一家ヲ經營スヘキ責任有スルカ故ニ所以鍼按科四ヶ年間ノ課程ヲ履ム能ハスシテ中途退学セシモノ数十人ノ多キニ達セシノミナラス現在ニ於テモ此種ニ属スル盲生十余人ヲ数フヘシ而シテ以上ノ如キ事情アル者ト雖モ生活上按摩業ヲ措キテハ他ニ適當ナル職業ナキ輩ニ若シ按摩業修学ノ途ヲ絶タハ見々之等可憐ノ盲者ヲシテ一生人ニ依ラワレハ其ノ口ヲ糊スル能ハサル不幸ノ境遇ニ陥ラシムルノミナラス延ヒテ国家經濟ノ上ニモ多少ノ影響ヲ及スニ至ラシムルハ盲人教育ニ従事スル者ノ忍ヒサル所ナリ本校ノ乙種按摩科ノ設置ヲ企図スルハ蓋シ之レカ救済ノ道ヲ開ク所以ニ外ナラサルナリ 28)

乙種按摩科加設申請は、4年という修業年限が就学者には困難であることが理由となっている。乙種按摩科加設申請の考えられる他の理由として、「按摩術営業取締規則」を背景に、名古屋校が指定校基準に見合う設備や教育内容を整備したことが挙げられる。このように、盲者は、職業に関する免許取得のために、盲啞学校を選択するようになったと考えられる。

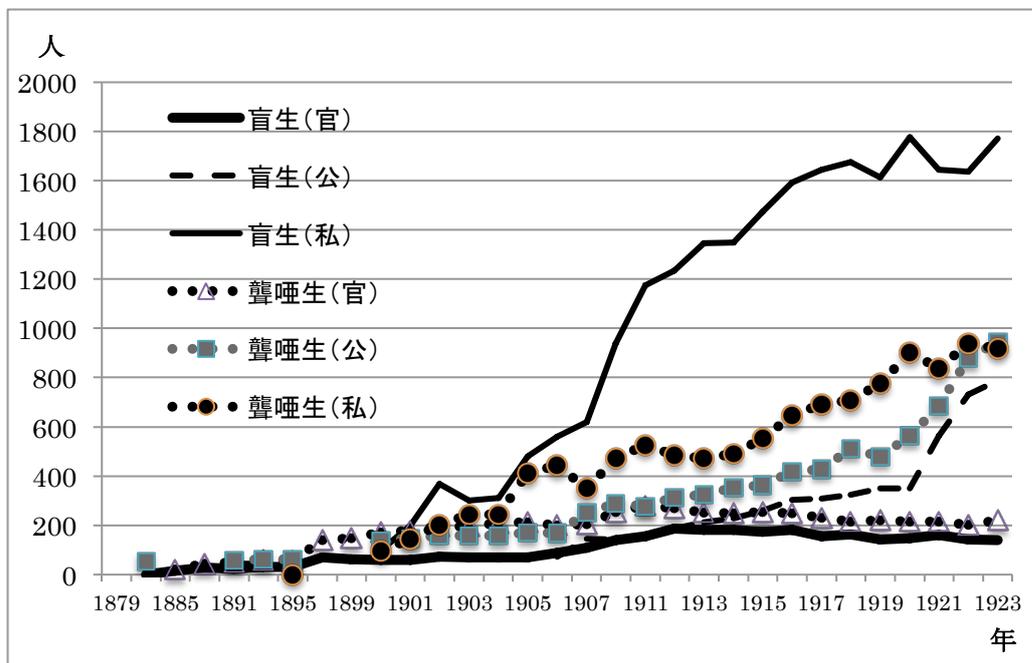
私学での盲生数が聾啞生数よりも多かった傾向は、私立長崎盲啞学校に見られる 29)が、私立福岡盲啞学校では聾啞生数が盲生数を上回っている 30)。ここから、就学者数の傾向は地域的な偏りがあったと思われるが、盲啞学校における盲生数は、明治期後期から大正期にかけて、省令を背景にして増加したと捉えられる。

【図 2-3】 盲生・聾啞生別就学者数



『文部省第二十三年報』(1895)~『日本帝国文部省第五十一年報』(1913)より筆者が作成

【図 2-4】 官公立・私立別就学者数



『文部省第七年報』(1879)~『日本帝国文部省第五十一年報』(1923)より筆者が作成

## 第 2 節 愛知県内盲啞学校 3 校の就学に関する実態

### (1) 「名古屋校啞(聾啞)部データベース」の概要

本節では、全国的な盲啞学校の就学の様相を踏まえて、愛知県内盲啞学校 3 校の就学に関する実態を検証する。就学の実態を実証的に検証するために、「名古屋校啞(聾啞)部データベース」を作成する。

「名古屋校啞(聾啞)部データベース」は、『名古屋市立盲啞学校啞(聾啞)部出席表』の 1915(大正 4)年度から 1925(大正 14)年度までに在籍した 289 名の在籍期間を表記したものである(1925 [大正 14] 年以降在籍していた者も含む)。「名古屋校啞(聾啞)部データベース」の「在籍期間」は、名古屋校における全在籍期間を示し、「技芸科在籍」は技芸科に在籍した期間を示している。「技芸科在籍」中(図)は図画科、(裁)は裁縫科、(家)は家具科を示す。各年度下の○印は普通科の在籍、()内は普通科在籍時の学年、「入」は(入学)、「退」は(中途退学)を示し、技芸科の在籍期間は塗りつぶしで示している。例えば、個人番号 6 は、1915(大正 4)年に普通科 1 年として入学し、1920(大正 9)年まで在籍した。技芸科には 1919(大正 8)年から 1922(大正 11)年まで図画科に在籍している。普通科の在籍期間は 6 年間、技芸科

の在籍期間は 4 年間である。普通科に在籍しながら技芸科の科目を履修した兼修期間は 2 年間、総在籍期間は 8 年間となる。備考欄の「録音あり」は、『写音レコード』に発声や会話が録音されていることを示している。

名古屋校(理)部データベース

個人番号	性別	在籍期間	技芸科在籍	大正4年度	大正5年度	大正6年度	大正7年度	大正8年度	大正9年度	大正10年度	大正11年度	大正12年度	大正13年度	大正14年度	備考
1	男	1(T4)		○(1年) (4月退)											
2	男	1(T4)		○(1年) (4月退)											
3	男	5(T4~T8)		○(1年)	○(2年)	○(3年)	○(4年)	○(4年) (9月退)							
4	男	12(T4~T15)	図(T8~T14)	○(1年)	○(2年)	○(3年)	○(4年)	○(5年)	○(6年)	○(高専2年) (9月退) (高専3年)					
5	男	5(T4~T8)		○(1年)	○(1年)	○(2年)	○(2年)	○(2年) (5月退)							
6	男	8(T4~T9)	図(T8~T11)	○(1年)	○(2年)	○(3年)	○(4年)	○(5年)	○(6年)						
7	男	1(T4)		○(1年) (4月退)											
8	女	1(T4)		○(1年) (4月退)											
9	女	7(T4~T10)	載(T8~T10)	○(1年)	○(2年)	○(3年)	○(4年)	○(5年)	○(6年)						
10	女	1(T4)		○(1年) (4月退)											
11	女	2(T4~T5)		○(1年)	○(4月退)										
12	男		図(T4)	○(2年) (4月退)											
13	男		載(T4)	○(2年)	○(4月退)										
14	男		載(T4~T8)	○(2年)	○(3年)	○(4年)	○(4年)	○(4年) (11月退)							
15	男		図(T4~T7)	○(2年)	○(3年)	○(4年)	○(5年) (4月退)								
16	女		載(T4)	○(2年) (4月退)											
17	女		載(T4~T9)	○(2年)	○(3年)	○(4年)	○(5年)	○(5年)	○(5年) (5月退)						
18	女		載(T4~T9)	○(2年)	○(3年)	○(4年)	○(5年)	○(6年)	○(6年)						
19	女		載(T4~T8)	○(2年)	○(3年)	○(4年)	○(5年)	○(5年) (4月退)							
20	女		載(T4~T9)	○(2年)	○(3年)	○(4年)	○(5年)	○(6年)	○(6年)						
21	女		載(T4)	○(2年)	退										
22	女		載(T4~T9)	○(2年)	○(3年)	○(4年)	○(5年)	○(6年)	○(6年)						
23	女		載(T4)	○(2年) (8月退)											
24	男		図(T4~T8)	○(3年)	○(4年)	○(5年)	○(6年)	○(6年) (6月退)							
25	男		図(T4~T8)	○(3年)	○(4年)	○(5年)	○(6年)	○(6年) (4月退)							
26	男		図(T4~T5)	○(3年)	○(3年) (6月退)										
27	男		載(T4~T5)	○(3年)	○(3年) (3月退)										
28	男		図(T4~T8)	○(3年)	○(4年)	○(5年)	○(6年)	○(6年)							
29	男		載(T4~T6)	○(3年)	○(4年)	○(5年) (9月退)									
30	男		図(T4~T8)	○(3年)	○(4年)	○(5年)	○(6年)	○(6年)							
31	男		図(T4~T8)	○(3年)	○(4年)	○(5年)	○(6年)	○(6年)							
32	男		載(T4~T6)	○(3年)	○(4年)	○(5年)	退								
33	女		載(T4~T9)	○(3年)	○(4年)	○(5年)	○(6年)	○(6年)	○(6年)	○(6年)					
34	女		載(T4~T8)	○(3年)	○(3年)	○(4年)	○(5年)	○(6年) (6月退)							
35	女		載(T4~T8)	○(3年)	○(4年)	○(5年)	○(6年)	○(6年)							
36	女		載(T4~T8)	○(3年)	○(4年)	○(5年)	○(6年)	○(6年)							
37	女		載(T4~T9)	○(3年)	○(4年)	○(5年)	○(6年)	○(6年)	○(6年) (4月退)						
38	男		載(T4~T6)	○(4年)	○(5年)	○(6年)									
39	男		図(T4~T8)	○(4年)	○(4年)	○(5年)	○(6年)	○(6年) (11月退)							
40	男		図(T4)	○(4年)	○(5年)	○(6年)									
41	女		載(T4~T6)	○(4年)	○(5年)	○(6年)									
42	女		載(T4)	○(4年) (11月退)											
43	女		載(T4~T6)	○(4年)	○(5年)	○(6年)	○(6年)	○(6年) (11月退)							
44	女		載(T4~T6)	○(4年)	○(5年)	○(6年) (1月退)									
45	女		載(T4~T6)	○(4年)	○(5年)	○(6年)									













(2) 就学形態

全国的には、1900年代に急増した私立盲啞学校では、盲生による就学者、官公立盲啞学校では、聾啞生による就学者が多い傾向が見られた。この傾向を踏まえて、愛知県の盲啞学校における就学の実態を明らかにしたい。

多くの盲啞学校は、盲部と聾啞部を併設し、各部には普通科と技芸科が設置されていた。

【表 2-1】は、愛知県盲啞学校 3 校の目的・学科・教科目・修業年限である。3 校の学則から筆者がまとめたものである。学則は 1912(大正元)年の時点で規定されていたものを使用した。したがって、豊橋校の学則は、1912(明治 45)年 3 月に改正されたもの<sup>31)</sup>、名古屋校の学則は、1912(大正元)年 10 月に市立移管後規定されたもの<sup>32)</sup>を使用している。岡崎校の学則改正の年月日に関しては、記念誌等にも記載が認められず不明であるので、『創立満十年建築落成祝賀会記念』(1913)に記載されている学則<sup>33)</sup>を、学校設立時の 1903(明治 36)年に規定されたものとして使用した。

【表 2-1】 愛知県盲啞学校 3 学校の目的・学科・教科目・修業年限

	豊橋校	名古屋校	岡崎校
目的	盲啞者に普通教育を施し兼て適切なる技芸を教へ自立の道を得せしむる(第一条より)	盲啞者に普通教育を施し並に特殊なる技芸を授くる(第一条より)	盲啞の子女に教育を施しその智徳を開発し兼て技芸を授け自立の道を得せしむる(第一条より)
学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 盲普通科</li> <li>・ 盲技芸科音楽科</li> <li>・ 盲技芸科マッサージ鍼科</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 盲部普通科</li> <li>・ 盲部技芸科音楽科</li> <li>・ 盲部技芸科鍼按科</li> <li>・ 盲部技芸科乙種按摩科</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 盲部普通科</li> <li>・ 盲部技芸科</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 聾啞普通科</li> <li>・ 聾啞技芸科図画科</li> <li>・ 聾啞技芸裁縫科</li> <li>・ 聾啞技芸指物科</li> <li>・ 聾啞技芸職工科</li> </ul> (第二条・第三条・第四条より)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 啞部普通科</li> <li>・ 啞部技芸科図画科</li> <li>・ 啞部技芸裁縫科</li> </ul> (第二条より)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 啞部普通科</li> <li>・ 啞部技芸科</li> </ul> (第二条・第三条・第四条より)

	但し音曲科、指物科、織工科は当分之を欠く		
教科目	<p>《盲普通科》 修身、国語、算術、歴史、地理、理科、唱歌、体操</p> <p>《盲技芸科音楽科》 修身、音楽、体操</p> <p>《盲技芸科鍼按科》 修身、マッサージ、鍼、体操</p> <p>但し音楽科は当分之を欠く</p>	<p>《盲部普通科》 修身、国語、算術、日本歴史、地理、理科、唱歌、体操、裁縫</p> <p>《盲部技芸科音楽科》 修身、国語、音楽、体操</p> <p>《盲部技芸科鍼按科》 修身、国語、生理及解剖、病理及衛生、鍼治、按摩、体操</p> <p>《盲部技芸科乙種按摩科》 修身、国語、解剖、生理、消毒、按摩、体操</p>	<p>《盲生普通科》 修身、国語、算術、地理、歴史、理科、唱歌、体操</p> <p>《盲生技芸科》 修身、鍼術、按摩、音楽、体操</p> <p>但し音楽は当分之を欠く (第三条より)</p>
	<p>《聾啞普通科》 修身、国語、算術、歴史、地理、図画、体操、裁縫、手工、</p> <p>《聾啞技芸科図画科》 修身、図画、国語、算術、体操</p> <p>《聾啞技芸科裁縫科》 修身、裁縫、国語、算術、体操</p> <p>《聾啞技芸科指物科》 修身、指物、国語、算術、体操</p> <p>《聾啞技芸科職工科》 修身、職工、国語、算術、体操</p> <p>但し指物科織工科は当分之を欠く (第五条別紙より)</p>	<p>《啞部普通科》 修身、国語、算術、日本歴史、地理、理科、図画、体操、裁縫、手工</p> <p>《啞部技芸科図画科》 修身、国語、図画、体操</p> <p>《啞部技芸科裁縫科》 修身、国語、裁縫及刺繍、体操 (第六条より)</p>	<p>《聾啞生普通科》 修身、国語、算術、地理、歴史、理科、図画、手工、裁縫、体操</p> <p>《聾啞生技芸科》 修身、裁縫織工、手芸図画、体操</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・織工は随意科目</li> <li>・男生は裁縫を欠くことを得</li> <li>・裁縫を欠きたる男生及織工を欠きたるものは図画を課す (第四条より)</li> </ul>
修業年	<p>普通科 6 年</p> <p>技芸科 4 年 (第六条より)</p>	<p>普通科 6 年</p> <p>技芸科盲部音楽科 6 年</p> <p>鍼按科 4 年</p> <p>乙種按摩科 2 年</p>	<p>普通科 6 年</p> <p>技芸科 4 年 (第五条より)</p>

限		技芸科 嚙部 図画科 5年 裁縫科 5年 (第七条より)	
---	--	------------------------------------	--

3校の学則における教育目的を見ると、「盲嚙者に普通教育を施し兼て適切なる技芸を教へ自立の道を得せしむる」「盲嚙者に普通教育を施し並に特種なる技芸を授くる」「盲嚙の子女に教育を施しその智徳を開発し兼て技芸を授け自立の道を得せしむる」となっており、普通教育と共に技芸を授ける教育を行う主旨が明確に表記されている。教授する技芸は、障害種に特化したものであると明言している。

名古屋校では、私立から市立に移管した1912(大正元)年に、学則を新たに規定している。学則は、1922(大正11)年までの10年間に7回改正されている<sup>34)</sup>。『大正六年起 学則変更ニ関スル綴』中の「学則変更ニ関スル願」(1918年4月申請:5月認可)では、「聾嚙生教育ノ主眼ハ普通教育ヲ施シテ発音筆談等ニ習熟セシメ併セテ技芸教育ヲ授ケテ図画裁縫木工等ヲ錬磨セシメ以テ其ノ独立自活ヲ得セシムルニアリ…」<sup>35)</sup>と盲嚙学校における技芸教育とは「図画裁縫木工等」を指し、聾嚙生の「独立自立」のために授けられるべきものであるとしていることがわかる。

名古屋校では、『創立満十週年記念誌』において、1912(大正元)年から10年間の取り組みを盲部と聾嚙部をそれぞれ4期に分けて考察している<sup>36)</sup>。本書においては、盲生・聾嚙生に対する技芸科目に対して「職業教育」という用語を使用していることが認められる。例えば、盲部では、「第2期 確立時代」において「盲人教育は、普通教育と、職業教育とを、兼ね行はざれば、意義なきものとなるなり。然るに当時本校は、盲人唯一の職業たる、鍼按業を課しながら…」と記載されている<sup>37)</sup>。また、聾嚙部では、「第1期 手真似時代」において、「…聾嚙の教育も、盲人教育と同じく職業を併せ課するにあらざれば、其の意義なし、依りて聾嚙者に適当なる図画裁縫の教授に努力せり…」と盲部、嚙部共に盲嚙学校における盲生・聾嚙生への技芸を授ける教育を「職業教育」としてその意義を明記している<sup>38)</sup>。本書ではさらに「教育の方針」として「教育の本旨」と「教育上の注意」を以下のように記している。

#### 一、教育ノ本旨

本校ハ盲聾嚙者ニ普通教育並ニ職業教育ヲ施シ以テ其公民的人格ト生活ノ基礎ヲ与フルヲ本旨トス

## 二、教育上ノ注意

普通教育ハ小学校令施行規則第一章第一節第一条ニ準拠シ職業教育ハ盲聾啞生ノ性質境遇ニ適当ナル職業的陶冶ヲナシ以テ公民的人格ノ養成ニ努ムルモノトス<sup>39)</sup>

このように、名古屋校においては、1920年代初期に、盲生・聾啞生への技芸を授ける教育が、「職業教育」という概念と同義的に使用されるようになり、「職業教育」を「普通教育」と並んで「公民的人格」の基礎として位置付けるようになった。「技芸教育」から「職業教育」への用語の転換期の起点としては、学則の改正が考えられる。学則改正の中心が技芸科に関するものだったことから、名古屋校では、学則改正を繰り返す中で、理念として「職業教育トシテノ技芸科」<sup>40)</sup>と明示するようになる。名古屋校は、学則の改正によって、技芸科を「職業教育」を施す学科として明確に学校に位置付けるとともに、現在にも継承されている職業教育の原型を確立させたといえる。

3校の技芸科を概観すると、盲部においては、名古屋校、豊橋校では技芸科が音楽科やマッサージ鍼科等、職業種別に設置されていて、履修可能な学科が複数あった。岡崎校は技芸科として学科を束ねている。名古屋校は豊橋校と岡崎校と比較して設置学科が多く、名古屋校のみが乙種按摩科を設置していた。3校とも盲生の職業として音楽と鍼按摩マッサージを教授していた点は共通している。豊橋校のみが技芸科マッサージ科を、名古屋校のみが技芸科按摩科を併設している。聾啞部においては、豊橋校は設定されていながらも「当分の間之を欠く」として開講されていなかった。聾啞部では、聾啞生に必要な学科として、図画と裁縫が考えられていたことがわかる。

教科では、名古屋校の場合、地理・歴史は盲部、啞部とも第4学年から教授されることになっているが、理科に関しては、盲部では第2学年から、啞部では第5学年から教授されることとなっていた<sup>41)</sup>。【表2-2】は、名古屋校における各学年の時間数である。盲部と啞部の時間数の差は、啞部において国語(1時間)、手工(2時間)を加えているためである。盲部・啞部普通科では、女子に週2時間の裁縫が課されており、教授時間は国語から充当されていた<sup>42)</sup>。修業年限については、名古屋校技芸科において細かく規定されている点特徴的である。

【表2-2】名古屋校盲部・啞部授業時間数

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
盲部	14時間	16時間	16時間	17時間	17時間	17時間
啞部	17時間	17時間	17時間	18時間	20時間	20時間

(3) 就学者数

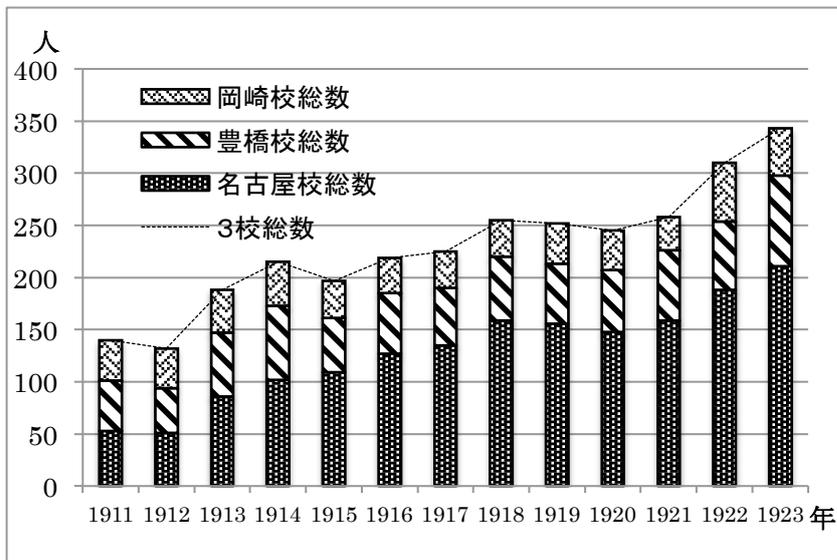
【図 2-5】は、3校の就学者総数の推移である。年によって若干の減少は見られるが、全体としては増加している。1912(大正元)年に3校合わせて132名であった就学者数は、1923(大正12)年には343名と約2.5倍となっている。1912(大正元)年から1915(大正4)年と、1921(大正10)年から1923(大正12)年にかけて就学者数の急増が見られるが、岡崎校・豊橋校では大きな就学者数の増減は見られないため、就学者数全体の増減は、名古屋校の就学者数によるものと捉えられる。

名古屋校における1912(大正元)年から1915(大正4)年にかけての就学者増は、名古屋校が市立移管し、授業料減となったことによるものと捉えられる。市立移管に至った経緯は前述しているが、名古屋校に関しては愛知県知事をはじめ名古屋市長など議会や市政に影響力のあった人物が支援者として名を連ねている。また、1913(大正2)年には寄宿舎を開設して遠方からの就学者に備え、1914(大正3)年から1915(大正4)年にかけて鍼按科の指定認可に努めるなど就学者のニーズに応じる環境を整えている<sup>43)</sup>。名古屋校における1921(大正10)年から1923(大正12)年にかけての就学者増は、名古屋校が口話式聾教育において先駆となり、聾教育における教育効果と成果を発信していたことが背景となっていると考えられる。口話式聾教育の成立については第4章で詳述する。口話式聾教育は、1920(大正9)年頃から昭和後期に到るまで聾教育における教育法の主流となり、全国で盛んに取り組まれた。名古屋校の「沿革大要」には以下のように記されている。

…大正十一年の今日本校を掲げて世に問ふまでもなく、全市県下は勿論隣県仰いで之を望み来つて入学を乞ふ者年一年より多く東海我が校在るを知らざる者或は無からんとするの域に達せり<sup>44)</sup>

このように、口話式聾教育の先進校であった名古屋校には、他市県から入学者が訪れた。名古屋校のように、公立移管を果たし、経済的あるいは環境的な基盤を構築した盲啞学校については、市の財政によって学校運営の基盤が安定し、教育機関として社会的に重要な役割を果たすようになったと考えられる。

【図 2-5】 愛知県内盲聾学校 3 校の就学者数の推移



『愛知県統計書 明治四十四年』(1911)~『愛知県統計書 大正十二年』(1923)より筆者が作成

次に、盲生と聾聾生の就学について、各校の就学者数推移から考察する。【図 2-6】・【図 2-7】・【図 2-8】は、盲生数と聾聾生数の推移を各学校別に表したものである。

【図 2-6】によると、名古屋校では、市立移管後 1913(大正 2)年までは、聾聾生数が盲生数を上回っているが、1914(大正 3)年に盲生数(52 名)と聾聾生数(50 名)が逆転し、1921(大正 10)年まで盲生の就学が聾聾生を上回っている。これは、名古屋校が 1914(大正 3)年から 1915(大正 4)年にかけて鍼灸科の指定認可を得<sup>45)</sup>、さらに盲生の様々な実態に対応できるように 1918(大正 7)年に乙種按摩科、1920(大正 9)年に鍼灸按摩マッサージ科を設置したことが盲者の需要に叶っていた点が要因として挙げられる。1921(大正 10)年以降の聾聾生の急増は、前述しているように、口話式聾教育法が全国的に広まり、市内市外を問わずまた県外から口話式聾教育法を求めて聾聾生が入学したことが背景となっていると考えられる(第 4 章参照)。本章第 1 節における盲聾学校の全国的な就学者数の考察で、官立・公立盲聾学校では聾聾生の就学が盲生を上回っている傾向が見られたが、名古屋校ではそれとは逆の傾向が見られた。名古屋校の就学者数の推移は、名古屋校の盲生あるいは聾聾生のニーズに対応する取り組みと関連しているといえる。

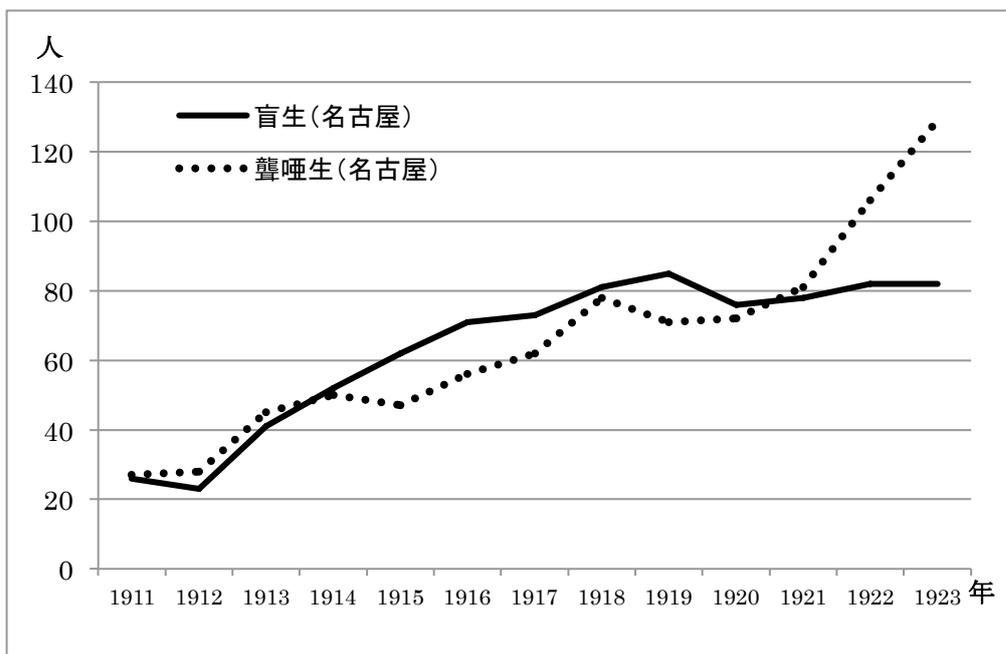
【図 2-7】によると、豊橋校では、名古屋校のような盲生数と聾聾生数の逆転がなく、一貫して聾聾生が盲生を上回っている。豊橋校の学則は明治期に 2 回(1907・1912)、大正期に 2 回(1923・1924)行われている<sup>46)</sup>。1907(明治 40)年に改正された学則では、学科について以下のように記されている。

第三条 普通科ヲ分チテ盲普通科、聾啞普通科トス

第四条 技芸科ヲ分チテ盲技芸科、聾啞技芸科トシ盲技芸科ハ音曲科、鍼按科トシ聾啞技芸科ハ図画科、指物科、裁縫科、職工科トス  
但シ音曲科、指物科、職工科ハ当分之ヲ欠ク 47)

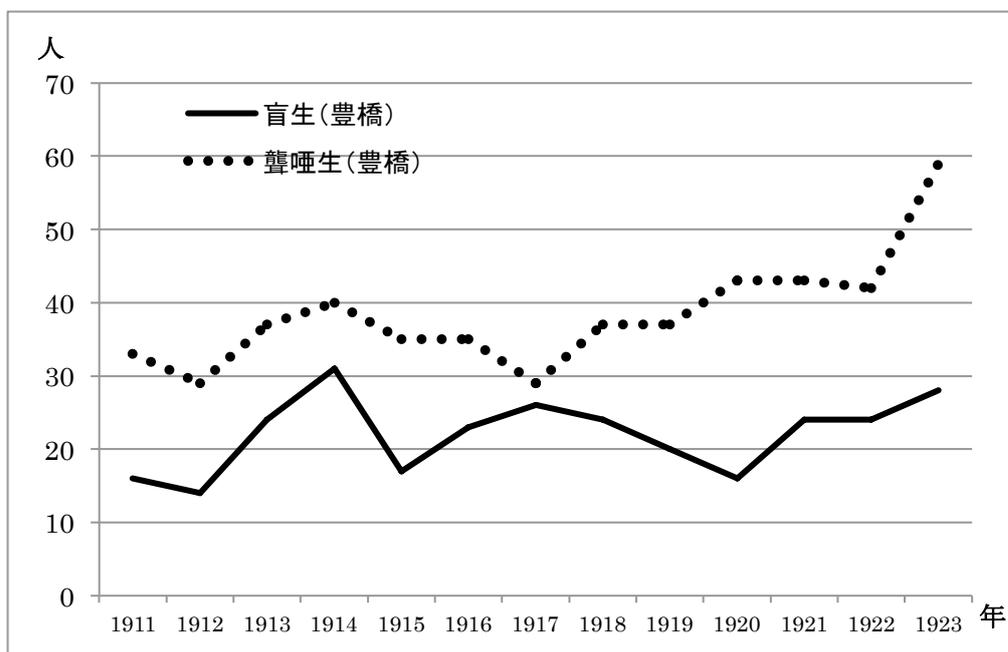
豊橋校では、実質的に機能していた技芸科は盲部で鍼按科、聾啞部で図画科と裁縫科であったことが看取される。また、この学科設定は、1924(大正 13)年の学則改正まで維持された 48)。さらに、修業年限は、普通科で 6 ヶ年、技芸科は一律 4 ヶ年であった 49)。豊橋校は、1912(大正元)年に「按摩鍼灸術指定学校」の認可を受けている 50)。1915(大正 4)年までは、盲生数の増加が見られるが、その後は、増減を繰り返している。指定校認可を受けていたにもかかわらず、盲生数の大きな増加が見られなかった。全国的には私立盲啞学校では盲生の就学が多い傾向が見られるが、豊橋校では、特に盲生に関して学科選択の余地が少ない点から、学科設定が背景となり、盲生の就学が聾啞生より少なかったのではないかと捉えられる。

【図 2-6】 盲・聾啞生別就学者数(名古屋校)



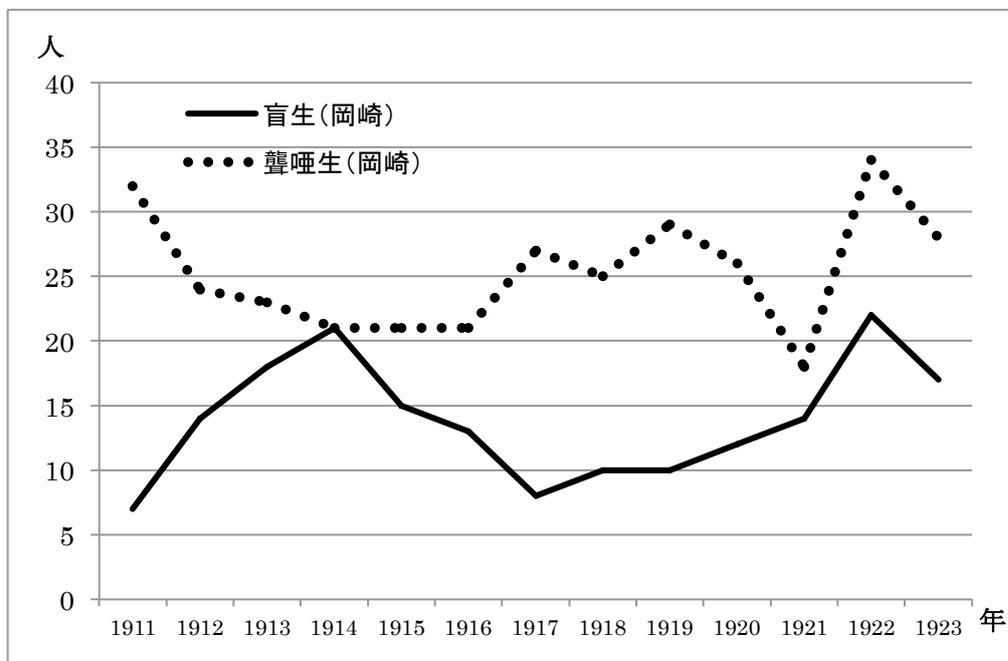
『愛知県統計書 明治四十四年』(1911)~『愛知県統計書 大正十二年』(1923)より筆者が作成

【図 2-7】 盲・聾啞生別就学者数(豊橋校)



『愛知県統計書 明治四十四年』(1911)~『愛知県統計書 大正十二年』(1923)より筆者が作成

【図 2-8】 盲・聾啞生別就学者数(岡崎校)



『愛知県統計書 明治四十四年』(1911)~『愛知県統計書 大正十二年』(1923)より筆者が作成

岡崎校においても私立盲啞学校でありながら、豊橋校と同様に大正期を通じて聾啞生が盲生より多い傾向が見られる。聾啞生・盲生数とも名古屋校・豊橋校と比較すると変動が大きい。1912(大正元)年から1915(大正4)年の急激な盲生の増加は、名古屋校と同様に鍼按科の指定認可を得たことによると思われる。岡崎校の沿革には、岡崎校が1912(大正元)年12月に指定校認可を得たことが以下のように記されている。

…十二月七日内務省令第十号按摩術営業取締規則第一条及同年同省令第十一号鍼術灸術営業取締規則第一条に依り本校鍼按科を指定せらる即ち本校鍼按科卒業生は無試験にて鍼按営業免許鑑札を下附せらる々特典を受くるに至れり…<sup>51)</sup>

盲生数は、岡崎校が法人化した1915(大正4)年から火災により校舎が全焼した<sup>52)</sup>1918(大正7)年まで減少するが、この期間の史料については火災で多くが焼失した<sup>53)</sup>ため、背景を特定することが困難である。

大正期の盲啞学校の就学者の推移から、名古屋校のような公立盲啞学校は盲生・聾啞生ともに安定的な増加傾向にあり、豊橋校や岡崎校のような私立盲啞学校は、盲生・聾啞生数の増減が大きく、不安定な傾向があるといえる。また、全国的には官・公立盲啞学校では、聾啞者の就学者、私立盲啞学校では盲生の就学者数が多い傾向が認められたが、愛知県では、そのような傾向が見られなかった。就学者数は地域的な偏りがあると捉えられる。

#### (4) 中途退学

盲啞学校における中途退学の実態はどのようなものだったのだろうか。

【表2-3】は、『名古屋校啞(聾啞)データベース』より中途退学者が何年時に退学したかを年度別にまとめたものである。(徐)は「除名」によるものである。(死)は死亡によるものである。「除名」と退学の明確な区別を記した史料は見当たらないため、「除名」は退学に含めて考察を行う。

【表2-3】によると、1915(大正4)年から1925(大正14)年の間に、普通科における中途退学者は、286名中96名であった。1915(大正4)年・1916(大正5)年、1919(大正8)年・1920(大正9)年、1925(大正14)年で中途退学者が多い。また、学年は第1学年における中途退学が最も多く、次いで第4学年であった。中途退学の理由の多くは「家事都合」で、他は「死亡」「転学」である<sup>54)</sup>。「家事都合」を含めた中途退学の理由について記されている史料は管見の限り見当たらない。名古屋校では、1915(大正4)年から1916(大正5)年にかけて学則変更により国語を加えるなど基礎学力を重視していた。また、1919(大正8)年から1920(大正9)年にかけては口話式聾教育が軌道に乗り始めた時期である。1920(大正9)年には、訓導

であり口話式聾教育の中心人物であった安藤太三郎は学業成績を重視した教育方法をとっていた<sup>55)</sup>。これらから、中途退学の理由として学力不足が考えられる。第1学年といった早期に中途退学をする傾向の理由として経済的困難が考えられなくもないが、名古屋校では授業料は基本的に無償であったので、主な理由としては挙げにくい。

【表2-4】は豊橋校における中途退学者数と中途退学の理由を一覧にしたものである。表10によると最も数が多い中途退学の理由が「家事都合」である。「家事都合」の主な内容としては、「父母、祖父母ノ膝下ヲ離レ難キ為メ或ハ貧困者ニシテ困難ナル事情アルガ為メ或ハ年長ノ為メ」<sup>56)</sup>であった。次に多い理由として「諭旨」、「転校」が挙げられる。「諭旨」とは、理由を説明した上で退学を促すことである。「諭旨」に至る理由は認められなかった。「理由不明」としては、「長時日欠席セシ者ニシテ理由不明ニ付除名」<sup>57)</sup>とある。他にも中途退学の理由としては、「貧困」、「魯鈍白痴」、「病気」、「結婚」などが看取される。男女別でみると盲生も聾生も男の中途退学者数が女の中途退学者数より多い点は特徴的である。

【表2-5】は岡崎校における中途退学者と中途退学の理由の一覧である。『創立二十周年復興記念誌』の「半途退学者理由」下欄には「盲生退学者ニ死亡多キコト 聾生ノ退学者ノ多キコトハ注意スベキ点」<sup>58)</sup>と記されている。岡崎校においても中途退学の最も多い理由が「家事都合」であった。「家事都合」の主な内容としては、「本人及父兄ノ不熱心ニテ昇校ヲ怠タルモノ 父母祖父母ノ小愛ニ溺レテ長ク膝下ヲ離レ難キ為メ」<sup>59)</sup>である。次いで「低能」「不熱心」の数が多いためから学業についていけない就学者の実態があったことが窺える。また、豊橋校と同様に、「貧困」による退学者の割合が多かった点も看過できない。大正期に私立であった豊橋校と岡崎校は、授業料が学校運営資金としての割合の多くを占めていたため、両校ともに貧困者への学費軽減措置をとってはいたものの、十分に保障できない実態があったといえる。岡崎校も豊橋校と同様に、「諭旨」退学が認められた。

名古屋校では、中途退学を行う特殊な形として、飛び級が認められた。データベースの個人番号92、98、111、134が中途退学を伴った飛び級者である。個人番号92は、1917(大正6)年4月に普通科1学年に入学し、1918(大正7)年1月に一旦退学をして、同月に2学年に入学している。個人番号98と111は、1918(大正7)年4月に普通科1学年に入学し、同年9月に一旦退学をして、同月に2学年に入学している。個人番号134は、1925(大正14)年4月に初等科3学年に進級し、同年5月に一旦退学をして、同月に初等科5学年に入学している。飛び級は、就学者の保護という観点からは、矛盾するようであるが、名古屋校では、学業を重視する傾向があったことが窺える。

個人番号78も飛び級者であるが、78は第1学年を終えた翌年に、第3学年に飛び級をしている。このようなケースでは中途退学は行われなかったことがわかった。

このように、大正期には盲聾学校における就学者が増加したものの、中途退学する者も少

なくなかった。中途退学の理由としては、「貧困」に留まらず、学力に関する点や親元を離れられないといった心情面に関する点など様々な理由が認められた。

【表 2-3】 中途退学者数(名古屋校)

年度	1年 (人)	2年 (人)	3年 (人)	4年 (人)	5年 (人)	6年 (人)	補習科 (人)	計
1915年	5	4	0	1	1	0	2	13
1916年	4	1	2	1	2	0	-	1
1917年	0	0	0	0	1	1	-	2
1918年	1	0	0 1(死)	0	2	0	-	4
1919年	1	2	3	3	2	7		18
1920年	2	2	3	0 1(除)	3 1(除)	1	-	13
1921年	0	1	0 1(死)	1 2(除)	2	0	-	7
1922年	5	0	0	0	0	1 1(死)	-	7
1923年	4	0	0	1 (除)	0	0	-	5
1924年	0	0	0	3	1	0	-	4
1925年	2	4	2	5	0	0	-	13
計	24	14	12	18	15	11	2	96

『名古屋校唾(聾啞)部データベース』より筆者が作成

【表 2-4】 中途退学者数と理由(豊橋校[1913])

理由	盲生		聾啞生		合計
	男	女	男	女	
家事都合	5	0	7	9	21
諭旨	7	2	4	2	15
転校	4	1	4	2	11

理由不明	7	2	0	0	9
貧困	2	0	3	1	6
魯鈍白痴	0	0	2	2	4
病気	3	1	0	0	4
死亡	1	0	1	0	2
結婚	0	1	0	0	1
合計	29	7	21	16	73

『私立豊橋盲啞学概況一覽』(1914)より筆者が作成

【表 2-5】 中途退学者数と理由(岡崎校[1923])

理由	盲生		聾啞生		合計
	男	女	男	女	
貧困	1	0	6	1	8
病気	1	0	0	1	2
年長	0	0	2	1	3
低能	3	2	3	1	9
死亡	0	1	2	0	3
不熱心	1	1	5	1	8
家事都合	1	0	8	6	15
諭旨	1	0	0	0	1
転校	1	0	1	1	3
眼病回復	1	0	0	0	1
幼稚	0	0	1	1	2
合計	10	4	28	13	55

『創立二十周年復興記念誌』(1923)より筆者が作成

### 第3節 就学期間と盲啞学校の保護的機能

#### (1) 3校における就学者の就学期間

3校の実態を就学期間から概観してみよう。

名古屋校では、在校生の年齢は、学則第 17 条によって、「普通科並技芸科ニ入学シ得ベキ者ハ盲部啞部共ニ年齢凡十年以上十六年以下」<sup>60)</sup>と規定された。普通科の修業年限は、普通科で 6 カ年、技芸科盲部音楽科 6 カ年、鍼按科 4 カ年、乙種按摩科 2 カ年、技芸科啞部 図画科・裁縫科 5 カ年であった<sup>61)</sup>。

豊橋校では、学則第 12 条によって「普通科ニ入学スベキモノハ年齢十歳以上十八歳以下トス」また技芸科は「普通科第二学年ヲ修了シタルモノトス」<sup>62)</sup>と規定された。普通科の修業年限は 6 カ年、技芸科は 4 カ年であった<sup>63)</sup>。

岡崎校では、在校生の年齢は、学則第 13 条によって、「年齢満八歳以上二十歳未満ノ者」<sup>64)</sup>と規定されていた。技芸科は「技芸科ヲ兼修スルコトヲ得ルモノハ普通科第二学年ヲ修了シタルモノ又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スル者タルベシ」<sup>65)</sup>とされた。修業年限は、普通科で 6 カ年、技芸科で 4 カ年であった<sup>66)</sup>。

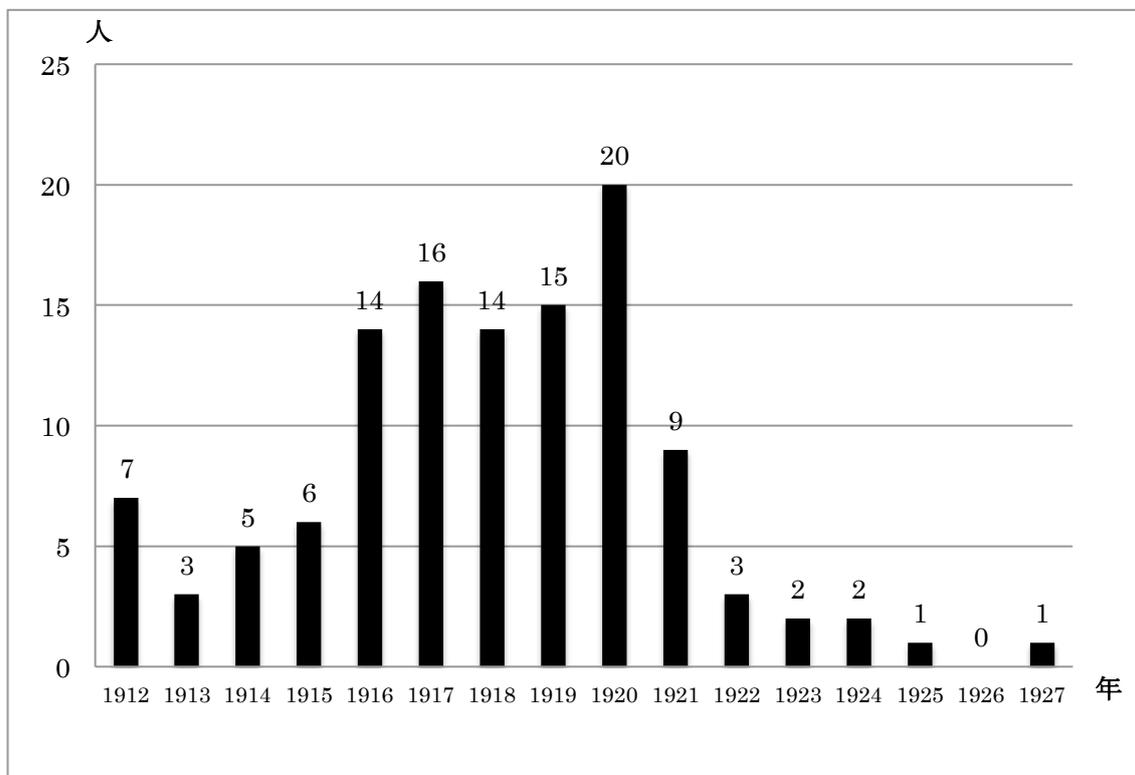
このように、修業年齢や修業年限は各校の裁量で決められており、年齢は 10 歳前後から 20 歳前後と規定されていた。しかし、実際には名古屋校では、盲生で 9 歳(男)から 29 歳(男)まで、聾啞生で 7 歳(男)から 30 歳(男)までが在籍していた<sup>67)</sup>。岡崎校では、盲生で 13 歳から 25 歳まで、聾啞生で 9 歳から 16 歳までが在籍していた<sup>68)</sup>。また、普通科の修業年限は 3 校とも 6 年であったが、技芸科の修業年限に関しては、名古屋校が学科によって細かく規定している点が特徴的である。

上述のように、入学年齢や修業年限は各校で定められていたが、実際に就学者がどのくらい在籍したのか、つまり就学期間の実態は学則からは把握できない。この点を名古屋校データベースを使用して検証し、盲啞学校の保護的機能との関連で考察したい。

## (2) 名古屋校における就学期間の実態

【図 2-9】は、名古屋校の普通科就学者の就学期間と人数をグラフで示したものである。『名古屋校啞(聾啞)部データベース』から、1915(大正 4)年から 1917(大正 6)年にかけて普通尋常科 1 年もしくはその年度に編入した者を対象とした。対象とした人数は 118 名である。入学および卒業・中途退学年が明確でない者は対象から外している。横軸は在籍期間で縦軸は人数である。例えば、在籍期間 1 カ年は 7 名である。

【図 2-9】 就学者の就学期間



『名古屋校唖(聾唖)部データベース』より筆者が作成

【図 2-9】によると、在籍期間が 5 カ年から 9 カ年の割合が多く、在籍期間 9 カ年が 20 名と最も多い。名古屋校の普通科の修業年限は 6 年と規定されていたが、6 年以上在籍する就学者は対象者全体の約 70%に及んでいた。『写音レコード』には以下のような録音がある。

私は A と申します。今年で 18 歳であります。今は、こうしてお話をしていますが、学校へ入るまでは一言もものが言えなかったのであります。それが 8 年の間学校でものの言い方や聞き方を教えてもらいましたから、そのおかげで今では会話をする事の出来るようになりました<sup>69)</sup>。

…7つの時、名古屋市立盲唖学校に入学して、7年の間慈しみ深い人々に導かれ…物の道理も分かるようになりました<sup>70)</sup>。

このような長期に渡る就学者の就学期間を盲唖学校の保護的機能との関連で考察してみよう。

名古屋校の就学者の在籍期間の検証から、長期の就学期間には、2通りの就学形態が関わ

っていることが挙げられる。1つ目としては、学科の増設により、在籍期間が延長され、総期間で13年間の在籍<sup>71)</sup>が可能であったことである。2つ目としては、留年である。

学科の増設に関しては、1923(大正11)年に、聾啞部普通科予科2年と高等科3年が増設された。「学則変更ニ関スル願」(1923年4月申請：7月認可)では、「学則変更案」として以下のように記されている。(旧)(新)は筆者による表記である。

(旧)第五条 聾啞部普通科ノ教科目ハ修身、国語、算術、日本歴史、地理、理科、図画、体操、手工トス其課程及毎週教授時数ハ第五号表ニ依ルベシ

(新)第五条 聾啞部普通科ヲ分チテ予備科尋常科高等科トス

予備科ノ教科目ハ作法、国語、算術、図画、手工、遊戯トス其課程及毎週教授時数ハ第五号表ニ依ルベシ

尋常科ノ教科目ハ修身、国語、算術、日本歴史、地理、理科、図画、体操、裁縫、手工トス其課程及毎週教授時数ハ第五号表ニ依ルベシ

高等科教科目ハ修身、国語、算術、日本歴史、地理、理科、体操トス其課程及毎週教授時数ハ第五号表ニ依ルベシ<sup>72)</sup>

予備科新設の理由としては「聾啞教育ハ常人ノ教育ト異リ学校教育ヲ始ムル以前ニ於テ多大ノ準備ヲ要ス」<sup>73)</sup>ためであった。また、高等科新設の理由は、「社会ノ進歩ト教育思想ノ普及トニヨリ…父兄並聾啞者自身モ…今一段高キ普通教育ヲ受ケンコトヲ希望シ高等科ノ設アル東京京都等ノ学校ニ転校セントスルモノアルニ至レリ此ノ故ニ高等科ヲ新設シ…」<sup>74)</sup>と記されている。このように、予備科の設置は、就学者の基礎学力を図るためのものであり、高等科の設置は、「社会ノ進歩ト教育思想ノ普及」による「生徒父兄」の要求に応じるものであった<sup>75)</sup>。

留年に関しては、進級のための考査が厳しかったために留年が一般的だったのではないかと考えられる。学則第26条では、「普通科ニ於テハ試験ヲ行フコトナク学校長ニ於テ生徒ノ学業並操行ヲ考査シテ適当ト認メタル者ニハ学年末ニ於テ進級又ハ卒業セシムベシ」<sup>76)</sup>と定めている。普通科においては、試験はなかったが、学業および素行から適当と認められれば進級・卒業が可能であった。技芸科は学則第27条に「…学期試験及学年試験ヲ行ヒ其成績ト平素ノ成績トヲ参酌シテ平均六分以上ノ得点ノ者ヲ進級又ハ卒業セシムベシ…」<sup>77)</sup>と規定されているように、試験と平素の成績が進級・卒業に必要であった。技芸科は名古屋校が市立移管された当初から、試験と平素の成績の6割以上を取ることが明記され、進級が容易ではないことが窺える。普通科に関しても、1916(大正5)年に技芸科に国語を教科として加え<sup>78)</sup>、1918(大正7)年には兼修できる学年を普通科5学年からと繰り上げて、就学者

の学力不足の解消を図ろうとした<sup>79)</sup>ことから、徐々に進級の基準が上がり、進級することが困難になったと推察される。

以上述べてきたが、これらの就学者の就学期間の延長は、基礎学力の向上、高等の普通教育の要求、技芸の技術不足の解消に対処するためであった。名古屋校校長橋村徳一は、「彼等が独立自営して多少なりとも国家社会のために貢献<sup>80)</sup>できるような聾啞教育を施すことを目的とし、聾啞者の言語獲得の困難さを述べた上で、「普通学校と同一程度の効果<sup>81)</sup>を得るためには「修業年限を増加しなければなら<sup>82)</sup>ないと述べている。学力や技能の向上は、「卒業後の就労と生活」に直結する問題であった。名古屋校では、就学期間の延長を図ることで、就学者が社会自立できるように技能の向上と学力の定着を図った。このように、盲啞学校の就学期間の延長措置は、就学者に対する保護的機能として認めることができる。

## まとめ

1900年代に急増した日本の盲啞学校の特徴は、少数の官公立校と多数の私立校によって構成されていたことである。就学者数は私立盲啞学校の増加とともに比例して増加傾向にあり、私立学校における就学者増は、盲生数の増加に伴うものであった。背景としては、当時社会問題化していた日露戦争後の傷痍軍人の処遇の問題や内務省令第十号「按摩術営業取締規則」・同第十一号「鍼術、灸術営業取締規則」による指定校認可制の導入によって按摩・鍼・灸術の免許取得のために盲啞学校を選択する盲者が増えた点が挙げられる。

全国的な傾向を愛知県における盲啞学校3校を事例にして、就学形態・就学者数の推移・中途退学を検証し、1900年代以降の盲啞学校の就学の様相を明らかにした上で、盲啞学校の保護的機能について考察した。

就学形態に関しては、3校とも盲部・聾啞部を併置していて、それぞれは普通科と技芸科の2学科に分かれていた。3校の学則における教育目標からは、普通教育と共に技芸を授ける教育を行う趣旨、技芸の教授は、障害種に特化したものであることを読み取ることができた。名古屋校では、1912(大正元)年から1922(大正11)年までの10年間に学則を7回改正している。学則改正を繰り返しながら、1920年代初期に「技芸を授ける教育」と同義的に「職業教育」という用語を用いるようになり、「職業教育としての技芸科」と技芸科における職業教育を学校の理念として掲げるようになった。名古屋校では、学則の改正によって、技芸科が「職業教育」を施す教育形態として明確に位置付けられ、現在にも継承されている職業教育の原型が確立されたといえる。

就学者数の推移からは、名古屋校における就学者数の急増期が見られた。背景としては、

名古屋校が市立移管し、授業料減となった点や寄宿舎の併置・鍼按科の指定認可の取得等、就学者のニーズに応じる環境を整えたことが考えられる。名古屋校のように、公立移管を果たし、経済的・環境的基盤を構築した盲啞学校では、学校運営の基盤が安定し、教育機関として、社会的に重要な役割を果たすようになった。一方、私立校であった豊橋校と岡崎校では、就学者数の推移が大正期を通して安定せず、増減を繰り返していた。両校ともに、盲生よりも聾啞生が多い傾向があったが、この点は全国的な傾向と相反している。盲啞学校の就学者数は地域的な偏りがあると思われる。

3校における中途退学としては、私立であった豊橋校と岡崎校では、「貧困」による中途退学者の割合が多く、盲啞学校が「貧困者」への学費軽減措置をとっていたものの、学び続けることが困難である実態が認められた。また、学力不足や学業についていけない就学者の中途退学が3校とも認められた。名古屋校では、中途退学を行う特殊な形として、飛び級が認められた。就学者が同一年度内に飛び級を行う場合は、一旦中途退学をしてから、飛び級学年に入学するという形態をとっていた。

以上のような3校の就学に関する実態を明らかにした上で、盲啞学校における就学者の保護的機能を検証した。名古屋校在籍者のデータベースから在籍期間の傾向を探った結果、名古屋校では、就業年限である6年を超えて在籍する就学者が約70%に及んでいた。就学期間が長期に渡る傾向には、2通りの就学形態が関わっており、一つは留年によるものと、もう一つは学則変更による在籍期間の延長措置によるものである。このような就学期間の延長は、就学者の基礎学力の向上・高等の普通教育要求・学力および技芸技術不足の解消に対処するためであった。盲啞学校は、就学期間を延長することで、就学者の就労と生活に関わる職業あるいは生活の技能獲得に貢献し、就学者の保護的役割を担った。

【注】

- 1) 佐々木順二・中村満紀男「和歌山県立盲啞学校における教育組織・方法の確立と保護機能の分離-大正4年~昭和15年-」『聴覚言語障害』第34巻第3号、2006、p.62.
- 2) 同上、p.88.
- 3) 佐々木順二・中村満紀男「大正期の福岡盲啞学校における株式会社聾啞工芸品製作所設立の経緯と理念」『心身障害学研究』第25号、2001.
- 4) 佐々木順二「和歌山県立盲啞学校の創設期(大正4~大正11年)の教育的課題と和歌山聾啞興業会設立の経緯」『心身障害学研究』第29巻、2005.
- 5) 前掲論文、p.9.
- 6) 佐々木順二・中村満紀男「和歌山県立盲啞学校における教育組織・方法の確立と保護機能の分離-大正4年~昭和15年-」『聴覚言語障害』第34巻第3号、2006、p.84.
- 7) 文部省編『日本帝国文部省第二十四年報』1896、p.142.
- 8) 文部省編『日本帝国文部省第四十年報』1912、p.76.
- 9) 文部省編『日本帝国文部省第四十七年報 下巻』1919、p.121.
- 10) 文部省編『日本帝国文部省第四十年報』(前出)、pp.79~80.  
文部省編『盲聾教育八十年史』1958、pp.47~64.
- 11) 文部省編『日本帝国文部省第四十年報』(前出)、p.79.
- 12) 川本宇之介『総説特殊教育』湘南出版社、1954、p.57.
- 13) 同上、p.55.
- 14) 同上、p.54.
- 15) 東京盲学校編『東京盲学校六十年史』1935、p.249.
- 16) 文部省編『盲聾教育八十年史』(前出)、pp.56~57.
- 17) 東京盲学校編『東京盲学校六十年史』(前出)、p.249.
- 18) 文部省編『盲聾教育八十年史』(前出)、pp.56~57.
- 19) 加藤康昭『盲教育史研究序説』1972、pp.31~32.
- 20) 同上、p.31.
- 21) 同上、p.32.
- 22) 同上、pp.32~33.
- 23) 印刷局『官報』第8444号、1911、8月14日、p.257.

内務省令第十号「按摩術営業取締規則」

第一条 按摩術(「マッサージ」術ヲ含ム以下之ニ倣フ)営業ヲ為サムトスル者ハ試験合格証書又ハ地方長官ノ指定シタル学校若ハ講習所ノ卒業証書ヲ添ヘ住所地ノ地方長官(東京府ニ於テハ警視總監以下是ニ倣フ)ニ願出テ免許鑑札ヲ受クヘシ

第二条 精神病者、伝染性ノ疾患アル者又ハ素行不良ト認ムル者ニハ免許鑑札ヲ交付セサルモノトス

禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルニ者ニハ免許鑑札ヲ交付セサルコトアルヘシ

第三条 按摩術ノ試験ハ地方長官之ヲ举行ス

試験ヲ分テ甲種及乙種トス其ノ試験科目ハ左ノ如シ

甲種

- 一 人体ノ構造及主要器官ノ機能
- 二 按摩方式及身体各部ノ按摩術
- 三 消毒法大意
- 四 按摩術ノ実地

乙種

乙種ハ按摩術ノ実地ヲ行フノ外甲種試験ノ各科目ニ付簡易試験ヲ行フモノトス

第四条 甲種試験ハ四箇年以上按摩術ヲ修業シタル者ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

乙種試験ハ盲人ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス但シ二箇年以上ノ修業履歴アルコトヲ要ス

第五条 営業者ハ何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス流派名又ハ卒業シタル学校講習所ノ名称若ハ修業ノ証明ヲ与ヘタル教師ノ氏名ヲ除ク外業務上其ノ技能、施術方法又ハ経歴ニ関スル広告ヲ為スコトヲ得ス

第六条 営業者其ノ住所ヲ他ノ道府県ニ移シタルトキハ十日以内ニ鑑札ヲ添へ後ノ住所地ノ地方長官ニ届出ヘシ

前項ノ場合ニ於テ後ノ住所地ノ地方長官ハ其ノ旨ヲ前ノ住所地ノ地方長官ニ通知スヘシ

第七条 営業者免許鑑札ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ二十日以内ニ住所地ノ地方長官ニ再下付ヲ願出ヘシ

族籍、氏名ニ変更ヲ生シ又ハ生年月日ノ訂正ヲ要スルトキハ其ノ事由ヲ記シ二十日以内ニ鑑札ヲ添へ地方長官ニ書換ヲ願出ヘシ

亡失シタル免許鑑札ヲ発見シタトキハ直ニ之ヲ地方長官ニ提出スヘシ

第八条 営業者廃業シタルトキハ二十日以内ニ免許鑑札ヲ住所地ノ地方長官ニ返納スヘシ若シ鑑札ヲ返納スルコト能ハサル事由アルトキハ其ノ事由ヲ届出ヘシ

営業者死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ二十日以内ニ免許鑑札ヲ返納スヘシ

第九条 営業者第二条ニ該当シ又ハ業務上犯罪若ハ不正ノ行為アリタルトキハ住所

地ノ地方長官ハ期日ヲ定メテ其ノ營業ヲ停止シ又ハ免許ヲ取消シ免許鑑札ヲ返納セシムルコトアルヘシ

本条ノ取消処分ヲ受ケタル者ト雖疾病治癒シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許鑑札ヲ交付スルコトヲ得

第十条 免許鑑札ヲ受ケスシテ營業ヲ為シ若ハ停止中營業ヲ為シタル者又ハ第五条ニ違背シタル者ハ五拾円以下ノ罰金ニ処ス

第十一条 第六条第一項第七条又ハ第八条ニ違背シタル者ハ科料ニ処ス

#### 附則

本令ハ明治四十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前地方長官ニ於テ交付シタル免許鑑札ハ本令ニ依リ交付シタルモノト看做ス

本令發布ノ際現ニ按摩術(按腹、揉療治ノ類ヲ含ム)又ハ「マッサージ」術營業ヲ為ス者ハ本令施行後三箇月以内ニ届出ツルトキハ地方長官ハ其ノ履歴ヲ審査シ試験ヲ要セス免許鑑札ヲ交付スルコトヲ得

地方ノ状況ニ依リ必要ト認ムルトキハ地方長官ハ盲人ニ限り当分ノ内其ノ履歴ヲ審査シ試験ヲ要セス免許鑑札ヲ交付スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ免許鑑札ヲ得タル者其ノ其ノ住所ヲ他ノ道府県ニ移シタルトキハ後ノ住所地ノ地方長官ニ願出テ更ニ免許鑑札ヲ受クヘシ

#### 24) 内務省令第十一号「鍼術、灸術營業取締規則」

第一条 鍼術又ハ灸術營業ヲ為サムトスル者ハ試験合格證書又ハ地方長官ノ指定シタル学校若ハ講習所ノ卒業證書ヲ添へ住所地ノ地方長官(東京府ニ於テハ警視總監以下是ニ倣フ)ニ願出テ免許鑑札ヲ受クヘシ

第二条 精神病者、伝染性ノ疾患アル者又ハ素行不良ト認ムル者ニハ免許鑑札ヲ交付セサルモノトス

禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルニ者ニハ免許鑑札ヲ交付セサルコトアルヘシ

第三条 鍼術又ハ灸術ノ試験ハ地方長官之ヲ舉行ス

試験科目ハ左ノ如シ

#### 甲種

- 一 人体ノ構造及主要器官ノ機能並筋ト神経脈管ノ關係
- 二 身体各部ノ刺鍼法又ハ灸點法並経穴及禁穴
- 三 消毒法大意
- 四 鍼術又ハ灸術ノ実地

第四条 四箇年以上鍼術又ハ灸術ヲ修業シタル者ニ非サレハ試験ヲ受クルコトヲ

得ス

第五条 鍼術ヲ施サムトスルトキハ鍼、手指及手術ノ局部ヲ消毒スヘシ

第六条 営業者ハ何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス流派名又ハ卒業シタル学校講習所ノ名称若ハ修業ノ証明ヲ与ヘタル教師ノ氏名ヲ除ク外業務上其ノ技能、施術方法又ハ経歴ニ関スル広告ヲ為スコトヲ得ス

第七条 鍼術又ハ灸術営業者ハ瀉血、切開其ノ他外科手術ヲ行ヒ若ハ電気、烙鑄類ヲ用非又ハ薬品ヲ投与シ若ハ之カ指示ヲ為スコトヲ得ス

第八条 営業者其ノ住所ヲ他ノ道府県ニ移シタルトキハ十日以内ニ鑑札ヲ添へ後ノ住所地ノ地方長官ニ届出ヘシ  
前項ノ場合ニ於テ後ノ住所地ノ地方長官ハ其ノ旨ヲ前ノ住所地ノ地方長官ニ通知スヘシ

第九条 営業者免許鑑札ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ二十日以内ニ住所地ノ地方長官ニ再下付ヲ願出ヘシ

族籍、氏名ニ変更ヲ生シ又ハ生年月日ノ訂正ヲ要スルトキハ其ノ事由ヲ記シ二十日以内ニ鑑札ヲ添へ地方長官ニ書換ヲ願出ヘシ

亡失シタル免許鑑札ヲ発見シタルトキハ直ニ之ヲ地方長官ニ提出スヘシ

第十条 営業者廃業シタルトキハ二十日以内ニ免許鑑札ヲ住所地ノ地方長官ニ返納スヘシ若シ鑑札ヲ返納スルコト能ハサル事由アルトキハ其ノ事由ヲ届出ヘシ  
営業者死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ二十日以内ニ免許鑑札ヲ返納スヘシ

第十一条 営業者第二条ニ該当シ又ハ業務上犯罪若ハ不正ノ行為アリタルトキハ住所地ノ地方長官ハ期日ヲ定メテ其ノ営業ヲ停止シ又ハ免許ヲ取消シ免許鑑札ヲ返納セシムルコトアルヘシ

本条ノ取消処分ヲ受ケタル者ト雖疾病治癒シ又ハ改悛ノ情顕著ナルトキハ再免許鑑札ヲ交付スルコトヲ得

第十二条 免許鑑札ヲ受ケスシテ営業ヲ為シ若ハ停止中営業ヲ為シタル者又ハ第六条第七条ニ違背シタル者ハ五拾円以下ノ罰金ニ処ス

第十三条 第八条第一項第九条又ハ第十条ニ違背シタル者ハ科料ニ処ス

#### 附則

本令ハ明治四十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前地方長官ニ於テ交付シタル免許鑑札其ノ他免許ノ証ハ本令ニ依リ交付シタル免許鑑札ト看做ス

25) 加藤康昭『盲教育史研究序説』(前出)、p.35.

- 26) 同上、pp.35~36.
- 27) 名古屋市立盲啞学校編『創立滿拾週年誌』1922、p.42.
- 28) 名古屋市立盲啞学校「乙種按摩科設置理由」大正七年二月二十日『大正六年起 学則変更ニ関スル申請及認可書』1917~1922.
- 29) 菅達也「明治・大正期における盲啞学校の支援組織に関する歴史的研究」長崎純心大学大学院博士学位論文、2017年3月、pp.75~76.
- 30) 佐々木順二・中村満紀男「大正期の福岡盲啞学校における株式会社聾啞工芸品製作所設立の経緯と理念」『心身障害学研究』25巻、2001、p.113.
- 31) 私立豊橋盲啞学校編『私立豊橋盲啞学校概況一覽』1914、頁数不明.
- 32) 名古屋市編『名古屋市広報』第4号、1912、9月25日、p.33.
- 33) 私立岡崎盲啞学校編『創立滿十年建築落成祝賀会記念』1913、pp.22~23.
- 34) 名古屋校 学則変更に関する申請と認可については以下の通り。

年/月	学科及び学則変更の申請	認可
1912/不明	鍼按科 (内務省)	1915/7
1917/2	学則変更 (愛知県理事官) 【技芸科に国語を加え、普通科から技芸科を兼修できる学年を延長】	1917/3
1918/2	乙種按摩科 [2ヶ年] (名古屋市長) 【設置理由は、4ヶ年の鍼按科における修業が困難な盲者を救済するため】	1919/1
1918/4	学則変更 (名古屋市長) 【盲啞鍼按科、啞部図画科、裁縫科への兼修可能な学年の延長：盲啞鍼按科、啞部図画科、裁縫科への兼修は普通科の4学年あるいは3学年から可能としていたが、各普通科5学年からとする。普通科修了者又は同等以上の学力をもつ者は技芸科を専修できる。】	1918/5
1918/6	学則変更 (名古屋市長) 【夏期休業の開始を8月1日から7月21日とする：理由は普通学校の生徒より発育が不十分で、暑さの中での「学修」が困難であるため】	1918/7
1920/5	学則変更 (名古屋市長) 【盲部技芸科に鍼灸按摩マッサージ科、啞部技芸科に家具科を設置する】	1920/6

1922/4	学則変更（名古屋市長） 【盲啞者を盲者及び聾啞者変更。それに伴い、啞部を聾啞部と改正】	1922/7
--------	--	--------

『学則変更ニ関スル申請及認可書』 1917~1922

- 35) 名古屋市立盲啞学校「学則変更ニ関スル願」大正七年、四月四日『大正六年起 学則変更ニ関スル申請及認可書』（前出）。
- 36) 名古屋市立盲啞学校編『創立満拾週年誌』（前出）、pp.47~57.
- 37) 同上、p.49.
- 38) 同上、p.52.
- 39) 同上、p.13.
- 40) 名古屋市立盲啞学校「学則変更ニ関スル願」大正七年、四月四日『大正六年起 学則変更ニ関スル申請及認可書』（前出）。
- 41) 文部省編『盲啞学校ニ関スル調査』1919、pp.73~77.
- 42) 同上、pp.73~77.
- 43) 名古屋市立盲啞学校編『創立満拾週年誌』（前出）、pp.41~42.
- 44) 同上、pp.40~41.
- 45) 同上、p.42.
- 46) 愛知県立豊橋聾学校編『愛知県立豊橋聾学校八十年史』1978、pp.153~154.
- 47) 私立豊橋盲啞学校編『私立豊橋盲啞学校概況一覽』1910、p.6.
- 48) 愛知県立豊橋聾学校編『愛知県立豊橋聾学校八十年史』（前出）、p.154.
- 49) 同上、p.154.
- 50) 『私立豊橋盲啞学校概況一覽』（1914）には、次のように記されている。  
「大正元年 八月二十一日 内務省令按摩鍼灸術指定学校ノ認可ヲ受ク」（愛知県立豊橋聾学校『仮称 豊橋盲啞学校創立誌』[頁数不明]）。
- 51) 私立岡崎盲啞学校編『創立満十年建築落成祝賀会記念』（前出）、p.20.
- 52) 財団法人岡崎盲啞学校編『創立二十周年復興記念誌』1923、pp.7~8.
- 53) 同上、p.7.  
「…この以後の沿革は大正七年火災の際書類を焼失せし為これを欠く」とある。
- 54) 名古屋市立盲啞学校『啞部 退学生学籍簿 第一号 大正二年起』1913~1926.  
本史料には、91名分の退学生の氏名と退学期日および理由が記されている。
- 55) 吉田直美「名古屋市立盲啞学校における口話式聾教育の成立に関する研究」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要(教育科学)』第63巻第2号、2016、p.65.
- 56) 私立豊橋盲啞学校編『私立豊橋盲啞学校概況一覽』1910、p.38.

- 57) 同上、p.38.
- 58) 財団法人岡崎盲啞学校編『創立二十周年復興記念誌』1923、pp.21~22.
- 59) 同上、p.21.
- 60) 名古屋市編『名古屋市広報』第4号、(前出)、p.37.
- 61) 同上、p.36.
- 62) 私立豊橋盲啞学校編『私立豊橋盲啞学校概況一覽』1914、頁数不明.
- 63) 同上.
- 64) 私立岡崎盲啞学校編『創立滿十年建築落成祝賀会記念』1913、p.25.
- 65) 同上、p.23.
- 66) 同上、p.23.
- 67) 名古屋市立盲啞学校編『創立滿拾週年誌』(前出)、pp.30~31.
- 68) 私立岡崎盲啞学校編『創立滿十年建築落成祝賀会記念』(前出)、p.41.
- 69) 名古屋市立盲啞学校「卒業記念 A」『写音レコード』1930、録音日不明.
- 70) 名古屋市立盲啞学校「所管の一端 B」『写音レコード』1929、11月21日.
- 71) 1912年(大正元)から1921(大正10)年までは、普通科6年までの就学期間と各技芸科という設置であったが、1922(大正11)年は、予科2年、普通科6年、高等科3年と各技芸科という設置となった。1923(大正12)年は普通科を尋常科と名称変更しているが、年数の変更はない。1924(大正13)年からは、予科2年、初等科6年、技芸科5年となった。
- 72) 名古屋市立盲啞学校「学則変更ニ関スル願」大正十一年四月二十六日『大正六年起学則変更ニ関スル申請及認可書』(前出).
- 73) 同上.
- 74) 同上.
- 75) 技芸科を兼修することのできる学年の繰り上げについては、「学則変更申請書」1918、4月4日付けの名古屋市長佐藤孝三郎宛で以下のように記されている。「…普通学ノ知識不足ノ為技芸科教授ノ困難ナルノミナラス成績頗ル不良ナルカ故ニ其兼修時期ヲ一ヶ年又ハ二ヶ年延期シテ各五学年ヨリ兼修セシメ…」と基礎学力不足が技芸科の習得に困難を及ぼす弊害に対処している。背景としては、在学生の学力不足があったことが挙げられるが、それが職業教育への弊害であると捉えている点、ひいては卒業生の自立への弊害となることを懸念していることがわかる。(名古屋市立盲啞学校『学則変更ニ関スル申請及認可書』1917~1922)
- 76) 名古屋市編『名古屋市広報』第4号、(前出)、p.39.
- 77) 同上、p.39.

- 78) 名古屋市立盲啞学校「学則変更ニ関スル願」大正六年二月二十三日『大正六年起 学則変更ニ関スル申請及認可書』(前出).
- 79) 名古屋市立盲啞学校「学則変更ニ関スル願」大正七年四月四日『大正六年起 学則変更ニ関スル申請及認可書』(前出).
- 80) 橋村徳一「聾教育の目的」『口話式聾教育』第1集、1925、p.16.
- 81) 同上、p.17.
- 82) 同上、p.17.

### 第3章 盲啞学校における技芸科の履修の実態

盲啞学校では、明治期の創設時から普通教育を施す普通科と職業教育を施す技芸科を設置していた。技芸科は、盲聾啞生に就労・生活に関わる技術や技能を施す学科であり、特に按摩・マッサージ術、鍼術、灸術といった盲者にとっての主流の職業を開業するための免許鑑札取得に関わっていたという特徴が見られる。

技芸科は、現在の盲・聾学校(特別支援学校)の職業教育科として継承されている。しかしながら、盲啞学校、とりわけ技芸科に関する研究は、現存する史料の乏しさや調査そのものがなされていないために、技芸科履修の実態や具体的な教育内容は十分に明らかにされていない。例えば、『文部省年報』や『愛知県学事年報』には、盲啞学校技芸科の履修者数が記されているが、各学年別の履修者数、途中入学・中途退学、留年等の実態は反映されていない。また、『愛知県統計書』では、卒業生及び入学者数欄に「△ハ普通科生ニシテ技芸科ヲ兼修スルモノ」<sup>1)</sup>とあり、盲啞学校が兼修という就学形態をとっていたことが分かっているが、兼修の実態については明示されていない。

技芸科の歴史的な位置付けを試みた平田勝政・橋本亜沙美<sup>2)</sup>、佐々木順二・中村満紀男<sup>3)</sup>、佐々木順二<sup>4)</sup>らによる一連の研究の集積によって、技芸科の盲啞学校への定着は、大正期であることが定まりつつあるが、技芸科の履修の実態については非常に限られた事例による考察のみで、今日においてもその全体像は明らかにされていない。技芸科の定着期とされる大正期に見られる技芸科の縮小に関しては、今日まで財政的制約や困難のためとされているが、果たしてそれだけが理由であろうか。盲啞学校における技芸科については、一つでも多くの事例の分析が必要である。

本章では、技芸科における履修の実態を検証し、技芸科が、全国盲啞教育大会が開催された1906(明治39)年以降、どのように就学者の社会自立に貢献したかについて明らかにする。

#### 第1節 技芸科における職業教育の全国的な動向

名古屋校が「私立名古屋盲学校」から「私立名古屋盲啞学校」へと名称変更した1902(明治35)年は、第3次小学校令下にあった。盲啞学校は、小学校令第五条において「幼稚園、盲啞学校その他小学校に類する各種学校」<sup>6)</sup>と規定され、教育の目的、教科については小学校令に準じる形であった。これらの盲啞学校は普通教育と障害に応じた職業技能を教授する学科として専修科又は技芸科を併置し、卒業生の自立に向けた技能や技術の習得させることを目指していた。

この時期の盲啞学校は、多くが学校の維持・経営のための財政的基盤の脆弱さと卒業生の就労の困難という問題を抱えていた。例えば、佐々木順二・中村満紀男「大正期の福岡盲啞学校における株式会社聾啞工芸品製作所設立の経緯と理念」(2001)では、大正期の福岡盲啞学校では、「技芸教育」の限界が財政逼迫からであったことと、「技芸教育」の限界と盲啞学校に授産施設を併置する過程との関連を明らかにしている<sup>7)</sup>。また、佐々木順二「和歌山県立盲啞学校の創設期(大正 4~大正 11 年)の教育的課題と和歌山聾啞興行会設立の経緯」(2005)では、大正期の和歌山県立盲啞学校を取り上げ、同校が障害に応じた職業教育を提供しつつも学校の財政基盤の脆弱さに起因する教育力不足、教員への過重負担、校舎の不在等の教育的課題に直面し、卒業生の就労困難への対処を目指す「和歌山聾啞興業会」を設立するに至った経緯を解明している<sup>8)</sup>。

1900 年代における盲者・聾啞者の就労について、加藤康昭は、長野県(1904)、東京府(1904)、三重県(1909)における調査から、聾啞者は「農業を中心に漁業、日雇い、製糸工女、理髪業、裁縫などの雑業に従事し」、盲者は「鍼按業への集中が都市部のみでなく地方にも拡散した」と述べている<sup>9)</sup>。しかし、盲・聾啞者は、「賃労働市場に進出しえず」に、盲者の場合だと「農業周辺の雑業に滞留する」か「伝統的な鍼按業や芸能に還流せざるをえない」状況にあった<sup>10)</sup>。

盲啞学校では、卒業生の就労困難という教育課題に対して、技芸科における職業教育の充実を図ることで対応した。具体的には、1906(明治 39)年から始まる全国盲啞教育会議での議論にその過程を見出すことが出来る。

【表 3-1】は、全国盲啞教育会議の一覧である。議論は専ら技芸科に関する内容となっていて、特に聾啞生に適した職業の検討が行われていたことがわかる。これらの議論は、全国聾啞教育大会(1906)において、西洋における職種が紹介されたことから始まったといえるだろう。西洋における職種とは、「建築、図案、麵包を焼くこと、髪を刈ること、鍛冶屋」などであり、東京盲啞学校校長であった小西信八の講演「欧米聾啞技芸の発達」で紹介された<sup>11)</sup>。東京盲啞学校にて開催された本大会は、東京盲啞学校の囑託教員で日本聾啞技芸会監督であった青山武一郎が全国盲啞学校へ呼びかけて実現した。その趣旨としては「聾啞教育講演会ヲ開キ同教育ノ必要ヲ紹介セントスは一ハ聾啞ノ技芸ヲ奨励シ一ハ同教育ニ従事スルモノ、労苦ヲ慰籍スル」<sup>12)</sup>のものであった。これ以降の各種の代表的な大会では、盲啞学校における卒業生の就労困難という教育課題に対して、職業教育の充実を図る案件が議論された。

全国盲啞教育大会(1908)において、「聾啞に最も適當なる職業」についての討議が始められ<sup>13)</sup>、文部省が初めて盲・聾啞教育に関与し、盲啞学校校長を招集して開催された第 1 回全国盲啞学校校長会議(1919 [大正 8] 年)では、盲学校及聾啞学校における職業科の種類についての諮問と答申が行われ、職業科の種類として、具体的に男子には裁縫、家具、彫刻、図

画、園芸、牧畜等、女子には裁縫、刺繍、染織、編物、造花等が例示された<sup>14)</sup>。

第3回全国盲啞教育会(1911[明治44]年)は、東京盲学校において、7月18日から24日に至る7日間開催された。出席者は、東京聾啞学校校長であった小西信人をはじめ、44名とされている。愛知県からは、私立豊橋盲啞学校校長司守職、教員磯貝愛助、私立名古屋盲啞学校教員加藤安蔵の名が、出席者一覧に記されている<sup>15)</sup>。

全国盲啞教育会は、「(甲)盲啞共通会」、「(乙)盲部会」「(丙)聾啞部会」の3部会に分かれていて、それぞれの部会で各議案に対する討議・決議を行った。

職業教育に関する議案を以下に列挙する<sup>16)</sup>。

#### (甲)盲啞共通会

九、盲啞に最適當なる新職業を研究すること 岡崎提出(本案には満場何れも賛成なれども研究の方法につき多種の説に分れたれば消滅す)

一〇、教科書を一定にすること(本問題は左の通り修正して盲部会に廻はすことに決せり)盲啞学校訓盲院に於ける鍼按科の教科書を一定にし各学校之に抛りて教授するの可否 岡崎提出

#### (乙)盲部会

一、公私立盲啞学校鍼治、マッサージ按摩科の卒業生は各府県に於て無試験にて開業免状を下付せられんことを其筋に建議すること 大分、豊橋提出 (已に其筋に於て規定中なれば建議するの必要なしと決定せり)

#### (丙)聾啞部会

八、聾啞学校に設置すべき技芸科は如何なるものを以て再適當とするか但都度男女に區別すること(討議に附せずして実験談となしたり) 長崎、名古屋、豊橋、岡崎提出

第3回全国盲啞教育会では、愛知県内3盲啞学校による職業教育関連の提出議案が多く見られる。中でも、「(乙)盲部会」において豊橋校と大分校が提出した議案は、盲生が無試験で按摩・マッサージ・鍼灸治の開業免許が取得できるよう建議を促すものであった。本議案は、内務省令第十号「按摩術営業取締規則」、同第十一号「鍼術、灸術営業取締規則」としてすでに省令として規定中であったため、建議の必要なしと決定された。盲生の無試験免許取得制度については、学校側の強い要望があったことがわかる。

第7回全国盲啞教育大会は、名古屋校で開催された。第7回全国盲啞教育大会は百名に達する盛会であり<sup>17)</sup>、また、文部省から、大会に対して初めて諮問があった。その諮問とは「盲学校ならびにろう啞学校における生徒定員ならびに一学級生徒数」と「盲学校・聾啞

学校において、特に必要なる設備の標準」の2点であった<sup>18)</sup>。

このように、盲啞学校の技芸科における職業教育の充実を図る取り組みは、明治後期から始まり、全国的な盲啞教育大会での議論を経て、大正期に具体化された。盲啞教育会議では、各学校の実態を踏まえた議論を重ねながら障害に応じた職種を具体的に決定していった。

【表 3-1】 「全国盲啞教育大会と職業教育に関する内容」

年月	大会名(場所)	職業教育に関する主な内容(議案数)	出典
1906年 10月	第一回全国聾啞教育大会 (東京盲啞学校)	日本聾啞技芸会の各部(絵画、彫塑等)の拡張。高等聾啞技芸学校の建設。聾啞技芸の機関雑誌の発行。その他、講演・聾啞生の製作品、作製者の説明・紹介等。	聾啞教育講演会 第一回全国聾啞大会 日本聾啞技芸会五二会出品報告 (1907)
1908年 4月	全国盲啞教育大会 (京都市立盲啞院)	高等聾啞技芸学校設立の可否。聾啞に最も適当なる職業について。音楽、鍼按にも適さない盲人への適当な職業は何か。盲人学校の技芸科として西洋音楽科を設ける。(4件)	教育時論 第828号 (1908.4.15) 第829号 (1908.4.25)
1911年 7月	第三回全国盲啞教育会 (東京盲学校)	盲啞・聾啞に最適なる新職業を研究すること。鍼按科教科書の一定化。鍼按治、マッサージ科の卒業生への無試験による開業免許の下付。(4件)	帝国教育 第349号 (1911.8.1)
1913年 10月	第四回全国盲啞教育大会 (大阪市立盲啞学校)	盲学校における職業の研究。指定学校按摩鍼灸科の学術技芸熟練者の編入学年について。鍼按科教授要目編纂。マッサージ術取締規則の制定。聾啞卒業生に対する職業。(7件)	内外盲人教育 第2巻夏号 (1913.7)
1915年 7月	第五回全国盲啞教育大会 (東京聾啞学校)	学術技芸に熟達した生徒に対する試験。鍼按教科書の一定化。技芸科兼修生に対する適切な課程。盲生への新技芸。鍼按灸術治療所設置規定を設ける	内外盲人教育 第4巻秋号 (1915.10)

		件。(5件)	
1917年 7月	第六回全国盲啞教育大会 (京都市立盲啞院)	盲学校鍼按科 2年修了者に按摩營業 乙種免許下付。マッサージ術特別取り 扱いの件。(2件)	教育時論 第1163号 (1917.8.5)
1920年 11月	第七回全国盲啞教育大会 (名古屋市立盲啞学校)	啞生技能科の成績状況について。12 歳以上の聾啞生徒の入学における学 科教授の年数の延長について。(2件)	聾啞界 第22号 (1920.12)

技芸科における職業教育の全国的な動向を豊橋校の学則変更との関連で見よう。豊橋校の前身である拾石訓啞義塾では、「拾石訓啞義塾規則」(1898)が規定された。「拾石訓啞義塾規則」として第一条から第二十条、「教則」として第一条から第十三条が定められている。

拾石訓啞義塾規則 明治三十一年 七月八日制定

- 第一条 本塾ハ聾啞ノ子弟ヲシテ自立ノ道ヲ得サシムルヲ目的トス
- 第二条 教科ハ尋常小学校ノ程度ニ準ス
- 第三条 教科用図書ハ本県規定ノ尋常小学校用書ニ拠ル
- 第四条 始業終業並休業日ハ本県規定ノ小学規則ニ準ス
- 第五条 授業時間ヲ一日五時トス
- 第六条 修業年限ハ三ヶ年トス
- 第七条 毎年三月修業ノ成績ヲ試験シ学級ノ進否ヲ定ム
- 第八条 教科ヲ修了セルトキハ卒業試験ヲ行ヒ合格者ニハ証明状ヲ交付スベシ
- 第九条 卒業後尚本塾ニ於テ温習セント欲スル者ハ二ヶ年以内在学スルコトヲ許ス
- 第十条 生徒ノ入塾ハ毎年四月之ヲ許ス  
但生徒定員ノ都合ニ依リ臨時入塾ヲ許スコトアルベシ
- 第十一条 入塾ヲ許ス者ハ年齢満十歳以上十八歳以下ニシテ身体健全種痘又ハ天然痘  
済ノ者ニ限ル
- 第十二条 十歳未満ニシテ入塾ヲ請フ者ハ之ヲ課外ニ置ク
- 第十三条 本塾へ入学ヲ請フ者ハ左ノ書式ニ依リ入塾願書ヲ差出スベシ尤遠隔ノ地ノ  
者ハ本塾ヨリ一里以内ニ於テ丁年以上ニシテ其保証ノ任ニ堪フル者ニ連署セ  
シムベシ  
書式(用紙半紙)

入塾願

郡町番戸族籍幾男女

村

氏 名

生年月日

右者御塾へ入学致サセ度尤本人身上ニ関スル一切ノ儀ハ

私共引受可申候ニ付右御差被下度此段相願候也

右父兄

年月日 氏 名 印

保証人 氏 名 印

拾石訓唾義塾御中

第十四条 生徒ノ願ニ依リ寄宿ヲ許ス

第十五条 寄宿ヲ願フ者ハ左ノ書式ニ依リ願書ヲ差出スベシ

書式（用紙半紙）

寄宿願

郡町番戸族籍父兄親族

村

生徒 氏 名

右者御塾へ寄宿為致度尤寄宿料其他ノ諸費ハ私共引受相

納可申候ニ付右御差許被下度此段相願候也

年月日 願主 氏名 印

保証人 氏名 印

拾石訓唾義塾御中

第十六条 半途ニシテ退塾ヲ請フ者ハ其理由ヲ記シ父兄及保証人ノ連署ヲ以テ届出ベシ

第十七条 授業料ハ一ヶ月金五十錢トス

但貧困ニシテ本文ノ金額ヲ納ムルコト能ハサル者ハ其半額ヲ減ジ又ハ全ク免除スルコトアルベシ

第十八条 授業料ハ生徒事故アリテ全月欠席スルカ若シクハ本塾休業全月ニ及フトキハ之ヲ納ムルニ及バズ

第十九条 寄宿料ハ生徒ノ自炊ヲ主トシ毎月末其費用ヲ清算シ寄宿日数ヲ以テ分頭ス

第二十条 授業料及寄宿料ハ毎月二十五日マデニ必ス納ムベシ

#### 教 則

第一条 教科目ハ修身読方作文習字算術筆談トス

第二条 随意科ハ裁縫図画織工手工ノ四科トス

第三条 修身ハ小学校令第一条御主意ヲ遵奉シ自立ニ必須ナル事項ト日常ノ作法ヨリ日々ノ出来コトニ就キ徳性ヲ涵養シ兼テ忠孝友愛信義廉恥風俗品位ノ純正ナル等ニ至ルマデ実践ノ方法ヲ合点セシム

第四条 読方及作文ハ近易ナル事物ニ就キ之ヲ指示シ其名詞動詞及仮名ノ遣ヒ方書方等ノ方法ヲ授ケ次ニ仮名ノ短句又ハ近易ナル漢字交リノ短文等ヲ練習シ且綴ラシム

第五条 習字ハ片仮名平仮名数字及近易ナル漢字交リノ短句並通常ノ人名苗字物名地名等ノ文字ト日常適切ナル手簡文等ヲ練習セシム

第六条 算術ハ十以下ノ数ノ計ヘ方ヨリ進デハ加減乗除及四則応用ニ至ルマデヲ授ク

第七条 筆談ハ日常適切ナル事物ヨリ修身ニ就テハ実事及進デハ地理歴史ノ大要ヲ授ケ筆答セシム

第八条 発音ハ生徒ノ性質ニ依リ之ヲ取捨ス

#### 随 意 科

第九条 図画ハ直線曲線ヨリ進テハ簡単ナル形体ヲ画カシム

第十条 裁縫ハ運針法ヨリ衣服ノ縫方繕ヒ方等ヲ授ケ進テ十五歳以上ノ者ニハ是足袋羽織袴等ノ仕立方ヲ授ク

第十一条 織工ハ満十八歳以上ノ女子ヲシテ機ノ織方縞ノ割方等ノ法ヲ授ク

第十二条 手工ハ紙線粘土麦稈等ヲ用イテ簡易ナル細工ヲ授ク進テ満十八歳以上ノ男子ニハ道具ノ使用法及小箱机ノ類ヲ作ラシム

第十三条 試験成績評点本県指定ノ小学校□□□□□□(破損のため読取不可)<sup>19)</sup>

「教則」第二条と第九条から第十二条にみられる「随意科」の規定は職業教育に関するものであることがわかる。拾石訓誨義塾は聾啞教育に特化していたために、盲生に関連する科目は設定されていなかったが、聾啞生には「随意科」として職業技能に関連する「図画」「裁縫」「織工」「手工」を教授していた。また、修業年限は3ヶ年であった。

拾石訓誨義塾は豊橋訓盲院を併合して1900(明治33)年に豊橋校となり、新たに学則が制定された。学則は全23条であり、技芸科に関する規則は以下のようである。

- 第二条 教科ヲ普通科技芸科ノ二トス
- 第三条 盲生普通科ハ修身、国語、作文、算術、地理、歴史、唱歌、体操ノ八科トシ技芸科ハ音楽、鍼按術、マッサージ科ノ三科トス  
但シ音楽科ハ当分之ヲ欠ク
- 第四条 啞生普通科ハ修身、発音、読方、作文、習字、算術、筆談、図画、体操ノ九科トシ女兒ノ為ニハ裁縫ヲ加フ  
技芸科ハ図画、裁縫、手工、縫工ノ四科トス  
但シ手工、縫工ノ二科ハ当分之ヲ欠ク
- 第五条 修業年限ハ各三ヶ年トス
- 第十条 技芸科ニ入ルモノハ普通科ヲ卒業シタルモノ若クハ年齢十五才以上ニシテ父兄ノ希望ニヨリ専修或ハ普通科ト兼修スルモノトス
- 第十一条 卒業後尚本校ニ於テ補修セント欲スル者ニハ二ヶ年以内在学スルコトヲ許ス 20)

豊橋校の学則では「随意科」は削除され、「技芸科」が設置された。盲部技芸科として音楽科、鍼按術科、マッサージ術科が設置された。また、啞部技芸科として図画科、裁縫科、手工科、織工科が設置された。修業年限は、拾石訓啞義塾規則と同様の 3ヶ年であった。啞部技芸科 4科は、拾石訓啞義塾の随意科と同様であることから、豊橋校設立時における技芸科に関する規定は、前身の拾石訓啞義塾と豊橋訓盲院規則を踏襲したものとみられる。

豊橋校では、全国聾啞教育大会（1906）の翌年 1907(明治 40)年に学則を改正している。この学則改正について、『私立豊橋盲啞学校概況一覧』では、「明治四十年四月一日本校規則ヲ改正シ修業年限三ヶ年ヲ四ヶ年ニ延長セリ」<sup>21)</sup>と主な改正点を修業年限に置いている。学則は全 29 条であり、技芸科に関する規則は、以下のようである。

- 第二条 教科ヲ普通科技芸科ノ二トス
- 第四条 技芸科ヲ分チテ盲技芸科、聾啞技芸科トシ盲技芸科ハ音曲科、鍼按科トシ聾啞技芸科ハ図画科、指物科、裁縫科、織工科トス  
但シ音曲科、指物科、織工科ハ当分之ヲ欠ク
- 第六条 修業年限ハ各科四箇年トス
- 第十四条 技芸科ニ入ルベキモノハ普通科第二学年ヲ修了シタルモノトス  
但年齢十五歳以上ノモノハ事情ニヨリ学力ノ如何ニ拘ラズ特ニ入学ヲ許シ又ハ普通科ト兼修セシムルコトアルベシ

第十五条 卒業後尚ホ本校ニ於テ技芸ヲ補習セント欲スルモノハ二箇年以内在籍  
スルコトヲ許ス 22)

盲部では、マッサージ科が削除されており、聾啞部では、手工が指物と変更されている。全国聾啞教育大会(1906)では、「豊橋盲啞学校教員聾人吉川金造氏の手話演説あり又同豊橋盲啞学校卒業生七宝家聾人山田栄一氏の発音祝文を聴く」<sup>23)</sup>というように豊橋校の聾教員や卒業生による手話や発音による演説が披露された。吉川金造は、1883(明治 16)年に楽善会訓盲院に入学し、小西信八を通じて伊澤修二から視話法の指導により発音を学んだ。卒業後は東京盲啞学校で教員として 8 年間指導にあたり、その後豊橋校(1900~1920)、三重盲啞学校(1920~1931)で教鞭をとった<sup>24)</sup>。大会において、吉川は議長に選出され、日本聾啞技芸会の「絵画、彫塑、写真、指物、金工、裁縫、標本、靴工等の各部」を拡張する案の討議がされている<sup>25)</sup>。日本聾啞技芸会は、青山武一郎を監督とした東京盲啞学校の卒業生のための授産団体で、卒業生が一定の工芸技能を身につけるために職業指導を行ったり、技能を身につけた卒業生に職業の紹介をしたりした<sup>26)</sup>。日本聾啞技芸会の設立は 1902(明治 35)年で、上述の 8 部門が設置された<sup>27)</sup>。豊橋校聾啞部の変更された指物料を含めた 4 科は、日本聾啞技芸会の各部を反映したものと捉えられる。また、技芸科入学に際しては、15 歳以上の者を学力に拘らず入学可としている。

さらに豊橋校では、第 3 回全国盲啞教育会(1911)の翌年 1912(明治 45)年 3 月に学則を改正している。この学則改正について、『私立豊橋盲啞学校概況一覧』(1914)では、「三月修業年限延長ノ必要ニ迫リ本校則中改正ノ認可ヲ受ク」「六月二十五日本校学則中一部変更ノ認可ヲ受ク」<sup>28)</sup>と主な改正点をやはり修業年限に置いている。学則は全 29 条である。技芸科に関する規則を以下に示す。

第二条 教科ヲ普通科技芸科ノ二トス

第四条 技芸科ヲ分チテ盲技芸科、聾啞技芸科トシ盲技芸科ハマッサージ鍼科、音楽科、トシ聾啞技芸科ハ図画科、指物料、裁縫科、織工科トス  
但シ音楽科、指物料、織工科ハ当分之ヲ欠ク

第六条 修業年限ハ普通科ハ六学年技芸科ハ四ヶ年トス

第十三条 技芸科ニ入ルベキモノハ普通科第二学年ヲ修了シタルモノトス  
但年齢十五歳以上ノモノハ事情ニヨリ学力ノ如何ニ拘ラズ特ニ入学ヲ許シ  
又ハ普通科ト兼修セシムルコトアルベシ

第十五条 卒業後尚ホ本校ニ於テ技芸ヲ補習セント欲スルモノハ二箇年以内在籍スル  
コトヲ許ス 29)

「修業年限延長ノ必要」は普通科にあつて、普通科の修業年限が4年から6年に延長されたが、技芸科は変更なく4年であつた。技芸科における変更は、盲生技芸科の鍼按科がマッサージ鍼科となった点である。前述のように、本会では、「公私立盲啞学校鍼治、マッサージ按摩科の卒業生は各府県に於て無試験にて開業免状を下付せられんことを其筋に建議すること」<sup>30)</sup>が豊橋校、大分校によって提案されている。豊橋校では、本会を受けて盲生に適當と考えられる科として、鍼按科をマッサージ鍼科に変更したと捉えられる。

以上のように、豊橋校の学則は、①「拾石訓啞義塾規則」から「私立豊橋盲啞学規則」への移行、②「私立豊橋盲啞学規則」1907(明治40)年改正、③「私立豊橋盲啞学規則 1912(明治45)年改正と3回変更された。

「拾石訓啞義塾規則」から「私立豊橋盲啞学規則」への学則の変更の特徴としては、聾啞者に特化していた拾石訓啞義塾が豊橋訓盲院を併合して、盲生も対象とすることになったことで、「随意科」を廃止し「技芸科」を設置しただけでなく、盲生、啞生に対応した学科設置を行っている点が挙げられる。

「私立豊橋盲啞学規則」の2度の改正の特徴は、1907(明治40)年と1912(明治45)年の改正が双方とも、全国聾啞教育大会の翌年に行われているという点である。また双方とも主な改正点を修業年限の延長に置いている。1907(明治40)年改正では、盲生技芸科では、マッサージ科が削除されており、啞生技芸科では、手工が指物と変更されている。これは、学則改正前年の全国聾啞教育大会(1906)における、「絵画、彫塑、写真、指物、金工、裁縫、標本、靴工等の各部」の拡張案の討議を反映したものと捉えられた。1912(明治45)年の改正では、盲生技芸科の鍼按科がマッサージ鍼科となり、これは、盲生の免許取得と開業に対するの措置であつた。

全国盲啞教育会議における議論は、盲啞学校における卒業生の就労困難という教育課題に対して、技芸科での職業教育の充実を図ることを画策した。豊橋校の学則改正は、このような全国的な技芸科の整備という潮流の中で行われたと考えられる。

## 第2節 名古屋校における技芸科の履修の実態

### (1) 「名古屋校啞(聾啞)部技芸科履修者一覧」の概要

本節では、『名古屋校啞(聾啞)部データベース』から「名古屋校啞(聾啞)部技芸科履修者一覧」を作成し、それを基にして、技芸科の履修者数・履修期間・兼修率をグラフ化して、技芸科の履修の実態を考察する。盲啞学校における兼修とは、普通科に在籍しながら技芸科の

科目を履修することである。就学者が社会的自立のために必要な基本的な学力を普通科において身につけると同時に、技芸科において「就労と生活」のための技術や技能を身につけることが兼修の意味するところである。前述したように、『愛知県学事年報』や『愛知県統計書』では、盲啞学校が兼修という就学形態をとっていたことが記録されているが、兼修の実態については明示されていない。兼修の実態を手がかりにして分析すると、史料からは判断することができない技芸科の特質や盲啞学校における技芸科の位置付けの変化が捉えられると考えた。

従前の研究では、就学者の兼修の実態を、学校全就学者に対する兼修者の割合という形で検討したことはなかった。本節では、この割合を兼修率という言葉で表し、考察する。兼修率は、各年度内の兼修者数を名古屋校就学者総数で割って百分率で示した。また、当時の就学者の発話が録音された『写音レコード』を使用し、就学者が何を目的にして名古屋校を選択したか、また、なぜ兼修は必要とされたかを検証する。『写音レコード』から引用する個人名は、アルファベットで示す。市立名古屋盲啞学校には盲部も併設されていたが、本節では『啞(聾啞)部出席表』を使用した考察であるため、盲部の履修者数は取り上げていない。

【表 3-2】「名古屋校啞(聾啞)部技芸科履修者一覧」は、1915(大正 4)年から 1925(大正 14)年までに在籍した 289 名の就学者の内、技芸科を履修した 86 名(男 43 名・女 43 名)を対象に普通科と技芸科の在籍期間を表記したものである。啞(聾啞)部技芸科は図画科、裁縫科、家具科の 3 科で構成され<sup>31)</sup>、各科の人数は、技芸科図画科 29 名(男 29 名)、技芸科裁縫科 53 名(男 10 名、女 43 名)、技芸科家具科 4 名(男 4 名)であった。

各年度下の○印は普通科の在籍、( )内は普通科在籍時の学年、「入」は(入学)、「退」は(中途退学)を示し、技芸科を履修した学年は【 】、履修期間は塗りつぶしで示している。例えば、名簿番号 1 は、1915(大正 4)年に普通科 1 年として入学し、1920(大正 9)年まで在籍した。1922(大正 11)年から普通科高等科 2 年として再度入学し、留年・中途退学なく 1925(大正 14)年まで在籍している。技芸科では、1919(大正 8)年から 1923(大正 12)年まで図画科の科目を履修している。普通科の在籍期間は 8 年間、技芸科の履修期間は 5 年間である。総在籍期間 11 年間のうち、兼修期間は 4 年間となる。

下欄には、技芸科履修者数、兼修者数、名古屋校就学者総数を記している。

【表3-2】名古屋校(豊田)部技芸科履修者一覧

番号	個人番号	性別	技芸科在籍	大正4年度	大正5年度	大正6年度	大正7年度	大正8年度	大正9年度	大正10年度	大正11年度	大正12年度	大正13年度	大正14年度	在籍期間 (普通科)	履修期間 (技芸科)	兼修年数	
1	4	男	豊(78~T14)	○(1年)	○(2年)	○(3年)	○(4年)	○(5年) 【技1年】	○(6年) 【技2年】	【技3年】	○(高等2年)(9月入) 【技4年】	○(高等3年) 【技5年】	【中等技4年】	【中等技5年】	11	8	7	4
2	6	男	豊(78~T11)	○(1年)	○(2年)	○(3年)	○(4年)	○(5年) 【技1年】	○(6年) 【技2年】	【技3年】	【技4年】				8	6	4	2
3	12	男	豊(T4)	○(2年) 【技1年】(4月退)											1	1	1	1
4	15	男	豊(T4~T7)	○(2年) 【技1年】	○(3年) 【技2年】	○(4年) 【技3年】	○(5年) 【技4年】(4月退)								4	4	4	4
5	24	男	豊(T4~T8)	○(3年) 【技1年】	○(4年) 【技2年】	○(5年) 【技3年】	○(6年) 【技4年】(5月退)								5	5	5	5
6	25	男	豊(T4~T8)	○(3年) 【技2年】	○(4年) 【技3年】	○(5年) 【技4年】	○(6年) 【技5年】(5月退)								5	5	5	5
7	26	男	豊(T4~T5)	○(3年) 【技2年】	○(3年) 【技3年】	○(3年) 【技4年】(6月退)									2	2	2	2
8	28	男	豊(T4~T8)	○(2年) 【技2年】	○(3年) 【技3年】	○(4年) 【技4年】	○(5年) 【技5年】	○(6年) 【技6年】							5	5	5	5
9	30	男	豊(T4~T8)	○(3年) 【技2年】	○(4年) 【技3年】	○(5年) 【技4年】	○(6年) 【技5年】	○(6年) 【技6年】							5	5	5	5
10	31	男	豊(T4~T8)	○(3年) 【技2年】	○(4年) 【技3年】	○(5年) 【技4年】	○(6年) 【技5年】	○(6年) 【技6年】							5	5	5	5
11	39	男	豊(T4~T8)	○(3年) 【技3年】	○(4年) 【技4年】	○(5年) 【技5年】	○(6年) 【技6年】	○(6年) 【技7年】(11月退)							5	5	5	5
12	40	男	豊(T4)兼(T5~9)	○(2年) 【技2年】	○(5年) 【技5年】	○(6年) 【技6年】	○(4年) 【技4年】	【技5年】							6	3	6	3
13	47	男	豊(T4~T5)	○(5年) 【技4年】	○(5年) 【技4年】(6月退)										2	2	2	2
14	48	男	豊(T4~T5)	○(4年) 【技4年】	○(5年) 【技5年】										2	2	2	2
15	49	男	豊(T4~T5)	○(5年) 【技4年】	○(5年) 【技5年】										2	2	2	2
16	52	男	豊(T4~T5)	○(5年) 【技5年】	○(6年) 【技6年】										2	2	2	2
17	60	男	豊(T8)	○(1年)(6月入)	○(2年)	○(3年)	○(4年)	○(5年) 【技1年】(1月退)							5	5	1	1
18	61	男	豊(T9)		○(1年)	○(2年)	○(3年)	○(4年)	○(5年) 【技1年】(2月退)						5	5	1	1
19	65	男	豊(T10~T11)		○(1年)	○(2年)	○(2年)	○(3年)	○(4年)	○(5年)(5月退) 【技1年】					8	6	2	1
20	66	男	豊(T9)		○(1年)	○(2年)	○(3年)	○(4年)	○(5年)(9月退) 【技1年】						6	5	1	1
21	67	男	豊(T10~T14)		○(1年)	○(2年)	○(3年)	○(3年)	○(4年)	○(5年) 【技1年】	○(6年) 【技2年】	○(高等1年) 【技3年】	【中等技4年】	【中等技4年】	10	8	5	3
22	68	男	豊(T9~T12)		○(1年)	○(2年)	○(3年)	○(4年)	○(5年) 【技1年】	○(6年) 【技2年】	○(高等1年)(9月入) 【技3年】	○(高等2年) 【技4年】			8	8	4	4
23	69	男	豊(T8~T12)		○(1年)	○(3年)	○(4年)	○(5年) 【技1年】	○(6年) 【技2年】	○(高等2年) 【技3年】	○(高等2年)(9月入) 【技4年】	○(高等3年) 【技5年】			8	7	5	4
24	79	男	豊(T10~T14)		○(1年)	○(1年)	○(2年)	○(3年)	○(4年)	○(5年) 【技1年】	○(6年) 【技2年】	○(高等2年) 【技3年】	【中等技2年】	【中等技2年】	9	7	5	3
25	80	男	豊(T10~T11)		○(1年)	○(1年)	○(2年)	○(3年)	○(4年)	○(5年) 【技1年】	○(6年) 【技2年】	○(高等2年) 【技3年】			6	6	2	2
26	88	男	豊(T7~T8)		○(5年)(4月入)	○(6年) 【技1年】	○(6年) 【技1年】(4月退)								3	3	2	2
27	89	男	豊(T10)		○(1年)(9月入)	○(2年)	○(3年)	○(4年)	○(5年) 【技1年】(12月退)						5	5	1	1
28	146	男	豊(T7~T9)				【技1年】	【技2年】	○(6年)(4月入) 【技3年】						3	1	3	1
29	204	男	豊(T11~T14)								○(高等1年)(9月入) 【技1年】(5月入)	○(高等2年) 【技2年】	【中等技3年】	【中等技4年】	4	2	4	2
30	9	女	兼(T8~T10)	○(1年)	○(2年)	○(3年)	○(4年)	○(5年) 【技1年】	○(6年) 【技2年】	【技3年】					7	6	3	2



82	73	女	数(T10~T14)	O(1年)	O(1年)	O(2年)	O(3年)	O(4年)	O(5年) 【技2年】	O(6年) 【技3年】	O(高等1年) 【中等技5年】	10	8	5	3							
83	76	女	数(T9~T14)	O(1年)(5月入)	O(2年)	O(3年)	O(4年)	O(5年) 【技1年】	O(6年) 【技2年】	O(高等1年)(12月入)(9月取消) 【技3年】	【中等技3年】	10	7	6	3							
84	78	男	数(T7~T9)	O(5年)(9月入)	O(6年)	【技1年】	【技2年】	【技3年】				5	2	3	0							
85	81	男	数(T12~T14)	O(1年)	O(1年)	O(2年)	O(3年)	O(4年)	O(5年) 【技1年】	O(6年) 【技2年】	O(高等1年) 【中等技2年】	9	7	3	1							
86	83	女	数(T10~T14)	O(1年)	O(1年)	O(2年)	O(3年)	O(4年)	O(5年) 【技1年】	O(6年) 【技2年】	O(高等1年) 【中等技5年】	9	7	5	3							
87	84	女	数(T10~T14)	O(1年)	O(1年)	O(2年)	O(3年)	O(4年)	O(5年) 【技1年】	O(6年) 【技2年】	O(高等1年) 【中等技5年】	9	7	5	3							
88	85	女	数(T10~T14)	O(1年)	O(1年)	O(2年)	O(3年)	O(4年)	O(5年) 【技1年】	O(6年) 【技2年】	O(高等1年) 【中等技5年】	9	7	5	3							
89	87	女	数(T10~T11)	O(1年)	O(1年)	O(2年)	O(3年)	O(4年)	O(5年) 【技1年】	O(6年) 【技2年】(5月退)		6	6	2	2							
90	97	男	数(T10~T12)		O(1年)(9月退) O(2年)(9月入)	O(3年)	O(3年)	O(4年)	O(5年) 【技1年】	O(6年) 【技2年】(6月退)		6	6	3	3							
91	102	女	数(T12~T14)		O(1年)	O(2年)	O(2年)	O(3年)	O(4年)	O(5年) 【技1年】	O(高等6年) 【中等技3年】	8	6	3	1							
92	103	女	数(T12~T14)		O(1年)	O(2年)	O(2年)	O(3年)	O(4年)	O(5年) 【技1年】	O(高等6年) 【中等技3年】	8	6	3	1							
93	105	女	数(T12~T14)		O(1年)	O(2年)	O(2年)	O(3年)	O(4年)	O(5年) 【技1年】	O(高等6年) 【中等技3年】	8	6	3	1							
94	107	女	数(T12~T14)		O(1年)	O(2年)	O(2年)	O(3年)	O(4年)	O(5年) 【技1年】	O(高等6年) 【中等技2年】	8	5	3	0							
95	108	女	数(T10~T14)		O(1年)	O(2年)	O(2年)		【技1年】	【技2年】	【中等技3年】	8	2	5	0							
96	110	女	数(T10~T14)		O(1年)(9月退) O(2年)(9月入)	O(3年)	O(3年)	O(4年)	O(5年) 【技1年】	O(6年) 【技2年】	O(高等1年) 【中等技3年】	8	6	5	3							
97	119	女	数(T12~T14)			O(1年)	O(1年)	O(2年)(4月退) O(3年)(9月入)	O(4年)	O(5年) 【技1年】	O(高等6年) 【中等技2年】	7	5	3	1							
98	125	男	数(T12~T14)			O(2年)(5月入)	O(3年)	O(4年)	O(5年) 【技1年】	O(6年) 【技2年】	O(高等6年) 【中等技3年】	7	5	3	1							
99	286	女	数(T9~T11)					【技1年】(7月入) 【技2年】	【技3年】(5月退)			3	0	3	0							
100	287	女	数(T12~T14)								【技1年】	3	0	3	0							
101	288	女	数(T12~T14)								【技3年】(9月入) 【中等技4年】	3	0	3	0							
102	289	女	数(T12~T14)								【中等技1年】(9月入) 【中等技2年】	2	0	2	0							
103	63	男	理(T9~T10) 数(T10~T14)	O(1年)	O(2年)	O(3年)	O(4年)	O(5年) 【技1年】	O(6年) 【技2年】	O(高等1年)(9月入) 【中等技4年】	O(高等2年) 【中等技4年】	10	8	6	4							
104	64	男	家(T10~T14)	O(1年)	O(1年)	O(2年)	O(3年)	O(4年)	O(5年) 【技1年】	O(6年) 【技2年】	O(高等1年) 【中等技5年】	10	8	5	2							
105	92	男	家(T12~T14)			O(1年)	O(2年)	O(3年)	O(4年)	O(5年) 【技1年】	O(高等6年) 【中等技3年】	8	6	3	1							
106	111	男	家(T10~T11)			O(3年)	O(3年)	O(4年)	O(5年) 【技1年】	O(6年) 【技2年】		5	4	2	1							
計												43	36	27	24	29	21	24	23	27	25	25
名古塵校(理)理部												14	13	7	9	12	8	9	9	6	4	4
技芸科履修者数												29	23	20	15	17	12	12	11	18	18	18
裁縫科												—	—	—	—	—	1	3	3	3	3	3
家具科												—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
乗修者数												43	35	27	21	26	18	18	18	21	21	0
名古塵校(理)理部就学総数												60	64	64	74	80	83	82	113	130	134	151

※個人番号は、[名古塵校(理)理部]より「夕へ」による

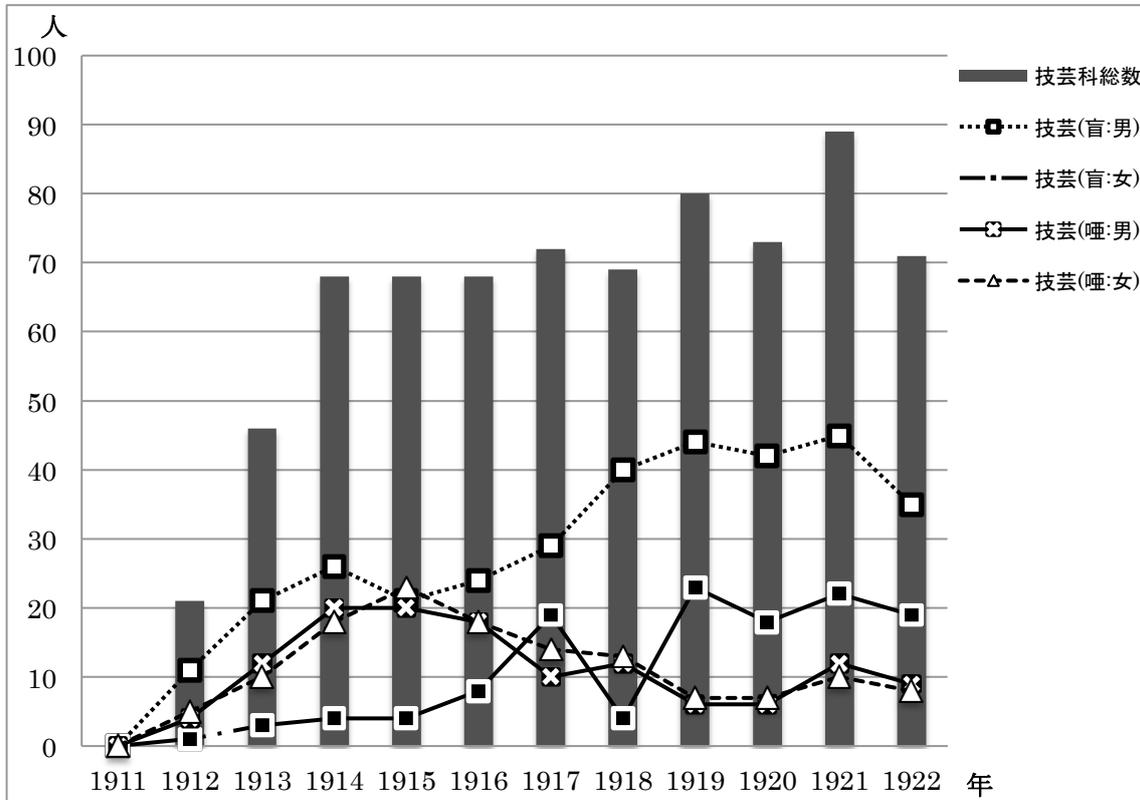
## (2) 技芸科履修者数の推移

市立移管される前の名古屋校は、技芸科は鍼按科と音楽科に分かれ、按摩科では按摩術や鍼術、音楽科では琴、三味線、胡弓などを教科目としていた。ところが、『愛知県学事年報』<sup>32)</sup>で調べると、この時期の技芸科の履修者は皆無の状態であった。つまり、市立移管前の名古屋校の技芸科は形骸化していたといえるのである。佐々木・中村によると、1912(大正元)年の私立福岡盲啞学校の生徒は、全員が普通科に在籍し、技芸科の履修がなかった。技芸科は「経費の都合」により、経営上「省略」されていて、就学者は普通科に属しつつ技芸科の教科目を履修していた<sup>33)</sup>。このような学校財政上の困難により、明治期の名古屋校においても技芸科の履修者が統計上数に挙げられなかったとも考えられる。しかし、規模的にも財政的にも大きな差がなかったと思われる豊橋校、規模的には名古屋校よりも小さかったと思われる岡崎校の技芸科履修者数は『愛知県学事年報』に計上されているため、名古屋校の技芸科は実際に履修者が不在だったのではないかと考えられる。

この形骸化した技芸科の背景としては、何が考えられるだろうか。1つ目としては、高等小学校と同額の授業料である。本論第1章第4節において授業料について検証しているが、名古屋校の授業料は、普通科で50銭、技芸科で1円であった<sup>34)</sup>。これは、尋常小学校の平均が約10～13銭、高等小学校50銭と比較すると、普通科で高等小学校と同額の学費、さらに技芸科は高等小学校の2倍の金額であったことから、技芸科を履修するためには経済的な余裕が必要であった。2つ目としては、教員の不在である。1910(明治43)年の時点で、技芸科の教員数は8人いたが、内盲部の女性教員は0人であった<sup>35)</sup>。名古屋校が1901(明治34)年に私立名古屋盲学校として設立された当初は、設立者長岡重孝の妻タミが琴、三味線を教授していた<sup>36)</sup>。しかし、長岡の死後は、タミの帰郷(1907)<sup>37)</sup>により、音楽科の教員を欠いたのではないかと考えられる。

技芸科の履修者が数として挙げられるのは、名古屋校が市立移管した1912(大正元)年からである。【図3-1】は、名古屋校技芸科履修者数の推移である。1911(明治44)年から1914(大正3)年までは、名古屋校の出席表が発見されていないため、1911(明治44)年から1914(大正3)年までは『愛知県統計書』<sup>38)</sup>を使用している。技芸科盲部の履修者数は、1911(明治44)年から1922(大正11)年まで『愛知県統計書』を使用している。【図3-1】によると、1912(大正元)年から1922(大正11)年までの11年間で履修者数は全体として3倍に増えている。また、履修者の増加率が高いのは男女とも技芸科盲部であった。市立移管後に履修者が認められる点については、要因として授業料が基本的に無料になったこと<sup>39)</sup>が挙げられる。技芸科盲生数の増加については、鍼按科の指定認可制を得た点、学則変更により盲部は鍼灸按摩マッサージ科(4年)と乙種按摩科(2年)を設置して職業的技能を短期で身につけて自立できるシステムを構築した点が要因として挙げられる。

【図 3-1】 名古屋校技芸科履修者数の推移



『愛知県統計書』1911~1922、「名古屋校聾(聾)部技芸科履修者一覧」から筆者が作成

それでは、聾(聾)部ではどのように推移したのだろうか。「名古屋校聾(聾)部技芸科履修者一覧」から技芸科の履修者の実態を考察したい。

【図 3-2】は、技芸科聾(聾)部の履修者数の推移を男女別に示したものである。1910(明治 43)年から 1914(大正 3)年までは、『愛知県統計書』<sup>40)</sup>を使用している。1915(大正 4)年から 1925(大正 14)年までは、「名古屋校聾(聾)部技芸科履修者一覧」を使用している。

【図 3-2】によると、技芸科の履修者数は、名古屋校が市に移管された年から認められる。技芸科聾(聾)部は、総数としては 1915(大正 4)年をピークとし 1918(大正 7)年まで減少傾向にあるが、その後は若干の増減を繰り返しながらも総数 20 人程度の規模を保っている。男女別の履修者数をみると、男子は、1915(大正 4)年に履修者数が 20 人まで増加したが、その後はやや減少し、10 人から 15 人の履修者数を保った後、1924(大正 13)年には 9 人(不明 1 人を含む)と減少した。女子の履修者数のピークも 1915(大正 4)年で、23 人であった。その後は緩やかな減少傾向にあるが、10 人から 15 人程度の履修者数を保っている。男子の履修者数が 1922(大正 11)年から減少している点と比較すると、女子は履修者数が増加し、数

を保っている。このように、男女ともに1915(大正4)年を境にした減少傾向が認められるが、比較的技芸科女子、つまり技芸科裁縫科の履修者数は安定しているといえる。

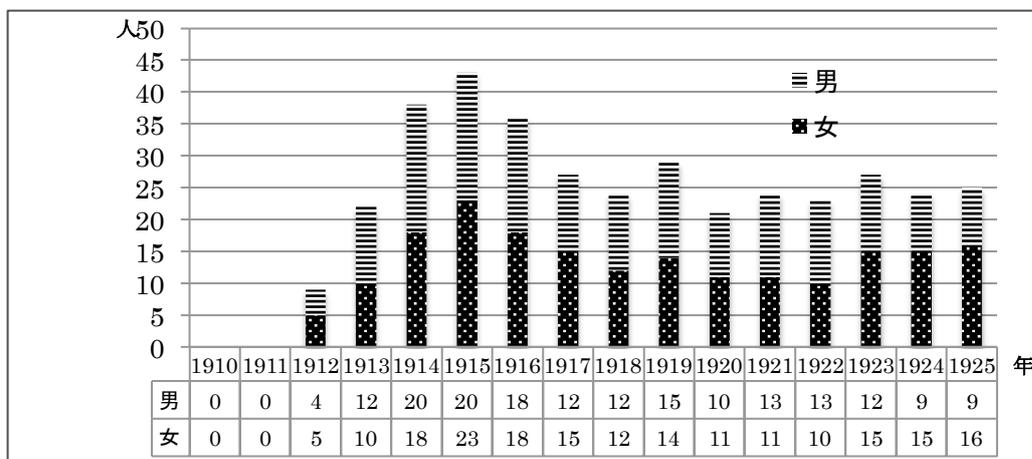
1915(大正4)年をピークに減少傾向にあった技芸科は、全体的に縮小し、技芸科の位置付けが一見脆弱になってきているかのように見える。この点を、学則変更や「盲学校及聾唖学校令」と合わせて考察してみよう。

技芸科の学則は、名古屋校が私立から市立に移管された1912(大正元)年から1922(大正11)年までの10年間に7回変更されている<sup>41)</sup>。それらの殆どは技芸科に関するものであり、変更の理由を基礎学力の充実と向上に置いていた。1917(大正6)年には技芸科に国語を加え、普通科から技芸科の科目を履修できる学年を1学年ずつ繰り上げている。1918(大正7)年には、さらに兼修可能な学年を延長し、兼修は、全て普通科5学年から可能としている<sup>42)</sup>。

【表3-2】を見ると、この年に4学年であった5名が翌年の1919(大正8)年に5学年になって技芸科を選択している。これが、1919(大正8)年に技芸科の履修者数が増加に転じた原因となっている。さらに、1923(大正12)年制定の「盲学校及聾唖学校令」により技芸科は中等部へ位置付けられた<sup>43)</sup>。中等部への進学は、初等部を卒業またはそれに準ずる者、と規定されたため、就学者の多くは、基礎学力を身につけた上で、中等部技芸科を選択することになった。したがって、中等部において兼修をする就学者が減少したと考えられる。このように、技芸科履修者数の増減は、学則変更や「盲学校及聾唖学校令」により、技芸科の履修可能な学年が繰り上げられたことに起因すると捉えられる。

佐々木順二・中村満紀男は、大正期の盲唖学校技芸科の限界として、財政的制約からの技芸科の縮小と卒業生の就労困難を挙げている<sup>44)</sup>が名古屋校においては、技芸科は縮小したのではなく、実質的に名古屋校に位置付けられたと考えられる。

【図3-2】名古屋校聾(聾唖)部技芸科履修者数の推移



『愛知県統計書』1910~1914、『名古屋校聾(聾唖)部技芸科履修者一覧』から筆者が作成

### (3) 技芸科の履修期間

【図 3-3】、【図 3-4】、【図 3-5】は、それぞれ技芸科図画科、裁縫科、家具科における履修者の履修期間である。「名古屋校嘸(聾嘸)部技芸科履修者一覧」より、1915(大正 4)年から 1917(大正 6)年にかけて普通尋常科 1 年もしくはその年度に編入した者を対象とし、グラフで履修期間を表した。図画科は 13 名、裁縫科は 19 名、家具科は 4 名の総数 36 名を対象として検討した。

【図 3-3】によると、図画科に属した者は、13 人中 9 人が 6 年を超えて履修していた。表 2 と照らし合わせると、個人番号 1 や 21、24 のように 9~10 年を超える履修者は、普通科尋常科 5 年時に図画科を履修し、兼修という形をとりながら尋常科 6 年を終え、普通科高等科に進学し、さらに 1924(大正 13)年から中等部へ昇格した中等技芸科を履修していたことがわかる。一方で、個人番号 19、21、24 は普通科もしくは技芸科の履修期間中に留年が認められた。留年が一般的に行われていたことは、【表 3-1】においても明らかである。在籍期間が 6 年に満たない就学者の中、1 人は死亡が理由であった。他の 3 人は、尋常科 5 年時に図画科を履修した後、図画科 2 年に昇級せずに退学している点が共通している。しかし、理由については判断に及ぶ資料が入手できていないため、特定ができない。

【図 3-4】によると、裁縫科に属した者の 19 人中 17 人が 6 年を超えて履修していた。図画科と比較すると、8~10 年といった長期履修者の割合が大きい。裁縫科を履修する者は、比較的長期に渡って履修する傾向があることがわかる。【表 3-1】からこのような長期履修者は、図画科と同様に、中等技芸科を履修する者がほとんどであり、期間の中で留年も見られた。履修期間が 6 年に満たない履修者 2 名は、普通科 3 年と 5 年の中途入学者であった。

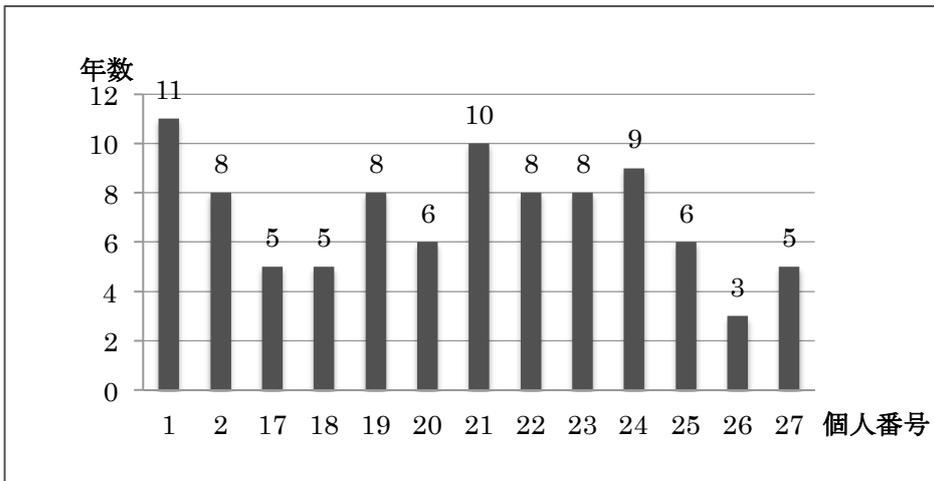
【図 3-5】によると、家具科に属した 4 名中 3 名が 6 年を超えて履修していた。個人番号 83 は、普通科尋常科 4 年を退学して技芸科を履修している。技芸科を 2 年で終えた理由については資料が欠けていて判断できない。他の 3 名は履修期間が 8 年から 10 年と長期に渡っている。3 名は、全員が中等技芸科を履修しており、3 名中 2 名は留年が認められた。

技芸科の履修者 36 名を対象として履修期間について概観したが、技芸科のどの科においても、6 年から 10 年と長期間履修する傾向があったことが明らかになった。特に、裁縫科と家具科を選択する履修者にその傾向が強かった。

技芸科における長期の履修期間は、「技芸科の中等部昇格」が背景として考えられる。1922(大正 11)年における普通科予科 2 年と高等科 3 年の増設に加えて、1924(大正 13)年からの技芸科の中等部昇格により、在籍期間が延長され、総期間で 13 年間の在籍<sup>45)</sup>が可能となった。普通科予科 2 年、高等科 3 年の増設に関しては、就学者の基礎学力を図るためのものであり、就学期間の延長が就学者の保護的機能としての役割を果たしたことは第 2 章で検討している。名古屋校校長橋村徳一は、「…聾嘸学校は、聾嘸者に普通教育を施して一

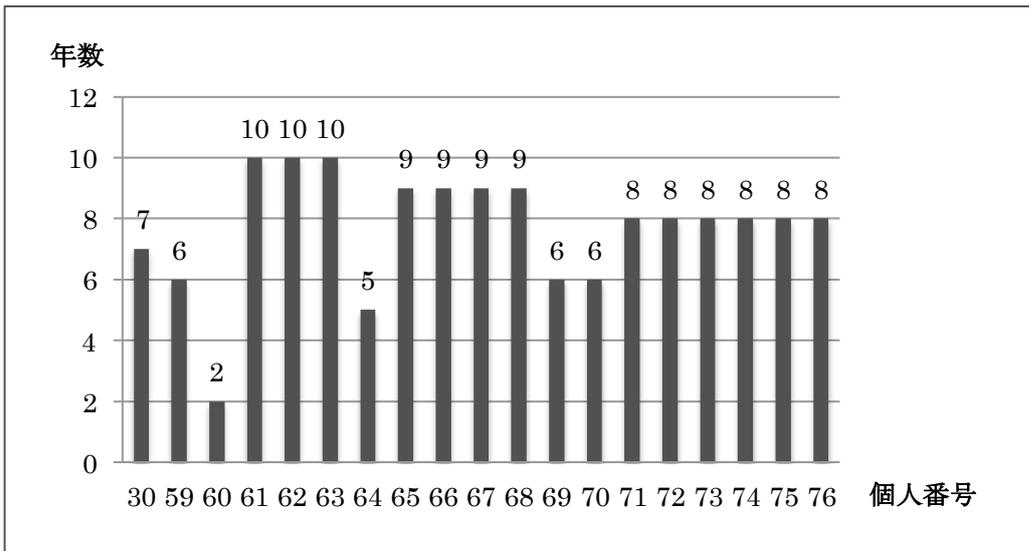
般的陶冶をなし、なほ進んでは特殊教育をも施して職業的陶冶をなし以て善良なる日本国民となす…」<sup>46)</sup>と盲啞学校における「普通教育の上に成り立つ職業教育」の理念を述べている。技芸科の中等部昇格は、就学者の保護的機能として在籍期間延長に関わっただけでなく、「普通教育の上に成り立つ職業教育」という盲啞学校における就学形態を明確に規定するものとなった。

【図 3-3】 図画科履修期間



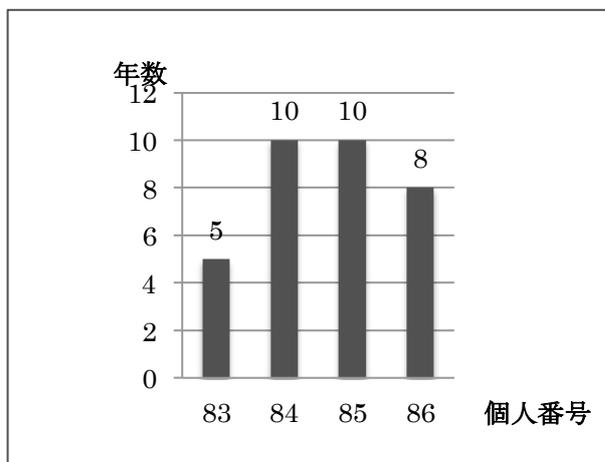
『名古屋校啞（聾啞）部技芸科履修者一覧』から筆者が作成

【図 3-4】 裁縫科履修期間



『名古屋校啞（聾啞）部技芸科履修者一覧』から筆者が作成

【図 3-5】 家具科履修期間



『名古屋校唾（聾唾）部技芸科履修者一覧』から筆者が作成

#### （４） 兼修率からみる兼修の実態

【表 3-2】「名古屋校唾（聾唾）部技芸科履修者一覧」によると、図画科(29 名)と家具科(4 名)を履修する者は全員が普通科に在籍していた。裁縫科では、7 名が普通科に在籍せず、裁縫科の科目のみを履修していたが、他の 46 名は普通科に在籍していた。つまり、図画科と家具科の履修者は、全員が兼修をしており、裁縫科では、53 名中 46 名が兼修をしていた。

兼修を行う就学者は、1915(大正 4)年から 1925(大正 14)年までの平均では全体の約 29%であった。しかし、学則の改正によって、兼修できる学年が徐々に繰り上げられたことから、年度によって兼修者数は大きく変化した。その差異を明確にするために、兼修率の推移をグラフ化した。それが【図 3-6】である。【図 3-6】によると、兼修率は 1916(大正 5)年から減少傾向にあり、1924(大正 13)年には 0%、つまり、兼修者は見られなくなる。

名古屋校は、学則の改正によって、1917(大正 6)年に、技芸科に国語を加え、普通科から技芸科を兼修できる学年を 1 学年ずつ繰り上げた<sup>47)</sup>。また、1918(大正 7)年には、さらに兼修可能な学年を繰り上げ、全て普通科 5 学年から可能とした<sup>48)</sup>。学則による兼修可能な学年の規定が緩やかであった 1915(大正 4)年の兼修率は 68%と 7 割に近く、1916(大正 5)年の兼修率は 53%で 5 割を超えている。しかし、1917(大正 6)年の学則改正後の 1918(大正 7)年には 25%と激減している。

本章第 2 節第 2 項でも述べたように、1924(大正 13)年 4 月 1 日施行の「盲学校及聾唾学校令」により技芸科は中等部へ位置付けられたことで、初等部を卒業すること、つまり基礎学力を有することが前提となったために、中等部において兼修をする就学者が減少したと捉えられる。兼修率の減少は、技芸科を選択できる学年の繰り上げや中等部昇格によって、技芸科の学校制度上の位置付けが変化したことを意味している。

次に、なぜ兼修は必要とされたかについて考察したい。要因のひとつとして考えられるのは、就学者の就学目的である。多くの就学者の盲啞学校選択の最終的な目的は、職業技能の獲得にあったからではないかと思われる。『写音レコード』に次のような記録が残っている。

…私は岡山県…で生まれました。今年 20 歳になります。私は生まれつきのつんぼではありません。7つの時ふとしたことから耳が聞こえなくなって、それからというものはお話をするのができなくなってしまったのであります。…大正 14 年の 5 月にお父さんに連れられてはるばる岡山からこの名古屋の盲啞学校に参りました。…自分が名古屋の盲啞学校に入らなかつたら、お話することができなくて、人に迷惑をかけるのはもちろん基礎教育は無くて終わってしまうのであります。…今年の 4 月から中学部の家具科に入って勉強しております。卒業の後には立派な指物師になって、幸せな世渡りをしたいという覚悟をもっています 49)。

私は名古屋市立盲啞学校中等部裁縫科第 2 学年の D と申す者であります。私は 7 つの時にサンコーニという病気にかかって耳が聞こえない不幸な身の上になりました。…私が 9 歳の時に…名古屋市立盲啞学校に入学させていただきました。ちょうどその年から口話法と申す教育が始まりました。…今年の 4 月からは裁縫科へ入って…卒業の後には、立派な洋服屋になりたいと思っています 50)。

私が名古屋市立盲啞学校に入学してからもう 8 年になります。入学した頃は物の道理は分からなかったのはもちろん、物さえ言えなかったのであります。それが今ではお話が自由にでき、その上知識や技能も人並みになり、…私はこれからもっと職業方面の教育も受けて、立派な日本人となって君のため国のために尽くしたいと思います 51)。

このように、就学者は、技芸科における職業技能の習得を求めて、名古屋校に入学した。しかしながら、技芸科の科目を履修するためには、普通科の学力を有する必要があったために、普通科に在籍することになった。したがって、兼修の規定が緩やかであった 1916(大正 5)年までは、50%を上回る兼修率であったが、1918(大正 7)年に技芸科を兼修できる普通科学年の延長が規定されたために兼修率は下降し、さらに「盲学校及聾啞学校令」によって、技芸科が中等部へ昇格したために、兼修者が減少し、1924(大正 13)年には兼修率は 0%となった。

兼修が必要とされた要因として他に考えられるのが、教員不足である。名古屋校「啞(聾

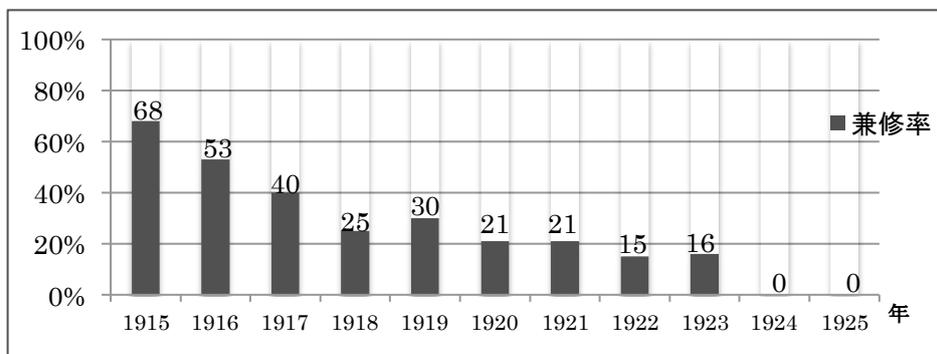
唾部出席表」にはほぼ全てのページに担任が押印をしている。そこから、誰がクラスを担当していたかを知ることができる。【図 3-6】を見ると、1916(大正 5)年の兼修率は 70%を超えているが、その年には、普通科 5・6 年の担当者は、技芸科 1 年~5 年も担当していた。1912(大正元)年から 1914(大正 3)年まで「唾(聾唾)部出席表」が発見されていないため、推測の域を出ないが、1916(大正 5)年までは、教員不足のために、教員が普通科と技芸科を同時に受け持たねばならない環境にあったことが考えられる。1917(大正 6)年からは、普通科と技芸科をそれぞれ別の担当者が受け持っていることから、教員増があったことが考えられ、翌年の 1918(大正 7)年から兼修率が減少していることから、教員不足は兼修の必要性の一つの要因であったと考えられる。

【図 3-6】からも明らかなように、兼修という就学形態は、1924(大正 13)年から、出席表上は消失する。普通初等科 6 学年を終了した後は、中等部に昇格した技芸科に進学という就学形態をとるようになったからである。『写音レコード』には以下のように記録されている。

(猶村教諭)<sup>52)</sup> …卒業生の大部分は中等部に進学しました。そして熱心に職業教育を受けています。私はこれらの生徒が中等部卒業の暁には、習い覚えた職業によって一人前の人間として社会に巣立っていくことができるものと信じているものであります<sup>53)</sup>。

このように普通科予科 2 年、初等科 6 年を終えて、卒業した後に中等部技芸科を選択するという就学形態は、現在の聾学校における就学形態、つまり、小学部、中学部を卒業した後に高等部職業科へ進学するという形と同様であるという点から、名古屋校においては、1924(大正 13)年に現在の名古屋聾学校の職業教育科の原型が形成されたといえるだろう。

【図 3-6】 名古屋校就学者 兼修率



『名古屋校唾(聾唾)部技芸科履修者一覧』から筆者が作成

### 第3節 盲啞学校卒業生の進路

#### (1) 名古屋校

【表 3-3】・【表 3-4】 は名古屋校卒業生の進路の一覧(1922 調査)である。

名古屋校盲部は、58名の卒業生中56名が技芸科を履修しており、32名が普通科と技芸科(鍼按科か鍼灸按摩マッサージ科)を兼修していた。盲部卒業生の約75%に相当する44名が鍼按業についていた。他の進路として、市立名古屋盲啞学校訓導・助手、病院マッサージ科助手、按摩業、在学延長がみられた。盲部においては、技芸科が職業に直結し、生活上必要不可欠であったと捉えられる。

聾啞部は、32名の卒業生中24名が技芸科を履修しており、普通科在籍で兼修をしなかった卒業生は8名であった。兼修者は、32名中13名であった。聾啞部技芸科の選択者24名中17名が職業についている。聾啞部においても、職業を得るために技芸科の選択が重要であったことがわかる。進路としては、盲啞部卒業生の50%に相当する16名が裁縫業についていた。他の進路として、友禅染模様・下絵職、市立名古屋盲啞学校助手、写真修正、撃剣道具製造、進学(名古屋市立工芸学校[1名]・東京盲啞学校[2名])がみられた<sup>54)</sup>。

【表 3-3】 名古屋校 盲生卒業後の進路(1913~1922)

進路	科目	鍼按科		鍼・灸 按摩・マッ サージ科	普通科 鍼按科(兼修)		普通科 鍼・灸・ 按・マ科 (兼修)	合計
	普通 科	男	女	男	男	女	男	
1 鍼按営業		10	1	8	19	4	2	44
2 本校訓導		1						1
3 本校助手					1			1
4 愛知病院マッ サージ科助手					1			1
5 按摩							1	1
6 不明							1	1
7 在学延長							1	1
8 死亡	2	4			2			8
合計	2	15	1	8	23	4	5	58

『創立満拾週年記念誌』(1922)より筆者が作成

【表 3-4】 名古屋校 聾啞生卒業後の進路(1913~1922)

進路	普通科		裁縫科		図画科		普通科 裁縫科(兼 修)		普通科 図画科(兼 修)		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
1 裁縫		2		5			2	7			16
2 本校助手									1		1
3 友禅模様染・ 下絵職					1						1
4 写真修正							1				1
5 撃剣道具製造	1										1
6 不明	3		1		2			1			7
7 在学延長	1	1	1								3
8 死亡				1					1		2
合計	5	3	2	6	3	0	3	8	2	0	32

『創立満拾週年記念誌』(1922)より筆者が作成

## (2) 豊橋校

【表 3-5】・【表 3-6】は豊橋校卒業生の進路の一覧(1914 調査)である。

豊橋校盲部は、26名の卒業生中全員が技芸科を履修しており、22名が普通科と技芸科(鍼按科)を兼修していた。盲部卒業生の約77%に相当する20名が鍼按業についていた。他の進路として、豊橋校教員、病院マッサージ手、盲人講習会講師、進学(東京盲学校)がみられた。盲部においては、豊橋校も名古屋校と同様に、盲生にとっては技芸科が職業に直結し、生活上必要不可欠であったことが明らかである。

聾啞部は、26名の卒業生中、普通科在籍者は20名で、技芸科を履修していた者は6名であった。兼修者は、26名中4名で、その中で職業に就いた者は2名であった。調査年が異なるため、名古屋校との一概な比較はできないが、豊橋校聾啞部では進路における職業種がバラエティーに富んでいる。また、名古屋校では圧倒的に割合が多かった裁縫業は、豊橋校では全体の7%程に過ぎず、農業に携る卒業生の割合が裁縫業の3倍であった点は豊橋と名古屋の地域的な差異を反映していると捉えられる。他の進路として、土管製造職、豊橋校教員、陶画工、指物職、仕立職、足袋職、製糸職、髪結職、家務、進学(東京聾啞学校[2名])

がみられた<sup>55)</sup>。

【表 3-5】 豊橋校 盲生卒業後進路(1914)

科目 進路	普通科		マッサージ鍼科		普通科 鍼按科 (兼修)		合計
	男	女	男	女	男	女	
1 鍼按営業			2	1	11	5	19
2 病院マッサージ手					1		1
3 本校教員兼豊橋病院マッサージ手					1		1
4 本校教員兼鍼按営業					1		1
5 盲人講習会講師			1				1
6 鍼按業練習						1	1
7 進学					1		1
8 死亡					1		1
合計	0	0	3	1	16	6	26

『私立豊橋盲啞学校概況一覧表』(1914)より筆者が作成

【表 3-6】 豊橋校 聾啞生卒業後進路(1914)

科目 進路	普通科		裁縫科		普通科 裁縫科 (兼修)		合計
	男	女	男	女	男	女	
1 農業	7						7
2 洋服裁縫業	2						2
3 家事手伝い		1				1	2
4 土管製造	1						1
5 図案製版技手	1						1

6 本校教員					1	1	
7 家務					1	1	
8 陶画工	1					1	
9 指物職	1					1	
10 仕立職		1				1	
11 足袋職	1					1	
12 製糸職					1	1	
13 髪結業			1			1	
14 進学	2					2	
15 在学延長			1			1	
16 死亡	1	1				2	
合計	17	3	0	2	0	4	26

『私立豊橋盲啞学校概況一覧表』(1914)より筆者が作成

### (3) 岡崎校

【表 3-7】・【表 3-8】は岡崎校卒業生の進路の一覧(1913 調査)である。

岡崎校の卒業生に関する資料は、普通科・技芸科の内訳の詳細が記されていないため、卒業生の職種のみ記した。盲部は、7名の卒業生中進学者が最も多かった。進学先名は記載されていないが、「官立学校」と記されているため、官立東京盲学校であると思われる。他の進路として鍼按業、病院マッサージが見られた。

聾啞部は、12名の卒業生中として最も多かったのは農業で、男女合わせて半数以上であった。この点は豊橋校と同様に地域的な特色であると捉えられる。他の進路として、教員(学校名については不明)、下駄職、足袋職、靴職がみられた<sup>56)</sup>。

【表 3-7】 岡崎校 盲生卒業後進路(1913)

進路	男	女	合計
1 鍼治按摩業	2		2
2 病院マッサージ手	1		1
3 進学	4		4
合計	7	0	7

『創立満十年建築落成祝賀会記念』(1913)より筆者が作成

【表 3-8】 岡崎校 聾啞生卒業後進路(1913)

性別 進路	性別		合計
	男	女	
1 農業	4	4	8
2 教員	1		1
3 下駄職	1		1
4 足袋職	1		1
5 靴職	1		1
合計	8	4	12

『創立満十年建築落成祝賀会記念』(1913)より筆者が作成

#### まとめ

日本におけるほとんどの盲啞学校には学校設立時から技芸科が併設されていて、職業教育を施していた。技芸科における職業教育は、障害に応じた就労や生活に関わる技能・技術の教授・伝達がカリキュラム化されていた。このような技芸科が、1906(明治 39)年以降の全国盲啞教育大会を通してどのように就学者に関わり、その役割を果たすようになったかについて検討した。

1906(明治 39)年から始まる一連の全国盲啞教育会議では、盲啞学校における卒業生の就労困難という教育課題に対して、技芸科における職業教育の充実を図る案件が議論された。愛知県内盲啞学校 3 校はこのような全国盲啞教育大会において、盲啞学校の職業教育について、各学校の実態を踏まえた議論を重ねながら障害に応じた職種を具体的に決定していった。盲生にとっては、鍼灸灸治科の指定認可に関わる整備、聾啞生にとっては障害に適した職種の模索と具体化が進行した。豊橋校では、技芸科の整備という潮流の中で学則変更を繰り返し、技芸科を充実させようとしたことが明らかになった。

名古屋校技芸科では、市立移管後に履修者数が計上されるようになった。履修者の総数としては 1915(大正 4)年を増加のピークとして 1918(大正 7)年まで減少傾向にあるが、その後は若干の増減を繰り返しながらも総数 20 人程の規模を保っている。市立移管後は授業料が無償となり、技芸科の履修が容易になった点を履修者数の増加の理由として挙げた。その後

の減少傾向に関しては、従前の研究がというような技芸科の縮小ではなく、技芸科の盲啞学校における位置付けが変化したことを意味するという点を強調したい。

技芸科における履修者数の変化は、技芸科を履修できる普通科の学年が要因となっていた。技芸科の履修可能な学年は、名古屋校の数度に渡る学則変更や「盲学校及聾啞学校令」によって規定された。「盲学校及聾啞学校令」によって技芸科が中等部へ昇格したことで、技芸科の盲啞学校における位置付けがより明確になったと考えられる。

技芸科就学者は、長期間在籍する傾向があったことが明らかになった。この長期の在学期間は、就学者への基礎学力を向上させた上で、職業技能や技術を身につけることにつながり、社会的自立を援助することとなった。

兼修は、普通科に在籍しながら技芸科の科目を履修することである。兼修を分析概念として設定し、技芸科の特質や盲啞学校における位置付けの変化を考察した。対象とした技芸科 86 名の中で、図画科と家具科の履修者は全員が兼修を行っていた。裁縫科では、約 9 割の履修者が兼修を行っていた。盲啞学校では、兼修という就学形態が一般的に行われていたことが実態として見られた。しかし、この兼修という就学形態も、1916(大正 5)年を境に減少し、1924(大正 13)年からは、出席表上は消失する。普通初等科 6 学年を終了した後に、中等部に昇格した技芸科に進学という就学形態をとるようになったからである。技芸科の中等部昇格後も兼修自体は認められていたが、兼修可能であったのは普通科 5 学年からであり、十分な基礎学力が必要とされた。兼修が必要とされた要因については、就学者の就学目的を挙げた。多くの就学者の盲啞学校選択の最終的な目的は、職業技能の獲得にあったが、技芸科選択には十分な基礎学力が必要であったために、普通科在籍となった。技芸科を選択できる普通科学年の延長が兼修率の減少と対応している点にその根拠をみることができる。兼修の必要性として、教員不足という要因も考えられた。就学者の兼修の実態から、技芸科の特質は、盲聾啞生の就労や生活に直結した技術や技能をカリキュラム化して教授した点にあること、技芸科が中等部へ昇格したことで、盲啞学校における位置付けが明確になって、就学者の基礎学力を培った上で、職業技術や技能を身につけられるようになったことが明らかになった。

以上、名古屋校における技芸科の履修の実態の幾つかを明らかにした上で、それらが何を意味したかを考察した結果、就学者は、技芸科における職業技能の獲得を求めて名古屋校に入学し、兼修という就学形態により普通科の学力とともに職業技能を身につけるために長期にわたって在籍する傾向があったことが明らかになった。このような就学者の在籍の様相は、学則変更等によって、技芸科が名古屋校に明確に位置付けられたことが背景となっている。初期盲啞学校期にカリキュラム化された盲・聾啞生への職業教育は、大正期において法的に位置付けられて、就学者の社会的自立に貢献した。この点は、名古屋校・豊橋校の盲部にお

いて、技芸科の履修者の 7 割を超える卒業生が職業を得ていたことから窺うことができる。技芸科は、特に盲生にとって、生活に直結した必要不可欠の場であったといえる。

【注】

- 1) 愛知県編『愛知県統計書』1914、p.234.
- 2) 平田勝政・橋本亜沙美「戦前の聴覚障害児教育における職業教育と進路保障に関する歴史的考察-明治末~昭和戦前期の各種聾啞教育大会等の議論の検討を通して-」『長崎大学教育学部紀要-教育科学-』第71号、2007、pp1~11.
- 3) 佐々木順二・中村満紀男「聾啞学校における専門的教員の増加および口話法の導入と保護機能の分離-大正期から昭和戦前期の福岡盲聾学校を事例として-」『心身障害学研究』第28号、2004、pp.81~97.
- 4) 佐々木順二「和歌山県立盲聾学校の創設期(大正4~大正11年)の教育的課題と和歌山聾啞興業会設立の経緯」『心身障害学研究』第29号、2005、pp.1~16.
- 5) 東京盲学校編『東京盲学校六十年史』1935、p.7.
- 6) 文部省編『小学校令 [明治33年勅令第344号]』官報 第5140号、1900、pp.297~298.
- 7) 佐々木順二・中村満紀男「大正期の福岡盲聾学校における株式会社聾啞工芸品製作所設立の経緯と理念」『心身障害学研究』第25巻、2001、pp.111~126.
- 8) 佐々木順二「和歌山県立盲聾学校の創設期(大正4~大正11年)の教育的課題と和歌山聾啞興業会設立の経緯」『心身障害学研究』第29巻、2005、pp.1~16.
- 9) 加藤康昭「日本における盲人運動の成立とその要求」『障害者問題史研究紀要』第32号、1989、p.3.
- 10) 前掲論文、p.4.
- 11) 平田勝政・橋本亜沙美「戦前日本の聴覚障害児教育における職業教育と進路保障に関する歴史的考察」『長崎大学教育学部紀要-教育科学-』第71巻、2007、p.6.
- 12) 青山武一郎編日本聾啞技芸会本部編『聾啞教育講演会第一回全国聾啞大会日本聾啞技芸会五二会出品報告』1907、p.3.
- 13) 『教育時論』第828号、1908、4月、p.33.
- 14) 『教育時論』第947号、1911、8月、pp.22~25.
- 15) 『帝国教育』第349号、1911、8月、p.79.  
『教育時論』第947号、(前出)pp.23~25.
- 16) 『帝国教育』第349号、(前出)、pp.79~81.
- 17) 橋村徳一『人の話を目にて知る-自伝抄-』私家版、1965、p.33.
- 18) 同上、p.34.
- 19) 拾石訓聾義塾「拾石訓聾義塾規則」1898.
- 20) 愛知県立豊橋聾学校編『愛知県立豊橋聾学校八十年史』1978、pp.57~59.

- 21) 私立豊橋盲啞学校編『私立豊橋盲啞学校概況一覽』1910、p.4.
- 22) 同上、pp.6~8.
- 23) 青山武一郎編日本聾啞技芸会本部編『聾啞教育講演会第一回全国聾啞大会日本聾啞技芸会五二会出品報告』(前出)、p.3.
- 24) 吉川金造は、1883(明治 16)年に楽善会訓盲院に入学し、小西信八を通じて伊澤修二から視話法の指導により発音を学んだ。卒業後は東京盲啞学校で教員として 8 年間指導にあたり、その後豊橋盲啞学校(1900~1920)、三重盲啞学校(1920~1931)で教鞭をとった。(愛知県立豊橋聾学校編『愛知県立豊橋聾学校 100 年史』1998、pp.26~27)
- 25) 青山武一郎編日本聾啞技芸会本部編『聾啞教育講演会第一回全国聾啞大会日本聾啞技芸会五二会出品報告』(前出)、p.9.
- 26) 佐々木順二・中村満紀男「大正期の福岡盲啞学校における株式会社聾啞工芸品製作所設立の経緯と理念」『心身障害学研究』第 25 卷、2001、pp.116~117.
- 27) 前掲論文、pp.116~117.
- 28) 私立豊橋盲啞学校編『私立豊橋盲啞学校概況一覽』1914、頁数不明.
- 29) 同上.
- 30) 『帝国教育』349 号、(前出)、p.80.
- 31) 啞(聾啞)部技芸科 3 科の教科目は以下の通り  
 図画科…修身、国語、図画(臨画写生・考案画・幾何画・図案投影画・透視画)、体操  
 裁縫科…修身、国語、裁縫(衣類の裁ち方・縫い方・繕い方)及び刺繍、体操  
 家具科…修身、国語、家具(家具の製図及び制作、着色法)、体操
- 32) 愛知県編『愛知県学事年報』第 13 年報~第 20 年報、1900~1907.
- 33) 佐々木順二・中村満紀男「大正期の福岡盲啞学校における株式会社聾啞工芸品製作所設立の経緯と理念」『心身障害学研究』第 25 卷、2001、p.112.
- 34) 私立名古屋盲啞学校の学則第十七条に次のように記載されている。  
 「授業料は普通科一ヶ月金五十銭技芸科一ヶ月金一円とす但貧困にして本文の授業料を納むること能はざる者は減額することあるべし」(『扶桑新聞』1901)
- 35) 名古屋市立盲啞学校編『創立満拾週年誌』1922、p.41.
- 36) 愛知県編『愛知県学事年報』第 13 年報、1900.  
 愛知県立名古屋盲学校編『創立八十周年記念誌』1981、p.17.
- 37) 同上、p.17.
- 38) 愛知県編『愛知県統計書』1911~1922.
- 39) 名古屋校の『学則』第二十九条には次のように記載されている。  
 「授業料ハ本市内ニ本籍ヲ有スル者若クハ全戸寄留セル者ニ対シテハ之ヲ徴収セズ其

他ノ者ニ対シテハ毎月一人金二十銭ヲ徴収ス…」(名古屋市編『名古屋市広報』第4号、1912、9月25日)授業料不徴収に関しては、第3次小学校令(1900)により、授業料不徴収の方針が打ち出されており、それに追従したものと思われるが、第3次小学校令以降も授業料を継続して徴収していた名古屋市立尋常小学校が存在した(名古屋市編『新修 名古屋市史』第5巻、2000、p.784)ことを考えると、名古屋校が授業料を不徴収とした理由があるはずである。しかし、理由を特定する決定的な資料に欠けるため、本論文では詳細に述べることができなかった。

- 40) 愛知県編『愛知県統計書』1910~1914.
- 41) 名古屋市立盲啞学校編『大正六年起 学則変更ニ関スル申請及認可書』1917~1922.
- 42) 名古屋市立盲啞学校「学則変更ニ関スル願」大正七年、四月四日『大正六年起 学則変更ニ関スル申請及認可書』(同上)
- 43) 公立私立盲学校及聾啞学校規程 第四条において以下のように規程された。  
「盲学校ノ中等部ヲ分チテ普通科、音楽科、鍼按科トシ、聾啞学校ノ中等部ヲ分チテ普通科、図画科、裁縫科、及工芸科トス 前項ノ外土地ノ状況ニ依リ必要ナル学科ヲ置クコトヲ得」
- 44) 佐々木順二・中村満紀男「大正期の福岡盲啞学校における株式会社聾啞工芸品製作所設立の経緯と理念」『心身障害学研究』第25巻、(前出)、pp.111~126.
- 45) 1912年(大正元)から1921(大正10)年までは、普通科6年までの就学期間と各技芸科という設置であったが、1922(大正11)年は、予科2年、普通科6年、高等科3年と各技芸科という設置となった。1923(大正12)年は普通科を尋常科と名称変更しているが、年数の変更はない。1924(大正13)年からは、初等部予科2年、初等部本科6年、中等技芸科5年となった。(愛知県立名古屋聾学校編『愛知県聾学校二十五年史』1940、pp.348~351)
- 46) 橋村徳一「聾教育の目的」『口話式聾教育』第1巻、1925、p.17.
- 47) 名古屋市立盲啞学校「学則変更ニ関スル願」大正六年、二月二十三日『大正六年起 学則変更ニ関スル申請及認可書』(前出).
- 48) 名古屋市立盲啞学校「学則変更ニ関スル願」大正七年、四月四日『大正六年起 学則変更ニ関スル申請及認可書』(前出)
- 49) C「我が身の物語」1929、6月29日録音.
- 50) D 他五名「我が身の物語附単語 中二予三」1929、6月29日録音.
- 51) E「所管の一端」1929、11月21日録音.
- 52) 猶村鋭明は1923(大正12)年5月より市立名古屋盲啞学校訓導として勤務した。
- 53) 猶村鋭明「卒業記念」1930、録音日不明.

- 54) 名古屋市立盲啞学校編『創立滿拾週年誌.』(前出)、pp.66~72.
- 55) 私立豊橋盲啞学校編『私立豊橋盲啞学校概況一覽』(前出)、頁数不明.
- 56) 私立岡崎盲啞学校編『創立滿十年建築落成祝賀会記念』1913、pp.42~43.

## 第4章 盲啞学校における口話式聾教育の形成

### —名古屋校における実践を中心に—

全国聾啞教育大会(1906)における「聾啞に最も適當なる職業」についての討議を皮切りに、その後の全国盲啞教育大会において、就学者に対する職業問題は多く取り上げられていた。盲啞学校は、盲生に対して、技芸科における、鍼灸マッサージ術という確立された職業教育のカリキュラム化によって就労問題に対処した。第3章で検証したように、盲・聾啞者は、職業技能を身につけるために盲啞学校を選択するようになった。しかし、聾啞者の言語の未習得による基礎学力不足は職業教育の技能・技術の獲得にも影響を及ぼすほど深刻であった<sup>1)</sup>。

名古屋校校長橋村徳一は、1912(大正元)年の赴任後間もなく、当時の主流であった手話法による教授の限界を感じ、発音教授に関心を抱いた。『創立滿拾週年誌』には次のように記されている。「聾啞教育の目的は種々あるべきけれど、要は彼等をして常人に伍し、不都合なき生活をなさしむるにありされば手真似法によりてのみ教授せんには、自己の意思を他人に伝ふること能はず、さりとて一々筆談に依らんも不便極まりなし。此所に於て発音の必要を感ずること痛切なり。」<sup>2)</sup>このように、聾啞者による言語の獲得は、社会において、彼らが不都合のない生活を営むために必要であると考えられた。

このような聾啞者への言語習得のための代表的な教育方法の一つとして口話式聾教育が挙げられる。口話式聾教育とは、手話の使用を一切行わず、読唇と発語を促す教育法である。口話式聾教育は、1920年代半ばくらいから盲啞学校を中心に広まり、聾啞者の伝達手段は、手話法から口話法へと移行したが、口話式聾教育の形成について実証的に検討した研究は数が少ない。そこで本章では、口話式聾教育が、どのように形成されたか、その形成過程を考察し、口話式聾教育の特質を明らかにする。この課題に取り組むために、名古屋校における口話式聾教育の研究と実践に着目し、橋村による時期区分を基本として時期を設定し、口話式聾教育の形成過程を分析する。

橋村による時期区分とは、①第1期 手真似時代(大正元年~大正3年)、②第2期 発音試み時代(大正4年~大正5年)、③第3期 手真似発音混合時代(大正6年~大正8年)、④第4期 発音研究時代(大正9年~11年)<sup>3)</sup>である。第2節以下ではこの時期区分を基に、大正期を(1)創立期(1912[大正元]年~1914[大正3]年)、(2)研究期(1915[大正4]年~1919[大正8]年)、(3)実践期(1920[大正9]年~1923[大正12]年)と区分し、口話式聾教育の形成過程とその特徴を明らかにする。

橋村については、80稿程の論考や著書が残されているが、それらのほとんどが口話式聾

教育の実践指導が内容であり、思想や教育観を述べたものは数が少ない。教員の実践については、名古屋校の記念誌である『創立満拾週年誌』、『愛知県聾学校二十五年史』を中心に検討する。

また、実態の解明のために、愛知県立名古屋聾学校所蔵の名古屋校『唾(聾唾)部出席表』から担当職員の一覧表を作成する。さらに、第2章における「名古屋校唾(聾唾)部データベース」と『愛知県聾学校二十五年史』から聾唾生の卒業時における表出手段(手話・口話の別)一覧表を作成する。『愛知県聾学校二十五年史』には、卒業者の表出手段と卒業年が記録されているため、「名古屋校唾(聾唾)部データベース」の在籍者と合致する卒業生の表出手段・卒業年・卒業時の年齢を『愛知県聾学校二十五年史』から調べ、一覧表に反映させる。「名古屋校唾(聾唾)部データベース」と『愛知県聾学校二十五年史』の双方に名前が認められない場合は、調査対象から外した。したがって、「名古屋校唾(聾唾)部データベース」の総在籍者は289名であるが、本章における調査対象数は211名となった。

本章では、「口話法」は手話の使用を含めた発語教授法の総称として用い、「口話式聾教育」は、名古屋校において、とりわけ1920(大正9)年から開始された発語教授法の名称として用いる。また、本研究の時期区分は、1923(大正12)年までであるが、戦後まで聾教育の主流であった口話式聾教育の特質を検証するために、1923(大正12)年以降の史料も使用している。

## 第1節 口話式聾教育の開始

大正期の盲唾学校の特徴の一つとして聾唾者に対する言語教授が挙げられる。聾唾者への言語教授法については、古河太四郎<sup>4)</sup>が「京都府下大黒町待賢校瘖唾生教授手順概略」(1878)の中で手勢法(手真似)を介した、発音発語、書取、談話応接法、綴語作文法、作文設題、地理、算術の教授法を詳細に提示している<sup>5)</sup>。古河は、聾唾教授法の原理を例言として以下のように記している。

- 一 唾人ヲ教フルノ要点ハ怒ノ一字ニアリ顧フニ彼モ亦人子ナリ而シテ言聴ノ二用全ク廃ス他人之ヲ見ルモ猶忍ビズ況ヤ其身其父母兄弟ニ於テヲヤ吾輩教師タル者宜シク茲ニ注意シテ満腔惻隠ノ心ヲ発シ以テ教示セズンバアルベカラズ
- 一 手勢法ハ平常唾ノ互談スル所ニ注目シ其意ヲ酌ミ其義ヲ量リ以テ解義ヲ施行スベシ
- 一 教授中互ニ考成ノ速答ヲ競ハシメ○優×劣等ノ二標ヲ盤上ニ附ス而シテ其ノ優ヲ

賞スル首ヲ撫スルガ如クシ劣ヲ罰スル鼻ヲ連指シ戒マシムルガ如クス此ノ如ク賞  
罰ヲ嚴ニスルトキハ自ラ奮起感受ノ両刀ヲ挑発シ以テ活用ノ真境ニ至ル然ラザレ  
バ倦厭コ、ニ発シ感覺コ、ニ屈スベキナリ

- 一 示諭手勢法ニ於テハ必博ク取り譬ヘンコトヲ欲スト苟モ教授膠柱ノ偏僻アルトキ  
ハ会晤ノ機要ヲ謬マルニ至ルモノナリ
- 一 教授中示諭手勢ノ尤難キモノアリ如何トナレバ其一ニヲ例スルニ高貴ヲ尊敬シ父  
母ニ孝順スル等コレナリ此ノ如キハ実ニ説クベク示シ難シ故ニ意況ヲ容儀ニ移シ  
嚴威肅然以テ其義ヲ酌マシム且亦教授ノ要領ニシテ必記憶ヲ為サシムベキノ件ア  
ルトキハ特ニ拳々服膺ノ容儀ヲナシ之ヲ示スコレ具備ナルノ体驅ニ異ナル所以ニ  
シテ物々潤思シ事々乾慮シ以テ其方法ヲ尽サズンバアラザル所ナリ

明治十年十一月

西京侍賢校訓導 古河太四郎 識<sup>6)</sup>

例言から、古河による聾啞教育法は「手勢法」が基盤となっていることが看取される。中野・加藤は、古河の言語教授法について「基本的な考えは当然のことながら当時の京都府小学校の教育内容を全面的に取り入れて、それを書記言語を主とし、さらに聾啞者の自然的身振りを元とした手勢法をあわせ用いて教授するもの」<sup>7)</sup>であったとしている。例えば、「書取」では、初めに、いろは50音平仮名・片仮名と変体仮名の3体を石筆・石盤を使用して繰り返し筆記し、習得した後に単語の書き取りを行う。そのときに、物の種類や性質、効用などを現物・図解・手勢によって提示するよう促している<sup>8)</sup>。「談話応接法」「綴語作文法」「作文設題」「地理」「算術」においても言語や文章をどのように手勢で表現するかが記されている<sup>9)</sup>。

このように古河による「京都府下大黒町待賢校瘖啞生教授手順概略」は手勢法による教授法の提示が中心ではあるが、「発語発音」では、「唇舌齒喉ノ運動開合ヲ察スルノ自然カヲ有スルガ故ニ書取ニ於テモ必其傍訓ノ開合ヲ示スベシ」<sup>10)</sup>と聾啞者の読唇による理解に基づいた教授法、つまり口話法による教授を記している。

川本宇之介は、「古河先生の聾者に対する言語教授は二法をとることが出来る。其の一は口話法であり、他は手話法である。」<sup>11)</sup>と述べ、古河の提唱する口話法を「今日の口話法と殆ど全くその主義を同じくして居るものと見てよい。」<sup>12)</sup>と評価しながらも、「然し先生は、全然この発音主義口話法で以て、徹底することは出来なかった。此の口話法そのものも、先生は読唇については明確に考えて居なかったのではないかと考えられる。」<sup>13)</sup>と古河による口話法の不完全さを指摘している。

わが国に口話方式、すなわち聾啞者に発音を教授する方向性を示唆したのは伊澤修二<sup>14)</sup>

であった。伊澤は、師範教育研究のための米国留学中にアレキサンダー・グラハム・ベルの視話法を学び、1878(明治 11)年の帰国後、1899(明治 32)年頃まで口話方式による指導と視話による発音法を聾啞者に試みた。川本は伊澤による当時の言語指導の様子を次のように記している。

…伊澤に、当時、東京ろうあ学校生徒であった堺熊次郎なる十八、九才になる聾少年を紹介してその指導を乞うた。伊澤は彼に一週間位でほぼ五十音を発し、二週間後に簡単な話言葉を言い得るまでに至らしめた。東京ろうあ学校の小西信八はこれを聞き、毎日曜日に江島安之助と吉川金造なる二少年を伊澤の私宅に伴い同様の指導を乞うた。…吉川の成績は非常によかったので、小西は彼を伴なって、しばしば近県各地に旅行し教育者の会合に出席して、彼にものをいわしめて、誇らしげに大いに吹聴したということである…<sup>15)</sup>

ベルが 1898(明治 31)年に来日し、東京聾啞学校で講演会を開いた際には、伊澤は通訳を務め、「聾子教育談」と訳して冊子を発行した。その中には日本の聾教育振興に必要な勧告の一つとして「聾学校において口話方式を採用すること」<sup>16)</sup>が述べられているが、その後発音による教授法の拡張はみられず、明治後期から大正初期にかけては、聾啞教育では手話法による教授が主流であった<sup>17)</sup>。この理由について、川本は「本邦ろう学校における言語教育方式は、その創始年代より大正十年頃に至る約四十五年間は、試行錯誤時代であり、種々の方法を試みたが漸次手話中心になり、いわゆる発音法は時々隠見するに過ぎなかった。」<sup>18)</sup>としている。

口話式聾教育の実質的な開始と普及は、1920(大正 9)年頃である。口話式聾教育とは、手話の使用を一切せずに、読唇と発語を促す教育方法であり、口話法の中の一つの流派である。口話法とは、発語教授の総称なので、伊澤による視話法や発語教授と手話を併用する教育法なども含まれる。しかし、藤川華子によれば、口話法と口話式聾教育は、「聾教育史においては無自覚に」同義的に用いられてきた<sup>19)</sup>。

口話式聾教育の開始と普及に影響を与えたのは、西川吉之助による実践、川本による聾教育改革運動、ライシャワー夫妻による私立日本聾話学校の実践、橋村徳一による名古屋校での研究・実践である。

西川は、口話教育の普及推進者の一人である。1919(大正 8)年に娘のはま子の聴覚障害に対峙しようとアメリカの口話法雑誌『The Volta Review』を介して口話法を独習した。『The Volta Review』は、The American Association to Promote Teaching of Speech to the Deaf による発行で、主に欧米で取り組まれていた口話法の実践に関する論文や報告を掲載してい

た。西川は、1920(大正 9)年に、はま子に口話法で発音指導を開始した。1925(大正 14)年に「西川聾口話教育研究所」を開設し、この年に名古屋校校長であった橋村徳一、東京聾啞学校に籍を置いていた川本宇之介と出会い、「日本聾口話普及会」を発足させた。1928(昭和 3)年に新設された滋賀県立聾啞学校の校長に就任した<sup>20)</sup>。

川本の聾教育へのきっかけは、盲啞教育大会参加の折の低調な論議であった。川本の聾教育改革運動とは、手話を否定し、口話法の全国的普及をねらったものであった。機関紙『口話式聾教育』<sup>21)</sup>の創刊、欧米の障害児教育の現状の紹介、盲聾児の就学義務制の実現に貢献した。川本は、1942(昭和 17)年に東京聾啞学校長に就任している<sup>22)</sup>。

私立日本聾話学校は、エドウィン・O. ライシャワー元駐日大使の両親であったライシャワー夫妻が、失聴した娘フリシアの米国での口話法による教育を基に設立した、日本における最初の口話法みの学校である<sup>23)</sup>。川本によれば、発音法は「大正九年に、東京牛込区にライシャワー夫妻によって、日本ろう話学校が設けられ、米国の口話方式を採用するに及んで、一大変化をおこすきっかけが起こった。」<sup>24)</sup> また、川本は、時系列的には、ライシャワー夫妻による私立日本聾話学校の設立と並行して「名古屋校の熱烈な努力と綿密な研究が行われ、ややおくれて西川吉之助と、著者(川本)がこの教育に加わるに及んで、急激な発達進歩を見るに至った。」<sup>25)</sup>としている。

橋村は、1908(明治 41)年に官立東京盲啞学校師範科第 4 期生として入学し、翌年 1909(明治 42)年 3 月に卒業した。その後は日本大学高等師範部修法科に入学し、そのかたわら、東京の富士見尋常小学校で教育に従事しつつ、1912(大正元)年 3 月に中等教員免許を取得した。同年 4 月に市立に移管したばかりの名古屋校に赴任した当初から、橋村は盲・聾啞者が抱える困難や問題に対峙しようと考えていたことが自伝から看取される。自伝には次のように述べられている。「…名古屋市立盲啞学校に赴任しましたが、校舎は小川小学校の古校舎で門をくぐるのが恥ずかしい程の、見すばらしい学校でした。(1)これでは盲啞者を通わせることは気の毒だと痛感しました。(2)ろう啞生の一言も発音し能わざることを遺憾に思いました。(3)盲生に点字の読み書きを教えることの困難なことを痛感しました。まずこの 3 つの印象をモットーとして、これが解決に努力することに決心しました。」<sup>26)</sup>

1912(大正元)年に市立に移管した名古屋校の主席訓導であった橋村は、1914(大正 3)年に同校校長に就任した。名古屋校校長の在任は 1914(大正 3)年から 1933(昭和 8)年までである。橋村は、名古屋校において、口話式聾教育の実践、聾啞読本・教本の編纂、職業教育に関する研究、学則変更による技芸科の整備等、盲・聾啞教育の中心的課題に取り組み、盲・聾啞教育ををリードしていた。橋村は、その成果を「東海我が校在るを知らざる者或は無からんとするの域に達せり」<sup>27)</sup>と表現している。

名古屋校が口話式聾教育の研究・実践で先駆的な立場にあったことは、川本の次の言葉に

も表れている。「名古屋校がオーラルメソッドの先駆者となり立派な成績をあげて居らるることは実に心強く感ずる…」<sup>28)</sup>。このように、近代学校制度上における口話式聾教育は、1920年(大正9)年頃に開始され、西川、川本、ライシャワー夫妻、橋村らの研究・実践によって普及した。

## 第2節 創設期の名古屋校と橋村徳一の教育的関心

名古屋市は1912(大正元)年9月17日に告示第14号によって東区小川町に名古屋市立盲啞学校を設立した。同年10月1日に開校の旨を告示し学則を発表した。校長事務取扱として一谷源八郎が就任した<sup>29)</sup>。開校当初の名古屋校の状況は次のようであった。「…十月一日は実に我学校の創立の日なり。翌日授業を開始す、当時学級は盲聾啞合せて九、職員は一谷校長事務取扱と首席訓導橋村徳一を除きて、他は皆前身学校より来任せるものにして、其数八人、生徒も亦全引継にかかり、盲聾啞男女を通じて、僅に四十八名にてありき。」<sup>30)</sup>このように職員は総数で10名だったが、訓導及び助手の立場で教授が可能な職員は橋村を含めて4名であったと推察される<sup>31)</sup>。また、就学者総数48名の内、盲部在籍者は21名、啞部在籍者は27名であった<sup>32)</sup>。

橋村は、なぜ聾啞教育、とりわけ聾啞者の発語表出のための教育へ関心を抱いたのだろうか。市立移管した名古屋校の盲教育と聾啞教育に関する状況から考察したい。

この時期の名古屋校における盲教育について、橋村は以下のように述べている。

本校創立当時に於ける、盲人教育の状態は未だ混沌として、帰する所を知らず、唯伝統を踏襲せるに過ぎざりき。此の時本校に於ては盲人教育の基礎は、点字教授の完成にあるを思ひ、専ら之が教授の順序方法等の研究に努力せり<sup>33)</sup>。

また、聾教育については以下のように述べている。

本邦聾教育は、明治十一年古川太四郎氏の京都に之を試みたるに始まり、…多くは慈善家の手に委せられ、其の経営にのみ努力の大部分は費され、教育の研究を為す努力を有たざりき。此の上に聾教育は普通教育よりも困難の事業なれば、大正の御代に入りても、殆んど五里霧中の状態にありき。此の時本校に於ては、聾者が自然に有する言語、即ち身振り手真似を以て教授せんとし、之が研究に努力せり<sup>34)</sup>。

盲教育については、整備はされていないながらも、表出手段としては点字による教授、

職業としては鍼灸術というようにすでに確立された盲教育の伝統があった。しかし、聾啞教育にいたっては、教授法、職業に関する全てが確立されていたわけではなかったことがわかる。全国聾啞教育大会(1906)における「聾啞に最も適当なる職業」についての討議<sup>35)</sup>から、その後の全国盲聾教育大会において、聾啞教育に関しては聾啞者への表出手段についての議論や職業問題が多く取り上げられていた。このように全国的な傾向でもあった聾啞教育の未整備が、橋村を聾啞者の発語表出のための教育へと向かわせた。

橋村は、官立東京盲聾学校師範科を卒業している。佐々木順二・中村満紀男によれば、官立東京盲聾学校師範科における教員養成に期待されたこととは、「明治 30 年代以降の盲学校、聾啞学校の増加に伴う教員需要の増大への対応」と「教員の資質向上」であった<sup>36)</sup>。聾啞学校教員の資質とは、聾啞教育に関する教育学的素養と聾啞生徒への指導方法の習得であり、聾啞学校教員には手話と口話(音声日本語)の双方によって意思疎通ができ、指導ができることを期待された。また、佐々木・中村は「当時の東京盲聾学校は、聾啞教育における発音指導を重視し、それを全国にも普及していこうとしていた」<sup>37)</sup>と推察しているが、橋村とともに在籍した東京盲聾学校師範科第 4 期生は、口話法実践の中心的な役割を担った人物を多く輩出している<sup>38)</sup>点から橋村が師範科在籍中に発音による教授に関心を抱いていたと捉えられる。

それでは、橋村は実際にどのように口話による教授法へ着手したのだろうか。

橋村が名古屋校へ赴任したのは 1912(大正元)年 10 月 1 日であるが、そのときの印象を次のように語っている。「ろう啞生の一言も発音し能わざることを遺憾に思いました」<sup>39)</sup>。ここから、市立移管当初の聾啞児在籍者は手話・身振りによって意思の疎通を図っていたことがわかる。橋村の時期区分からも明らかのように、名古屋校においては、明治の創立から手話法(身振り手真似)を使用した教授を行っていた。手話法が主流であったことは、名古屋校だけでなく、全国的な傾向であった。橋村の自伝には以下のように記されている。

・・・口話法の根本は発音法であります。小西校長<sup>40)</sup>は、欧米に於ては盛んに行われているが、日本に於ては国語の性質上困難であるから、口話法はどこも行わずに手話と筆談で教えていると言われました<sup>41)</sup>。

このように手話法が主流であった聾啞教育に発音による教授を導入することは、日本においては初の試みで、研究・実践の蓄積が皆無であったところからの出発であった。したがって、「大正元年より二、三年間の手話期に、日本語の根本の発音法を研究することが、最も重要な先決課程」<sup>42)</sup>であった。橋村は、1912(大正元)年 10 月頃より 1914(大正 3)年 4 月頃までの約 2 年を 50 音の発声法の研究に費やした。具体的な内容は以下の通りである。

…手鏡に向かって、ア、イ、ウ、エ、オ・カ、キ、ク、ケ、コ…を始め、五十音。…濁音、…拗音及び、シの発音を何べんも何べんも繰り返し繰り返し、なお遅くゆっくり又は、早く発音を試み、時には、愚妻にも言わせて舌及び軟口蓋の動く様子や、口の開き方、唇の動き方並びに、喉に手をあてて声帯が振動する時には声が出て、しない時には出ない事、又は息が口から出る音や鼻から出す音等を実験してノートしました。ところが、カ、キ、ク、ケ、コ・サ、シ、ス、セ、ソと云う時には最後にはアイウエオと聞えるが、最後にチョッピリ違った所のある事に気が付きました。…最後のチョッピリ違った音を私は父音(今は子音)と仮称して、それを研究しました<sup>43)</sup>。

橋村が、発声の仕組みに関する研究を自ら行っていたことが看取される。主流である手話法によって教授されていた聾啞生に「口話で教えることは非常に困難で、真に最大難事であり」、「当局職員父兄その他に反対する者も嘲笑する者」もある状態ではあったが、橋村は「言語文章により生活を体験的に、真の人間魂とその実現方法とを練磨する事を目標として」口話による教授法の導入を決意した<sup>44)</sup>。

橋村の教育的な関心は、聾啞生による発声であったが、この時期は根本的な発声の仕組みに向けられていたといえるだろう。

橋村の口話による教授法研究の萌芽は、官立東京盲啞学校師範科在籍時から見られ、橋村の聾啞教育への関心は、聾啞児に対する発語・発音による教授法にあったといえる。このように、1912(大正元)年から1914(大正3)年までは、聾啞児に対する発音教授すなわち口話による教授法構築への準備期間であったと位置付けられる。

### 第3節 研究期の名古屋校における口話による教授法の研究とその特徴

聾啞児に対する発音教授に教育的関心をもち、首席訓導から校長へと昇格した橋村は、学校運営とともに聾啞教育においてはその教育方法、すなわち口話による教授法の確立を目指した。橋村は、1915(大正4)年から1916(大正5)年までを発音試みの時代としている<sup>45)</sup>。橋村が口話による教授法を開始した理由については、以下のように記されている。

聾啞教育の目的は種々あるべきけれど、要は彼等をして常人に伍し、不都合なき生活をなさしむるにありされば手真似法によりてのみ教授せんには、自己の意思を他人に伝ふる事能はず、さりとして一々筆談に依らんも不便極まりなし。此所に於て発音

の必要を感じること痛切なり<sup>46)</sup>

このように、橋村は、盲啞学校という現場での経験からコミュニケーションという点で社会における手話法の限界を感じ、口話による教授法の必要性に気付いたことがわかる。さらに、既にこの時期には、橋村の聾教育の目的<sup>47)</sup>、すなわち、聾啞生による社会での不都合のない生活の享受が明確に表明されている点にも注目すべきだろう。

口話による教授法の開始にあたって、橋村は、吃音矯正師であった吉澤武雄<sup>48)</sup>を名古屋校に招致した。吉澤は、1914(大正3)年に名古屋校に訓導として赴任した<sup>49)</sup>。藤川は、実際の発音教授は吉澤が担ったとしている<sup>50)</sup>。名古屋校『啞(聾啞)部出席表』の担当者欄には吉澤の押印が認められ、吉澤が実質的に発音を中心とした教授を行っていたことが明らかである。しかし、口話法の研究自体は校長であった橋村を中心に行っていたと考えるのが自然であり、橋村を中心に理論的な構築を図り、吉澤が実践していたと捉えるべきであろう。

吉澤は、吃音矯正法を応用して発音指導法を考案し、1914(大正3)年には、研究発表を行っている。発表内容は、「1、呼吸の仕方 2、口形の作り方 3、発声の仕方 4、母音音韻の発声練習と読唇練習 5、単語の発音練習と読唇練習 6、短文の朗読練習と読唇練習以て無声教授法に改む。」であり、この年から4年間の実践研究を行う方向性がとられていた<sup>51)</sup>。

吉澤の赴任は1914(大正3)年であるので、上述の研究発表は、研究の方向性を示すもので、4年間の長期研究である旨を伝えた発表であったと捉えられる。

それでは、吉澤は実際にどの学年を担当し、成果はどのように現れたのだろうか。

【表4-1】は1915(大正4)年から1925(大正14)年までの名古屋校『啞(聾啞)部出席表』から名古屋校における学級担当者を一覧にしたものである。【表4-1】によると、吉澤は、1915(大正4)年度・1916(大正5)年度は普通科1年・2年を担当している。1917(大正6)年度・1918(大正7)年度は普通科1年、2年、5年、6年を担当している。

【表4-1】名古屋校担当教員一覧

	大正4年度	大正5年度	大正6年度	大正7年度	大正8年度	大正9年度	大正10年度	大正11年度	大正12年度	大正13年度	大正14年度
普通1年	吉澤	吉澤	橋村	吉澤(4月~7月) 伊藤(12月~2月)	安藤	安藤	伊藤	田岡	(予備科1年)安藤	(初等予科男)丹羽・酒 村(初等予科女)安藤 (初等)吉田	(予科)安藤 (初等)安藤、吉田
普通2年	吉澤	吉澤	橋村	吉澤(4月~7月) 伊藤(12月~2月)	安藤	安藤	安藤(9月~)	伊藤	(予備科2年)長谷川 一吉田	(初等予科)安藤 (初等)伊藤?	(予科男)酒村・長谷 川 (初等女)吉田
普通3年	小関	小関	小関(4月~9月) 伊藤(9月~3月)	伊藤	伊藤	田岡	田岡	安藤	(尋常1年)伊藤	(初等3年)安藤	安藤
普通4年	吉澤	小関	小関(4月~9月) 伊藤(9月~3月)	伊藤	伊藤	田岡	田岡	鈴木	(尋常4年)安藤	(初等4年)酒村 土井(10月~)	安藤
普通5年	小関	小関	橋村	吉澤(4月~7月) 安藤(9月~)	不明(4月~7月) 野田(9月~12月) 須田(12月)	須田(4月~8月) 伊藤(8月~)	伊藤	鈴木	(尋常5年)不明 酒村(5月~)	(初等5年)酒村 土井(10月~)	(不明)
普通6年	小関	小関	橋村	吉澤(4月~7月) 安藤(9月~)	不明(4月~7月) 野田(9月~12月) 須田(12月)	須田(4月~8月) 伊藤(8月~)	長谷川(4月~9月) 安藤(9月~)	須田	(尋常6年)鈴木	—	(初等5年と同一人物)
普通補	小関	—	—	—	—	—	—	(高等1年・2年) 須田(9月~)	(高等1年・2年・3年) 鈴木	(中等普通4年)鈴木	(中等普通5年)鈴木
技芸/図画1年	小関(4月~5月) 石黒(5月~)	—	—	石黒(4月~7月) 安藤(9月~)	不明(4月~5月) 人見(5月~)	人見(4月~8月) 須田(8月~12月・1 月~)	野田	須田(5月~)	—	—	—
技芸/図画2年	小関(4月~5月) 石黒(5月~)	石黒	—	—	不明(4月~5月) 人見(5月~)	人見(4月~8月) 橋村(12月~1月)	野田・須田	須田	鈴木	鈴木	鈴木
技芸/図画3年	小関(4月~5月) 石黒(5月~)	石黒	石黒	—	—	(人見) ※4月途中で在籍0	野田・須田	須田	鈴木	鈴木	—
技芸/図画4年	小関(4月~5月) 石黒(5月~)	石黒	石黒	石黒(4月~7月) 安藤(9月~)	不明(4月~5月) 人見(5月~)	不明(4月~5月) 人見(5月~)	—	須田	鈴木	鈴木	鈴木
技芸/図画5年	小関(4月~5月) 石黒(5月~)	石黒	—	石黒(4月~7月) 安藤(9月~)	不明(4月~5月) 人見(5月~)	不明(4月~5月) 人見(5月~)	—	—	鈴木	—	—
技芸/裁縫1年	野田(10月~)	野田	—	野田	弾藤*	弾藤(4月~5月) 野田(5月~10月) 長谷川(10月~)	野田	—	鈴木	鈴木(5月~)	—
技芸/裁縫2年	野田	野田	—	野田	弾藤	弾藤(4月~5月) 野田(5月~10月) 長谷川(10月~)	野田	須田	鈴木	鈴木	鈴木
技芸/裁縫3年	野田	野田	野田	野田	—	—	野田	須田	鈴木	鈴木	鈴木
技芸/裁縫4年	野田	野田	野田	野田	弾藤	弾藤(4月~5月) 野田(5月~10月) 長谷川(10月~)	—	—	—	鈴木	鈴木
技芸/裁縫5年	野田	野田	野田	野田	弾藤	弾藤(4月~5月) 野田(5月~10月) 長谷川(10月~)	—	—	—	—	鈴木
技芸/専修	—	—	—	石黒、野田	—	—	鈴木	—	鈴木	—	—
技芸/家具1年	—	—	—	—	—	—	須田	—	鈴木	鈴木	—
技芸/家具2年	—	—	—	—	—	—	—	—	鈴木	—	—
技芸/家具3年	—	—	—	—	—	—	—	—	鈴木	—	鈴木
技芸/家具4年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	鈴木	鈴木
技芸/家具5年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	鈴木

※「弾藤」は『名古屋市立盲聾学校(彈藤)部出席表』の押印より解読した姓名であるが、『愛知県立学校二十五年度』の職員名簿では確認できなかった。『愛知県立学校二十五年度』の職員名簿に示されている在籍期間からは「澤幡」か「小声」と思われるが、本一頁表においては、『名古屋市立盲聾学校(彈藤)部出席表』の解読による姓名を表記した。尚、他の職員名については、全て『愛知県立学校二十五年度』の職員名簿によって確認することができた。

【表 4-2】は、唾(聾唾)部就学者の卒業時における表出手段の一覧である。卒業生の記録には在籍者が卒業時にどちらの表出手段を用いたか、すなわち手話法か口話法かの別が明記されている。【表 4-2】によると、吉澤が担当していた 1915(大正 4)年度から 1918(大正 7)年度までの在籍者は、全員が手話による表出手段をとっていたことが明らかである。この点から、吉澤の発音指導は、口話式聾教育の完成に向けて非常に貴重な土台を形成したが、口話による教授法の成果としては研究の域をでなかったといえるだろう。

以上のように、1915(大正 4)年から 1916(大正 5)年にかけては、音声学的理論の実践開始時期と捉えられ、口話による教授法の特徴としては、吃音矯正法を応用した発音指導法であったといえる。

【表4-2】哑(聾哑)部就学者の卒業時における表出手段(手話・口話別)一覧

番号	性別	表出手段	年(卒業/退学)	卒・退年齢	番号	性別	表出手段	年(卒業/退学)	卒・退年齢		
1	男	手	大4退	13	63	女	手	大12卒	17		
2	男	手	大4退	16	64	女	手	大7退	13		
3	男	手	大9退	14	65	女	手	大11卒	19		
4	男	手	大15卒	20	66	男	手	大8退	16		
5	男	手	大8退	15	67	男	手	大7卒	17		
6	男	手	大10卒	15	(T6 入学)						
7	女	手	大4退	12	68	男	手	昭4退	23		
8	女	手	大10卒	18	69	男	手	大11退	18		
9	男	手	大4退	15	70	男	手	大13卒	17		
10	男	手	大4退	15	71	男	手	大7退	10		
11	男	手	大8退	16	72	女	手	大15卒	30		
12	男	手	大7退	16	73	女	手	大15卒	18		
13	女	手	大4退	14	74	女	手	大12卒	16		
14	女	手	大9退	17	75	女	手	大11退	15		
15	女	手	大10卒	17	76	男	手	大8退	16		
16	女	手	大8退	15	77	男	手	大10退	16		
17	女	手	大10卒	21	78	男	手	大8退	17		
18	女	手	大5退	15	79	女	手	大8退	18		
19	女	手	大10卒	17	(T7 入学)						
20	女	手	大4退	10	80	男	手	昭3卒	22		
21	男	手	大8退	17	81	男	手	大9退	15		
22	男	手	大8卒	17	82	男	手	大10退	16		
23	男	手	大5退	14	83	男	手	大8退	17		
24	男	手	大6退	15	84	男	手	大12退	21		
25	男	手	大9卒	19	85	男	手	大8退	12		
26	男	手	大6退	15	86	男	手	大13退	15		
27	男	手	大9卒・死	19	87	男	手	大15卒	19		
28	男	手	大9卒	19	88	女	手	昭3卒	19		
29	男	手	大7退	16	89	女	手	昭3卒	18		
30	女	手	大11卒	19	90	女	手	大15卒	18		
31	女	手	大8退	16	91	女	手	大9退	15		
32	女	手	大9卒	16	92	女	手	大13卒	16		
33	女	手	大9卒	16	93	女	手	大12卒	不明		
34	女	手	大8卒	15	94	女	手	大9退	15		
35	男	手	大7卒	19	95	女	手	大12卒	21		
36	男	手	大5卒	19	96	男	手	大11退	28		
37	女	手	大7卒	16	(T8 入学)						
38	女	手	大5退	18	97	男	手	大10退	13		
39	女	手	大8卒	19	98	男	手	大8退	12		
40	女	手	大7退	16	99	女	手	大15卒	18		
41	女	手	大7卒	17	100	女	手	大9退	14		
42	女	手	大5退	17	101	女	手	大13卒	16		
43	男	手	大5退	17	102	女	手	大15卒	17		
44	男	手	大6卒	19	103	男	手	大10退	26		
45	男	手	大6退	16	104	男	手	昭3卒	22		
46	女	手	大5退	14	(T9 入学)						
47	男	手	大7卒	20	105	男	手	大14退	17		
48	男	手	大6卒	19	106	男	手	大12退	16		
49	女	手	大6卒	18	107	男	口	大15退	17		
50	女	手	大6卒	17	108	男	口	大15退	20		
51	女	手	大9退	19	109	男	口	大15退	17		
52	女	手	大5退	15	110	男	手	昭2卒	16		
53	男	手	大6退	14	111	男	手	大11退	12		
(T5 入学)					112	男	手	大12卒	16		
54	男	手	大10退	15	113	男	口	昭3卒	18		
55	男	手	大11卒	15	114	男	手	大11退	17		
56	男	手	大15卒	20	115	男	口	昭10修	24		
57	男	手	大11卒	16	116	男	手	大12退	16		
58	男	手	大9退	14	117	女	口	大15退	16		
59	男	手	大15退	21	118	女	手	大11退	15		
60	男	手	大14卒	24	119	女	手	大12退	17		
61	男	手	大13卒	24	120	女	口	大15退	17		
62	女	手	大11卒	20	121	女	手	大12卒	18		

番号	性別	表出手段	年(卒業/退学)	卒・退年齢	番号	性別	表出手段	年(卒業/退学)	卒・退年齢
122	男	手	大10卒	21	(T13 入学)				
(T10 入学)					182	男	□	昭4退	19
123	女	□	昭10退	22	183	男	□	昭4退	17
124	女	□	昭4退	18	184	男	□	昭5退	17
125	女	□	大15退	13	185	男	□	昭4退	16
126	女	□	昭4卒・死	19	186	男	□	昭5退	21
127	女	□	昭4退	18	187	男	□	昭3退	16
128	女	□	昭4退	18	188	男	□	昭4退	17
129	女	□	昭4退	18	189	女	□	昭10退	22
130	男	□	昭4退	20	190	女	□	昭3退	15
131	男	□	大15退	18	191	女	□	昭5退	16
132	男	□	大15退・死	18	192	女	□	昭4退	16
133	男	□	昭4退	20	193	女	□	昭3退	15
134	男	□	昭10退	24	194	女	□	昭7退	19
135	男	□	大15退	17	195	女	□	大15退	9
136	男	□	昭3退	17	196	女	□	昭7退	16
137	女	□	昭3退	19	197	女	□	昭11卒	23
138	男	手	大15卒	18	198	女	□	昭3退	15
139	男	□	大15卒	22	199	男	□	昭11修	23
140	男	□	大15退	21	200	男	□	昭3卒・死	18
(T11 入学)					201	男	□	昭5退	17
141	男	□	昭5退	17	202	男	□	昭4退	20
142	男	□	昭10退	23	(T14 入学)				
143	男	□	大14退	16	203	男	□	昭4退	18
144	男	手	大12退・死	10	204	男	□	昭5退	15
145	男	□	昭4退	16	205	男	□	昭2退	15
146	男	□	昭4退	16	206	女	□	昭4卒	17
147	男	□	大15退	17	207	女	□	昭3退	13
148	男	□	大15退	13	208	女	□	昭11退	21
149	男	□	昭4退	17	209	女	□	昭2退	10
150	男	□	昭4退	17	210	男	□	昭10修	26
151	男	□	大15退	18	211	男	□	昭4退	18
152	女	□	昭10退	19	※「名古屋市立盲啞学校 啞(聾啞)部 出席表」(1915~1925) 『愛知県聾学校二十五年史』(1940)より筆者が作製。 ※手・・手話 □・・口話 ※卒・・卒業 退・・中途退学 死・・死亡				
153	女	□	昭2退	17					
154	女	□	大12退	17					
155	女	□	昭2退	16					
156	女	□	昭7退	19					
157	女	□	昭5退	18					
158	女	□	昭5退	18					
159	女	□	昭5卒	18					
160	女	□	昭4退	18					
161	男	□	昭4退	18					
162	男	□	大15退	34					
163	男	手	昭2退	21					
(T12 入学)					164	男	□	昭4退	17
164	男	□	昭4退	17	165	男	□	昭4退	18
165	男	□	昭4退	18	166	男	□	昭3退	15
166	男	□	昭3退	15	167	男	□	大15退	13
167	男	□	大15退	13	168	男	□	昭3退	17
168	男	□	昭3退	17	169	男	□	大15退・死	16
169	男	□	大15退・死	16	170	女	□	大15退	14
170	女	□	大15退	14	171	女	□	昭5退	18
171	女	□	昭5退	18	172	女	□	昭10退	24
172	女	□	昭10退	24	173	女	□	昭4退	18
173	女	□	昭4退	18	174	女	□	昭3退	15
174	女	□	昭3退	15	175	女	□	昭6退	17
175	女	□	昭6退	17	176	女	□	昭6退	18
176	女	□	昭6退	18	177	女	□	大15退	16
177	女	□	大15退	16	178	女	□	昭11卒	23
178	女	□	昭11卒	23	179	女	□	昭3退	15
179	女	□	昭3退	15	180	女	□	大15退	13
180	女	□	大15退	13	181	女	□	大13退	17
181	女	□	大13退	17					

橋村によれば、1917(大正 6)年から 1919(大正 8)年までは手真似発音混合時代である。【表 4-1】で見ると、吉澤は、実質的に 1917(大正 6)年度は担当をしていないに等しかった。橋村は、「唯一人で研究するのは困難であるから」<sup>52)</sup>と述べているが、吉澤の不在に対して困難を抱えていたということであろう。その困難の解消のために、橋村は、西枇杷島尋常小学校に在任していた伊藤舜一<sup>53)</sup>に赴任を願いでた。伊藤は 1917(大正 6)年から 1926(大正 15)年まで在任した<sup>54)</sup>。【表 4-1】で見ると、伊藤は年度によって担当は変わっているが、普通科の 1 年から 6 年までのすべての学年を担当している。【表 4-2】からは、伊藤が担当した 1921(大正 10)年の普通科 1 年の在學生からは表出手段として口話が優位になってくるが、1919(大正 8)年は就学者全員が手話法による表出手段を使用していることがわかる。したがって、研究期には口話による教授はされていたが、表出手段として手話法の優位は変わらず、したがって、この点を手話・発音混合と捉えたのであり、名古屋校の口話式聾教育形成過程の特徴であると捉えられる。

口話式聾教育の形成過程の解明に関して、読唇がいつ、何を契機に開始されたかを検討することは必要不可欠な作業である。わが国における発語教授としての読唇は、伊澤修二による視話法が源流となっている。視話法とは、「元も音韻学の一法」<sup>55)</sup>で「読んで字のごとく人の口より発する音を耳で聴くことの代りに目で視る」すなわち、「話を視る方法である」<sup>56)</sup>。そして、伊澤は、この視話法を吃音矯正法に応用し実践した。

橋村によると、読唇とは、「聾児が目で他人の口形口筋の変化を見てその言葉の意味を理解すること」であり、発語とは「自ら他人に分る様に物を言うこと」である<sup>57)</sup>。さらに読唇と発語の関連を以下のように述べている。

読唇は日常学校家庭又は社会に於て最も多く使用せらるる言葉を実物動作又は絵画等に依て面白く絶えず反復練習すれば其目的を達することは、さまで困難ではないけれども、其発語に至りては何分聾児は自ら音韻を調節することも呼吸器及び音韻器官(音器)の作用を十分見分けることも困難であるから自然の口形速度音韻語調で明瞭に発語することが困難である<sup>58)</sup>。

つまり、聾児にとっての困難とは、発語なのであり、したがって、橋村の聾啞児教育の中心課題は「いかに発語を促すか」にあった。そして、発語は「言語中心主義、読唇先進主義、発語自然主義にて教育すべき」とされた。言語中心主義とは、「言語一点張りで教育して事物を言語で理解し発表する様に努むる事、読唇先進主義とは、「読唇を十分練習して後発語を誘発指導すること」、発語自然主義とは、「読唇から発語を誘引指導して自然の口形速度音韻語調で明瞭に発声せしむること」である<sup>59)</sup>。これら 3 大方針の確立によって、口話式聾

教育の実質的な実践が可能となった。

名古屋校が、1917(大正 6)年から 1919(大正 8)年までの時期に読唇を発音教授に取り入れるようになったことは、『創立満拾週年誌』に以下のように記されている。

…発音教授は読唇と相俟ちて初めて、効果あるものなり。本校之に鑑み、読唇を併せ研究するに及び…<sup>60)</sup>

本節において、読唇の開始については、『創立満拾週年誌』によって示されている通り、1917(大正 6)年から 1919(大正 8)年までの時期であると判断できる。その根拠は 1914(大正 3)年の吉澤による研究発表である。吉澤の研究項目の中には、すでに読唇による発音指導が示唆されている。名古屋校における口話による教授法への読唇の導入は、大正初期に吉澤によって提唱され、1917(大正 6)年から 1919(大正 8)年までに実践を伴って研究された。

藤川華子は、名古屋校における読唇開始の契機について、①伊澤修二を源流とする視話法を土台とした発音教授、②米国の最新の聾教育情報から得た教育原理の 2 種類が存在するとして、後者による契機が口話式聾教育を用意するものだったとしている<sup>61)</sup>。藤川の示唆する読唇開始の契機に照らし合わせれば、名古屋校における読唇開始の契機は伊澤修二を源流とする視話法が基軸となっているといえる。

しかし、橋村の自伝には、1917(大正 6)年頃に、「米国の口話法雑誌を見て読唇法(リップ、リーディングのシステム)の有ることを知り、発音発語に加味」<sup>62)</sup>したという記述が見られる点から、橋村や名古屋校の教員らが欧米の聾教育情報を得ていたことも看過できない。したがって、視話法を源流とした吃音矯正を応用した発音法に、欧米の読唇法(lip-reading)を取り入れながら口話による教授法の形成を図ったと捉えるべきだろう。

橋村は、「名古屋市立盲啞学校聾部予科用教本編纂経過(昭和二年七月発表)」(1927)において、聾部予科における国語教本についての変遷を一覧表にしている。一覧表によると、1915(大正 4)年頃までは聾啞部予科で使用した教本は、国定教科書であった。1917(大正 6)年頃に、国定教科書に代わる教本として、『一学年用聾啞読本巻一』、『一学年用聾啞読本巻二』を名古屋校聾啞部研究会が編纂し、名古屋校が発行した<sup>63)</sup>。編纂の中心人物は伊藤舜一であった。教本編纂に際しては、手話式教授と発音教授の双方を考慮した点が以下のように記されている。

大正六年頃迄

第二期 国語科的試験期

手真似文字文章 音韻単語 手話筆談発語主義

◎一学年用聾啞読本巻一、二を編纂した。

その目的は手話式教授並に単語発音教授に使用せんが為めで、その単語は身体各部及び学校家庭用具の名称等を選択し、音韻との連絡、発音の難易等を考慮する事なく排列した、而して単語の発音は音韻教授の方便として練習した<sup>64</sup>。

『一学年用聾啞読本巻一』、『一学年用聾啞読本巻二』は 1918(大正 7)年から 1919(大正 8)年にかけて増訂されている。一覧表には、以下のように記されている。

大正八年頃迄

第三期 一般混合期

手真似文字文章 音韻単語単句 手話筆談口話併用主義

◎一学年用聾啞読本巻一、二を増訂した。

実際教授を試みたる結果教材の増補(当用語句)並に配列の順序(音韻発音)を改むる必要を認めて改正した<sup>65</sup>。

1919(大正 8)年頃に口話が教授法として取り入れられるようになったが、手話や筆談を併用していたことがわかる。さらにこの時期に読唇が意識されるようになったことが「発語は実物絵画により、読唇は最初から実物を羅列して練習した。」<sup>66</sup>と記されている。

名古屋校における口話による教授法の研究期には、まず吃音矯正を応用した発音法の考案と研究があった。そこに読唇を加味することで口話式聾教育の原型を形成した。名古屋校では、それに筆談教授を行い、その一方で従来の手話法は減じていく方針を採った。しかし、「…漸次手真似を減じ行かんとの方針を採れりされば全然手真似を禁じたるにあらず…」<sup>67</sup>とあるように、完全に手話を排除したわけではなく、あくまで補助的な役割として位置付けようとしたところに、名古屋校における口話による教授法研究期の特徴がある。

#### 第 4 節 実践期における口話による教授法から口話式聾教育への転換

名古屋校の口話式聾教育の実質的な開始については、『創立満拾<sup>じゅう</sup>週年誌』『愛知県聾学校二十五年史』『人の話を目にて知る』『私の体験せる聾教育』の記録によって、1920(大正 9)年であるとされている。この開始時期については、梶本勝史、藤川華子の研究によっても検討されている。

口話式聾教育が開始された場所については、梶本によると「口話学級の<sup>しんせつ</sup>新設」<sup>68</sup>、藤川に

よると「口話学級における実践」<sup>69)</sup>であるとされているが、上述の資料の中では「口話学級の新設」「口話学級における実践」という記述は見当たらない。つまり、名古屋校には「口話学級」という特別な名称の学級は存在しなかった。口話式聾教育が開始された具体的な学級と内容は、訓導であった安藤太三郎<sup>70)</sup>が1920(大正9)年に担当した哑部普通科1、2年における一連の実践<sup>71)</sup>とするのが適切であろう。【表4-1】によっても安藤が担当していた学級が哑部普通科1学年と2学年であったことが認められる。その具体的な学級の様子は以下の通りである。

…其の時の担任児童は入学後第二年目で総数二十一名であった、これを過去一ケ年間の学業成績と発音成績<sup>72)</sup>とを標準にして、成績不良なる六名を筆談組とし、他の十五名を発音組としたのであった、そして何れも私の担任に属して居たが実際には筆談組の取扱いを主として某助手に託していた…発音組と筆談組とは全く其の取扱い法を異にするので、各々別室に於て指導し接近せしめざるが理想である、…然るに之を別室に切り離すことは、教室不足の為め実現不可能であり、…止むを得ず、背中合せの配置を実施することにした<sup>73)</sup>。

このように成績による評価で児童を分類した教育方法を、安藤は「能力分団」による教育と表現し<sup>74)</sup>、哑部普通科1学年・2学年において口話式聾教育を開始した。しかし、実際にはそれまで使用されていた手話法の優位さに変化がなかったことを安藤は、以下のように述べている。

此の時の児童の年齢は十歳乃至十五歳の範囲の者で其の上手真似生活に馴されていた、是等の児童に対して今更手真似を禁止するが如き事は殆ど不可能であった…<sup>75)</sup>。

【表4-2】で見られる、1920(大正9)年入学者と1921(大正10)年入学者の表出手段の混在は、安藤が口話式聾教育に邁進する一方で、手話法を払拭できなかった結果を示しているといえられる。安藤は翌年の1921(大正10)年に読唇の研究を志して、東京聾哑学校師範科へ入学し、小西信八、石川兩から欧米の聾哑教育と読唇法に関する指導を受け、その後は読唇指導に集中して取り組んだ<sup>76)</sup>。【表4-1】の担当者一覧によれば、安藤は1921(大正10)年9月に復職しているため、東京聾哑学校における在籍は半年程度のものであったと推察される。東京盲哑学校での安藤による読唇法の学びが、手話の完全排除という口話式聾教育を完成させたといえられる。安藤は、口話式聾教育の指導に関して、その注意点を次のように述べている。

…特に注意せねばならぬ事は口話の指導者である限りは、絶対に手真似を使用してはならぬ、言語一点張りで聾児の有つ手話的思想の総てを征服するだけの固い覚悟をもって努力しなければ、決して効果は現れるものではない…<sup>77)</sup>

このように、口話式聾教育は、手話を使用せず、発語・読唇に徹した教授を行うものであった。本章第4節で検証しているように、名古屋校における発音教授は、1919(大正8)年までは手話・口話併用の「口話による教授法」であったが、1920(大正9)年に発語・読唇に徹した口話式聾教育へ転換したといえるのである。そして、この口話式聾教育が、それまでの手話法優位の教授法を覆し、全国的に広まることとなった。名古屋校が口話式聾教育の先進校、あるいは開拓校であると位置付けられているのはこの点に起因する。

名古屋校において確立された口話式聾教育は、盲啞学校を中心とした研究会や講習会を通じて全国に広まった。口話式聾教育の普及状況を日本聾啞教育会が調査している。それによると、普及状況は以下の通りである。

大正九年度	名古屋市立盲啞学校、日本聾話学校
大正十一年度	大分県立盲啞学校
大正十二年度	長野県立盲啞学校
大正十三年度	岡崎盲啞学校、広島県立聾学校、岡山県立盲啞学校、岩手県立盲啞学校
大正十四年度	東京盲啞学校、東京市立聾学校、三重県立盲啞学校、福岡県立盲啞学校、和歌山県立盲啞学校、神奈川県立盲啞学校、長岡聾啞学校、熊本県立聾啞学校、札幌聾啞学校
大正十五年度	都城聾話学校ほか五校
昭和二年度	旭川盲啞学校ほか十一校
昭和三年度	滋賀聾話学校ほか二校
昭和四年度	八雲聾話学校ほか七校
昭和五年度	宇都宮盲啞学校ほか二校
昭和六年度	山梨盲啞学校ほか七校
昭和七年度	大阪市立聾啞学校ほか一校 <sup>78)</sup>

『盲聾教育八十年史』によると、「昭和十年ごろには、ほとんどすべての聾啞学校に口話式聾教育が採用されるに至った」<sup>79)</sup>。

愛知県においては、岡崎校、豊橋校も名古屋校に追従し、口話式聾教育を実践するに至っ

ている。岡崎校では1925(大正14)年に「学則一部変更して聾啞部に口話式教授法を採」ったことが明記されている<sup>80)</sup>。豊橋校では、在籍した職員の次のような記録が残されている。

浮海高子 (69才、旧姓庄田、元私立豊橋盲啞学校聾啞部教員、〈住所略〉)

…私は、大正十四年九月から昭和七年三月まで勤め、旭町校舎時代でした。…昭和二、三年ごろ、愛知県聾学校(現、県立名古屋聾学校)で「口話法」の講習会があり、一、二晩旅館へ泊って講習を受けました。私が入る前は口話でなく「手話」でしたが、退職するころは「口話の時間」というものがありました…<sup>81)</sup>

このように口話式聾教育は名古屋校から始まり全国に広まった。口話式聾教育に関する研究会や講習会では、橋村をはじめとした名古屋校の教員が中心となって研究・実践を行なった。1920(大正9)年以降の名古屋校における教員の実践としては、名古屋校で開催された聾教育講習会・研究会が挙げられる。名古屋校における初めての研究会は、1920(大正9)年11月25日に開催された第七回全国盲啞教育大会であった。大会の概要については以下のように記されている

十一月二十五日 以降五日間 本校新校舎講堂に於て第七回全国盲啞教育大会開催。

主なる来賓川本文部省派遣官・宮尾本県知事・佐藤本市長・小泉本県教育課長・堀田本県青年指導主事・市吏員・市会議員・小学校長・新聞記者二十余名。出席者は正員聴講者合せて九十名にして全国五十八校及四団体より派遣されたるものなり。研究授業は小川町の当校舎に於て行ひたり<sup>82)</sup>。

内容としては、以下の通りである。

第一日 文部省諮問案、各校提案、熱田参拝

第二日 授業参観及批評会

第三日 盲案及実験談、岸高氏欧米盲啞教育の趨勢、クレーマー嬢米国聾児発音教授の現状

第四日 離宮参観、市内見学

第五日 聾案及実験談、石川氏聾啞教育と発音、共通案、盲案<sup>83)</sup>

第2日目に研究授業を行っていることがわかる。授業者を明記した史料は管見の限り見当たらないが、名古屋校からの出席者は、訓導吉田角太郎<sup>84)</sup>、訓導田岡金四郎<sup>85)</sup>、安藤太

三郎とある<sup>86)</sup>ところから、これら3名が授業者だったのではないかと思われる。

その後、1926(大正15)年までに、名古屋校において、5つの研究会・講習会が行われている<sup>87)</sup>。これらの研究会・講習会では、橋村をはじめとする名古屋校の教員が口話法の実施、国語(会話)教授の実際、読唇発語の興味の喚起等、口話式聾教育に関する講習を行っていた<sup>88)</sup>。例えば、文部省主催の第一回聾教育夏期講習会は以下のように記録されている。

第一回聾教育夏期講習会	大正十四年七月二十二日	以降七日間	主催文部省
音器の機能と聾啞の原因		京都府立医科大学教授	中村 登
言語中枢と聾教育との関係		東京聾啞学校教諭	川本宇之介
口話式実施に関する諸問題		名古屋市立盲啞学校長	橋村 徳一
初等部予科第二学年国語(会話)教授の実際			
	{	同 教諭	伊藤 舜一
		同 訓導	猶村 正一
		同 同	長谷川ゆき
初等部第一学年教授の実際	{	同 教諭	吉田角太郎
		同 同	安藤太三郎
		同 訓導	安藤 こう
課外講演			
口話式聾教育と聾児のある家庭との連絡		近江八幡口話法研究所長	西川吉之助
出席者	講習修了者	三十五校六十七名	<sup>89)</sup>

名古屋校の教員が口話式聾教育の教員養成の役割を担っていたことが看取される。また、川本宇之介によれば、「…名古屋校においては、…言語教授法の教授の研究に努力し、実績をあげていった。しかし、名古屋校における業績はこれにとどまらず、その業績を示す論文、報告等重要なものが沢山ある」とし『口話式聾教育』に掲載論文を掲げて「口話法の進歩と普及に、如何に寄与したかを示す」<sup>90)</sup>としている。このように、名古屋校の教員は、研究・実践に留まらず、成果を論文や報告書あるいは教本の製作<sup>91)</sup>を行った。

口話式聾教育の普及は、聾啞部卒業生の職業領域拡大と社会生活の向上に寄与したと考えられる。例えば、第3章第3節において、盲啞学校卒業生の進路状況について考察を行なっているが、名古屋校聾啞生の進路においては、1922(大正11)年の時点で、卒業生の進路先は「裁縫」「本校助手」「友禅模様染・下絵職」「写真修正」「撃剣道具製造」であった。

【表4-3】は、1923(大正12)年以降の卒業生の進路先一覧である。

1922(大正11)年までの進路先と比較すると、多岐に及んでいる<sup>92)</sup>。口話式聾教育が全国

の盲啞学校に普及する 1930 年代になると、「汽車弁折箱製造工」「洋服職工」「陶器画工」「扇面画工」「木製玩具塗職工」「毛布織工」「石鹼職工」「指物職工」「木魚職工」「エナメル製作職工」など製造業に関わる職種がさらに増加している<sup>93)</sup>。口話式聾教育の普及と職種の増加は比例していると捉えられる。

【表 4-3】 名古屋校 聾啞生卒業後進路(1923~1926)

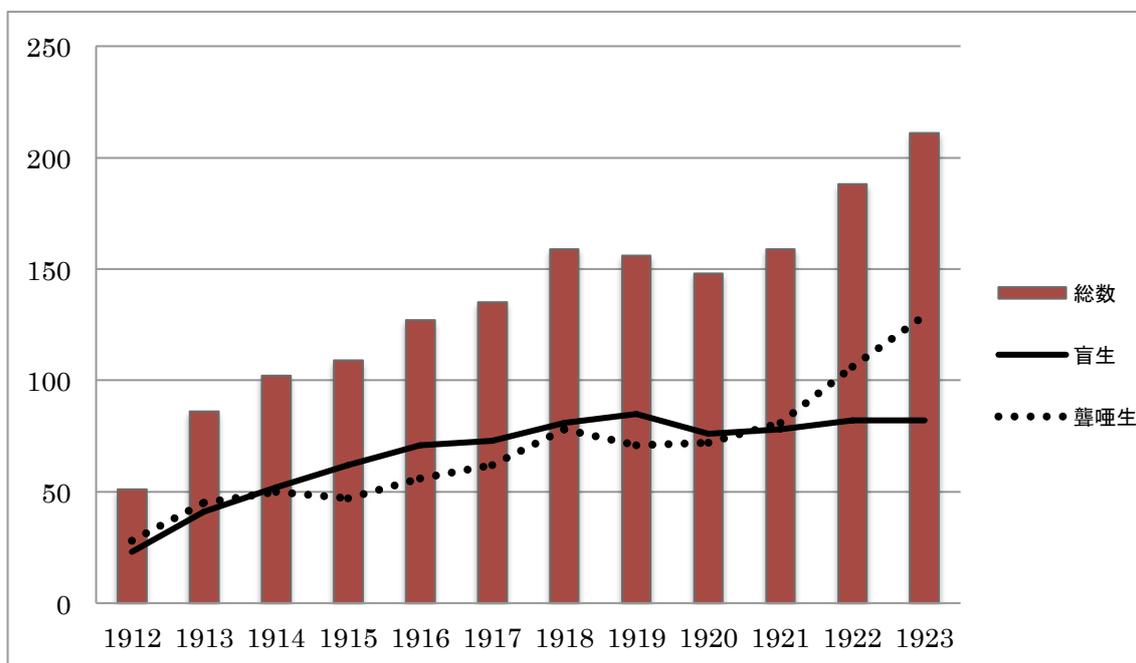
科目 進路	男	女	合計
1 和裁縫内職		4	4
2 家庭ミシン内職	1		1
3 表具師	1		1
4 画家	1		1
5 ヤスリ製造職工	1		1
6 メリヤス職工	2		2
7 京都映画カメラマン	1		1
8 店員	1		1
9 農業	3		3
10 洋服見習工	2		2
11 愛知時計株式会社職工	1		1
12 結髪見習		1	1
13 洋服見習	1		1
14 図案	1		1
15 自転車店員	1		1
合計	17	5	22

『創立満拾週年記念誌』(1922)より筆者が作成

【図 4-1】は、名古屋校の就学者数の推移である。名古屋校の総数としては、1919(大正 8)年と 1920(大正 9)年で減少しているが、1921(大正 10)年からは増加傾向にある。これを盲生、聾啞生別に見ると、1921(大正 10)年に盲生数と聾啞生数が逆転して、聾啞生数が増加していることがわかる。聾啞生数の増加は、名古屋校が口話式聾教育を確立し、普及した時期と重なっている。名古屋校における聾啞生の増加傾向は、名古屋校における口話式聾教

育の形成過程の中で見られる。

【図 4-1】 盲・聾啞生別就学者数



『愛知県統計書』(1911)~『愛知県統計書』(1923)より筆者が作成

名古屋校が、口話式聾教育による言語習得を達成させるために行ったこととして、学則変更による就学期間の延長措置が挙げられる。就学期間の延長は、従来、就学者の保護的機能として捉えられてきたが、名古屋校においては口話式聾教育に関連した意図が含まれていた。

1922(大正 11)年の学則改正によって、聾啞部普通科は、予備科(2 年)・尋常科(6 年)・高等科(3 年)となり、就学者は、計 11 年間の就学が可能となった。藤川は、学則改正の理由について、「在籍期間の延長を目指した処置ではなく、むしろ入学生の低年齢化を目指すものだった」<sup>94)</sup>としているが、実際は双方の意味を兼ね備える処置であった。在籍期間の延長は、口話式聾教育による言語習得に関して従来の学則では修業年限が短いという知見からであった。学則改正の理由については、『創立満拾週年誌』に、以下のように記されている。

発音教授に関する研究は、諸方面に渉りて行はれしが、従来の学則にては、修業年限短かく、到底予期の成績を収むること能はず、依つて学則改正の必要起り、大正十一年七月大改正を行ひ従来の普通科を尋常科と改め、之に修業年限二ケ年の予備科と同三ケ年の高等科とを前後に附加せり。是に於て学則上の不備は去られたり<sup>95)</sup>。

予備科新設の理由は、「学則変更ニ関スル願」に、以下のように記されている。

聾啞教育ハ常人ノ教育ト異リ学校教育ヲ始ムル以前ニ於テ多大ノ準備ヲ要ス試ニ之ヲ言語ニ就テ考フルニ常人ガ尋常小学校第一学年ニ入学スル迄ニハ少クトモ二千内外ノ言語ヲ理解スルニ聾啞者ニアリテハ殆ンド言語能力ヲ有セズ…本校ガ聾啞者ヲ收容シテ尋常科第一学年ノ課程ヲ施サントスルニハ少ナクトモ二三年ノ準備教育ヲ要ス況ンヤ現今ハ小学校ニ入学スルモノハ幼稚教育ヲ受クルノ状態ナルニ特ニ準備教育ノ必要ナル聾啞者ニ此ノ設備ナカリシハ遺憾ノ極ミト言フベキ故ニ本校ハ此ノ不備ヲ補ヒ教育ノ徹底ヲ計ランタメ予備科ヲ新設セントスル所以ナリ 96)

このように、予備科の新設は、早期教育の必要性に対応する処置であった。予備科は現在の幼稚部に対応することが上述の引用からもわかるが、予備科設置の基本的な考え方は次のように記されている。

ろう啞者は、一通り会話の出来るまでには、一生懸命やっつて幼稚部と小学部はかかり、(どうしても出来ぬ者もあります。)そして、小学校六年程度の読書が出来るまでにはなお数年かかります。この口話式教育が真の特殊教育であります 97)。

1920(大正 9)年 9 月 1 日には、名古屋校において、未就学盲啞児童父兄懇談会が開かれ、授業参観が行われている 98)。名古屋校では、それまでに在籍生の父兄会は行われていた 99)が、就学前の盲啞児童父兄を対象にした懇談会は初めてのことであった。懇談会の詳細が記された資料は管見の限り見当たらないが、橋村を始めとする名古屋校の教員は、口話式聾教育の早期開始と家庭教育を重要視していた。例えば、1927(昭和 2)年のラジオ放送では、聾啞児の早期教育の必要性を次のように保護者に訴えている。

聾のお子さんをお持ちになるおやさん方に、どんな注意が必要であるかと云う事を申し上げたいと思ひます。今日では、昔と違って聾啞の子供に物を言はせることが出来るやうな方法が研究されて居ります。それを私共は聾口話法と申して居ります。…啞の子供に物を言はせるやうにするには、年の小さい程よいのでありますから、耳に故障がありはしないかと気のついたときから口話法を始めて頂きたいのであります 100)。

このように、口話式聾教育の導入と同時に、名古屋校が早期教育の方向性を打ち出したことは特筆すべき点であろう。

また、名古屋校では、口話式聾教育の成果を示すために、就学者の発音を写音レコードとして録音した。写音レコードに録音するようになった経緯を橋村は卒業記念として以下のよう述べている。

私は名古屋市立盲啞学校の橋村であります。今回初等部の卒業生を送るにあたりまして、父兄の方々から卒業記念に過去 8 年間の教育の結果を、レコードに収めて寄付したいとのことを申し出られたのであります。口話法のために半生を捧げてきた私は衷心からこの申し出に感謝し、喜んでお受けいたしましたのであります。御承知の通り、私の学校では十数年前から口話法によって聾児を教育して参りました。その間、私としては、なんら躊躇することなく一意専心、身命を賭し、研究に研究を重ね、努力に努力をいたして今日に至りようやく初期の目的に達することが出来たのであります。しかしながら、私は決して現在をもって満足するものではありません。今後ますます研究して、口話式聾教育の向上を図りたいと思っております<sup>101)</sup>。

写音レコードが、保護者の寄付であったことがわかる。上記 1930(昭和 5)年の録音では、卒業生の一人であった F が以下のように所感を述べている。

私は、F と申します。今年 16 歳であります。今はこうしてお話ができますが、8 年前には一言も物が言えなかったのであります。さらに 8 年の間に今のような幸せな身の上になりました。口話法の教育を受けた私であります。もし、私が口話法の教育を受けなかったらどうです、一生をつまらなくしなければなりません。それを思うと私は幸せであります<sup>102)</sup>。

さらに橋村は、ラジオ放送によって、口話式聾教育をアピールした。初回のラジオ放送は、1926(大正 15)年 2 月 12 日であった。午後 6 時 30 分から 7 時までの 30 分間で、名古屋放送局にて放送された。橋村は、『聾啞の教育』と題して先ず聾教育の一般から口話法の概要を説き、「人道上の急務として結論」付けた<sup>103)</sup>。橋村は、この放送で、聾部初等科第 4 学年の G の会話実演を行なった。放送終了後の様子は以下のように記録されている。

…放送終るや直ちに感謝激励の電話二通話があった。

翌日から市内県下は勿論三重・福岡・岐阜・朝鮮等の遠隔の地から電報・手紙・葉書を寄せられ或は自ら聾教員たらん事を願出られた教師もあり、或は態々校門を叩いて激賞し親しく本校の模様を観察されたのもあった。殊に朝鮮仁川の磯部氏は感激の余

り名古屋新聞を介して金一封を贈られた。尚当時開会中の別項記載初学年口話式講習会の講習員諸君から多大の寄附金を贈られたので此の本邦最初の聾啞児ラヂオ放送の挙を記念する為パンフレットを刊行して同情者に配布した<sup>104)</sup>。

本放送で会話実演を行なったGは、「我が身の物語」の中で、当時の様子を以下のように述べている。

…大正15年2月12日の場合は名古屋放送局で私の話を放送して皆様に聞いていただきました。このときは、遠方の方々から。私の話がよくわかったと言ってお便りをいただきました。そのときの嬉しかったことは一生忘れることはできません<sup>105)</sup>。

その後、1936(昭和11)年6月15日までに計12回のラヂオ放送<sup>106)</sup>を行なった。豊橋校が、寄付者を募るためにマスメディアを多用したことは第1章で明らかにしているが、名古屋校においても「…放送に依って広く世に聾教育を理解させる事が出来た事を喜ばしく思ふ」<sup>107)</sup>とあるように、メディアの使用は口話式聾教育の全国的な普及に効果的であったと考えられる。

以上検討してきたように、名古屋校における口話式聾教育の形成過程の特徴としては、口話式聾教育が開始された1920(大正9)年から1922(大正11)年にかけての移行期間があること、口話式聾教育の効果を向上させるために、学則変更によって、就学期間の延長を図ったこと、口話式聾教育において早期教育の方向性をとったこと、教員による研究会・講習会の開催、論文や報告書の作成・掲載、教本の作成を積極的に行っていたこと、口話式聾教育の普及のためにラヂオ放送をしたり、『写音レコード』に発音を録音したりしたことが挙げられる。

## まとめ

本章では、大正期の名古屋校における口話式聾教育成立の特質の解明を試みた。その結果、口話式聾教育の成立過程には橋村をはじめとする教員の実践が強く反映されており、その過程は段階を経て徐々に口話による教授法から口話式聾教育へと移行したものであったことが解明された。

名古屋校における口話式聾教育の形成過程の特徴としては、次の5点が挙げられる。

1点目の特徴は、口話式聾教育の準備期間といえる1912(大正元)年から1914(大正3)年の、

名古屋校校長であった橋村による音声学的研究の開始である。このような橋村による発語に関する研究の萌芽は、橋村の官立東京盲啞学校師範科在籍時から見られた。橋村の教育的関心は、聾啞生による発声であったが、この時期には発声の仕組みへ向けられていた。

2点目の特徴は、1915(大正4)年から1919(大正8)年までの研究期間において、実践された口話による教授法は、吃音矯正法を応用したものである点とそこに読唇を加えて口話式聾教育の原型を形成した点にある。吃音矯正法の応用による教授法は吉澤によるものであった。橋村は、それまで盲啞学校において優位であった手話法の社会的な限界を悟り、口話による教授法の導入を決意した。口話による教授法に読唇が加えられたのは、1917(大正6)年から1919(大正8)年までの時期である。読唇導入の契機としては、吉澤の考案した吃音法応用の口話による教授法の開始であり、伊澤修二の視話法を源流とするものである。橋村や名古屋校の教員は、欧米の読唇法(lip-reading)の情報を得ていたという点から、口話法による教授法は、視話法を源流とした発音法に、欧米の読唇法(lip-reading)を取り入れて形成された。この時期には、口話による教授とともに補足的に手話を使用していた。橋村はこの時期を手真似発音混合時代としているが、この点は名古屋校における口話式聾教育の形成過程の特徴である。

3点目の特徴は、口話式聾教育の開始は1920(大正9)年に認められるが、手話の完全排除という典型的な口話式聾教育の形をとるのは1922(大正11)年からという点である。口話式聾教育の実践開始は安藤によるが、安藤自身の手話使用に対する捉え方の変化があった。その契機は、東京盲啞学校師範科での読唇法を学んだことであった。

4点目に早期教育の方向性と口話式聾教育期間の延長を伴った学則改正を行ったことである。1922(大正11)年の学則改正では、聾啞部普通科を予備科・尋常科・高等科とし、修学生は11年間の在学が可能となった。予備科の新設は、早期教育を目的としたものであった。就学前の保護者を対象にした懇談会や授業の公開等を行い、口話式聾教育の低年齢からの開始をねらった。

5点目の特徴は、教員による研究会・講習会への積極的な参加である。名古屋校では、大正期に計6回の研究会・講習会を行った。それらの研究会・講習会では、名古屋校の教員が講師として講習を行い、口話式聾教育普及の役割を担ったとみることができる。また、機関誌に論文や報告書を掲載したり、聾啞生のための教本を作成したりして口話式聾教育の普及を図った。また、ラジオ放送や写音レコードによる聾啞生の発音の記録をすることによって口話式聾教育のアピールを行った。

以上の特徴から、名古屋校における口話式聾教育の形成は、橋村をはじめとする名古屋校の教員による実践が推進力となっているといえる。また、名古屋校では、技芸科において、就学者の在籍期間が長期に渡る傾向にあったように、名古屋校は普通科においても、口話式

聾教育の習得のために在籍期間を延長して 11 年間の在籍を可能とした。この点は、技芸科と同様に、就学者の保護とともに、就学者の社会的な自立を援助する役割も担っていたといえる。

しかし、本研究が注目した口話式聾教育の形成過程では、どのような実態の就学者に対して口話式聾教育の効果が見られたかという点の解明ができなかった。就学者の聴力の記録が残されていないためである。そのため、口話式聾教育は、残存聴力の有無によって、一部の聾啞生には成果を上げたが、全ての聾啞生に対応した教育法であったかという点では疑問が残っている。口話式聾教育は、1920 年代から 1930 年代にかけて、聾啞学校を中心に普及したが、手話の使用を禁じたことで、教育法としての限界があったのではないかと考えられる。大阪市立聾啞学校校長であった高橋潔は、口話式聾教育に疑問をもち、手話と口話の双方を認める「適正教育」<sup>108)</sup>を主張し、実践した。高橋の実娘である川淵依子著『ろう教育者 高橋潔と大阪市立聾啞学校 手話を守り抜いた教育者たち』の中で高橋は、次のように述べている。「・・・口話学校は単なる日本語学校、会話学校、乃至は全く治療所、矯正所としか私には見られないのであります。私はそれよりも先ず、一日々々成長して行く生活者として彼等の精神的生活の糧を与えて行かねばならない、それには彼等の母国語である手話に依らねばならぬと考えたのであります。手話は要するに教育の手段、即ち日本文を読み日本文を書くようにならしめる為の手段であり、それと同時に彼等の精神内容を豊富ならしめんが為の手段でありました。」<sup>109)</sup>

1930 年代以降、口話法は、手話法との確執が顕著になり、手話・口話論争へと発展することになった。手話・口話論争については、川本が『ろう言語教育新講』において詳細に当時の状況を記している<sup>110)</sup>。本論では口話式聾教育の形成過程に着目したために、手話・口話論争についての言及はしていないが、口話式聾教育が聾啞者のために成立しながら、聾啞者の言語使用を制約したという点で、教育法としては限界があったことを歴史の教訓として理解する必要がある。

【注】

- 1) 「学則変更ニ関スル願」(1922)には、「…言語ニ就テ考フルニ常人ガ尋常小学校第一学年ニ入学スル迄ニハ少クトモ二千内外ノ言語ヲ理解スルニ聾啞者ニアリテハ殆ンド言語能力ヲ有セズ…」とある(名古屋市立盲啞学校「学則変更ニ関スル願」大正十一年、四月二十六日『大正六年起 学則変更ニ関スル申請及認可書』1917~1922)。
- 2) 名古屋市立盲啞学校編『創立満拾週年誌』1922、p.52.
- 3) 同上、p.49.
- 4) 古河太四郎(1845~1907)は、京都市上京区第十九番校(待賢小学校)の教員であった。1873(明治6)年に上京区第19番組長熊谷伝兵衛が二人の啞児の教育を託したことから古河による盲・聾教育は開始された(中野善達・加藤康昭『わが国特殊教育の成立』東峰書房刊、1967、p.309)。1875(明治8)年に第19校に瘖啞教場を開設した(京都府教育会『京都府教育史』上、1940、p.503)。
- 5) 古河太四郎「京都府下大黒町待賢校瘖啞生教授手順概略」『教育雑誌』第64号附録、1878、pp.1~74.
- 6) 同上、pp.1~3.
- 7) 中野善達・加藤康昭『わが国特殊教育の成立』東峰書房刊、1967、pp.314~315.
- 8) 古河太四郎「京都府下大黒町待賢校瘖啞生教授手順概略」『教育雑誌』第64号附録、(前出)、pp.6~22.
- 9) 同上、pp.22~74.
- 10) 同上、p.4.
- 11) 川本宇之介「古河先生とその聾啞教育思想」『口話式聾教育』第1巻第2集、1925、pp.54~55.
- 12) 前掲論文、p.55.
- 13) 前掲論文、p.55.
- 14) 大久保利謙・上沼八郎は、伊澤修二(1851~1917)の思想と行動を整理して大きく3期に分けている。それによると、第1期前期は、幕末から1890(明治23)年頃までで、愛知師範学校長(1874)を勤め、米国留学(1875)を行っている。第1期後期は、文部省官吏として東京師範学校長(1878)、文部省書記官(1881)、東京音楽学校長(1888)、東京聾啞学校長(1890)を勤めている。第2期は、1890~1898年頃までで、第日本教育会参事(1889)、国家教育社長(1890)等、国家教育社を中心とした活動、台湾教育の実践を行っている。第3期は、1898~1918年までで、貴族院議員を務める傍ら、楽石社(1903)を中心とした吃音矯正運動を展開している。(大久保利謙・上沼八郎「伊澤修二の国家主義教育思想-明治教育思想の1系譜-」『名古屋大学教育学部紀要』第5巻、1959、p.44)

- 15) 川本宇之介『ろう言語教育新講』全国聾学校長会、1954、pp.88~89.
- 16) 文部省編『盲聾教育八十年史』1958、p.54.
- 17) 川本宇之介『ろう言語教育新講』全国聾学校長会、(前出)、pp.90~94.
- 18) 同上、pp.93~94.
- 19) 藤川華子「名古屋市立盲啞学校における口話教育実践の開始とその歴史的意義」『ろう教育科学』第53巻第3号、2011、p.43.
- 20) 聴覚障害者教育福祉協議会編『聴覚障害者教育福祉協議会 八十年史』2011、p.1.
- 21) 『口話式聾教育』は日本聾口話普及会が発足した際に機関誌として1925(大正14)年2月に発刊された。刊行は第1巻(1925[大正14]年2月)から第7巻3号(1931[昭和6]年3月)までである。橋村徳一の論文の多くはこの『口話式聾教育』に掲載されている。論文の内容を見てみると、音韻に関する具体的な教授法や口話法の目的・主義といった概論的なものが多数を占めている。1931[昭和6]年4月からは、雑誌名を改題して、『聾口話教育』(聾教育振興会)となった。『聾口話教育』は1941(昭和16)年3月まで刊行された。
- 22) 聴覚障害者教育福祉協議会編『聴覚障害者教育福祉協議会 八十年史』(前出)、pp.2~3.
- 23) 同上、p.2.
- 24) 川本宇之介『ろう言語教育新講』全国聾学校長会、(前出)、p.94.
- 25) 同上、p.94.
- 26) 橋村徳一『人の話を目にて知る』私家版、1940、p.31.
- 27) 名古屋市立盲啞学校編『創立満拾週年誌』1922、p.41.
- 28) 川本宇之介「欧米に於ける聾児教授法最近の傾向」『口話式聾教育』第1巻、1925、p.5.
- 29) 前掲論文、p.41.
- 30) 前掲論文、p.41.
- 31) 橋村以外の3人は以下の通り。安藤太三郎(訓導：盲、啞・普通科)・加藤安蔵(訓導：盲、鍼灸)・金児はしの(助手：聾、裁縫)。金児はしのは1911(明治44)年に私立名古屋校を卒業し、嘱託教員として1912(大正元)年に助手として赴任し、その後は助手として1928(昭和3)年まで勤務した(名古屋市立盲啞学校『創立満拾週年誌』(前出)、pp.64~66)
- 32) 愛知県編『愛知県統計書』1912.
- 33) 名古屋市立盲啞学校編『創立満拾週年誌』(前出)、p.49.
- 34) 同上、p.52.
- 35) 『教育時論』1908、第828号.
- 36) 佐々木順二・中村満紀男「聾啞学校における専門的教員の増加および口話法の導入と保護機能の分離-大正期から昭和戦前期の福岡盲啞学校を事例として-」『心身障害学研究』

第 28 卷、2004、pp.82~83.

- 37) 前掲論文、p.85.
- 38) 藤川華子「名古屋市立盲啞学校における口話教育実践の開始とその歴史的意義」『ろう教育科学』第 53 卷第 3 号、(前出)、pp.44~45.
- 39) 橋村徳一『人の話を目にて知る』私家版、(前出)、p.31.
- 40) 小西信八は、東京盲啞学校、東京聾啞学校の校長を務め、盲聾教育に従事した。
- 41) 橋村徳一『人の話を目にて知る』私家版、(前出)、p.37.
- 42) 名古屋市立盲啞学校編『創立満拾週年誌』(前出)、p.53.
- 43) 橋村徳一『人の話を目にて知る』私家版、(前出)、pp.37~38.
- 44) 同上、p.38.
- 45) 名古屋市立盲啞学校編『創立満拾週年誌』(前出)、p.52.
- 46) 同上、p.52.
- 47) 橋村は、聾教育の目的においてナトルプやベルゲマンが主張した「社会的見地から」の「教育説」に注目した。それは、教育の目的を個人の開発においたヘルバルト主義教育学思想とは対照的に、社会的観点から教育を考えるものであり、人間は社会生活を介して、「人」となりうるというように個人より社会に重きをおく教育観であった。橋村の聾啞者の認識はあくまで「社会の中に生成発展しつつ、社会を構成している」人であった。したがって、「社会がなければ個人はなく、個人がなければ社会はない」のであり、橋村はその関係を「社会は個人的社会で、個人は社会的個人」であると捉えた。橋村の考える聾教育とは、「聾啞者をしてよりよき社会的個人たらしむる」営みであり、その目的は「彼等が独立自営して多少なりとも国家社会のために貢献し得る」点にあった。(橋村徳一「聾教育の目的」『口話式聾教育』第 1 集、1925、pp.14~17)つまり、橋村の聾啞教育における最終的な目的は、聾啞者の社会的陶冶であった。

翻って、手話法は、「聾者の個人性を開発することを主眼」(同、p.15)とした個人本位の教育観を内在させている。したがって手話を意思表示の手段としている限り聾啞者の社会的陶冶は叶わないと橋村はとらえた。聾啞者を社会的に陶冶するためには、社会が理解可能な表出手段、すなわち発語の獲得が必要なのであった。さらに橋村は、聾教育の目的として、「国家公民的人格の養成」を掲げている。「彼等が独立自営して多少なりとも国家社会のために貢献し得る」しかしながら「彼等を不生産者、被保護者、又は被犯罪者には断じてしてはならない」(同、p.16)のである。このような教育観は、盲啞学校に赴任し、実際に聾啞児への教育に対峙した中で形成されたと推察される。
- 48) 吉澤武雄は名古屋校訓導として 1914(大正 3)年から 1917(大正 6)年まで、嘱託職員として 1918(大正 7)年 2 月 20 日から同年 6 月 21 日まで勤務した。吉澤の履歴の詳細に

については、明らかにされていない(藤川、2011)が、本論文では1922(大正11)年の時点で、福岡県枝光三菱骸炭所にいた(名古屋市立盲啞学校編『創立満拾週年誌』[前出]、p.64)ことがわかった。

- 49) 橋村徳一『人の話を目にて知る』私家版、(前出)、p.38.
- 50) 藤川華子「名古屋市立盲啞学校における口話教育実践の開始とその歴史的意義」『ろう教育科学』第53巻第3号、(前出)、p.45.
- 51) 愛知県聾学校編『愛知県聾学校二十五年史』1940、p.87.
- 52) 橋村徳一『人の話を目にて知る』私家版、(前出)、p.39.
- 53) 伊藤舜一は、訓導として1917(大正6)年に赴任し、1924(大正13)年に教諭となって1926(大正15)年まで勤務した。その後、大阪府立聾学校長に就任した。伊藤は、「聾啞国語読本巻一」・「聾啞国語読本巻二」・「聾児会話読本」・「国語教授法」を編纂したとされる(橋村徳一「本校聾啞生の発語発音成績に就て」『口話式聾教育』第5巻1929、p.39)。『創立満拾週年誌』(1922)には、聾啞児読本の編纂について、次のように理由が述べられている。「国語科に於ける教科書は、従来国定教科書を用ひ来たりしも、之もとより聾啞生に適切ならず、よつて適切なる材料の選択と、発音教授に適切なる教材の排列とに注意し、聾啞読本巻一、二を編纂せり。」(名古屋市立盲啞学校『創立満拾週年誌』[前出]、p.53)
- 54) 愛知県聾学校編『愛知県聾学校二十五年史』(前出)、p.378.
- 55) 伊澤修二『視話法』大日本図書、1906、p.1.
- 56) 同上、p.6.
- 57) 橋村徳一「発語初歩教授に就て」『口話式聾教育』第5巻、1929、p.11.
- 58) 前掲論文、p.11.
- 59) 前掲論文、pp.11~18.
- 60) 名古屋市立盲啞学校編『創立満拾週年誌』(前出)、p.52.
- 61) 藤川華子「名古屋市立盲啞学校における口話教育実践の開始とその歴史的意義」『ろう教育科学』第53巻第3号、(前出)、p.38~39.
- 62) 橋村徳一『人の話を目にて知る』私家版、(前出)、p.39.  
引用文中の「口話法雑誌」については、愛知県立千種聾学校に所蔵されている点から、『THE VOLTA REVIE』であると思われる。
- 63) 『一学年用聾啞読本巻一』、『一学年用聾啞読本巻二』の編纂年については、橋村による「名古屋市立盲啞学校聾部予科用教本編纂経過(昭和二年七月発表)」では「1917(大正6)年頃」、愛知県聾学校編『愛知県聾学校二十五年史』(1940)では「1918(大正7)年」(愛知県聾学校編『愛知県聾学校二十五年史』p.103)と表記されている。本論文では、橋村

による記述を提示して考察する。編纂者の記述は、橋村徳一による自伝(『人の話を目にて知る』私家版、[前出]、p. 39)による。

- 64) 橋村徳一「名古屋市立盲啞学校聾部予科用教本編纂経過(昭和二年七月発表)『口話式聾教育』第3巻第8号、1927、p.16.
- 65) 前掲論文、p.16.
- 66) 橋村徳一「単語教授の失敗談」『口話式聾教育』第5巻第11号、1929、pp.26~27.
- 67) 名古屋市立盲啞学校編『創立満拾週年誌』(前出)、p.53.
- 68) 梶本勝史「わが国聾教育における口話法の開拓-橋村徳一を通して-」『ろう教育科学』第20巻第3号、1978、p.105.
- 69) 藤川華子「名古屋市立盲啞学校における口話教育実践の開始とその歴史的意義」『ろう教育科学』第53巻第3号、(前出)、p.39.
- 70) 安藤太三郎は、訓導として1912(大正元)年に赴任し、1930(昭和5)年まで教諭兼訓導として勤務した。その後は、東京都立大塚聾学校長、足立聾学校長に就任した。1912(大正元)年より盲部の担当であった安藤太三郎は、1919(大正8)年より啞部にて伊藤と共に指導を開始する。安藤は、専ら普通科の1年、2年、3年あるいは予科1年を担当している。安藤は『聾啞国語読本巻四』を編纂したとされている。また、安藤が研究の要として加わった1919(大正8)年に口話式聾教育の3大主義すなわち言語中心主義・読唇先進主義・発語自然主義を確立した(橋村徳一『人の話を目にて知る』私家版、[前出]、p.40)。
- 71) 安藤太三郎『私の体験せる聾教育』私家版、1935、pp.24~34.
- 72) 発語・発音成績とは、個々の聾啞児の発語・発音の傾向を調査し、進歩の状態を把握するとともに、聾啞児の一般的な発語・発音の傾向を統計表にまとめ、教授の改善を図ろうとしたものである。例えば、「各音韻明瞭比較表によつて大体本年の成績は昨年よりも九%程高くなつた事と、清音より濁音の方が向上率が少なかった事が判つた。…清音よりも濁音の方が向上率の少なかったのは教授法の困難と注意の足らなかつた為か、…是等の事業と原因を察知する事によつて将来の教授方案が考察されると思ふ。」(橋村徳一「本校聾啞生の発語発音成績に就て」『口話式聾教育』第5巻 1929、pp.21~29)というように、口話式聾教育を実践的に体系化した。

また、名古屋校では入学児に対して検査を行っていた。入学児の検査については、次のように記されている。「…本校には、低能児学級の設なければ、随つて収容児童は普通能力児ならざるべからず、玉石混合之を収容するは、優劣何れにも不利なればなり。故に入学に際しては、学理的精神検査を行ひ、普通能力児以上の者を入学せしめたり。」

(名古屋市立盲啞学校編『創立満拾週年誌』[前出]、p.54)入学募集要項を見ると、「身体並に能力を検査して入学許否を決定す」とある。(名古屋市立盲啞学校「口話式初歩教育幼聾児募集」『口話式聾教育』第3巻第1号、1927、pp.28~29)このように、名古屋校は、知能検査によって入学者の選別を行っていた。

- 73) 安藤太郎『私の体験せる聾教育』私家版、(前出)、pp.25~26.
- 74) 同上、p.25.
- 75) 安藤太郎『私の体験せる聾教育』私家版、(前出)、pp.32~33.
- 76) 同上、pp.23~24.
- 77) 同上、p.108.
- 78) 公益財団法人聴覚障害者教育福祉協会編『聾教育百年の歩み』1979、pp.118~119.
- 79) 文部省編『盲聾教育八十年史』(前出)、p.121.
- 80) 財団法人私立岡崎盲啞学校編『創立四十周年記念』1943、p.6.
- 81) 愛知県立豊橋聾学校編『拓く径 愛知県立豊橋聾学校八十年史』1978、pp.171~173.
- 82) 愛知県聾学校編『愛知県聾学校二十五年史』(前出)、p.115.
- 83) 雑録「第七回盲啞教育大会・大会出席者一覧表」『聾啞界』第22巻、1920、p.40.
- 84) 吉田角太郎は、1919(大正8)年~1924(大正13)年に訓導・教諭として名古屋校勤務に勤務した。1931(昭和6)年より奈良県立聾学校の初代校長となった。著書に『最近思潮リズム陶冶の実践』(1935)、『独りで出来る最新吃音矯正法』(1933)、『実相聾教育概論』(1940)がある。
- 85) 田岡金四郎は、1920(大正9)年~1923(大正12)年に訓導として名古屋校勤務に勤務した。
- 86) 雑録「第七回盲啞教育大会・大会出席者一覧表」『聾啞界』第22巻、(前出)、p.45.
- 87) 5つの研究会については以下の通り。
  - 1921(大正10)年 11月6日 第1回東海盲教育及び聾教育研究会
  - 1925(大正14)年 1月6日 第1回聾教育口話法講習会
  - 1925(大正14)年 7月22日 第1回聾教育夏期講習会
  - 1925(大正14)年 7月22日 第2回聾教育口話法講習会
  - 1926(大正15)年 7月27日 第3回口話法研究会(愛知県聾学校編『愛知県聾学校二十五年史』(前出)、pp.445)
- 88) 愛知県聾学校編『愛知県聾学校二十五年史』(前出)、pp.445~450.
- 89) 同上、pp.446~447.
- 90) 川本宇之介『ろう言語教育新講』全国聾学校長会、(前出)、p.102.
- 91) 名古屋校において編纂された聾啞生のための教科書、教本の特徴としては、言語の獲

得を目的として編纂されていて、文字の習得を狙ったものではないという点が挙げられる。『聾国語教本 巻一』(1927)には次のように記されている。「本書は専ら言語練習用として編纂したもので決して文字を授ける為のものではない。依って絵画は児童の学習上に利用し文字は指導者(教師父兄)の参考に供されたい。」「『聾国語教本』編纂の趣旨は、「…読唇を反復練習しつつ、発語基本練習(呼吸練習 音器の訓練 発声練習 聴覚練習) 感覚練習 学習訓練等を行い而して後発語指導を始める」ことにあった。最終的な目的は、あくまでも発語にあった。橋村の著書『口話式聾教育音韻教授法』(1922)は、大正初期からの橋村の研究の総括として位置付けられる。原著においては、総数 169 頁に及び、発語の構造が詳細に述べられている。第一編が「音韻教授の実際的研究」と表記されているが、朱で「音韻教授法概論」と訂正されている。橋村が研究の成果を教授という形で普及させるという思惑の変化があったと推測できる。

- 92) 愛知県聾学校編『愛知県聾学校二十五年史』(前出)、pp.406~409.
- 93) 同上、pp.409~420.
- 94) 藤川華子「名古屋市立盲啞学校における口話教育実践の開始とその歴史的意義」『ろう教育科学』第 53 巻第 3 号、(前出)、p.40.
- 95) 名古屋市立盲啞学校編『創立満拾週年誌』(前出)、p.54.
- 96) 名古屋市立盲啞学校「学則変更ニ関スル願」大正十一年、四月二十六日『大正六年起学則変更ニ関スル申請及認可書』1917~1922.
- 97) 橋村徳一『人の話を目にて知る』私家版、(前出)、pp.31~32.
- 98) 愛知県聾学校編『愛知県聾学校二十五年史』(前出)、p.114.
- 99) 同上、p.81~113.
- 100) 橋村徳一「盲聾者の教育についてラヂオ放送」『口話式聾教育』第 3 巻 第 10 号、1927、p.10.
- 101) 橋村徳一「卒業記念」1930、録音日不明
- 102) F「卒業記念」1930、録音日不明
- 103) 愛知県聾学校編『愛知県聾学校二十五年史』(前出)、p.437.
- 104) 同上、p.437.
- 105) G「我が身の物語附単語」1929、6月29日録音
- 106) 12回のラジオ放送の概要は以下の通り。
  - ①1926(大正 15)年 2 月 12 日 午後 6 時 30 分~7 時 名古屋放送局  
橋村徳一「聾啞の教育」名古屋校聾啞部初等科 4 学年 G 会話実演
  - ②1926(大正 15)年 3 月 14 日 午後 6 時 30 分~6 時 45 分 大阪放送局

- 大阪医科大学加藤亨「聾啞の口話教育」名古屋校初等部 1 年 H と橋村による対話
- ③1926(大正 15)年 9 月 30 日 時間不明 名古屋放送局  
橋村徳一「盲人の教育」
- ④1927(昭和 2)年 9 月 12 日 時間不明 名古屋放送局  
橋村徳一「盲聾者の教育に就て」
- ⑤1928(昭和 3)年 10 月 22 日 午後 7 時 15 分~7 時 45 分 名古屋中央放送局  
西川吉之助による娘浜子へ口話教育を施すに至った動機と経過の概要、口話式聾教育の効果
- ⑥1930(昭和 5)年 5 月 24 日 午後 6 時~ 名古屋中央放送局  
名古屋医科大学附属病院耳鼻咽喉科部長八木沢文吾「聾啞と其の教育」名古屋校初等部本科 1 年 I、J、K、L、M による会話・談話・朗読
- ⑦1931(昭和 6)年 9 月日にち不明 時間不明 名古屋中央放送局  
橋村徳一「欧米の盲啞教育について」
- ⑧1931(昭和 6)年 10 月 18 日 午後 7 時~ 名古屋中央放送局  
聾教育振興会長侯爵徳川義親「聾教育に就て」名古屋校初等部本科 2 年 I、N、O、P による会話と唱歌合唱
- ⑨1933(昭和 8)年 4 月 30 日 午前 11 時~11 時 45 分 名古屋中央放送局より全国中継  
橋村徳一によるハイニッケの功績と口話法に就ての講演、名古屋校聾生による学芸会
- ⑩1934(昭和 9)年 10 月 21 日 午後 8 時~ 名古屋中央放送局より全国中継  
関西地方風水害における遭難者への「慰の辞」中部日本代表者として名古屋校初等部 4 年 Q が選出された。
- ⑪1934(昭和 9)年 11 月 1 日 午後 9 時~ 名古屋中央放送局  
橋村徳一「口話式聾教育に就て」
- ⑬1936(昭和 11)年 6 月 15 日 午前 11 時 10 分~11 時 40 分 名古屋校より全国中継  
名古屋校授業の実況放送
- ・ 初等部本科 2 年以上 体操
  - ・ 初等部予科 1 年 佐藤学級「学習態度の養成と読唇指導」
  - ・ 初等部予科 3 年 嘉儀学級「読唇指導」
  - ・ 初等部予科 1 年 村松学級「発声の誘導」
  - ・ 初等部予科 2 年 安藤学級「リズム指導」
  - ・ 初等部予科 2 年 後藤学級「発語指導」
  - ・ 初等部本科 1 年 黒河内学級「会話指導」
  - ・ 初等部本科 1 年 小倉学級「読方指導」

- ・ 初等部本科 5 年 市橋学級「珠算指導」
- ・ 中等部家具科 「実習指導」
- ・ 中等部洋裁縫科 「実習指導」
- ・ 初等部本科 4 年 富坂学級 バンド「軍艦マーチ」
- ・ 初等部本科 2 年以上 唱歌「君が代」「日の丸」

(愛知県聾学校編『愛知県聾学校二十五年史』(前出)、pp.437~443)

107) 愛知県聾学校編『愛知県聾学校二十五年史』(前出)、p.443.

108) 川渕依子『ろう教育者 高橋潔と大阪市立聾啞学校 手話を守り抜いた教育者たち』  
サンライズ出版株式会社、2010、p.26.

109) 同上、pp.57~62.

110) 川本宇之介『ろう言語教育新講』全国聾学校長会、(前出)、pp.110~123.

## 終章 展開期における盲啞学校の学校基盤の形成と盲・聾啞者教育の定着

### 第1節 盲啞学校における学校基盤の形成と盲・聾啞者教育の定着

本論では、明治期に成立した盲啞学校が大正期にどのように展開したかについて、愛知県内 3 盲啞学校を事例にして明らかにした。これまでの研究において、大正期から昭和期にかけて、盲啞学校の枠組みは「慈善」から「教育」へと転換することが定説とされてきたが、1910 年代から 1920 年代までの盲啞学校の様相については、実証的な研究の蓄積が不十分であった。しかし、本論において、愛知県における盲啞学校 3 校を事例にし、学校の維持・運営、就学者、職業教育、教育方法といった盲啞学校における盲・聾啞者教育の実態について明らかにすることができた。特に名古屋校に関しては、現存する出席表からデータベースを作成したことで、名古屋校の普通科および技芸科に在籍していた就学者の在籍期間や兼修の実態を実証的に解明することができた。以下、章ごとに明らかになった点を記す。

第1章では、盲啞学校がどのように学校の基盤形成を図ったかという点の解明を試みた。京都盲啞院と楽善会訓盲院の学則と豊橋校・名古屋校の学則を比較することで、豊橋校・名古屋校が、京都盲啞院や楽善会訓盲院(東京盲啞学校)を参考にして学則を作成したことが明らかになった。このことから、京都盲啞院や楽善会訓盲院(東京盲啞学校)が学則や教則の基準となって、新設盲啞学校はそれらを踏襲しながら、学校独自の学則や規則を制定したと結論づけられた。初期盲啞学校は、制度上は規定されていたものの、各学校の主體的な工夫の余地があったと捉えることができ、この点は、各学校の維持・運営にも反映されていた。

盲啞学校の維持・運営は財政的困難を避けられず、廃校に追い込まれる盲啞学校も少なくなかったが、愛知県内 3 盲啞学校は、廃校の危機はあったものの、現在も県立盲学校・県立聾学校として現存している。廃校の危機を回避するために、3 校が、どのように学校の維持・運営を図ったかという点を 3 校の就学者推移、授業料収入の比較、補助金額の推移、寄付金の割合と寄付金獲得の方法、についてグラフを作成して検証した。名古屋校に関しては、公立移管の背景を検証した。その結果、3 校が独自に工夫をして学校の基盤を形成したことが明らかになった。

豊橋校・岡崎校では、慈善演芸会を催して、寄付金を募っていた。豊橋校では、慈善演芸会の詳細を新聞で報道するなど、寄付金の確保のためにマスメディアを多用し広く宣伝を行った。岡崎校の学校の維持・運営に関しては、就学者による授業料収入に加えて、広範囲に及ぶ多数の寄付者と寺社団体による多額の寄付金が学校の維持・運営上大きな位置を占めていた。また、頼母子講による収入が総収入の 3 割を占めるなど頼母子講が重要な資金源で

あった点、1915(大正4)年に法人化して学校運営を存続させた点が特徴的である。名古屋校は、1912(大正元)年に名古屋市へ市立移管している。その背景としては、1点目に、京都盲啞院の府立移管、楽善会の官立移管という先例があったこと、2点目に、校主兼校長であった中村雅吉や名古屋市長阪本鈺之助に、大都市に取り込まれ、経済的な援助を得て存続する学校構想があったことが挙げられた。名古屋校の市立移管の背景には、寄付に頼る学校運営の限界と移管後の安定的な学校の維持・運営への期待があった。

創成期の盲啞学校は、障害者救済という慈善的目的から設立されたことは前述したが、愛知県の盲啞学校の設立を学校の基盤の形成という視点から検証した結果、1900(明治33)年前後の愛知県では、教育の整備・拡張に対する積極的な取り組みがあったことから、愛知県の盲啞学校に対する捉え方は、盲啞学校設立当初から慈善的というよりは、教育に特化したものであったことが明らかとなった。

初期盲啞学校は、指導者養成・盲聾啞教育の拡充・学校形成基盤の基準としての機能をもった京都盲啞院・楽善会訓盲院(東京盲啞学校)を始めとして、地方に設立された。地方に設立された盲啞学校は、京都盲啞院・楽善会訓盲院(東京盲啞学校)を基準として、学則や教則を作成し、独自に工夫をして学校の基盤を形成した。この時期に、学校の基盤形成を万全に行うことが、学校を存続させるための盲啞学校の重要な課題であった。

第2章では、盲啞学校の就学の実態を盲啞学校の保護的機能という視点から、検証した。

名古屋校では、1920年代初期に、盲生・聾啞生への技芸を授ける教育が、「職業教育」と同義的に使用されるようになり、「職業教育」を「普通教育」と並んで「公民的人格」の基礎として位置付けるようになった。「技芸教育」から「職業教育」への用語の転換期の起点としては、学則改正が考えられた。名古屋校では、学則の改正を繰り返す中で、技芸科が「職業教育」を施す学科として明確に位置付けられ、現在にも継承されている職業教育の原型が確立されたことが明らかになった。

1900年代の全国的な盲啞学校数の増加は、私立校の増加によるものであり、就学者数は私立盲啞学校の増加とともに比例して増加傾向にあった。私立学校における就学者増は、盲生数の増加に伴うものであった。背景としては、当時社会問題化していた日露戦争後の傷痍軍人の処遇の問題や内務省令第十号「按摩術営業取締規則」による指定校認可制の導入によって、免許取得のために、盲啞学校を選択する盲者が増加した点を挙げた。

愛知県内3盲啞学校の中では、名古屋校において就学者数の急増期が見られた。背景としては、名古屋校が市立移管し、授業料減となった点や寄宿舎の併置・乙種按摩科の指定校認可の取得等、就学者のニーズに応じる環境を整えたことを提示した。名古屋校のように、公立移管を果たし、経済的・環境的基盤を構築した盲啞学校では、市の財政によって学校運営の基盤が安定した。一方、私立校であった豊橋校と岡崎校では、就学者数の推移が大正期

を通して安定せず、増減を繰り返していた。両校ともに、盲生よりも聾啞生が多い傾向があり、この点は全国的な傾向と相反していたことから、盲啞学校の盲生・聾啞生の就学者数は地域的な偏りがあることが明らかになった。また、修業年限 2 年の乙種按摩科の指定校認可の有無が、就学者数の増減に影響を与えていた。

中途退学に関しては、豊橋校と岡崎校では、「貧困」による中途退学者の割合が多く、盲啞学校が「貧困者」への学費軽減措置をとっていたものの、十分に教育保障がなされなかった実態が認められた。また、3 校共に、学力不足や学業についていくことができない就学者の中途退学が認められた。中途退学の理由としては、親元を離れられない「家事都合」や学力に関わる事項、病気等、「貧困」だけではない盲者や聾啞者を取り巻く様々な要因が認められた。名古屋校では、中途退学を行う特殊な形として、飛び級が認められた。飛び級は、就学者の保護という観点からは、矛盾するようであるが、名古屋校では、学業を優先する傾向があったと結論付けた。

3 校の就学者の修業年限や年齢を学則で比較したところ、普通科の修業年限は共通していたが、技芸科では学校や学科によって差異があった。また、規定外の年齢の就学者が認められた。このように、修業年限や修業年齢は、各校の裁量で定められていたが、学則では、就学者の就学期間の実際が把握できないため、『名古屋市立盲啞学校啞(聾啞)部出席表』から『名古屋校啞(聾啞)部データベース』を独自に作成して、就学期間の実態を検証した。その結果、名古屋校では、修業年限である 6 年を超えて在籍する就学者が約 70%に及ぶことがわかった。就学期間が長期に渡る理由は、留年と学則変更による在籍期間の延長措置である。このような長期に渡る就学期間は、就学者の基礎学力の向上・普通教育の要求・学力および職業技術不足の解消に対処するためであり、換言すれば、就学者が社会的に自立して生活を営めるために必要とされた力を身につけるためであった。つまり、名古屋校では、就学期間を延長することで、就学者の就労や生活に関して保護的な役割を担ったということができる。

第 3 章では、盲啞学校における「就学者の社会的自立の援助」という視点から、職業技能を獲得するための技芸科の実態を明らかにした。

1906(明治 39)年から始まる一連の全国盲啞教育会議では、盲啞学校における卒業生の就労困難という教育課題に対して、技芸科における職業教育の充実を図る案件が議論された。愛知県内 3 盲啞学校はこのような全国盲啞教育大会において、盲啞学校の職業教育について、各学校の実態を踏まえた議論を重ねながら障害に応じた職種を具体的に決定していった。盲生にとっては、鍼灸灸治科の指定認可に関わる整備、聾啞生にとっては障害に適した職種の模索と具体化が進行した。

技芸科の実態を具体的に考察するために、『名古屋校啞(聾啞)部データベース』から「名古屋校啞(聾啞)部技芸科履修者一覧」を作成した。それを基にして、技芸科の履修者数、履

履修期間、兼修率をグラフ化して、技芸科の履修の実態を考察した。

履修者に関しては、名古屋校技芸科履修者数の減少傾向に注目し、その背景を考察した。その結果、背景として、技芸科の位置付けの変化を指摘した。技芸科の位置付けの変化とは、技芸科選択可能な学年の繰り上げや技芸科が法令によって、中等部へ昇格したことを指す。技芸科における履修者数の変化は、技芸科を選択できる普通科の学年が要因となっていた。技芸科選択可能な学年は、名古屋校の7回に渡る学則変更によって、繰り上げられていた。学則変更の主な理由は基礎学力の充実と向上であった。また、技芸科は、1923(大正 12)年制定の「盲学校及聾啞学校令」によって、中等部へと位置付けられた。中等部技芸科を選択するには、初等部を卒業する必要があるため、普通科に在籍しながら技芸科の科目を履修する兼修者が減少した。1916(大正 5)年から、年によって増減はあるものの、全体としては減少傾向を示している技芸科の履修者数から、一見技芸科は、縮小したように見えるが、実際は縮小したのではなく、実質的に名古屋校に位置付けられたといえる。

履修期間に関しては、技芸科履修者は、長期間履修する傾向があることが明らかになった。盲啞学校における長期の在学期間は、聾啞者への基礎教育を充実させるという目的を果たすための就学形態として保護的に機能したとともに、就学者に職業技能や技術を教授することで社会的自立への援助となった。

兼修に関しては、対象とした技芸科科目履修生 86 名の中で、図画科と家具科の科目を履修した者は全員(32 名)が普通科の在籍者であった。つまり、図画科と家具科の科目履修生は、全員が兼修を行っていた。裁縫科では、約 9 割の就学者が兼修を行っており、普通科に在籍せずに、裁縫科の科目のみを履修する就学生が認められた。盲啞学校では、兼修という就学形態が一般的に行われていたことが実態として見られた。しかし、この兼修という就学形態も、前述したように 1916(大正 5)年を境に減少し、1924(大正 13)年からは、出席表上は消失する。普通初等科 6 学年を終了した後、中等部に昇格した技芸科を選択するという就学形態をとるようになったからである。兼修が必要とされた要因については、まず、就学者の就学目的が挙げられた。多くの就学者の盲啞学校選択の最終的な目的は、職業技能の獲得にあったが、技芸科の科目を履修するためには十分な基礎学力が必要であったために、普通科在籍となった。2 点目に教員不足という要因である。発見された出席表からは、1917(大正 6)年を境にして教員増が認められるため、1917(大正 6)年以前は、教員不足が兼修の必要性の一要因であったといえる。

以上のように、名古屋校の就学者は、技芸科における職業技能の獲得を求めて名古屋校に入学し、兼修という就学形態により普通科の学力とともに職業技能を身につけるために長期にわたって在籍する傾向があった。技芸科は、障害に応じた職業教育を長期に渡って施すことで就学者の社会的自立に貢献した。この点は、名古屋校・豊橋校の盲部において、技芸科

の履修者の7割を超える卒業生が職業を得ていたことから窺うことができる。技芸科は、特に盲者にとって、生活に直結した必要不可欠の場であった。初期盲啞学校期にカリキュラム化された盲聾啞生への職業教育は、大正期において徐々に形態を変化させながら最終的に法的に位置付けられて就学者に関わるようになった。

第4章では、コミュニケーションスキルを獲得するための口話式聾教育の形成過程の分析を行った。聾啞生への言語指導は、大きく手話法と口話法に分けられ、明治後期から大正前期にかけては、聾啞教育では手話法による教授が主流であった。手話法が主流であった聾啞教育に発音による教授を導入することは、伊澤修二による視話法の指導実践はあったものの、研究・実績の蓄積は無いに等しかった。

1912(大正元)年から1914(大正3)年まで、名古屋校訓導であった橋村は、まず、口話による教授法構築への準備段階として、日本語の発音法を研究した。橋村による発音に関する研究の萌芽は、橋村の官立東京盲啞学校師範科在籍時から見られ、その教育的関心は、聾啞生による発声であったが、この時期には発声の仕組みへ向けられていた。

名古屋校校長へ就任した橋村は、盲啞学校での教授経験から、コミュニケーションという点で、社会における手話法の限界を感じ、口話による教授法の確立を目指した。口話による教授法の開始は、吉澤によるもので、吃音矯正法を応用したものであった。しかし、啞(聾啞)部就学者の卒業時における表出手段(手話法・口話法の別)の検証から、吉澤の発音指導は、口話式聾教育法の土台を形成したが、成果としては研究の域を出なかったことが明らかになった。

吉澤による吃音矯正法を応用した口話法に読唇が加えられたのは、1917(大正6)年から1919(大正8)年までの時期である。読唇導入の契機としては、伊澤修二の視話法を源流とするものであった。この時期には、口話による教授とともに補足的に手話や筆談を使用していたが、読唇が加味されたという点から、口話式聾教育の原型が形成されたといえる。橋村による手真似発音混合時代は、口話式聾教育の原型形成期であり、名古屋校における口話式聾教育の形成過程の特徴である。

口話式聾教育は、訓導安藤太三郎によって開始された。安藤の手記の検証によって、安藤が1920(大正9)年に担当した啞部普通科1、2年における一連の実践が口話式聾教育の開始であることが明らかになった。安藤は、1921(大正10)年に、東京盲啞学校師範科へ入学し、校長小西新八らから欧米の聾啞教育と読唇法に関する指導を受け、その後1922(大正11)年に、手話の完全排除という典型的な口話式聾教育を完成させた。名古屋校において確立した口話式聾教育は、盲啞学校を中心とした研究会や講習会、名古屋校教員による論文や報告書の機関誌掲載、ラジオ放送等を通じて全国に広まった。名古屋校における口話式聾教育の特徴としては、早期教育の方向性を打ち出した点にも認められる。

名古屋校における口話式聾教育の形成は、橋村をはじめとする名古屋校の教員による実践が推進力となっていて、その過程は段階を経て徐々に口話による教授法から口話式聾教育へと移行した。また、口話式聾教育の普及は、聾啞生の職業領域の拡大と社会生活の向上に貢献し、盲啞学校の存在意義を高めることとなった。その一方で、口話式聾教育が、手話の使用を一切禁じたことから、手話法との確執が顕著になり、1925(大正 14)年頃から手話・口話論争が見られるようになった。大阪市立聾啞学校校長であった高橋潔は、口話式聾教育を疑問視し、大阪市立聾啞学校においては、手話と口話の双方を認める教授を目指した。「障害者の権利に関する条約」において、手話が正式な言語であると規定された<sup>1)</sup>現在からすると、口話式聾教育は、手話を一切禁止したという点で、教育方法としての限界があった。聾啞者の社会的自立を目指すあまり、社会における多数の健聴者に合わせるために手話を禁じ、読唇と口形による日本語の習得を強いた点は、問題点であったといえるだろう。

本論の結果より、明らかになった点として、以下の4点が挙げられる。

第1に、愛知県内3盲啞学校の財政基盤の特徴が明らかになったことである。豊橋校・岡崎校は、大正期を通じて私立校であったが、学校支援者を確保または拡大することで学校存続を図った。学校支援者の確保には学校独自の特色があり、豊橋校ではマスメディアを多用することで、学校の宣伝効果をねらった。岡崎校では寺社団体を中心に支援者を募り、支援者は愛知県内の広範囲に及んだ。また、岡崎校は法人化することで学校経営の安定を図ろうとした。名古屋校は、大正期に公立移管することによって、財政的な困窮状態を解消し、学校本来の目的である職業教育の充実や教育方法の構築に専念することが可能となった。

名古屋校の学校基盤の安定は、職業教育を施した技芸科と聾啞者に特化した教育法の口話式聾教育の定着につながった。この点は、佐々木順二による先行研究と比較すると、学校基盤形成や教育法の定着と就学者への保護的機能との関連という点で異なっている。佐々木によると、和歌山県立盲啞学校は、県立移管後に、財政的な安定を得て、教育が拡充した<sup>2)</sup>。同校では、県立移管後の「口話法」の本格的導入に伴って、盲啞学校の「保護機能」の役割を果たしていた授産施設「和歌山聾啞興業会」は、「学校の役割から分離」された<sup>3)</sup>。名古屋校では、市立移管後に学校の基盤が安定し、技芸科と口話式聾教育の定着が図られた。技芸科と口話式聾教育は、就学者の長期間に渡る在籍期間や職業獲得の拡大に関わっているため、名古屋校では、学校基盤の安定により、保護的機能が学校において継続したと捉えることができ、和歌山県立盲啞学校の事例とは異なる実態であったといえる。

第2に、盲啞学校における就学者の就学形態の中で、就学者の在籍期間が長期間に及ぶことである。本研究では、名古屋校に現存する就学者の11冊分の出席表中、在籍総数289名をデータベース化したことで、これまでの学事年報や先行研究には記録されてこなかった就学者の入学年、卒業・中退年、技芸科との兼修の期間、飛び級の実態などが明らかになり、

そこから就学者の在籍期間の実態が解明された。就学者の長期間の在籍は、留年や在籍期間の延長措置などによるものであった。就学期間の延長によって、就学者は、基礎学力の向上を図った上で、普通教育の学力を身につけ、職業に関する技能不足を補った。就学者は、社会的自立と生活に必要とされた力を身につけるために盲啞学校に長期間在籍した。このことは、盲啞学校が、就学期間を延長することで、就学者の就労や生活に関して保護的な役割を担ったことを意味する。盲生の就学者数に関しては、内務省令第十号「按摩術営業取締規則」によって、盲人のみが受けられる乙種試験に対応した修業年限 2 年の乙種按摩科の指定校認可が就学者数の増減に関係していた。名古屋校の事例のみでは、一般化して説明することは困難であるが、このような研究の集積が一般化に結びつくと考えられるため、今後はひとつでも多くの実証的な事例研究を行うことが課題でもある。

第 3 に、このような就学者の長期に渡る在籍の一つの要因が技芸科にあったことである。本研究では、普通科に在籍しながら、技芸科の科目を履修する兼修を分析概念として設定し、技芸科の特徴や盲啞学校における位置付けの考察を試みた。この作業によって、展開期の技芸科は、聾啞部では聾啞生に適した職業教育の模索と構築の時期となり、盲部では盲生の生活に直結した職業技術と免許取得のために必要不可欠の場となったことが明らかになった。就学者は、技芸科における職業技能の獲得を求めて盲啞学校に入学し、兼修という就学形態により長期に渡って在籍した。また、技芸科の卒業生の多くが職業を得ていたことから、盲啞学校における技芸科の必要性と重要性が増したことを指摘した。ただ、卒業生の職業獲得に関しては、本研究の結果のみで結論づけるには不十分であるといえ、社会一般の状況において、人手不足という背景があったことも考えられる。この点については、今後課題として調査する必要がある。盲啞学校における職業教育は、序章において先行研究でも概観したように、佐々木順二・中村満紀男の研究によって、盲啞学校が就労施設を設立して、卒業生の就労機会を提供し、職業技能教育を補ったことが明らかにされている<sup>4)</sup>。ここから、展開期の盲啞学校では、職業教育の方向性として、技芸科における設備と教育の充実を図った学校と就労施設を付設させた学校が存在したと明示でき、この点は、展開期の盲啞学校の職業教育に関する特徴といえよう。

第 4 に、名古屋校では、技芸科の位置付けの変化と同時期に、口話式聾教育が成立したことである。本論では、これまで曖昧であった名古屋校における口話式聾教育の成立過程の解明から、聾啞生への教育方法として、段階的な手話の排除と口話式聾教育への移行があったことを明らかにした。口話式聾教育の普及は、技芸科における職業技能の習得も伴って、卒業生の職業拡大につながった。その一方で、口話式聾教育が、手話の使用を一切禁じたということから教育方法という点で限界があり、手話が正式な言語であると規定されている現在から見れば、問題点を残すものであったことも理解しなければならない。現在は、補聴器

の使用や人工内耳の普及に伴って、口形とともに聞こえた音を頼りに発音を覚える「聴覚口話法」、口話・手話・指文字等全ての方法を活用する「トータルコミュニケーション」、人工内耳からの信号を使用して聴覚を最大限に引き出すことを目的とする「オーディトリリー・バーバル法」等様々な口話法が展開されているが、口話式聾教育が限定的に聴覚障害者を捉えて実践されたものであった点を歴史の教訓として、現代の教育方法そのものの再検討に生かすべきである。

本論文の目的は、「展開期の盲啞学校における視覚・聴覚障害者教育の定着と定着過程の解明」にあった。本論から明らかになった上述の4点からは、名古屋校においては、視覚・聴覚障害者教育の定着が認められる。豊橋校・岡崎校の2校に関しては、展開期を通して就学者数が安定しなかったというように、研究対象とした時期において、視覚・聴覚障害者教育が定着したとは言えないが、学校財政基盤を構築するための工夫や全国盲啞教育会議を受けて技芸科を整備した点等から、定着に向けたプロセスを見ることができる。この結果から、盲啞学校における視覚・聴覚障害者教育の定着には、「公立移管」が一つの素因になったと結論付けることができる。

総じて、展開期の盲啞学校では、盲・聾啞者は慈善ではなく教育の対象であったことが明らかであった。また、明治期に慈善的目的から設立された盲啞学校は、展開期において教育的要素を強めて盲・聾啞者に対峙した。多くの盲啞学校が、学校の維持・運営に経済的な問題を抱え、盲啞学校での教育は盲・聾啞者に限られてはいたが、盲啞学校が、公教育の中に組み込まれて展開した点に、盲啞学校の歴史的意義を見出すことができる。盲啞学校の後に障害者教育の進展が続くことから、法的な根拠をもって展開した盲啞学校は、障害者教育の歴史的諸相を探る一端として位置付けられるといえよう。

## 第2節 本研究において残された課題

本研究は、展開期の盲啞学校における盲・聾啞者教育についての検討・考察を行った。一方、本研究において十分に明らかにできずに残された課題を挙げれば、次の通りである。

まず、欧米の盲啞教育の日本における盲啞学校成立への影響である。本研究では展開期の盲啞学校における特徴の一端を歴史的に明らかにしたが、欧米の盲聾教育の思想や活動が盲啞学校成立に及ぼした影響については今後検討すべき課題である。また、山尾庸三によって盲・聾啞者教育の分離構想があったにもかかわらず、第2次小学校令においては、盲・聾啞者を収容する盲啞学校の設立となった。この背景について本論では論じることができなかったが、盲啞学校の成立の解明のために、検証する必要がある。

第 2 に、本研究が対象にした時期は 1872(明治 5)年から 1923(大正 12)年であり、時期区分の根拠を 1923(大正 12)年の「盲学校聾啞学校令」制定にしているが、盲啞学校は「盲学校聾啞学校令」制定後も存続したことから、1923(大正 12)年以降の発展期について検証する必要がある。

第 3 に、本研究では、専ら盲啞学校の学校運営や就学形態といった実態に焦点化して検討を重ねたが、盲啞学校に関わった人物の思想的側面の考察は不十分であった。盲啞学校の成立と展開に関わった人物の思想や理論の検討は今後の課題である。特に橋村徳一思想・実践に対する批判的検討は本研究においてなされておらず、今後の課題として挙げられる。

第 4 に、就学者の卒業後についての実態把握と実態に付随する背景の検討である。例えば、前述したように、就学者の職業獲得の背景に関しては、本研究の結果のみで結論づけるには十分ではなく、社会的な情勢を踏まえた背景の考察が必要であった。この点については、今後課題として調査する必要がある。

第 5 に、本研究では、一次史料を使用して盲啞学校の実態を実証的に検証することを重視したが、入手した史料に偏りがあり、盲部の実態の検証が不十分となってしまった。今後は、盲部に関する史料を入手し、実態を解明する必要がある。

第 6 に、本研究の分析は、愛知県の盲啞学校を対象としたものであるが、全国に存在した盲啞学校についても実証的に実態を検証し、日本全体の盲啞学校史を構築する必要がある。前述したように、名古屋校の事例のみでは、一般化して説明することは困難である。点在した盲啞学校の実態研究の集積が一般化に結びつくと考えるため、今後はひとつでも多くの実証的な事例研究を行う必要がある。従来の盲教育史、聾教育史といった縦断的な史的記述を超えた盲啞学校の歴史形成は日本における障害者教育の歴史的な性格を解明する上で必要な作業であると考えられる。

【注】

- 1) 「障害者の権利に関する条約」は、2006年12月13日に国連総会において採択、2008年5月3日発効された。日本においては、2014年1月20日批准書を寄託、同年2月19日効力発生となっている。全50条中「第2条 定義」において、「…『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と記されている。

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf>)

- 2) 佐々木順二「和歌山県立盲啞学校の創設期(大正4~大正11年)の教育的課題と和歌山聾啞興業会設立の経緯」『心身障害学研究』第29巻、2005、pp.1~16.
- 3) 佐々木順二「和歌山県立学校における教育組織・方法の確立と保護機能の分離-大正4年~昭和15年-」『聴覚言語障害』第34巻第3号、2006、pp.103~111.
- 4) 佐々木順二・中村満紀男「大正期の福岡盲啞学校における株式会社聾啞工芸品製作所設立の経緯と理念」『心身障害学研究』第25号、2001、pp.111~126.
- 佐々木順二「和歌山県立盲啞学校の創設期(大正4~大正11年)の教育的課題と和歌山聾啞興業会設立の経緯」『心身障害学研究』第29号、(前出)、pp.1~16.

## 参考文献

### 1. 新聞

『参陽新報』

『新愛知』

『新朝報』

『扶桑新聞』

### 2. 雑誌

文部省編『教育雑誌』第 92 号~174 号、1879~1883.

『教育時論』第 828 号~1248 号、1908~1919.

『帝国教育』第 320 号~第 349 号、1909~1911.

東京盲学校『内外盲人教育』第 2 卷夏号、1913.

東京盲学校『内外盲人教育』第 4 卷秋号、1915.

『聾啞界』第 16 号~第 22 号、1917~1920.

『口話式聾教育』第 1 集~第 6 卷、1925~1930.

『愛知教育会雑誌』第 71 号~374 号、1893~1918.

(第 74 号より改題し『愛知教育雑誌』、第 372 号より改題し『愛知教育』)

### 3. 単行本および論文

愛知県議会事務局編『愛知県臨時県会会議録』1897~1901.

愛知県内務部編『愛知県学事年報』第 11 年報~第 20 年報、1897~1906.

愛知県編『愛知県統計書』1910~1923.

愛知県議会事務局編『愛知県議会史』第 3 卷、1959.

愛知県教育委員会編『愛知県教育史』第 3 卷、1973.

愛知県特殊教育の歩み編集委員会編『愛知県特殊教育の歩み』1977.

愛知県立岡崎盲学校編『創立七十周年記念誌』1973.

愛知県立岡崎聾学校編『愛知県立岡崎聾学校創立 100 周年記念誌 別冊』2003.

愛知県立豊橋聾学校編『拓く径 愛知県立豊橋聾学校八十年史』1978.

愛知県立豊橋聾学校編『愛知県立豊橋聾学校 100 年史』1998.

愛知県立豊橋盲学校編『世々に残さむ 豊橋盲学校 80 年の”生涯”』1981.

愛知県立名古屋盲学校編『創立八十周年記念誌』1981.

愛知県立名古屋聾学校編『愛知県聾学校二十五年史』1940.

- 青山武一郎編日本聾啞技芸会本部編『聾啞教育講演会第一回全国聾啞大会日本聾啞技芸会五  
二会出品報告』1907.
- 荒川勇「戦前の文部省官制に見る特殊教育」『精神薄弱問題視研究紀要』第13号、1973.
- 荒川勇・大井清吉・中野善達『日本障害児教育史』福村出版、1976.
- 安藤太三郎『私の体験せる聾教育』私家版、1935.
- 安藤房治「青森県障害児教育史：盲・聾教育の創始と八戸盲啞学校の設立」『弘前大学教育  
学部紀要』第51号、1984.
- 安藤房治「戦前青森県における障害者の生活実態」『弘前大学教育学部紀要』第54号、1985.
- 安藤房治「青森県障害児教育史-青森盲啞学校の設立と戦前における展開-」『弘前大学教育  
学部紀要』第69号、1993.
- 井上久雄『学制論考』風間書房、1963.
- 伊澤修二『視話応用 音韻新論』大日本図書、1906.
- 伊澤修二「吃音矯正と教育」『帝国教育』第327号、1909.
- 伊藤隆二『障害児教育の思想』ミネルヴァ書房、1973.
- 伊藤由可里「戦前期治療教育思想の研究」名古屋大学大学院博士学位論文、2000、3月.
- 植木行宜「当道座の形成と平曲」日本史研究会編『歴史における芸能と社会』みすず書房  
1960.
- 大泉ひろし『障害者の生活と教育』民衆社、1981.
- 大久保利謙・上沼八郎「伊沢修二の国家主義教育思想-明治教育思想の1系譜-」『名古屋大  
学教育学部紀要』第5巻、1959.
- 大沢秀雄「楽善会訓盲院の盲啞生徒が製造した駅通用封筒の発見-前島密と楽善会訓盲院-」  
『筑波技術大学テクノレポート』第15巻、2008.
- 岡典子・中村満紀男・吉井涼「日本の初期盲学校の創設理念とその達成状況に関する検討-  
高田・福島・東海3校の比較-」『障害科学研究』第36巻、2012.
- 岡典子・佐々木順二・中村満紀男「大正12年盲学校令の教育の質の改善に対する効果-公  
布前・後の実態比較に関する研究構想-」『障害科学研究』第37号、2013.
- 岡本稲丸『近代盲聾教育の成立と発展 古河太四郎の生涯から』NHK出版、1997.
- 小川明子「明治期・豊橋から見た中央集権的メディアシステムの形成」『愛知淑徳大学現代  
社会学部論集』第12号、2007.
- 小川克正「特殊教育の最初の用語例とその意味-明治10年代文部省事務分掌規程にみる-」  
『特殊教育学研究』第32巻第4号、1995.
- 小川克正『「特殊教育」概念の変遷-わが国心身障害者教育研究史における樋口長市の地位  
について-』『世界教育史大系33 障害児教育史』講談社、1974.

- 窪島 務『障害児の教育学』青木書店、1988.
- 奥中康人『国家と音楽 伊澤修二がめざした日本近代』春秋社、2008.
- 梶本勝史「わが国聾教育における口話法の開拓-橋村徳一を通して-」『ろう教育科学』第20号第3巻、1978.
- 加藤康昭『盲教育史研究序説』東峰書房、1972.
- 加藤康昭「日本の障害児教育における統合への志向-岡山県下小学校の盲・聾教育について-」『特殊教育学研究』第11巻第4号、1974.
- 加藤康昭「日本における盲人運動の成立とその要求」『障害者問題史研究紀要』第32号、1989.
- 川合章・大槻健編『日本の教育8 障害者教育』新日本出版社、1976.
- 川渕依子『高橋潔と大阪市立聾啞学校 手話を守り抜いた教育者たち』サンライズ出版株式会社、2010.
- 川本宇之介「古河先生とその聾啞教育思想」『口話式聾教育』第2集、1925.
- 川本宇之介「欧米に於ける聾児教授法最近の傾向」『口話式聾教育』第3集、1925.
- 川本宇之介「ろう児および難聴児-ろう教育概説-」『教育大学講座』第29巻、1951.
- 川本宇之介『ろう言語教育新講』全国聾学校長会、1954.
- 川本宇之介『総説特殊教育』湘南出版社、1954.
- 『官報』第8444号、1911、8月14日.
- 内閣記録局編『学制門 法規分類大全』第58巻.
- 北野与一「石川県の障害児教育成立に関する一考察-障害児学校及び障害児学級の成立事情について-」『特殊教育学研究』第18巻第4号、1981.
- 木下知威「待賢小学校瘖啞教場と京都盲啞院に関する資料分析-京都府立盲学校と京都市学校歴史資料館所蔵の明治期資料から-」『日本建築学会計画系論文集』第75巻、第651号、2010.
- 木下知威・大原一興「京都盲啞院における空間構成と教育プログラムに関する研究-明治期の京都盲啞院における建築設計図面、エスキス、関連資料から-」『日本建築学会計画系論文集』第75巻、第647号、2010.
- 『教育年鑑』大正6年版~大正8年版、日本図書センター、1983.
- 京都府教育会編『京都府教育史』上、1940.
- 久米邦武『特命全権大使 米欧回覧実記 初編 米利堅合衆国ノ部』博聞社、1878.
- 久米邦武『特命全権大使 米欧回覧実記 第三編 欧羅巴大洲ノ部上』博聞社、1878.
- 坂井美恵子「3府の盲啞学校則-京都・大阪・東京の盲啞学校教育の共通性と相違点-」『ろう教育科学』2013.

- 佐々木順二「聾啞学校の生活困難問題への対処としての授産施設の設立とその性格の変容-大正期から昭和戦前期-」筑波大学大学院博士学位論文、2004、3月。
- 佐々木順二「和歌山県立盲啞学校の創設期(大正4~大正11年)の教育的課題と和歌山聾啞興業会設立の経緯」『心身障害学研究』第29巻、2005。
- 佐々木順二「和歌山県立学校における教育組織・方法の確立と保護機能の分離-大正4年~昭和15年-」『聴覚言語障害』第34巻第3号、2006。
- 佐々木順二「明治末期から昭和戦前期の耳鼻咽喉科医師による聾啞教育への関与-九州帝国大学医学部耳鼻咽喉科学教室を中心に-」『障害科学研究』第34巻、2010。
- 佐々木順二「私立熊本盲啞技芸学校の県立移管における事業の性格について-大正期熊本県会の審議より-」VISIO No.42、九州ルーテル学院大学、2012。
- 佐々木順二・中村満紀男「聾啞学校における専門的教員の増加および口話法の導入と保護機能の分離-大正期から昭和戦前期の福岡盲啞学校を事例として-」『心身障害学研究』第28巻、2004。
- 佐々木順二・中村満紀男「大正期の福岡盲啞学校における株式会社聾啞工芸品製作所設立の経緯と理念」『心身障害学研究』25巻、2001。
- 清水寛・三島敏男『障害児の教育権保障』明治図書出版、1975。
- 篠田弘・堀浩太郎・井上知則「明治初期における児童の就学状況に関する研究-旧愛知県中島郡下津村下津小学校を事例として-」『名古屋大学教育学部紀要-教育科学-』第27巻、1980。
- 社会福祉調査研究会編『戦前日本社会事業調査資料集成 第7巻 老人・障害者・医療保護』勁草書房、1992。
- 社会福祉法人桜雲会点字出版部 むつぼしプロジェクト編『むつぼしのひかり』墨字訳第1集、2016。
- 財団法人岡崎盲啞学校編『創立二十周年復興記念誌』1923。
- 財団法人岡崎盲啞学校編『創立四十周年記念』1943。
- 財団法人聴覚障害者教育福祉協会編『聾教育百年の歩み』1979。
- 財団法人聴覚障害者教育福祉協会編『聴覚障害者教育福祉協会 八十年史』2011。
- 私立岡崎盲啞学校編『創立満十年建築落成祝賀会記念』1913。
- 私立豊橋盲啞学校編『私立豊橋盲啞学校概況一覽』1910。
- 私立豊橋盲啞学校編『私立豊橋盲啞学校概況一覽』1914、(愛知県立豊橋聾学校編『仮称 豊橋盲啞学校創立誌』(不明)。
- 心身障害児教育財団編『特殊教育三十年の歩み 戦後を支えた人と業績』教育出版、1981。
- 菅達也「明治・大正期における盲啞学校の支援組織に関する歴史的研究」長崎純心大学大

- 学院博士学位論文、2017、3月。
- 世界教育史研究会編『世界教育史大系 33 障害児教育史』講談社、1974。
- 高橋智「障害児教育史研究の課題と展望-1980年代以降の研究動向-」『日本教育史研究』第12号、1993。
- 高橋智「占領期教育改革と障害児教育対象概念の展開-学校教育法・児童福祉法の成立過程を中心に-」『障害者問題研究』第24巻第4号、1997。
- 高橋智「戦前の精神病学における「精神薄弱」概念の理論史研究」『特殊教育学研究』第35巻第1号、1997。
- 高橋智・河合隆平「日本障害児教育史・障害者問題史研究の課題と展望-1990年代以降の研究動向-」『日本教育史研究』第22号、2003。
- 辻浩「社会教育行政論の形成における社会事業の位置と役割-『社会対策』と『教育的デモクラシー』にもとづく教育改革の一考察-」『高知大学教育学部研究報告 第1部』第50号、1995。
- 津曲裕次・清水寛・松矢勝宏・北沢清司『障害者教育史 社会問題としてたどる外国と日本の通史』川島書店、1985。
- 寺脇照雄「盲聾教育の先覚者 長岡重孝」『教育愛知』第22巻第8号、1974。
- 東京教育大学附属聾学校編『東京教育大学附属聾学校の教育-その百年の歴史-』1975。
- 東京盲啞学校編『東京盲啞学校沿革略』1901。
- 東京盲学校編『東京盲学校六十年史』1935。
- 東京聾啞学校編『東京聾啞学校一覽』1936。
- 戸崎敬子『特別学級史研究-第二次大戦前の特別学級の実態-』多賀出版、1993。
- 戸崎敬子『新特別学級の成立・展開過程とその実態』多賀出版、2000。
- 留岡清男『生活教育論』西村書店、1939。
- 内務省地方局編『感化救済小鑑』1911。
- 内閣記録局編『法規分類大全』第58巻、1981。
- 中野善達・加藤康昭『わが国特殊教育の成立』東峰書房刊、1967。
- 中村満紀男・荒川智編著『障害児教育の歴史』明石書店、2003。
- 中村満紀男・岡典子「日本の初期盲啞学校の類型化に関する基礎的検討-明治初期から1923(大正12)年盲学校及聾啞学校令まで-」『東日本国際大学福祉環境学部研究紀要』第7巻第1号、2011。
- 中村満紀男・岡典子「新しい日本障害児教育史像の再構築のための研究序説」『障害科学研究』第35巻、2011。
- 中村満紀男・岡典子「新潟県内盲啞学校5校の経営困難問題と社会的基盤との関連-大正

- 12 年勅令までの高田校と長岡校を中心に-」『障害科学研究』第 36 号、2012.
- 中村満紀男・岡典子「大正 12 年盲学校及聾啞学校令の教育の質の改善に対する効果-公布前・後の盲啞学校の実態比較-」『障害科学研究』第 37 号、2013.
- 名古屋市編『名古屋市会会議録 明治四十四年度』第 25 号、1911.
- 名古屋市編『名古屋市広報』第 4 号、1912.
- 名古屋市編『名古屋市統計書』1899~1924.
- 名古屋市編『新修 名古屋市史』第 5 卷、2000.
- 名古屋市教育委員会編『名古屋市教育史 I 近代教育の成立と展開 明治期~大正中期』2013.
- 名古屋市立盲啞学校編『大正六年起 学則変更ニ関スル申請及認可書』1917~1922.
- 名古屋市立盲啞学校編『創立満拾週年誌』1922.
- 名古屋市立盲啞学校編『啞部 退学生学籍簿 第一号 大正二年起』1913~1925.
- 名古屋市立盲啞学校編『大正四年 啞部生徒出席簿』~『大正十四年 聾啞部出席簿』1915~1925.
- 名古屋市立盲啞学校聾啞部研究会編『一学年用聾啞読本卷一』1925.
- 名古屋市立盲啞学校聾啞部研究会編『一学年用聾啞読本卷二』1925.
- 名古屋市立盲啞学校編「口話式初歩教育幼聾児募集」『口話式聾教育』第 3 卷第 1 号、1927.
- 名古屋市立盲啞学校編『写音レコード』1929~1930.
- 名和月之介「明治中期における仏教慈善事業の形成について」『四天王寺国際仏教大学紀要』第 4 号、2005.
- 西田美昭「盲聾教育形成期における就学保障の展開：京都盲啞院の「発展」と「挫折」(岡田与好教授還暦記念号)」『社会科学研究』第 37 卷第 4 号、1985.
- 乗杉嘉壽「教育の普及と独立」『教育界』第 20 卷第 3 号、1921.
- 乗杉嘉壽「社会教育」『社会教育の研究』同文館、1923.
- 乗杉嘉壽「民衆の教化運動」『内外教育評論』第 14 卷第 8 号、1920.
- 橋村徳一「米国聾啞教育の発達」『聾啞界』第 18 卷、1918.
- 橋村徳一「米国聾啞教育の発達」『聾啞界』第 19 卷、1918.
- 橋村徳一「聾教育の目的」『口話式聾教育』第 1 集、1925.
- 橋村徳一「音韻『ン』の教授法」『口話式聾教育』第 1 集、1925.
- 橋村徳一「口話法に於ける読唇と発音との関係に就いて」『口話式聾教育』第 5 号、1925.
- 橋村徳一「口話法雑感」『口話式聾教育』第 3 卷第 2 号、1927.
- 橋村徳一「名古屋市立盲啞学校聾部予科用教本編纂経過(昭和二年七月発表)」『口話式聾教育』第 3 卷第 8 号、1927.

- 橋村徳一「盲聾者の教育についてラヂオ放送」『口話式聾教育』第3巻第10号、1927.
- 橋村徳一「口話法雑感(読唇先進主義続)」『口話式聾教育』第4巻第1号、1928.
- 橋村徳一「純口話法とは何ぞや」『口話式聾教育』第4巻第1号、1928.
- 橋村徳一「発語初歩教授に就て」『口話式聾教育』第5巻第2号、1929.
- 橋村徳一「本校聾啞生の発語発音成績に就て」『口話式聾教育』第5巻第10号、1929.
- 橋村徳一「単語教授の失敗談」『口話式聾教育』第5巻第11号、1929.
- 橋村徳一「卒業記念」1930、『写音レコード』、録音日不明.
- 橋村徳一『人の話を目にて知る』私家版、1965.
- 樋口長市『特殊教育学』建文館、1939.
- 樋口長市『生活教育論』目黒書店、1924.
- 樋口長一『欧米の特殊教育』目黒書店、1924.
- 久田信行「盲啞学校の成立と山尾庸三(補遺)-建白書と暗殺事件-」『群馬大学教育実践研究別刷』第31号、2014.
- 久田信行「盲啞学校の成立と山尾庸三-吉田松蔭の思想と時代背景-」『群馬大学教育実践研究』第26号、2008.
- 土方苑子『近代日本の学校と地域社会』東京大学出版会、1994.
- 平田勝政「大正デモクラシーと盲聾教育-『盲学校及聾啞学校令』の成立過程の分析を通して-」『長崎大学教育学部教育科学研究報告』第37号、1989.
- 平田勝政「近代日本における『特殊教育』概念の形成 学校教育法の「特殊教育」概念に関する歴史的検討」『障害者問題研究』第24巻第4号、1997.
- 平田勝政「日本の障害児教育の黎明」中村満紀男・荒川智編著『障害児教育の歴史』明石書店、2003.
- 平田勝政・管達也「長崎県障害児教育史資料(I)-戦前・盲聾教育編-」『長崎大学教育学部教育科学研究報告』第54号、1998.
- 平田勝政・管達也「長崎県障害児教育史研究(I)-1898年設立の私立長崎盲啞院を中心に-」『長崎大学教育学部教育科学研究報告』第55号、1998.
- 平田勝政・管達也「長崎県障害児教育史研究(II)-戦前・盲聾教育編-」『長崎大学教育学部教育科学研究報告』第55号、1998.
- 平田勝政・管達也「長崎県障害児教育史研究(第II報)-明治30~40年代の長崎県盲・聾教育を中心に-」『長崎大学教育学部紀要-教育科学-』第56号、1999.
- 平田勝政・管達也「長崎県障害児教育史研究(第III報)-大正期の長崎県盲・聾教育を中心に-」『長崎大学教育学部紀要-教育科学-』第57号、1999.
- 平田勝政・久松寅幸「戦前日本の盲学校における職業教育と進路保障に関する歴史的考察:

- 明治末~昭和戦前期の各種盲教育大会等の議論の検討を通して」『長崎大学教育学部紀要-教育科学-』第 65 号、2003.
- 平田勝政・橋本亜沙美「戦前の聴覚障害児教育における職業教育と進路保障に関する歴史的考察-明治末~昭和戦前期の各種聾啞教育大会等の議論の検討を通して-」『長崎大学教育学部紀要-教育科学-』第 71 号、2007.
- 拾石訓啞義塾「拾石訓啞義塾規則」1898.
- 福沢諭吉『西洋事情初編』岩波書店、1866.
- 藤川華子「名古屋市立盲啞学校における口話教育実践の開始とその歴史的意義」『ろう教育科学』第 53 卷第 3 号、2011.
- 古河太四郎「京都府下大黒町待賢校瘡啞生教授手順概略」『教育雑誌』第 64 号附録、1878.
- 牧野吉五郎『明治期啓蒙教育の研究-福沢諭吉に於ける日本近代国家の形成と教育-』御茶の水書房、1968.
- 松井茂『松井茂自伝』松井茂先生自伝刊行会、1952.
- 松田武雄『近代日本社会教育の成立』九州大学出版会、2004.
- 文部省編『文部省布達全書』1878.
- 文部省編「明治 33 年 8 月 20 日勅令第 344 号」『官報』第 5140、1900.
- 文部省編『日本帝国文部省年報』第 9 年報~第 51 年報、1881~1924.
- 文部省編『盲聾教育八十年史』1958.
- 文部省編『特殊教育百年史』東洋館出版社、1978.
- 文部省編『理事功程 合衆国 1』唐澤富太郎『明治初期教育稀観書集成 第Ⅲ期全 20 帙』雄松堂書店、1979.
- 文部省普通学務局編『盲啞学校ニ関スル調査』1919.
- 目加田種太郎「啞ニ発音ヲ教フルコト又万国共通文字ノコト」文部省編『教育雑誌』第 92 号、1879.
- 山下美穂「伊沢修二における西洋教育学説の受容-渡米前を中心にして-」『教育史学紀要』第 31 集、1988.
- 山本 実『川本宇之介の生涯と人間性-特殊教育先覚者としての-』太平社、1961.
- 吉田直美「盲啞学校における技芸科の形成過程-名古屋市立盲啞学校技芸科を事例として-」『ろう教育科学』第 58 卷第 3 号、2016.
- 吉田直美「大正期の盲啞学校における修学形態に関する研究」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要(教育科学)』第 63 卷第 1 号、2016.
- 吉田直美「名古屋市立盲啞学校における口話式聾教育の成立に関する研究」『名古屋大学大

学院教育発達科学研究科紀要(教育科学)』第 63 卷第 2 号、2016.

## 資料

- 橋村徳一著書・論文リスト
- 愛知県立名古屋盲学校所蔵史料リスト
- 愛知県立名古屋聾学校所蔵史料リスト
- 愛知県立千種聾学校所蔵史料リスト
- 愛知県立岡崎盲学校所蔵史料リスト
- 愛知県立岡崎聾学校所蔵史料リスト
- 愛知県立豊橋聾学校所蔵史料リスト
- 名古屋校啞部・聾啞部出席表（写真）
- 名古屋校『写音レコード』（写真）
- 名古屋校『大正六年起 学則変更ニ関スル申請及認可書』（写真）
- 名古屋校 長岡重孝「書簡」（写真）
- 名古屋校『聾国語読本 卷一』（写真）
- 名古屋校『聾国語教本 卷一』（写真）

〔橋村徳一 著書リスト〕				
No	著書名	出版社・発行所	発行年	
1	口話式聾教育音韻教授法	名古屋市立盲啞学校	1922	
2	聾教育口話法概論	名古屋市立盲啞学校	1925	
3	人の話を目にて知る—自伝抄—	私家版	1965	
〔橋村徳一 論文リスト〕				
No	論文名	雑誌名	巻・号	年/月
1	米国聾啞教育の発達	聾啞界	16号	1917(大6)/7
2	米国聾啞教育の発達	聾啞界	17号	1918(大7)/1
3	米国聾啞教育の発達	聾啞界	18号	1918(大7)/7
4	米国聾啞教育の発達	聾啞界	19号	1918(大7)/12
5	聾教育の目的	口話式聾教育	1集	1925(大14)/2
6	音韻「ン」の教授法	口話式聾教育	2集	1925(大14)/3
7	第二学年国語科教授細目	口話式聾教育	2集	1925(大14)/3
8	田代熊本盲啞学校長に答ふ	口話式聾教育	3集	1925(大14)/4
9	聾児発音教授上の注意	口話式聾教育	4号	1925(大14)/5
10	口話法に於ける読唇と発音との関係に就いて	口話式聾教育	5号	1925(大14)/6
11	聾部初等部予科第一学年算術教授細目編纂方針	口話式聾教育	5号	1925(大14)/6
12	口話法に於ける発音と読唇との関係について	口話式聾教育	6号	1925(大14)/7
13	マ行教授法について	口話式聾教育	6号	1925(大14)/7
14	聾部初等部予科第一学年算術教授細目	口話式聾教育	6号	1925(大14)/7
15	文部省諮問答申要解(其一)	口話式聾教育	7号	1925(大14)/8
16	聾部初等部予科第一学年算術教授細目(つづき)	口話式聾教育	7号	1925(大14)/8
17	文部省諮問答申要解(其二)	口話式聾教育	2-1	1926(昭和元)/1
18	聾教育に就てラヂオ放送	口話式聾教育	2-3	1926(昭和元)/3
19	「パ行」の発音教授法	口話式聾教育	2-4	1926(昭和元)/4
20	口絵の発音練習用具に就て	口話式聾教育	2-5	1926(昭和元)/5
21	タテの発音読唇教授法	口話式聾教育	2-5	1926(昭和元)/5
22	ワ行発音読唇教授法	口話式聾教育	2-6	1926(昭和元)/6
23	聾児家庭教育講習会開催の必要	口話式聾教育	2-7	1926(昭和元)/7
24	ヤ・ユ・ヨ発音読唇教授法	口話式聾教育	2-8	1926(昭和元)/8
25	バビブベボの発音読唇教授について	口話式聾教育	2-11	1926(昭和元)/11

26	建議実行委員会概況	口話式聾教育	2-11	1926(昭和元)/11
27	欧州聾口話教育の沿革(其の一)	口話式聾教育	2-12	1926(昭和元)/12
28	聾児の教育方針に就いて	口話式聾教育	3-1	1927(昭和2)/1
29	口話式聾教育雑感	口話式聾教育	3-2	1927(昭和2)/2
30	聾口話法雑感(承前)	口話式聾教育	3-3	
31	口話法雑感(承前)	口話式聾教育	3-5	1927(昭和2)/5
32	名古屋校聾部予科用教本編纂経過	口話式聾教育	3-8	1927(昭和2)/8
33	聾口話法雑感(読唇先進主義)	口話式聾教育	3-9	1927(昭和2)/9
34	盲聾者の教育に就てラジオ放送	口話式聾教育	3-10	1927(昭和2)/10
35	聾口話法雑感(読唇先進主義続)	口話式聾教育	3-12	1927(昭和2)/12
36	純口話法とは何ぞや	口話式聾教育	4-1	1928(昭和3)/1
37	口話法雑感(読唇先進主義続)	口話式聾教育	4-1	1928(昭和3)/1
38	名古屋校音韻教授の経過	口話式聾教育	4-2	1928(昭和3) /2
39	言葉のオサラへについて(一)	口話式聾教育	4-3	1928(昭和3)/3
40	全国盲啞教育大会概況	口話式聾教育	4-8	1928(昭和3)/8
41	支那学事視察雑感其一(長崎校)	口話式聾教育	4-12	1928(昭和3)/12
42	中部支那視察雑感其二(上海福盲学校)	口話式聾教育	5-1	1929(昭和4)/1
43	発語初歩教授に就て	口話式聾教育	5-2	1929(昭和4)/2
44	発語初歩教授に就て(続)	口話式聾教育	5-3	1929(昭和4)/3
45	発語初歩教授に就て(続)	口話式聾教育	5-4	1929(昭和4)/4
46	発語初歩教授に就て(続)	口話式聾教育	5-7	1929(昭和4)/7
47	本校聾啞生の発語発音の成績について	口話式聾教育	5-10	1929(昭和4)/10
48	単語教授の失敗談	口話式聾教育	5-11	1929(昭和4)/11
49	語句教授の失敗談	口話式聾教育	5-12	1929(昭和4)/12
50	会話教授の失敗談	口話式聾教育	6-1	1930(昭和5)/1
51	初学年五六月読唇教材表	口話式聾教育	6-4	1930(昭和5)/4
52	国語初歩巻一教授私見	口話式聾教育	6-5	1930(昭和5)/5
53	国語初歩巻一教授私見(続)	口話式聾教育	6-7	1930(昭和5)/7
54	国語初歩巻一教授私見(続)	口話式聾教育	6-8	1930(昭和5)/8
55	国語初歩巻一教授私見(続)	口話式聾教育	6-10	1930(昭和5)/9
56	国語初歩巻一教授私見(続)	口話式聾教育	6-11	1930(昭和5)/10
57	国語初歩巻一教授私見(続)	口話式聾教育	6-12	1930(昭和5)/11
58	国語初歩巻一教授私見(続)	口話式聾教育	6-13	1930(昭和5)/12

59	国語初歩巻二教授私見(続)	口話式聾教育	7-1	1930(昭和6)/1
60	国語初歩巻二教授私見(続)	口話式聾教育	7-2	1931(昭和6)/2
61	ホノルル盲啞学校参観記	聾口話教育	7-5	1931(昭和6)/5
62	ロンドン盲啞学校視察概記	聾口話教育	7-7	1931(昭和6)/7
63	ロンドン盲、聾学校視察概記	聾口話教育	7-8	1931(昭和6)/8
64	ベルリン視察記	聾口話教育	7-11	1931(昭和6)/11
65	ライプツヒ視察記	聾口話教育	7-12	1931(昭和6)/12
66	ニューヨーク、クリーブランドに於ける聾教育	聾口話教育	8-4	1932(昭和7)/4
67	難聴者連盟	聾口話教育	8-5	1932(昭和7)/5
68	ニューヨーク聾啞学校視察記	聾口話教育	8-6	1932(昭和7)/6
69	欧米視察記(アメリカ編)	聾口話教育	8-7	1932(昭和7)/7
70	欧米視察記(アメリカ編)	聾口話教育	8-8	1932(昭和7)/8
71	子供らしい明るい声を軽く出させる試みの一つ	聾口話教育	8-10	1932(昭和7)/10
72	盲啞教育の開祖小西先生を祈念して	聾啞界	84号付録	1938(昭和11)
73	米国の旅から	聾啞界	55号	1931(昭和6)
74	本校予科用聾国語教本編纂の経過	聾啞教育	5号	1927(昭和2)
75	名古屋校単語初歩教授経過摘要	聾啞教育	6号	
76	入学当初の教授要項	聾啞教育	7号	1929(昭和4)/2
77	ブラッセルからコッペンハーゲン迄	聾啞教育	14号	
78	獨逸に於ける聾啞児及盲児の就学に関する法律	聾啞教育	16号	1931(昭和6)
79	講演 欧米聾教育視察雑感	聾啞教育	18号	
80	会誌五十号の発刊を祝す	聾啞教育	50号	
81	巻頭言	聾啞の光	1-5	1942(昭和17)

【愛知県立名古屋盲学校所蔵史料】			
No.	史料名	著者名	発行年
1	大正六年起 学則変更ニ関スル申請及認可書	名古屋市立盲啞学校	1917
2	連合軍指令受付簿	愛知県盲学校	1945
3	連合軍指令簿達證	愛知県盲学校	1945
4	連合軍より発せられた諸命令の報告書	愛知県盲学校	1946
4(1)	修身、国史及地理教科書回収ニ関スル件	愛知県教育民生部教科	1946
4(2)	連合軍最高司令部ヨリ発スル指令ノ徹底方ニ関スル件	愛知県教育民生部長	1946
4(3)	修身、歴史、地理の教科書・指導書の他これらに係る冊子 絵画・図幅類等の所置に関する件	愛知県教育民生部長	1946
4(4)	修身、国史及地理授業停止について	愛知県教育民生部長	1946
4(5)	復員軍人の復職又は採用等に関する件	愛知県教育民生部長	1946
4(6)	復員軍人教職び採用の件	高級参謀部長陸軍代将 B.M.フィッチ	1946
4(7)	教科用図書の使用について	愛知県教育民生部長	1946
4(8)	公民教育実施に関する件	愛知県教育民生部長	1946
4(9)	学校に於ける掛図並に写真等の処理に関する件	愛知県教育民生部長	1946
4(10)	連合軍より発せられた指令の徹底等に関する件	愛知県教育民生部長	1946
4(11)	国民・学校・青年学校・中等学校に於ける芸能科図画工作の授業について	愛知県教育民生部長	1946
4(12)	出版物没収に関する件	愛知県教育民生部長	1946
4(13)	地理科授業再開に関する件	愛知県教育民生部長	1946
4(14)	連合軍最高司令官の正式代表者に対する証明書について	最高指令大佐 ジョン・ビー・クーレー	1946
4(15)	国家神道、神社神道に対する政府の保証支援及び監督並びに弘布の禁止について」	愛知県教育民生部長	1946
4(16)	進駐軍将兵の視察等に関する件	愛知県教育民生部長	1946
5	軍政部視察	愛知県盲学校	1948
6	創立60周年記念誌	愛知県立名古屋盲学校	1961
7	創立八十周年記念誌	愛知県立名古屋盲学校	1981
8	創立100周年記念誌	愛知県立名古屋盲学校	2001

【愛知県立名古屋聾学校所蔵史料】			
No.	史料名	著者名	発行年
1	明治三十七年起 卒業生学籍名簿	私立名古屋盲啞学校	1904
2	大正元年起 卒業證書台帳 聾部	名古屋市立盲啞学校	1912
3	大正元年起 啞部 修学證書台帳四技芸科	名古屋市立盲啞学校	1912
4	大正二年起啞部卒業生学籍簿	名古屋市立盲啞学校	1912
5	大正二年度起 啞部 退学生学籍簿第一号	名古屋市立盲啞学校	1912
6	大正二年修業證書 啞部 技芸科	名古屋市立盲啞学校	1912
7	移転建築についての史料	松井茂 他	1918
8	啞部生徒出席表	名古屋市立盲啞学校	1915～1921
9	補習科卒業生学籍簿	名古屋市立盲啞学校	1919～1920
10	庶務記録	東海聾教育研究会	1921
11	研究記録	東海聾教育研究会	1921
12	創立満拾週年誌(複写)	名古屋市立盲啞学校	1922
13	聾部生徒戸籍謄本綴	名古屋市立盲啞学校	1922
14	聾啞部生徒出席表	名古屋市立盲啞学校	1922～1925
15	財団法人聾教育振興会寄附行為	財団法人聾教育振興会	1931
16	退学願書綴	愛知県聾学校	1933
17	昭和八年度以降 学籍簿	愛知県聾学校	1933
18	生徒戸籍謄本綴	愛知県聾学校	1933
19	盲及聾啞児ノ就学義務制度と盲人保護法規	帝国盲教育会日本聾啞教育会 建議実行委員	1934
20	愛知県聾学校諸規則	愛知県聾学校	1934
21	愛知県聾学校教育会 役員名簿	愛知県聾学校教育会	1934
22	拾年を語る 東京市立聾学校講演会	東京市立聾学校後援会	1934
23	橋村氏立像除幕式記念	愛知県聾学校	1937
24	決裁書綴	愛知県聾学校	1939
25	愛知県聾学校二十五年史	愛知県聾学校	1940
26	連合軍総司令部ヨリ指令書綴	愛知県聾学校	1945
27	連合軍最高司令部ヨリ発スル指令	愛知県教育民生部長 他	1945・1946
28	航空関係書類	愛知県立名古屋聾学校	1946
29	学校一覧表	愛知県立名古屋聾学校	1948
30	講習会記録	愛知県聾学校	1948
31	教務に関する書類	愛知県立名古屋聾学校	1949
32	学校放送記録	愛知県立名古屋聾学校	1949

33	学校重要書類	愛知県立名古屋聾学校	1951
34	進級判定資料	愛知県立名古屋聾学校	1952
35	進級判定資料	愛知県立名古屋聾学校	1952
36	褒状台帳関係綴	—	1955
37	橋村徳一先生功績調書	愛知県立名古屋聾学校	1959
38	亡き母の思出集	橋村家	1964
39	名聾創立50周年誌)	愛知県立名古屋聾学校	1964
40	創立50周年記念誌	愛知県立名古屋聾学校	1964
41	人の話を目にて知る	橋村徳一	1965
42	アルバム等写真	—	—
43	名聾 模様	—	—

【愛知県立千種聾学校所蔵史料】			
No.	史料名	著者名	発行年
1	吃音矯正の原理及実際	伊澤修二	1912
2	小学校体操教授書	初等教育研究会	1913
3	小学校成績不良児教育法	脇田良吉	1913
4	児童語彙の研究	澤柳政太郎	1919
5	口話式聾教育音韻教授法	橋村徳一	1922
6	愛知県聾学校二十五年史	愛知県聾学校	1940
7	ろう言語教育新講	川本宇之介	1954
8	昭和九年 教育方針	—	1934
9	低学年に於ける本校リズム訓練の実際	福岡県福岡聾学校	1934
10	昭和十三年十月研究発表 発音指導の体系	愛知県聾学校	1938
11	律唱歌指導課程 小学部低学年	長崎県立ろう学校 律唱歌研究班	1947
12	ろう学校に於ける リズム指導研究会資料	大阪府立生野ろう学校	1957
13	聾初等部象科第一、二学年国語科指導方法（第一次研究）	—	不明
14	助詞一覧表	山田五雄	不明
15	基本型組合一覧表	山田五雄	不明
16	練習基本型一覧表 其三	山田五雄	不明
17	教材 集（助詞の一部）	—	不明
18	低学年言語教育の方針	—	不明
19	読方考査問題標準	—	不明
20	低学年に 読方教育	—	不明
21	会話の仕方	—	不明
22	会話系統表	—	不明
23	リズム教育要項	奈良県立盲啞学校長 吉田角太郎	不明
24	リズム訓練の適切なる具体案	熊本県立盲啞学校	不明
25	リズム訓練の適切なる具体案	新潟県立長岡盲啞学校 冢山誠治	不明
26	リズム訓練の適切なる具体案	広島県立聾学校訓導 新出住太郎	不明
27	私達はこう考える（律唱歌名について）	神山憲一	不明
28	リズム唱歌講義要項	山田五雄	不明
29	リズム訓練に就て	リズム指導研究会	不明
30	リズム訓練講義要項	リズム指導研究会	不明

31	聾国語読本 巻一	名古屋市立盲啞学校	1925
32	聾国語読本 巻五	名古屋市立盲啞学校	1925
33	聾児会話教授法	名古屋市立盲啞学校	1926
34	聾児国語教授法	名古屋市立盲啞学校	1926
35	聾国語教本 巻一	名古屋市立盲啞学校	1927
36	国語教本 巻二	名古屋市立盲啞学校	1928
37	国語教本 巻七	名古屋市立盲啞学校	1928
38	国語初歩 巻一 聾啞学校用	名古屋市立盲啞学校	1928
39	国語初歩 巻一 聾啞学校用	名古屋市立盲啞学校	1934
40	国語初歩 巻二 聾啞学校用	名古屋市立盲啞学校	1929
41	国語初歩 巻三 聾啞学校用	名古屋市立盲啞学校	1930
42	国語初歩 巻四 聾啞学校用	名古屋市立盲啞学校	1930
43	国語初歩 巻五 聾啞学校用	名古屋市立盲啞学校	1931
44	国語初歩 巻六 聾啞学校用	名古屋市立盲啞学校	1931
45	国語初歩 副読本 上巻	財団法人聾教育振興会	1933
46	国語初歩 副読本 下巻	財団法人聾教育振興会	1934
47	国語練習読本 巻一	名古屋市立盲啞学校	1938
48	発語初歩教本 二	名古屋市立盲啞学校	1930
49	写音レコード「所感の一端」他 22枚	名古屋市立盲啞学校	1929~1931
50	THE VOLTA REVIEW	The American Association to Promote Teaching of Speech to the Deaf	1925~1937
51	口話式聾教育 第二巻第一号	日本聾口話普及会	1926
52	口話式聾教育 第三巻	日本聾口話普及会	1927
53	口話式聾教育 第五巻	日本聾口話普及会	1929
54	口話式聾教育 第六巻	日本聾口話普及会	1930
55	口話式聾教育 第七巻	日本聾口話普及会	1931
56	口話式聾教育 第八巻	日本聾口話普及会	1932
57	口話式聾教育 第十巻	日本聾口話普及会	1934
58	口話式聾教育 第十一巻	日本聾口話普及会	1935
59	口話式聾教育 第十二巻	日本聾口話普及会	1936
60	口話式聾教育 第十三巻	日本聾口話普及会	1937
61	口語法別記	文部省	1917
62	小学国語読本 尋常科用 巻一	文部省	1932
63	おはなししまししょう	文部省	1952
64	べんきょうしまししょう	文部省	1952
65	おはなししまししょう 学習指導 書 第一学年後期	文部省	1950
66	わが国の特殊教育	文部省	1961

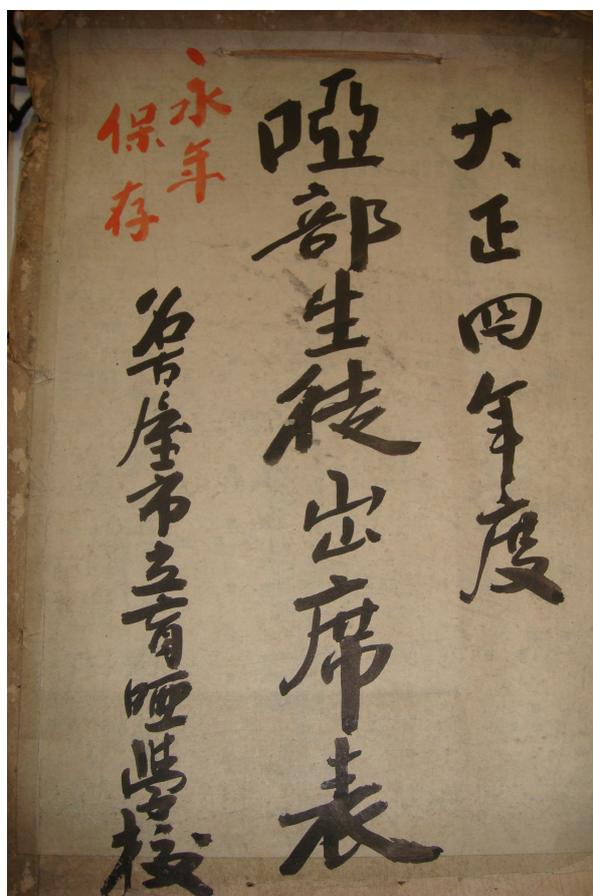
67	名古屋校の「発語発音指導体系」について	宮本寛	1991
68	創立100周年 記念誌	愛知県立名古屋盲学校	2001

<b>【愛知県立岡崎盲学校所蔵史料】</b>			
No.	史料名	著者名	発行年
1	創立満十年建築落成祝賀記念	私立岡崎盲啞学校	1913
2	創立二十周年復興記念誌	財団法人岡崎盲啞学校	1923
3	創立二十周年復興記念写真帖	財団法人岡崎盲啞学校	1923
4	創立四十周年記念	財団法人岡崎盲啞学校	1943
5	50年のあゆみ 創立50周年記念	愛知県立岡崎盲学校	1953
6	60周年記念誌	愛知県立岡崎盲学校	1963
7	八十周年記念誌	愛知県立岡崎盲学校	1983
8	九十周年記念誌	愛知県立岡崎盲学校	1993
9	沿革史	愛知県立岡崎盲学校	不明
<b>【愛知県立岡崎聾学校所蔵史料】</b>			
No.	史料名	著者名	発行年
1	器具機械寄附芳名簿	財団法人岡崎盲啞学校	不明
2	国語初歩巻一	文部省	1935
3	聾啞部戸籍調	岡崎盲啞学校	1931
4	戸籍謄本綴	岡崎盲啞学校聾啞部	1933
5	学籍簿	岡崎盲啞学校聾啞部	1931
6	校章		
7	創立八十周年記念誌	愛知県立岡崎聾学校	1983
8	本校における聴覚障害教育70年の歩み	愛知県立岡崎聾学校	1972
9	再建寄附芳名簿 第十一	財団法人岡崎盲啞学校	不明
10	聾啞年鑑	聾啞月報社	1935
11	佐竹政次郎・さき遺品のコピー	—	—
12	聾口話教育	財団法人聾教育振興会 第13巻～第17巻	1937～1941

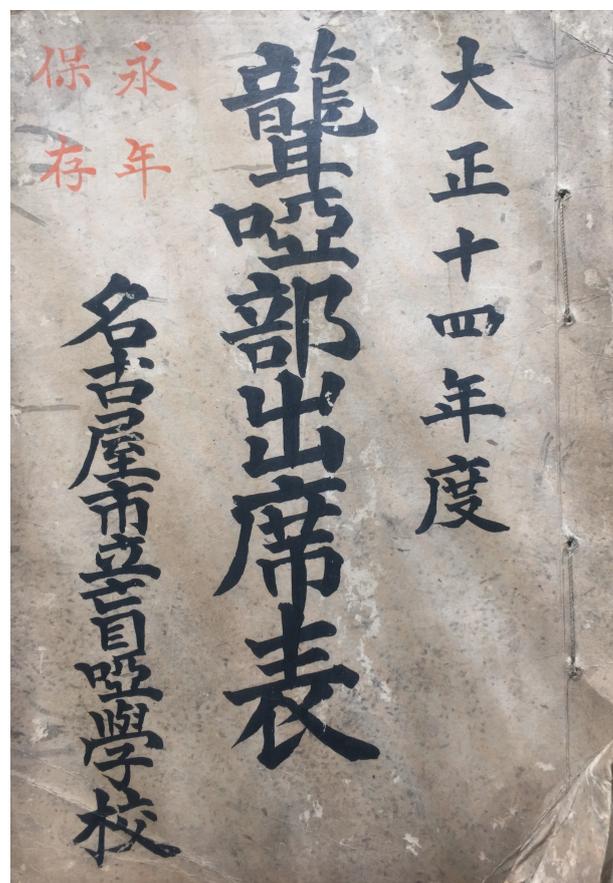
<b>【愛知県立豊橋聾学校所蔵史料】</b>			
No.	史料名	著者名	発行年
1	拾石訓啞義塾規則	拾石訓啞義塾	1898
2	私立豊橋盲啞学校概況一覽	私立豊橋盲啞学校	1910
3	仮称豊橋盲啞学校創立誌	私立豊橋盲啞学校	1914 (原本は不明)
4	拓く徑 愛知県立豊橋聾学校八十年史	愛知県立豊橋聾学校	1981
5	創立百年記念誌	愛知県立豊橋聾学校同窓会	2001
6	史料1(拾石訓啞義塾 以前)	拾石訓啞義塾	～1900
7	史料3(拾石訓啞義塾)	拾石訓啞義塾	1898～1900
8	史料4(私立豊橋盲啞学校)	私立豊橋盲啞学校	1901～1907
9	史料5(私立豊橋盲啞学校)	私立豊橋盲啞学校	1908～1920
10	史料6(私立豊橋盲啞学校)	私立豊橋盲啞学校	1920～1933
11	史料7(私立豊橋盲啞学校・愛知県豊橋盲啞学校)	私立豊橋盲啞学校 愛知県豊橋盲啞学校	1933～1946
12	史料8(愛知県豊橋盲啞学校 愛知県立豊橋聾学校)	愛知県豊橋盲啞学校 愛知県立豊橋聾学校	1946～1955
13	校史資料2(創始期)	—	江戸後期～ 明治初期
14	校史資料3・4(拾石訓啞義塾)	—	1898～1900
15	校史資料5(私立豊橋盲啞学校)	参陽新報 他	1900～1901
16	校史資料6(私立豊橋盲啞学校)	参陽新報 他	1901～1907
17	校史資料7(私立豊橋盲啞学校)	新朝報 他	1907～1914
18	校史資料8(私立豊橋盲啞学校)	寄付者 他	1914～1920
19	校史資料9・10(私立豊橋盲啞学校)	私立豊橋盲啞学校 他	1920～1933

名古屋校「哑部・聾哑部出席表」

愛知県立名古屋聾学校所蔵



【大正四年度 哑部生徒出席表】



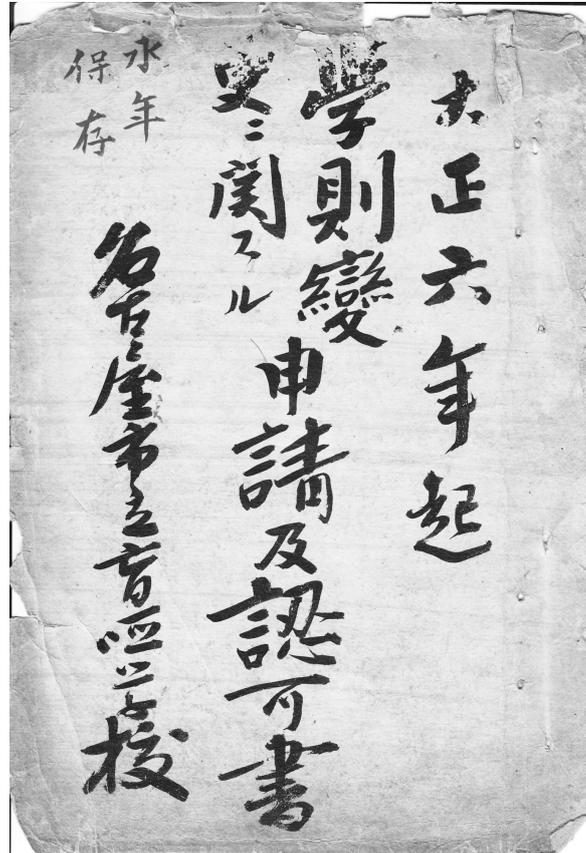
【大正十四年度 聾哑部出席表】

※ 「大正四年度 哑部生徒出席表」のみ出席表名に「生徒」という表記が認められる。

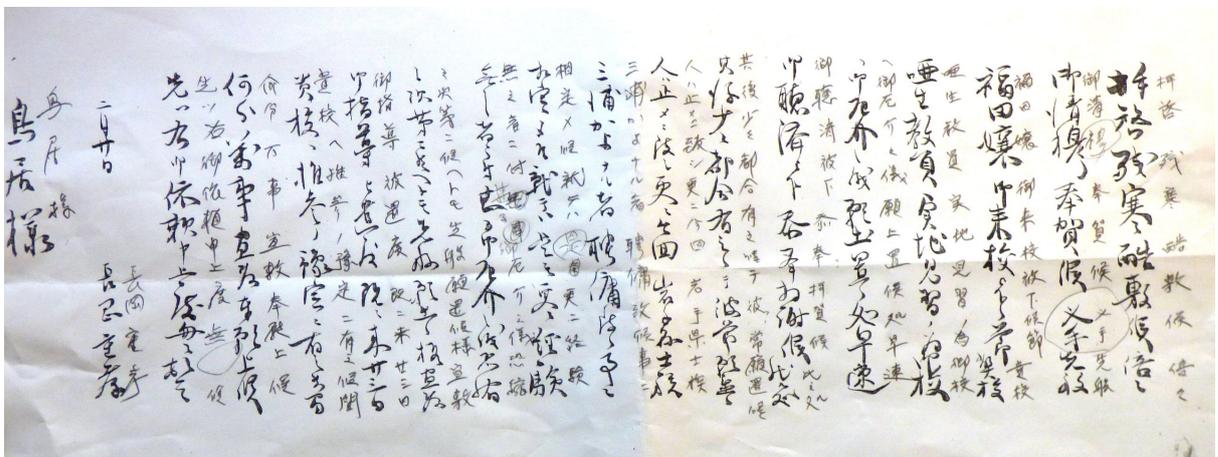
名古屋校 『写音レコード』 愛知県立千種聾学校所蔵



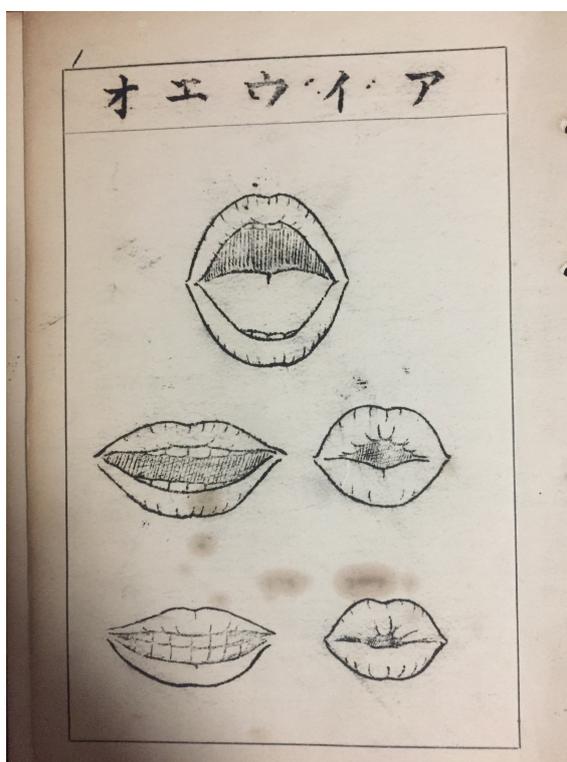
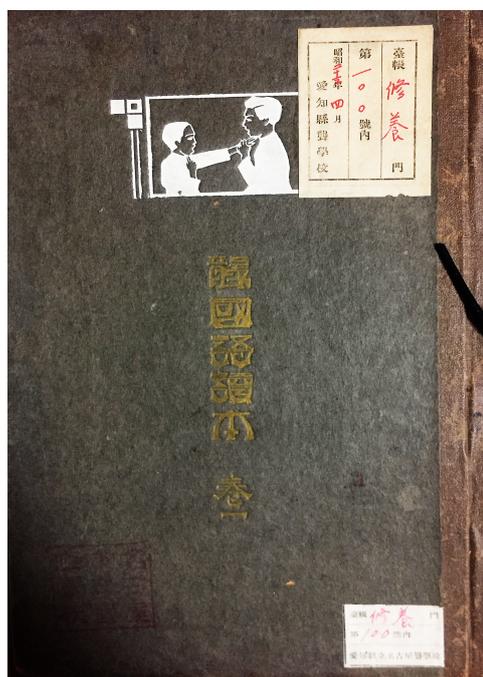
名古屋校『大正六年起 学則變更ニ関スル申請及認可書』  
愛知県立名古屋盲学校所蔵



名古屋校 長岡重孝「書簡」 京都府立盲学校所蔵

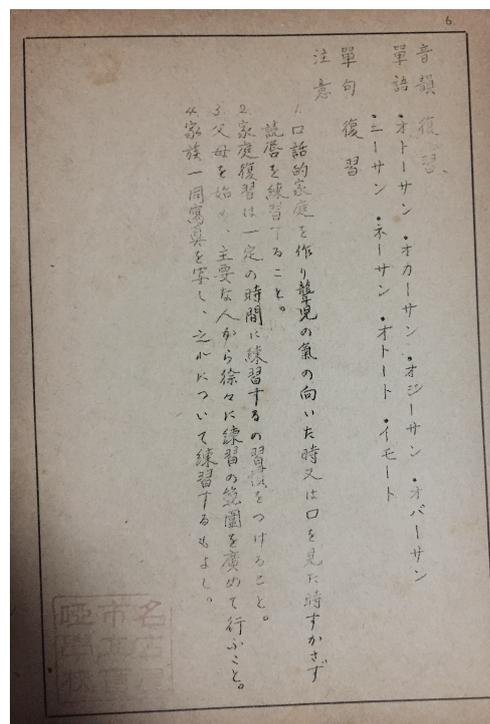
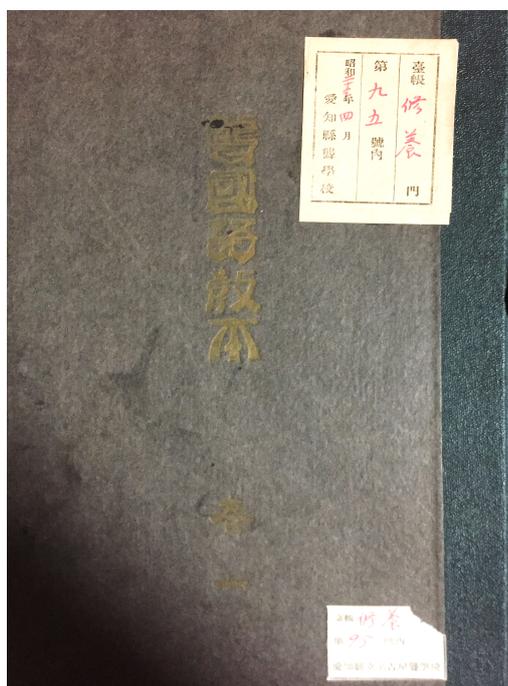


名古屋校『蘭国語読本 卷一』 愛知県立千種聾学校所蔵



※各ページには、50音の口形と単語が挿絵とともに記されている。

名古屋校『聾国語教本 卷一』 愛知県立千種聾学校所蔵



※表に挿絵、裏に指導事項が記載されている。

## 謝辞

本論文は、多くの方々のご協力とご指導がなければ完成に至ることはできませんでした。すべての方のお名前を挙げることはできませんが、ここで感謝の意を表します。

故三井宏隆先生は、社会人として研究者の道を選んだ私に、研究することの意味と心構えを教えてくださいました。先生は、私の名古屋大学大学院への進学を心から喜んでくださり、博士前期課程から博士後期課程へ進み、論文執筆段階に至るまで、常に進捗状況を気にかけて、論文の完成を楽しみにしててくださいました。先生が急逝されたときには、悲しみで一杯でしたが、生前にかけていただいたお言葉の数々を思い出し、論文執筆を続けることができました。

牧野篤先生、李正連先生には、博士前期課程でご指導いただきました。牧野先生の的確なご助言、李先生の細やかなご指導の数々から、私の研究テーマである「障害者教育」を見つめ直すことができ、歴史的に深めたいと思うようになりました。先生方からは、研究の楽しさや面白さも教えていただきましたこと、深く感謝しております。

松田武雄先生には、博士後期程において多くの貴重なご指導とご助言をいただきました。論文の目的や研究方法に関すること、用語や文章表現に関すること等、全てが示唆に富むものであり、今後の研究にも必要で大切な糧となりました。また、論文の完成間際になり、時間との戦いが顕著になるにつれ、くじけそうになる私に温かい励ましのお言葉を送ってくださいました。

河野明日香先生は、表記上の間違いが多い私の論文に、いつも丁寧に目を通してくださり、用語や文章表現に関すること、資料分析からの考察等、幅広く細やかにご指導くださいました。論文完成までの一番苦しかったときには、「頑張りましょう」と連日励ましてくださいました。先生の温かいお気遣いと励ましがなければ、論文を書き上げることはできませんでした。

論文審査委員の吉川卓治先生には、教育史の観点から、数多くの貴重なご指摘をいただきました。吉川先生は、歴史に関する事項をはじめ不十分な表記が多い私の論文を根気強く読んでくださり、わかりやすいご助言をくださいました。論文審査委員の横山悦生先生は、技術・職業教育の観点から、本論文の問題点を端的にご指摘くださいました。横山先生からは、論文と現在をつなぐ視点をもつことの大切さをご教授いただきました。名古屋大学大学院教育発達科学研究科の先生方に、心より感謝申し上げます。

本研究は、愛知県立名古屋盲学校、愛知県立名古屋聾学校、愛知県立千種聾学校、愛知県立豊橋聾学校、愛知県立岡崎盲学校、愛知県立岡崎聾学校のご協力がなければ、成しえませんでした。各学校長先生方は、貴重な史料の数々を快く閲覧させてくださいました。心からお礼申し上げます。特に、愛知県立千種聾学校長大塚とよみ先生は、私が研究に専念できる

ように環境を整えてくださっただけでなく、各学校の史料調査が行いやすいよう便宜を図って下さいました。各学校の史料調査をスムーズに行い、論文に生かすことができたのも、大塚先生のおかげです。心から感謝いたします。

そして、私が担任した愛知県立千種豊学校の卒業生、現在も担任をしている愛知県立名古屋盲学校の在學生、彼等の保護者様方は、いつも変わらない明るさと笑顔で、私に論文執筆を継続する勇気と力を与えて下さいました。理論と実践が噛み合えないところに本当の教育の進展はありえないことを、彼等と共に過ごす日々から学びました。彼等に敬意と感謝の念を表します。

最後に、長きに渡り、論文執筆を見守ってくれた家族に感謝します。論文が完成するように、とお守りのリングを送ってくださった大切な方にも。そして、家族以上に、博士前期課程から変わらない愛情で困難だったときも弱気になったときも全力で支えて下さいました M.Reza.Naghsh 先生に心から感謝いたします。ありがとうございました。